

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 竜巻影響評価</p> <p>1.4.1 評価概要</p> <p>評価の概要は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組み合わせ荷重）の設定</p> <p>(2) 原子力発電所における飛来物に係る調査</p> <p>(3) 飛来物防止対策</p> <p>(4) 考慮すべき設計荷重に対する評価対象施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることを確認</p> <p>1.4.2 評価対象施設</p> <p>「1.2.1 竜巻影響評価の対象施設」に示したとおりとする。</p> <p>1.4.3 評価荷重の設定</p> <p>1.4.3.1 設計竜巻荷重の設定</p> <p>設計竜巻の最大風速V_D等に基づき、「風圧力」、「気圧差による圧力」及び「飛来物の衝撃荷重」について、以下のとおり設定する。</p> <p>(1) 設計竜巻による風圧力の設定</p> <p>設計竜巻の水平方向の最大風速によって施設（屋根を含む）に作用する風圧力（P_D）は、「建築基準法施行令」及び「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」に準拠して、下式により算定する。</p> <p>なお、ガスト影響係数（G）は$G=1.0$、風力係数（C）は施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定する。</p> $P_D = q \cdot G \cdot C \cdot A$ <p>q：設計用速度圧 G：ガスト影響係数（=1.0） C：風力係数 A：施設の受圧面積</p> $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$ <p>ρ：空気密度 V_D：設計竜巻の最大風速</p> <p>(2) 設計竜巻による鉛直方向の風圧力</p> <p>建屋の庇部や屋根スラブについて、鉛直方向の風圧力の影響を受けると考える。</p> <p>庇については、評価対象施設のうち、竜巻防護施設の外殻として機能する部分には存在しない。</p> <p>屋根スラブについては、鉄筋コンクリート造であることから、鉄筋コンクリート造について、鉛直方向の風圧力に対する健全性の確</p>	<p>3. 竜巻影響評価</p> <p>3.1 評価概要</p> <p>評価の概要は以下のとおり。</p> <p>(1) 設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定</p> <p>(2) 原子力発電所における飛来物に係る調査</p> <p>(3) 飛散防止対策</p> <p>(4) 考慮すべき設計荷重に対する評価対象施設等の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることを確認</p> <p>3.2 評価対象施設等</p> <p>「1.2.2 竜巻影響評価の対象施設」に示すとおり。</p> <p>3.3 設計荷重の設定</p> <p>3.3.1 設計竜巻荷重の設定</p> <p>設計竜巻の最大風速V_D等に基づき、「風圧力」、「気圧差による圧力」及び「飛来物の衝撃荷重」について、以下のとおり設定する。</p> <p>(1) 設計竜巻による風圧力の設定</p> <p>設計竜巻の水平方向の最大風速によって施設（屋根を含む）に作用する風圧力W_wは「建築基準法施行令」及び「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」に準拠して、下式により算定する。</p> <p>なお、ガスト影響係数Gは、$G=1.0$、風力係数Cは施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定する。</p> $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ <p>q：設計用速度圧 G：ガスト影響係数（=1.0） C：風力係数 （施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定） A：施設の受圧面積</p> $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$ <p>ρ：空気密度 V_D：設計竜巻の最大風速</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対して弱いと考えられる評価対象施設等が存在する場合には、フジタモデルの風速場により求められる鉛直方向の風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。</p>	<p>3. 竜巻影響評価</p> <p>3.1 評価概要</p> <p>評価の概要は以下のとおり。</p> <p>(1) 設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定</p> <p>(2) 原子力発電所における飛来物に係る調査</p> <p>(3) 飛散防止対策</p> <p>(4) 考慮すべき設計荷重に対する評価対象施設等の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることを確認</p> <p>3.2 評価対象施設等</p> <p>「1.2.2 竜巻影響評価の対象施設」に示すとおり。</p> <p>3.3 設計荷重の設定</p> <p>3.3.1 設計竜巻荷重の設定</p> <p>設計竜巻の最大風速V_D等に基づき、「風圧力」、「気圧差による圧力」及び「飛来物の衝撃荷重」について、以下のとおり設定する。</p> <p>(1) 設計竜巻による風圧力の設定</p> <p>設計竜巻の水平方向の最大風速によって施設（屋根を含む）に作用する風圧力W_wは「建築基準法施行令」及び「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」に準拠して、下式により算定する。</p> <p>なお、ガスト影響係数Gは、$G=1.0$、風力係数Cは施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定する。</p> $W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$ <p>q：設計用速度圧 G：ガスト影響係数（=1.0） C：風力係数 （施設の形状や風圧力が作用する部位（屋根、壁等）に応じて設定） A：施設の受圧面積</p> $q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$ <p>ρ：空気密度 V_D：設計竜巻の最大風速</p> <p>ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対して弱いと考えられる評価対象施設等が存在する場合には、ランキン渦モデルの風速場により求められる鉛直方向の風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では、竜巻風速場としてフジタモデル</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>認を行う。設備については、鉛直方向の風圧力に対して特に脆弱と考えられる部位はないことから、鉛直方向の最大風速等に基づいて算定した鉛直方向の風圧力の考慮は行わない。</p> <p>(3) 設計竜巻における気圧低下によって生じる評価対象施設内外の気圧差による圧力の設定 設計竜巻による評価対象施設内外の気圧差による圧力は、最大気圧低下量（ΔP_{max}）に基づき設定する。</p> <p>①建屋・構築物等 建屋については、気圧差による圧力荷重が最も大きくなる「閉じた施設」を想定し、内外気圧差による圧力荷重W_pを以下の式により設定する。 $W_p = \Delta P_{max} \cdot A$ ここで、ΔP_{max}：最大気圧低下量、A：施設の受圧面積</p> <p>竜巻防護施設を内包する建屋・構築物について、建屋壁及び屋根等の影響評価を実施し、当該施設が破損した場合には安全機能維持について確認を行う。</p> <p>②設備（系統、機器） 設備についても、上記と同様に圧力荷重W_pを設定する。 なお、外気と隔離されている区画の境界部等気圧差による圧力影響を受ける設備について、圧力影響により作用する応力が許容値内であるか確認し、許容値を上回る場合には設備が破損した場合の安全機能維持への影響について確認する。</p> <p>(4) 設計竜巻による飛来物が評価対象施設に衝突する際の衝撃荷重の設定 ①大飯発電所3、4号機における飛来物に係る現地調査結果及び設計飛来物の妥当性について 大飯発電所3、4号機の竜巻影響評価における設計飛来物については、大飯発電所における飛来物に係る現地調査結果と、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの解説表4.1に示されている設計飛来物の設定例を参照し設定している。以下に、大飯発電所にて実施（2013年6月25日、8月1～2日）した飛来物の現地調査の結果と、その結果を元に抽出した設計飛来物の妥当性を示す。</p>	<p>(2) 気圧差による圧力の設定 設計竜巻による評価対象施設等の内外の気圧差による圧力は、最大気圧低下量ΔP_{max}に基づき設定する。</p> <p>a. 建屋・構築物等 建屋については、気圧差による圧力荷重が最も大きくなる「閉じた施設」を想定し、内外気圧差による圧力荷重W_pを以下の式により設定する。 $W_p = \Delta P_{max} \cdot A$ $\Delta P_{max} : \text{最大気圧低下量}$ $A : \text{施設の受圧面積}$</p> <p>外部事象防護対象施設を内包する建屋・構築物について、影響評価を実施し、当該施設が破損した場合には安全機能維持について確認を行う。</p> <p>b. 設備（系統、機器） 設備についても、上記と同様に圧力荷重W_pを設定する。 なお、換気空調系のように外気と隔離されている区画の境界部等、気圧差による圧力影響を受ける設備について、圧力影響により作用する応力が許容値内であるか確認し、許容値を上回る場合には安全機能維持への影響について確認する。</p> <p>(3) 設計竜巻による飛来物が評価対象施設等に衝突する際の衝撃荷重の設定 a. 女川原子力発電所2号炉における設計飛来物等の選定【添付資料3.3】 女川原子力発電所2号炉の竜巻影響評価における設計飛来物等については、女川原子力発電所2号炉における飛来物源の現地調査結果及び「竜巻影響評価ガイド」の解説表4.1に示されている設計飛来物の設定例を参照して選定する。 第3.3.1-1 図に発電所における設計飛来物の選定フローを、第3.3.1-1 表に発電所における設計飛来物を示す。</p>	<p>(2) 設計竜巻における気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力の設定 設計竜巻による評価対象施設等の内外の気圧差による圧力は、最大気圧低下量ΔP_{max}に基づき設定する。</p> <p>a. 建屋・構築物等 建屋については、気圧差による圧力荷重が最も大きくなる「閉じた施設」を想定し、内外気圧差による圧力荷重W_pを以下の式により設定する。 $W_p = \Delta P_{max} \cdot A$ $\Delta P_{max} : \text{最大気圧低下量}$ $A : \text{施設の受圧面積}$</p> <p>外部事象防護対象施設を内包する建屋・構築物について、影響評価を実施し、当該施設が破損した場合には安全機能維持について確認を行う。</p> <p>b. 設備（系統、機器） 設備についても、上記と同様に圧力荷重W_pを設定する。 なお、換気空調系のように外気と隔離されている区画の境界部等、気圧差による圧力影響を受ける設備について、圧力影響により作用する応力が許容値内であるか確認し、許容値を上回る場合には安全機能維持への影響について確認する。</p> <p>(3) 設計竜巻による飛来物が評価対象施設等に衝突する際の衝撃荷重の設定 a. 泊発電所3号炉における設計飛来物等の選定【添付資料3.3】 泊発電所3号炉の竜巻影響評価における設計飛来物等については、泊発電所3号炉における飛来物源の現地調査結果及び「竜巻影響評価ガイド」の解説表4.1に示されている設計飛来物の設定例を参照して選定する。 第3.3.1.1 図に発電所における設計飛来物の選定フローを、第3.3.1.1 表に発電所における設計飛来物を示す。</p>	<p>を適用しているが、泊では、ガイドに基づくランキン渦モデルを適用している。</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 飛来物に対する考え方 飛来物のうち、後述する設計飛来物に選定した鋼製材より運動エネルギー及び貫通力が大のもの（コンテナ等）については、固縛を行うことで飛散させないものとする。また、衝突時に防護施設に与えるエネルギーが鋼製材の運動エネルギーより小さいものについては、適切な飛散防止対策を行う。</p> <p>c. 設計飛来物の選定 上記の考え方にに基づき、大飯発電所の飛来物になりえる物品の調査を行い、設計飛来物の選定を行った。 飛来物に係る調査の結果、大飯発電所において飛来物となる可能性があるものから、浮き上がりの有無、運動エネルギー及び貫通力の大きさから鋼製材を設計飛来物として抽出した。選定した鋼製材のサイズ及び質量については、現地調査及びガイドに基づいて、発電所内に保管されているもののうち施設への影響が大きなサイズ及び質量を選定した。</p>	<p>(b)設計飛来物の選定 i) 現地調査 飛来物となり得る物品を確認するため、女川原子力発電所の現地調査を実施した。調査範囲は、女川原子力発電所の敷地のみならず、発電所敷地近傍も含んだ、原子炉建屋から半径800mの範囲とした。後述の飛散評価の結果によれば、確認された物品の飛散距離は800mを十分に下回ることから、調査範囲は十分と考えられる。</p> <p>ii) 設計飛来物となり得る飛来物源の抽出 現地調査で確認された物品の最大飛散距離は最大でも400m程度と評価された。したがって、女川原子力発電所2号炉の設計飛来物の設定に際しては、発電所敷地内で認められた物品に「竜巻影響評価ガイド」の解説表4.1に例示された物品を加えたものを飛来物源として抽出した。</p>	<p>(b)設計飛来物の選定 i) 現地調査 飛来物となり得る物品を確認するため、泊発電所の現地調査を実施した。調査範囲は、泊発電所の敷地内（原子炉建屋から約550m（最短距離）～約1100m（最長距離）の範囲）とした。後述の飛散評価の結果によれば、確認された物品の飛散距離は550mを下回ることから、調査範囲は十分と考えられる。</p> <p>ii) 設計飛来物となり得る飛来物源の抽出 現地調査で確認された物品の最大飛散距離は最大でも430m程度と評価された。したがって、泊発電所3号炉の設計飛来物の設定に際しては、発電所敷地内で認められた物品に「竜巻影響評価ガイド」の解説表4.1に例示された物品を加えたものを飛来物源として抽出した。</p>	<p>り上げて、最大風速100m/sを用いる方針</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊では、竜巻影響評価ガイドを参照し、発電所敷地内を調査範囲としている。（大飯も同様）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・発電所敷地内の屋外物品の違いによる最大飛散距離の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>さらに、後述する防護対策として設置する防護ネットをすり抜ける可能性がある飛来物として鋼製パイプ及び砂利を選定した。なお、砂利のサイズはネットの網目のサイズ（4cm）を考慮して設定した。</p> <p>【参考として、基本方針1.9.1.6 設計飛来物の設定の一部を記載】 さらに、防護ネットや防護鋼板、防護壁による竜巻飛来物防護対策設備（以下「竜巻飛来物防護対策設備」という。）の形状、寸法を考慮して、鋼製材より小さく竜巻飛来物防護対策設備を通過する可能性がある砂利、及び竜巻飛来物防護対策設備を通過しないが竜巻防護施設である使用済燃料ピットに侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性がある鋼製パイプを設計飛来物として設定する。</p> <p>図1.4.1に大飯発電所における設計飛来物の選定フロー、表1.4.1に抽出された大飯発電所における設計飛来物を示す。</p>	<p>iii) 設計飛来物の設定 上記の飛来物源から、第3.3.1-1図のフローに従い、「竜巻影響評価ガイド」に例示されている鋼製材を設計飛来物として設定した。 さらに、鋼製材に対する飛来物防護対策として設置する防護ネットを通過し得る設計飛来物として、砂利を設定した。砂利のサイズはネットの網目のサイズを考慮して設定した。</p> <p>以降の設計飛来物とは、上記の鋼製材及び砂利の2つを示す。</p> <p>(c) 設計飛来物以外の飛来物源に対する措置 i) 基本方針 設計飛来物以外の飛来物源については、設計竜巻の最大風速100m/sにおける衝突時の運動エネルギー又は貫通力の大きさを、設計飛来物のうちこれらが最大となる鋼製材と比較し、鋼製材を上回る飛来物源（コンテナ等）については、以下のとおり対応する。 ・女川原子力発電所敷地内のは、飛来物発生防止対策（固縛等）を施すか、評価対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔及び頑健な建物内への移動等の運用により、設計飛来物による影響を上回らないものとする。</p>	<p>iii) 設計飛来物の設定 上記の飛来物源から、第3.3.1.1図のフローに従い、「竜巻影響評価ガイド」に例示されている鋼製材を設計飛来物として設定した。 さらに、鋼製材に対する飛来物防護対策として設置する竜巻防護ネットを通過し得る設計飛来物として、砂利を設定した。砂利のサイズはネットの網目のサイズを考慮して設定した。</p> <p>また、竜巻防護ネットを通過しないが外部事象防護対象防護施設である使用済燃料ピット等に侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性がある設計飛来物として、鋼製パイプを設定した。以降の設計飛来物とは、上記の鋼製材、鋼製パイプ及び砂利の3つを示す。</p> <p>(c) 設計飛来物以外の飛来物源に対する措置 i) 基本方針 設計飛来物以外の飛来物源については、設計竜巻の最大風速100m/sにおける衝突時の運動エネルギー又は貫通力の大きさを、設計飛来物のうちこれらが最大となる鋼製材と比較し、鋼製材を上回る飛来物源（コンテナ等）については、以下のとおり対応する。 ・泊発電所敷地内のは、飛来物発生防止対策（固縛等）を施すか、評価対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔及び頑健な建物内への移動等の運用により、設計飛来物による影響を上回らないものとする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・設計飛来物の相違 ・大飯の基本方針の記載を参考にした。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯では、補足説明資料において、泊と同じく、鋼製パイプは燃料集合体に直接落下する可能性があるため、設計飛来物に選定した旨記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【6竜巻-別添1-82にて比較】

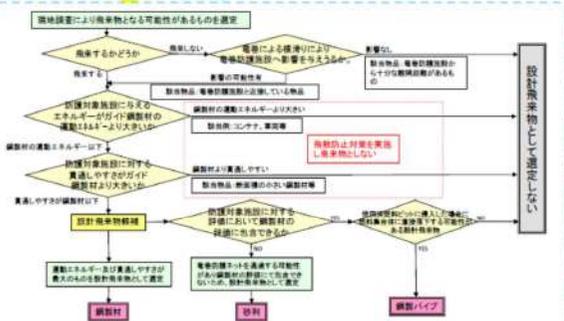


図1.4.1 設計飛来物の選定フロー

表1.4.1 大阪発電所における設計飛来物

飛来物の種類	砂利	鋼製パイプ	鋼製材
サイズ(m)	長さ×幅×奥行き 0.04×0.04×0.04	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2
質量(kg)	0.18	8.4	135

②設計飛来物の速度の設定

設計竜巻による設計飛来物の最大水平速度 (uV_{Hmax}) 及び最大鉛直速度 (wV_{Vmax}) は、衝撃荷重による影響を保守的に評価するため、ガイドに示される竜巻の最大風速 (V_D) =100m/sの場合と同じ値とし、表1.4.2のとおりとする。

ただし、ガイドに記載のない設計飛来物である砂利の速度については、文献*を参考にして、ランキン渦を仮定し風速場の中での速度を算出した。

b. 設計飛来物の速度等の設定【添付資料3.1】

設計竜巻の最大風速 (100m/s) による設計飛来物の最大水平速度 uV_{Hmax} は、フジタモデルの風速場を用いて算出した。また、設計飛来物の浮き上がり高さ及び飛散距離も同様に算出した。その結果を第3.3.1-1表に示す。

竜巻影響評価においては、敷地の高台等を適切に考慮し評価を実施する。また、影響範囲は「設計飛来物が到達する高さ」以上の範囲もカバーする観点から、評価対象施設等の全面に設計飛来物が影響を及ぼすものとして評価する。

【伊方発電所3号炉まとめ資料 6条(竜巻)-別添1-資料5-6ページより引用】

3. 設計飛来物の速度等

設計竜巻による設計飛来物（鋼製パイプ及び鋼製材）の最大水平速度、最大鉛直速度及び運動エネルギーは、衝撃荷重による影響を保守的に評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日付け原規技発第13061911号。以下「評価ガイド」という。）」に示されている竜巻の最大風速 (V_D =100m/s) の場合と同じ値とする。

評価ガイドについては、平成26年9月17日に鋼製材の最大水平速度が57m/s から51m/s、最大鉛直速度が38m/s から34m/sに改正されているが改正前の値とする。

b. 設計飛来物の速度の設定【添付資料3.1】

設計竜巻の最大風速 (100m/s) による設計飛来物の最大水平速度 (uV_{Hmax}) 及び最大鉛直速度 (wV_{Vmax}) は、衝撃荷重による影響を保守的に評価するため、ガイドに示される設計竜巻の最大風速 (V_D) =100m/sの場合と同じ値とする。ガイドにおける鋼製材の最大水平速度及び最大鉛直速度については、平成26年9月17日に改正（最大水平速度が57m/s から51m/sに、最大鉛直速度が38m/s から34m/sに改正）されているが改正前の値とし、第3.3.1.1表のとおりとする。

ただし、ガイドに記載のない設計飛来物である砂利の速度については、文献*を参考にして、ランキン渦を仮定し風速場の中での速度を算出した。

【女川】

設計方針の相違

- ・大阪審査実績の反映
- ・女川では、設計飛来物の最大水平速度等をフジタモデルの風速場モデルを用いた飛散評価手法により求めているが、泊では、大阪と同じくガイドの値を用いている。

【大阪】

設計方針の相違

- ・大阪では、設計竜巻の最大風速は92m/sであるが、設計に当たっては、安全側に数字を切り上げて、最大風速100m/sを用いる方針であるが、泊では、女川と同じく、基準竜巻の最大風速を切り上げて、設計竜巻の最大風速を100m/sとし、設計に用いている。

【大阪】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

表1.4.2 大飯発電所における設計飛来物の速度（竜巻最大風速：100m/s）

飛来物の種類	飛来物の種類		
	砂利	鋼製パイプ	鋼製材
サイズ(m)	長さ×幅×奥行き 0.04×0.04×0.04	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2
質量(kg)	0.18	8.4	135
最大水平速度(m/s)	62	49	57
最大鉛直速度(m/s)	42	33	38

※：竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究（東京工科大学）
 E.Simiu and M.Cordes,NBSIR76-1050,Tornado Borne Missile Speeds,1976

女川原子力発電所2号炉

第3.3.1-1表 女川原子力発電所における設計飛来物

項目	飛来物の種類		
	砂利	鋼製材	
サイズ (m)	縦×横×高さ 0.04×0.04×0.04 ^{※1}	縦×横×高さ 4.2×0.3×0.2	
質量 (kg)	0.2	135	
初期高さ (m) ^{※2}	8.0	11.5	
計算結果 ^{※3}	最大水平速度 (m/s)	59.3	46.6
	最大鉛直速度 (m/s)	22.6~37.9 ^{※4}	16.7~34.7 ^{※4}
	浮き上がり高さ (m)	18.0	2.6
	飛散距離 (m)	209.5	139.4

※1 砂利のサイズは、竜巻防護ネットの金網が目開き5cm×5cmを2枚重ね、4cm×4cmを1枚重ねの構造となっていることを考慮して選定
 ※2 初期高さは感度解析の結果を踏まえて、最大水平速度の算出条件を適用
 ※3 設計竜巻風速100m/s、当社が実施するフラグモデルの風速場を用いた飛散評価手法による結果
 ※4 敷地内の高台を考慮して設定

c. 設計飛来物の衝撃荷重の設定

設計竜巻の最大風速 100m/s による設計飛来物の衝撃荷重は、**砂利と比べ運動エネルギーが大きくなる鋼製材の衝突方向及び衝突面積を考慮し、鋼製材が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる衝突方向で算出する。**

鋼製材の最大速度は第3.3.1-1表のとおりであり、静的な構造評価を実施する場合の衝撃荷重は、重量分布を均一な直方体として、Rieraの方法⁽¹⁾を踏まえた下式にて算出した。

$$W_w = F_{MAX} = MV^2 / L_{MIN}$$

M：飛来物の質量

泊発電所3号炉

第3.3.1.1表 泊発電所における設計飛来物

項目	飛来物の種類		
	砂利	鋼製パイプ	鋼製材
サイズ[m]	長さ×幅×奥行き 0.04×0.04×0.04 ^{※1}	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2
質量[kg]	0.18	8.4	135
最大水平速度[m/s]	62 ^{※2}	49 ^{※1}	57 ^{※1}
最大鉛直速度[m/s]	42 ^{※3}	33 ^{※1}	38 ^{※1}

※1 砂利のサイズは、竜巻防護ネットの金網が目開き5cm×5cmを2枚重ね、4cm×4cmを1枚重ねの構造、又は4cm×4cmを2枚重ねの構造となっていることを考慮して選定
 ※2 設計竜巻風速100m/s、当社が実施するランゲンムルモデルの風速場を用いた飛散評価手法による結果
 ※3 竜巻影響評価ガイドに基づき最大水平速度の2/3として算出
 ※4 衝撃荷重による影響を保守的に評価するため、竜巻影響評価ガイドに示される竜巻の最大風速（V₀）=100m/sの場合と同じ値とする。また、鋼製材については、竜巻影響評価ガイド改正前の値とする。

※：竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究（東京工科大学）

E.Simiu and M.Cordes,NBSIR76-1050,Tornado-Borne Missile Speeds,1976

c. 設計飛来物の衝撃荷重の設定

設計竜巻の最大風速 100m/s による設計飛来物の衝撃荷重は、**運動エネルギーが最も大きくなる鋼製材の衝突方向及び衝突面積を考慮し、鋼製材が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる衝突方向で算出する。**

鋼製材の最大速度は第3.3.1.1表のとおりであり、静的な構造評価を実施する場合の衝撃荷重は、重量分布を均一な直方体として、Rieraの方法⁽¹⁾を踏まえた下式にて算出した。

$$W_w = F_{MAX} = MV^2 / L_{MIN}$$

M：飛来物の質量

相違理由

記載方針の相違
 ・大飯では、泊と同じく、鋼製材の最大水平速度等は改正前のガイドの値を用いている。
 ・伊方の記載を参考とした。

【大飯】

記載表現の相違

【女川】

設計方針の相違

・設計飛来物の相違
 ・泊の鋼製パイプ及び鋼製材の最大水平速度及び最大鉛直速度は、竜巻影響評価ガイドの記載の値を使用している。また、砂利の最大鉛直速度は、ガイドに基づき最大水平速度の2/3としている。（大飯と同じ）

・女川では、設計飛来物の最大水平速度等をフジタモデルの風速場を用いた飛散評価手法により求めているため、計算結果として最大水平速度等を記載している。
 また、飛散評価手法を行うにあたっては、初期高さを設定する必要があるので、初期高さを記載している。

【大飯】

記載方針の相違

・女川審査実績の反映

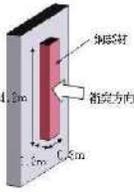
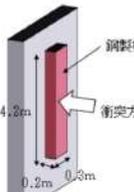
【女川】

設計方針の相違

・設計飛来物の相違
 ・女川は、鋼製材、砂利の2つ。泊は、鋼製材、鋼製パイプ、砂利の3つ。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③設計竜巻荷重の組み合わせ</p> <p>評価対象施設の評価に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重 (W_w)、気圧差による荷重 (W_p)、及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合わせた複合荷重とし、以下の式により算定する。</p> $W_{T1} = W_P$ $W_{T2} = W_w + 0.5 \cdot W_p + W_M$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> W_{T1}、W_{T2}：設計竜巻による複合荷重 W_w：設計竜巻の風圧力による荷重 W_p：設計竜巻の気圧差による荷重 W_M：設計飛来物による衝撃荷重 <p>なお、設計対象施設にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。</p>	<p>V：飛来物の衝突速度 L_{MIN}：飛来物の衝突方向長さ</p> <p>Riera の方法で衝撃荷重を算出する場合、衝撃荷重が最大となるのは第3.3.1-2図に示す向きの衝突となる。</p> <p>なお、有限要素法による飛来物衝突評価を行う場合には、飛来物の衝突速度を初速値として入力し、衝突解析により衝撃荷重を算出する。衝突解析における鋼製材の衝突方向は、鋼製材が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる衝突方向とする。</p>  <p>第3.3.1-2図 最大衝撃荷重となる鋼製材衝突方向 (Rieraの方法⁽¹⁾)</p> <p>d. 設計竜巻荷重の組合せ</p> <p>評価対象施設等の評価に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重W_w、気圧差による荷重W_p、及び設計飛来物による衝撃荷重W_Mを組み合わせた複合荷重として、以下の式により算出する。</p> $W_{T1} = W_p$ $W_{T2} = W_w + 0.5 \cdot W_p + W_M$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> W_{T1}、W_{T2}：設計竜巻による複合荷重 W_w：設計竜巻の風圧力による荷重 W_p：設計竜巻の気圧差による荷重 W_M：設計飛来物による衝撃荷重 <p>ここで、竜巻襲来時のある瞬間において、各荷重の作用方向は必ずしも一様ではないが、W_{T2}の算出においてはW_w、W_p及びW_Mの作用方向を揃えることとし、保守性を考慮する。また、評価対象施設等にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。</p>	<p>V：飛来物の衝突速度 L_{MIN}：飛来物の衝突方向長さ</p> <p>Riera の方法で衝撃荷重を算出する場合、衝撃荷重が最大となるのは第3.3.1.2図に示す向きの衝突となる。</p> <p>なお、有限要素法による飛来物衝突評価を行う場合には、飛来物の衝突速度を初速値として入力し、衝突解析により衝撃荷重を算出する。衝突解析における鋼製材の衝突方向は、鋼製材が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる衝突方向とする。</p>  <p>第3.3.1.2図 最大衝撃荷重となる鋼製材衝突方向 (Rieraの方法⁽¹⁾)</p> <p>d. 設計竜巻荷重の組合せ</p> <p>評価対象施設等の評価に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重W_w、気圧差による荷重W_p、及び設計飛来物による衝撃荷重W_Mを組み合わせた複合荷重として、以下の式により算出する。</p> $W_{T1} = W_p$ $W_{T2} = W_w + 0.5 \cdot W_p + W_M$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> W_{T1}、W_{T2}：設計竜巻による複合荷重 W_w：設計竜巻の風圧力による荷重 W_p：設計竜巻の気圧差による荷重 W_M：設計飛来物による衝撃荷重 <p>ここで、竜巻襲来時のある瞬間において、各荷重の作用方向は必ずしも一様ではないが、W_{T2}の算出においてはW_w、W_p及びW_Mの作用方向を揃えることとし、保守性を考慮する。また、評価対象施設等にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 評価対象施設に常時作用する荷重、運転時荷重等 評価対象施設に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、さらに施設の運転により重畳して作用する運転時の荷重を適切に組み合わせる。</p> <p>(2) 竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり※1、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象は、雷、雪、雹及び大雨である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>なお、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>① 雷 竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。</p> <p>② 雪 竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくい。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。</p> <p>冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。</p>	<p>3.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重等 評価対象施設等に自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせる。</p> <p>(2) 竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり⁽²⁾、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>なお、竜巻と同時に発生する自然現象については今後も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>① 雷 竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。</p> <p>② 雪 竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくい。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。</p> <p>冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。</p>	<p>3.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重等 評価対象施設等に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせる。</p> <p>(2) 竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり⁽²⁾、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>なお、竜巻と同時に発生する自然現象については今後も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p> <p>① 雷 竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。</p> <p>② 雪 竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくい。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。</p> <p>冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 雹</p> <p>雹は積乱雲から降る直径5mm以上の水の粒であり、仮に直径10cm程度の大型の雹を想定した場合、その質量は約0.5kgとなる。10cm程度の雹の終端速度は59m/s※2、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>④ 大雨</p> <p>竜巻と大雨が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>(3) 設計基準事故時荷重</p> <p>設計竜巻は原子炉冷却材喪失事故などの設計基準事故の起因とはならないため、設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。</p> <p>設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから、設計基準事故時荷重と設計竜巻との組合せは考慮しない。</p> <p>仮に、風速が低く発生頻度が高い竜巻と設計基準事故が同時に発生する場合、竜巻防護施設等のうち設計基準事故荷重が生じる設備としては動的機器である海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても海水ポンプの圧力、温度が変わらず、機械的荷重が変化することはないため、設計基準事故により考慮すべき荷重はなく、竜巻と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。</p>	<p>③ひょう</p> <p>ひょうは、積乱雲から直径5mm以上の水の粒⁽³⁾であり、仮に直径10cm程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約0.5kgとなる。直径10cm程度のひょうの終端速度は59m/s⁽⁴⁾、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>④降水</p> <p>竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>(3) 設計基準事故時荷重</p> <p>外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる設計する。</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計竜巻によって安全機能を損なわない設計とするため、設計竜巻は原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象であり、因果関係はない。</p> <p>時間的変化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼす竜巻の発生頻度も小さい。よって設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいため、設計基準事故時荷重と設計竜巻の荷重を組み合わせる必要はなく、設計竜巻により外部事象防護対象施設に作用する衝撃による応力評価と変わらない。</p> <p>また、風速が低く発生頻度が高い竜巻と設計基準事故が同時に発生する場合、外部事象防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じ、竜巻による風荷重等の影響を受ける屋外施設としては原子炉補機冷却海水ポンプ等が考えられるが、設計基準事故時においても原子炉補機冷却海水ポンプ等の圧力及び温度は変わらないため、設計基準事故により考慮すべき荷重はなく、設計竜巻の荷重と設計基準事故時荷重を組み合わせる必要はないため、設計竜巻により外部事象防護対象施設に作用する衝撃による応力評価と変わらない。このため、設計竜巻の荷重と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。</p>	<p>③ひょう</p> <p>ひょうは、積乱雲から直径5mm以上の水の粒⁽³⁾であり、仮に直径10cm程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約0.5kgとなる。直径10cm程度のひょうの終端速度は59m/s⁽⁴⁾、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べ十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>④降水</p> <p>竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。</p> <p>(3) 設計基準事故時荷重</p> <p>外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる設計する。</p> <p>外部事象防護対象施設は、設計竜巻によって安全機能を損なわない設計とするため、設計竜巻は原子炉冷却材喪失事故等の設計基準事故の起因とはならないことから、設計竜巻と設計基準事故は独立事象であり、因果関係はない。</p> <p>時間的変化の観点からは、事故の影響が長期に及ぶことが考えられる設計基準事故である原子炉冷却材喪失の発生頻度は小さく、また、外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼす竜巻の発生頻度も小さい。よって設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいため、設計基準事故時荷重と設計竜巻の荷重を組み合わせる必要はなく、設計竜巻により外部事象防護対象施設に作用する衝撃による応力評価と変わらない。</p> <p>また、風速が低く発生頻度が高い竜巻と設計基準事故が同時に発生する場合、外部事象防護対象施設のうち設計基準事故時荷重が生じ、外殻となる施設による防護機能が期待できないことから、竜巻による風荷重等の影響を受ける可能性がある屋内施設としては原子炉補機冷却海水ポンプが考えられるが、設計基準事故時においても原子炉補機冷却海水ポンプの圧力及び温度は変わらないため、設計基準事故により考慮すべき荷重はなく、設計竜巻の荷重と設計基準事故時荷重を組み合わせる必要はないため、設計竜巻により外部事象防護対象施設に作用する衝撃による応力評価と変わらない。このため、設計竜巻の荷重と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・評価対象施設の相違 ・泊の原子炉補機海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されているが、当該建屋全体が、外殻施設としての防護機能は期待できないことを考慮し、風荷重等の影響を受けるものとして評価している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【6竜巻-別添1-159にて比較】</p> <p>※1：雷雨とメソ気象 大野久雄、東京堂出版 ※2：一般気象学 小倉義光、東京大学出版会</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.4 評価対象施設等の設計方針</p> <p>外部事象防護対象施設のうち評価対象施設等については、設計荷重に対してその構造健全性を維持すること又は取替、補修が可能なこと、設計上の要求を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。また、外部事象防護対象施設等に波及影響を及ぼし得る施設については、竜巻及びその随伴事象に対して構造健全性を確保すること、設計上の要求を維持すること又は安全上支障のない期間での修復等の対応により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 許容限界</p> <p>建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会及び土木学会等の基準・指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会） ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類等 <p>系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本機械学会の基準・指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）等 	<p>3.4 評価対象施設等の設計方針</p> <p>外部事象防護対象施設のうち評価対象施設等については、設計荷重に対してその構造健全性を維持すること又は取替、補修が可能なこと、設計上の要求を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。また、外部事象防護対象施設等に波及影響を及ぼし得る施設については、竜巻及びその随伴事象に対して構造健全性を確保すること、設計上の要求を維持すること又は安全上支障のない期間での修復等の対応により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 許容限界</p> <p>建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会及び土木学会等の基準・指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会） ・日本機械学会の基準・指針類 ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類等 <p>系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本機械学会の基準・指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）等 	<p>3.4 評価対象施設等の設計方針</p> <p>外部事象防護対象施設のうち評価対象施設等については、設計荷重に対してその構造健全性を維持すること又は取替、補修が可能なこと、設計上の要求を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。また、外部事象防護対象施設等に波及影響を及ぼし得る施設については、竜巻及びその随伴事象に対して構造健全性を確保すること、設計上の要求を維持すること又は安全上支障のない期間での修復等の対応により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 許容限界</p> <p>建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会及び土木学会等の基準・指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会） ・日本機械学会の基準・指針類 ・震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会） ・原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類等 <p>系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考慮した上で、系統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格 ・日本機械学会の基準・指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）等 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 適用規格の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻防護ネット等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>【比較のため後述(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設から一部記載】</p> <p>(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設</p> <p>外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて施設の補強、防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>なお、屋内に配置される施設のうち、外殻となる施設等による防護機能が期待できる施設の内部に配置される施設は、その防護機能により設計荷重に対して影響を受けない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物は評価対象施設等の全面に影響を及ぼすものとして評価及び対策を行う。</p>	<p>(2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）及び屋 内の施設で外気と繋がっている施設</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>なお、屋内に配置される施設のうち、外殻となる施設等による防護機能が期待できる施設の内部に配置される施設は、その防護機能により設計荷重に対して影響を受けない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物は評価対象施設等の全面に影響を及ぼすものとして評価及び対策を行う。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・排気筒は、建屋に内包されている部分と、建屋に内包されていない部分があり、内包されている部分は外気と繋がっている施設、内包されていない部分は屋外施設となるため、大飯含む発行PWR同様に屋外施設と外気と繋がっている施設を覆って記載している。一方、記載表現は、女川を参照している。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊の屋外施設では、竜巻防護ネット等による防護対策は実施していないため、具体例は記載していない。（設計方針として、取り得る防護対策を記載している。）また、外気と繋がっている施設では、施設の補強は実施しないため記載していない。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む） 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）は、設計飛来物（鋼製材）の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む） 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）は、設計飛来物（鋼製材）の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 復水貯蔵タンク 復水貯蔵タンクは、風圧力による荷重、気圧差荷重及び設備に常時作用する荷重に対して構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。設計飛来物の衝突により、復水貯蔵タンクの部材が損傷した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>e. 非常用ガス処理系（屋外配管） 非常用ガス処理系の屋外配管は、設計飛来物が衝突により貫通することを考慮しても、閉塞することなく、非常用ガス処理系の排気機能が維持される設計とする。さらに、非常用ガス処理系の屋外配管は開かれた構造物であり気圧差荷重も作用しないこと</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・評価対象となる屋外施設の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10(3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】</p> <p>c. 排気筒 排気筒は竜巻防護施設を内包する施設である原子炉周辺建屋に内包されている部分と、屋外に露出している部分がある。原子炉周辺建屋に内包されている部分については、原子炉周辺建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重に対して、排気筒の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、原子炉周辺建屋に内包されていない部分については、設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプにより貫通し排気筒の構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>から、風圧力による荷重及び非常用ガス処理系の屋外配管に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>f. 排気筒</p> <p>排気筒については、設計飛来物の衝突により筒身が貫通することを考慮しても、閉塞することなく、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、排気筒は開かれた構造物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧力による荷重、排気筒に常時作用する荷重及び設計飛来物の衝突荷重に対して、防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【参考として、基本方針1.8.2.1(7) a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>(f) 排気筒 排気筒の筒身については、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、閉塞することなく、排気筒の排気機能が維持される設計とする。さらに、排気筒は開かれた構造物であり気圧差荷重は作用しないことから、風圧力による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突により部材が損傷した場合においても構造健全性が維持され、排気筒全体が倒壊しない設計とする。</p>	<p>a. 排気筒（建屋外） 排気筒（建屋外）は、周辺補機棟に内包されている部分と、周辺補機棟に内包されていない部分がある。周辺補機棟に内包されている部分については、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う周辺補機棟に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、周辺補機棟に内包されていない部分については、設計飛来物の衝突により貫通し構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・飛来物衝突時における設計方針の相違 ・泊の排気筒と同じ安全機能を有している大飯の記載を参考とした。また、屋外部分の風荷重等に対する構造健全性維持に係る記載は女川の基本方針の記載を参考とした。</p> <p>・泊では、竜巻を起因として排気筒にその安全機能（事故時における環境への放射線影響低減機能）を期待（安全評価において排気筒を経由した高所放出を期待）する放射性物質の放出を伴う事故は発生しないため、竜巻襲来時において排気筒に求められる安全機能要求はないことから、竜巻襲来後の巡視点検において、排気筒の損傷を確認した場合は、応急補修又は応急補修が困難な場合はプラントを停止して補修することとしている。（大飯同様）なお、設計飛来物の衝突により貫通したとしても閉塞することはないため、女川同様、排気機能は維持されるが、上記のとおり、排気筒の安全機能を損なわないよう、竜巻襲来後に損傷が確認された場</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>g. 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟外壁の原子炉建屋ブローアウトパネルについては、設計竜巻による気圧低下による開放及び設計飛来物の貫通により、原子炉建屋原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能を損なう可能性があるが、開放又は貫通した場合は、速やかにプラントを停止し、補修を実施することで安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋は、外部事象防護対象施設を内包する建屋でもあるため、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物</p>		<p>合は補修することとしている。</p> <p>・排気筒は大気開放されており、気圧差の影響は受けないと考えられるが、建屋外露出部高さは約35mと長尺であることを踏まえ、気圧差荷重を考慮して評価している。 （大飯同様）</p> <p>・女川の排気筒は、地上からの高さ160mの筒身を四角形鉄塔で支持する構造であり、設計飛来物の衝突により鉄塔部材（脚部）の一部が損傷しても倒壊しない設計としているが、泊の排気筒は、屋外に露出している部分の高さは約35mであり、外部遮へい壁（円筒部）に沿わせて設置（支持）されているため、支持部材の一部が損傷したとしても倒壊することは考え難い構造である。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、原子炉建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【比較のため後述(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系は、制御建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の竜巻防護対策を行う原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>原子炉棟給排気隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換気空調系） 原子炉棟給排気隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換気空調系）は、原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び原子炉棟給排気隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換気空調系）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【比較のため後述(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】 軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系（燃料移送ポンプ等を含む） 軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系（燃料移送ポンプ等を含む）は、地下埋設されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>換気空調設備（アニューラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）</p> <p>換気空調設備（アニューラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）は、外部遮へい建屋、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う周辺補機棟及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 女川竜巻実線の反映 【女川】 設備の相違 対象施設の相違 【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計のうち、(2)原子炉周辺建屋を記載】</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p><以下、外部事象防護対象施設を内包する区画></p> <p>h. タービン建屋及び制御建屋</p> <p>タービン建屋及び制御建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物等の衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物等の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><以下、外部事象防護対象施設を内包する区画></p> <p>b. 原子炉建屋（外部遮へい建屋）</p> <p>原子炉建屋（外部遮へい建屋）は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c. 原子炉建屋（周辺補機棟）、原子炉建屋（燃料取扱棟）、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋</p> <p>原子炉建屋（周辺補機棟）、原子炉建屋（燃料取扱棟）、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷し当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する区画の相違。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する区画の相違。 ・当該建屋は、設計飛来物の衝突により、壁、開口部が損傷する可能性があるため、一部は外設として防護機能を期待できないことから、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする旨記載している。 ・記載は大飯の設置許可を参考とし、表現は女川を参照している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計のうち、(2)原子炉周辺建屋を再掲】</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p>i. 軽油タンク室及び軽油タンク室（H）</p> <p>軽油タンク室及び軽油タンク室（H）は、地下埋設されており風圧力による荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び施設に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。また、ピット頂版（鉄筋コンクリート造）は設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とし、ハッチ（鋼製）は設計飛来物の衝突においても貫通せず、変形に留まる設計とすることで、軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【島根原子力発電所2号炉 設置変更許可申請書添付資料八より引用】</p> <p>(g) ディーゼル燃料貯蔵タンク室（A-非常用ディーゼル発電機（燃料移送系）、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機（燃料移送系））、ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽（B-非常用ディーゼル発電機（燃料移送系））</p> <p>ディーゼル燃料貯蔵タンク室、ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽は、地下埋設されていることを考慮し、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル燃料貯蔵タンクが安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>d. A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室</p> <p>A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及び B1, B2-燃料油貯油槽タンク室は、地下埋設されていることを考慮し、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル発電機燃料油貯槽が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>e. A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及び B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</p> <p>A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及び B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチは、設計飛来物の衝突による影響を受け、開口部（蓋）が損傷する可能性があるため、当該トレンチ内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川のタンク室は、頂版が地上部に露出しているが、泊のタンク室は、地下埋設されており、頂版が地上部に露出していないため、気圧差荷重は作用しないことから、地上部に露出している開口部の鋼製蓋に対して設計飛来物の衝突のみを考慮している。 （大飯同様） ・泊同様、地下埋設されている島根のタンク室の記載を参考とした。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する区画の相違 ・燃料油貯油槽トレンチは地下埋設されており、風荷重、気圧差荷重は作用しないことから、地上部に露出している開口部（蓋）に対して設計飛来物の衝突のみを考慮しているが、外設施設としての防護機能が期待できないため、大飯において、一部区画が、外設施設としての防護機能</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.9 竜巻防護施設を内包する施設の設計のうち、(2)原子炉周辺建屋を再掲】</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋</p> <p>風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ただし、設計荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁、開口部建具等が損傷し当該建屋内の竜巻防護施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p>	<p>【島根原子力発電所2号炉 設置変更許可まとめ資料別添2-1より引用】</p> <p>⑦ 排気筒モニタ室</p> <p>排気筒モニタ室については、外部事象を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修を行うことで、排気筒モニタの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>f. 循環水ポンプ建屋</p> <p>循環水ポンプ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷する可能性があるため、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。</p> <p>g. タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、タービン保安装置及び主蒸気止め弁が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>を期待できない、大飯の「(2)原子炉周辺建屋」のただし書きを参考とした。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・外部事象防護対象施設を内包する区画の相違 ・循環水ポンプ建屋は、外設施設としての防護機能が期待できないため、大飯において、一部区画が、外設施設としての防護機能を期待できない、大飯の「(2)原子炉周辺建屋」のただし書きを参考とした。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【島根】 設備の相違 ・評価対象施設の相違 ・島根の安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器である排気筒モニタを内包する排気筒モニタ室の記載を参考にした。</p> <p>【島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【6竜巻-別添1-99にて比較】</p> <p>(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設 外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて施設の補強、防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>【6竜巻-別添1-94にて比較】</p> <p>a. 中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系及び原子炉補機室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系、計測制御電源室換気空調系は、制御建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>原子炉補機室換気空調系は、防護鋼板等の竜巻防護対策を行う原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 原子炉棟給排気隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換気空調系）</p> <p>原子炉棟給排気隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換気空調系）は、原子炉建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び原子炉棟給排気隔離弁（原子炉建屋原子炉棟換気空調系）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【6竜巻-別添1-94にて比較】</p> <p>e. 軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系（燃料移送ポンプ等を含む）</p> <p>軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系（燃料移送ポンプ等を含む）は、地下埋設されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(3) 屋内の施設で外気と繋がっている施設 外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>a. 換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置） 換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）は、原子炉建屋（外部遮へい建屋）、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う原子炉建屋（周辺補機棟）及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・泊の外気と繋がっている施設では、施設の補強は実施しないため記載していない。 【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・対象施設の相違 【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・対象施設の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・対象施設の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10(3) 竜巻防護施設のうち、屋外施設及び建屋内の施設で外気と繋がっている施設を記載】</p> <p>e. 排気筒 排気筒は竜巻防護施設を内包する施設である原子炉周辺建屋に内包されている部分と、屋外に露出している部分がある。原子炉周辺建屋に内包されている部分については、原子炉周辺建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重に対して、排気筒の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。また、原子炉周辺建屋に内包されていない部分については、設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプにより貫通し排気筒の構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(4) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて開口部建具の補強等、防護鋼板の設置等の竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>a. 原子炉補機室換気空調系 原子炉補機室換気空調系は、設計飛来物の衝突により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【伊方発電所3号炉 設置変更許可申請書添付資料八より引用】</p> <p>(a) 使用済燃料ピット 設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の折板壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 使用済燃料ラック 設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の折板壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料の燃料有効部に達することはなく、使用済燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>b. 排気筒（建屋内） 排気筒（建屋内）は、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う原子炉建屋（周辺補機棟）に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。</p> <p>a. 使用済燃料ピット 設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 使用済燃料ラック 設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく、使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・対象施設の相違 ・泊の排気筒は、建屋に内包されている部分と、建屋に内包されていない部分がある。（大飯同様）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊の開口部建具への対策は、竜巻飛来物防護対策設備に位置付けているため、開口部建具の補強は記載していない。</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【伊方】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【伊方】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他 主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として伊方発電所3号炉 設置変更許可申請書添付資料八より引用】</p> <p>(b) 使用済燃料ラック 設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の折板壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料の燃料有効部に達することはない設計とする。</p>	<p>c. 新燃料ラック 設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し新燃料貯蔵庫に侵入し新燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物のうち鋼製パイプが新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突し、燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突することを防止し、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・前半部分は、伊方の類似設備である「(b)使用済燃料ラック」の記載を参考とした。後半部分は、大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する「b.主蒸気管他」の記載を参考とした。</p> <p>・鋼製パイプは、ラック内に侵入するサイズであり、燃料に直接衝突した場合、燃料の構造健全性を損なう可能性があることから、防護方針を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として伊方発電所3号炉まとめ資料 6条(竜巻)-別添 1-資料 6-362 ページより引用】</p> <p>③燃料移送装置 原子炉容器から取り出された燃料集合体については、燃料移送装置により使用済燃料ピット側に移送され、使用済燃料ピットクレーンにて使用済燃料ピット内の使用済燃料ラックに貯蔵される。 当該装置により燃料集合体を移送中に設計飛来物が燃料コンテナに衝突した場合、当該コンテナが貫通等の損傷を受けることにより燃料集合体の損傷が想定される。 そのため、当該装置使用時に竜巻が襲来する恐れが生じた場合は、当該作業を一時中断して、移送中の燃料集合体は設計飛来物の影響を受けない原子炉格納容器（原子炉建屋）内に移動する運用をする。</p> <p>④使用済燃料ピットクレーン 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の使用済燃料ラックに燃料集合体を貯蔵する、あるいは使用済燃料ラックから原子炉容器に燃料を装荷する等の際に使用する。 当該クレーンにより燃料集合体の取扱い中に設計飛来物が当該クレーンのホイストや燃料保持機構に衝突した場合、ホイスト等が破損することにより燃料集合体の落下が想定される。 そのため、当該クレーン使用時に竜巻が襲来する恐れが生じた場合は、当該作業を一時中断して、取扱い中の燃料集合体は所定の位置に戻す運用をする。</p> <p>【参考として島根原子力発電所2号炉 設置変更許可申請書添付資料八 (a) 原子炉建物1階 原子炉補機冷却水ポンプ、熱交換器、配管及び弁、原子炉建物2階 原子炉建物付属棟空調換気系、原子炉建物4階 原子炉建物天井クレーン、燃料取替機、燃料プール、燃料プール冷却系配管及び弁、使用済燃料貯蔵ラック、燃料集合体、廃棄物処理建物3階 中央制御室換気系等の一部記載を引用】</p> <p>なお、原子炉建物天井クレーン及び燃料取替機については、竜巻の襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、燃料プール、燃料プール冷却系配管及び弁、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料集合体に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。</p>	<p>d. 燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替チャンネル、キャスクピット、燃料検査ピット 燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替チャンネル、キャスクピット、燃料検査ピットは、設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取替チャンネル、キャスクピット、燃料検査ピットに衝突し移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、移送中の燃料は燃料移送装置にて原子炉建屋（外部遮へい建屋）内に移動する又は取扱い中の燃料は使用済燃料ピットクレーンにて使用済燃料ラックに貯蔵することにより、移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・燃料取扱作業中止に係る記載は、伊方及び島根のまとめ資料を参考とした。また、使用済燃料ピットクレーン退避に係る記載は、島根の設置許可を参考とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【参考として、(2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）は、設計飛来物（鋼製材）の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【参考として、(2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）は、設計飛来物（鋼製材）の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【参考として、(2) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を記載】</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）は、設計飛来物（鋼製材）の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置等による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む。）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。なお、竜巻防護ネットの金網を通過する可能性がある設計飛来物として設定した砂利の衝突に対して、部材を貫通しない厚さを確保し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>e. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水出口ストレーナに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>g. 配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）</p> <p>配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・当該施設（e～g）は、循環水ポンプ建屋内に設置しているが、当該建屋全体が、外殻施設としての防護機能は期待できないことを考慮し、女川の屋外施設であり、泊同様に防護ネットを設置する方針である「a. 原子炉補機冷却海水ポンプ（配管、弁含む）」（風荷重等を考慮）を参考とした。</p> <p>【大飯・女川】</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他 主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、(4)外殻となる施設による防護機能が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 原子炉補機室換気空調系 原子炉補機室換気空調系は、設計飛来物の衝突により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>h. 原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む） 原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）は、設計飛来物が原子炉建屋（周辺補機棟）の開口部建具である扉を貫通し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）への衝突を防止し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する 「b.主蒸気管他」の記載を参考とした。</p>
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他 主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、(4)外殻となる施設による防護機能が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 原子炉補機室換気空調系 原子炉補機室換気空調系は、設計飛来物の衝突により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>i. 主蒸気系統配管他 主蒸気系統配管他は、設計飛来物が原子炉建屋（周辺補機棟）又はディーゼル発電機建屋の開口部建具であるブローアウトパネル、扉又はガラリを貫通し、主蒸気系統配管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の主蒸気系統配管他への衝突を防止し、主蒸気系統配管他の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・泊の主蒸気系統配管他は、竜巻防護鋼板等で開口部建具の防護対策を行う方針であるため、女川と同様に開口部建具への防護対策を行う方針としている 「a. 原子炉補機室換気空調系」の防護対策に係る記載及び大飯の「b.主蒸気管他」の記載を参考とした。</p>
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他 主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、(4)外殻となる施設による防護機能が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 原子炉補機室換気空調系 原子炉補機室換気空調系は、設計飛来物の衝突により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>j. 制御用空気系統配管 制御用空気系統配管は、設計飛来物が原子炉補助建屋の開口部建具である扉を貫通し、制御用空気系統配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の制御用空気系統配管への衝突を防止し、制御用空気系統配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する 「b.主蒸気管他」の記載を参考とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(2) 竜巻防護施設のうち、建屋に内包されるが防護が期待できない施設を記載】</p> <p>b. 主蒸気管他</p> <p>主蒸気管他は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが原子炉周辺建屋の開口部建具であるブローアウトパネルを貫通し、主蒸気管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、原子炉周辺建屋のブローアウトパネルに竜巻飛来物防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の主蒸気管他への衝突を防止し、主蒸気管他の構造健全性が維持され安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>【参考として、(4)外殻となる施設による防護機能が期待できない施設を記載】</p> <p>① 原子炉補機室換気空調系</p> <p>原子炉補機室換気空調系は、設計飛来物の衝突により、開口部建具に貫通が発生することを考慮し、防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、原子炉補機室換気空調系への設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機室換気空調系に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【島根原子力発電所2号炉 設置変更許可まとめ資料別添2-1より引用】</p> <p>④ 排気筒モニタ</p> <p>排気筒モニタは、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。外部事象を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、代替設備による監視及び安全上支障のない期間に補修を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>k. 蓄熱室加熱器</p> <p>蓄熱室加熱器は、設計飛来物がディーゼル発電機建屋の開口部建具である扉又はガラリを貫通し、蓄熱室加熱器に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の蓄熱室加熱器への衝突を防止し、蓄熱室加熱器の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>l. ディーゼル発電機燃料油移送配管</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送配管は、設計飛来物がA1,A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1,B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの蓋を貫通し、ディーゼル発電機燃料油移送配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物のディーゼル発電機燃料油移送配管への衝突を防止し、ディーゼル発電機燃料油移送配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>m. タービン保安装置及び主蒸気止め弁</p> <p>タービン保安装置及び主蒸気止め弁は、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ機能）として期待している。竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の外殻となる施設による防護機能が期待できない設備であり防護対策を実施する 「b.主蒸気管他」の記載を参考とした。</p> <p>【島根】</p> <p>設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・島根の安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器である排気筒モニタの記載を参考にした。 【島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>a. タービン建屋、永久構台及び耐火隔壁 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、タービン建屋、永久構台及び耐火隔壁については、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して倒壊により竜巻防護施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 補助ボイラー建屋、1号炉制御建屋、サイトバンカ建屋 補助ボイラー建屋、1号炉制御建屋、サイトバンカ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>b. 海水ポンプ室門型クレーン 海水ポンプ室門型クレーンは、竜巻の襲来が予想される場合には、運転を中止し、停留位置に固定することにより、風圧力による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器が閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能が維持される設計とする。 さらに、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋 循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>b. ディーゼル発電機排気消音器 ディーゼル発電機排気消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機排気消音器が閉塞することがなく、ディーゼル発電機の排気機能が維持される設計とする。 さらに、ディーゼル発電機排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「a. タービン建屋、永久構台及び耐火隔壁」の記載を参考とした。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本設計方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>c. 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気逃がし弁消音器は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することではなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。 さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、竜巻防護施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【参考として、基本設計方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>d. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することではなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。 さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、主蒸気安全弁排気管が、竜巻防護施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>e. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管は設計飛来物である鋼製材及び鋼製パイプが衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が損傷して閉塞することではなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。 さらに、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が風圧力による荷重及び気圧差による荷重に対して、構造健全性を維持し安全機能を損なうことのない設計とする。 以上より、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管が、竜巻防護施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なうことのない設計とする。</p>		<p>c. 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気逃がし弁消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することではなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。 さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、外部事象防護対象施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することではなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。 さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 以上より、主蒸気安全弁排気管が、外部事象防護対象施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>e. タービン動補助給水ポンプ排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ排気管が損傷して閉塞することではなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。 さらに、タービン動補助給水ポンプ排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。 以上より、タービン動補助給水ポンプ排気管が、外部事象防護対象施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「c. 主蒸気逃がし弁消音器」の記載を参考とした。 【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「d. 主蒸気安全弁排気管」の記載を参考とした。 【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・大飯の竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設である「e. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管」の記載を参考とした。 【大飯】 記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として、基本方針1.9.1.10 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設的设计(4) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設を記載】</p> <p>i. 換気空調設備（蓄電池室の換気空調設備の外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ） 換気空調設備が竜巻防護施設を内包する施設である制御建屋に内包されていることを考慮すると、設計竜巻荷重のうち風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。 以上より、換気空調設備が、竜巻防護施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>d. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。） 付属ミスト配管非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機の機能が維持される設計とする。さらに、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）付属ミスト配管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>e. 軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管、軽油タンクHPCS系ベント配管 軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管及び軽油タンクHPCS系ベント配管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、軽油タンクベント配管が閉塞することがなく、軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系の機能が維持される設計とする。 さらに、軽油タンクA系ベント配管、軽油タンクB系ベント配管及び軽油タンクHPCS系ベント配管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設である軽油タンクA系、軽油タンクB系及び軽油タンクHPCS系に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>f. ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管 ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント機能が維持される設計とする。 さらに、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機燃料油貯油槽に機能的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>g. 換気空調設備（蓄電池室排気装置） 換気空調設備が原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。 以上より、換気空調設備が、外部事象防護対象施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 【大飯】 記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>f. 竜巻随伴事象の影響により外部事象防護対象施設等を機能喪失させる可能性がある施設（溢水により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある設備、火災発生により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある設備、外部電源） 竜巻随伴事象の影響により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある施設の設計方針は、「3.5 竜巻随伴事象に対する評価」に記載する。</p> <p>(6) 基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う施設</p> <p>a. 防潮堤 風圧力による荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。 設計飛来物による衝突については、衝撃荷重に対して、倒壊せず構造健全性を確保することで、安全機能に影響を及ぼさない設計とする。また、貫通により津波防護施設としての機能に影響が及ぶ可能性がある場合には、損傷状況を踏まえ、必要に応じ、プラントを停止して修復する。</p> <p>b. 防潮壁 風圧力による荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。 防潮壁の構造は主に構造的に強度を確保した複数の部材（支柱と壁部材）を組み合わせる構造とすることで、設計飛来物による衝突時の損傷は局所的となり、大規模な損傷に至らない設計とする。損傷した場合には損傷状況を踏まえ、必要に応じ、プラントを停止して修復する。</p>	<p>h. 竜巻随伴事象の影響により外部事象防護対象施設等を機能喪失させる可能性がある施設（溢水により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある設備、火災発生により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある設備、外部電源） 竜巻随伴事象の影響により外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある施設の設計方針は、「3.5 竜巻随伴事象に対する評価」に記載する。</p> <p>(6) 基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う施設</p> <p>a. 防潮堤 風圧力による荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。 設計飛来物による衝突については、衝撃荷重に対して、倒壊せず構造健全性を確保することで、安全機能に影響を及ぼさない設計とする。また、貫通により津波防護施設としての機能に影響が及ぶ可能性がある場合には、損傷状況を踏まえ、必要に応じ、プラントを停止して修復する。</p> <p>b. 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁 風圧力による荷重に対して、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構造は主に構造的に強度を確保した複数の部材（支柱と壁部材）を組み合わせる構造とすることで、設計飛来物による衝突時の損傷は局所的となり、大規模な損傷に至らない設計とする。損傷した場合には損傷状況を踏まえ、必要に応じ、プラントを停止して修復する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4.4 施設の構造健全性の確認</p> <p>1.4.4.1 概要</p> <p>設計竜巻荷重及びその他組み合わせ荷重を適切に組み合わせた設計荷重に対して、評価対象施設、あるいはその特定の区画の構造健全性が維持されて安全機能が維持されることを確認する。</p> <p>1.4.4.2 竜巻防護施設を内包する施設の構造健全性の確認結果（1）概要</p> <p>竜巻防護施設を内包する施設に求められる機能は、防護機能及び破損により竜巻防護施設へ影響を与えないことである。</p> <p>防護機能については、竜巻防護施設を内包する施設の構造健全性を確認することにより、内包する竜巻防護施設が影響を受けないことを確認する。構造健全性の確認は、複合荷重（WT1、WT2）に対する建屋の構造骨組、部位の評価、及び設計飛来物の衝突による貫通・裏面剝離評価を行う。</p> <p>外壁や屋根など竜巻防護施設を内包する施設の各部に破損が生じる場合は、破損により竜巻防護施設へ影響を与えないことを確認する。</p> <p>竜巻防護施設への影響がある場合は、防護対策を実施する。</p> <p>竜巻防護施設を内包する施設の概略配置図を図1.4.2に、評価フローを図1.4.3に示す。また、竜巻防護施設を内包する施設の構造健全性の評価方法をそれぞれ一覧として、表1.4.3に示す。</p> <div data-bbox="85 815 636 1193" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>図1.4.2 竜巻防護施設を内包する施設の概略配置図</p> <div data-bbox="174 1257 629 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・評価対象施設等（内包する建屋・構築物、設備、波及的影響を及ぼし得る施設）の構造健全性の確認結果については、設工認段階で説明する内容と理解しており、女川の審査実績を反映し記載しない方針。 ・以降、相違理由の記載を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

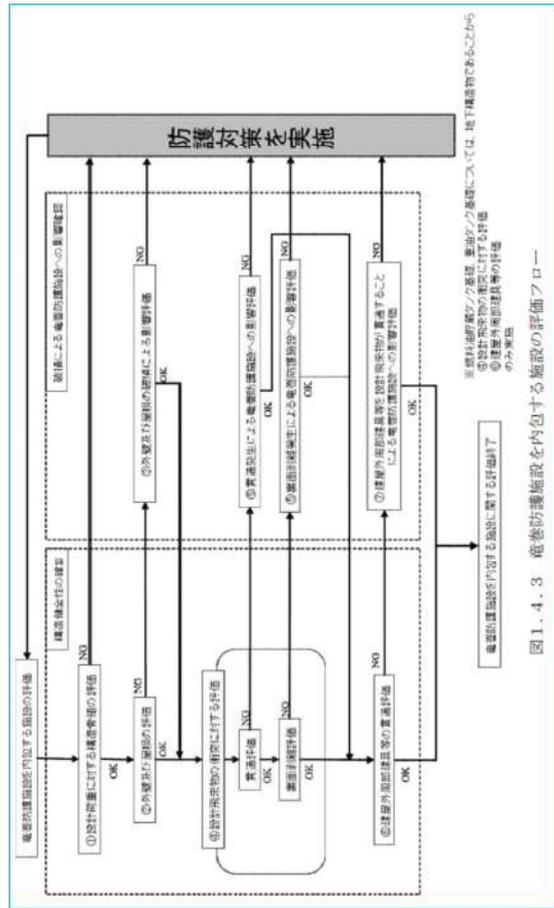
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																			
<p>表 1. 4. 3 竜巻防護施設を内包する施設の構造健全性の評価方法(1/2) 評価内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象部位</th> <th>荷重</th> <th>評価対象</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>W_{10}, W_{100}</td> <td>耐震壁のせん断ひずみ度</td> <td>2.0×10^{-2}以下*</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>W_{10}, W_{100}</td> <td>耐間歪率角</td> <td>1/120以下**</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">外壁及び屋根</td> <td rowspan="2">W_1, W_{10}, W_{100}</td> <td>部位に発生する曲げ応力、せん断力</td> <td>各部材の許容限界以下</td> </tr> <tr> <td>特別耐げ耐力、終局せん断力</td> <td>以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td rowspan="2">外壁及び屋根</td> <td rowspan="2">設計乗来物（鋼製材）の荷重</td> <td>外壁及び屋根の厚さ</td> <td>許容限界厚さより大</td> </tr> <tr> <td>貫通するものとし、破損による影響評価を実施</td> <td>破面割断厚さより大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤</td> <td rowspan="2">建屋外部部屋等</td> <td rowspan="2">設計乗来物（鋼製材）の荷重</td> <td>建具等の厚さ</td> <td>許容限界厚さより大</td> </tr> <tr> <td>貫通評価</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力発電所耐震設計技術指針（JISG4601-1987）に示されている。鉄筋コンクリート耐震壁のせん断ひずみ度に関する許容限界の目安値。 ※2：建築基準法施行令第82条の2に示されている当該耐震等級の当該各種の荷重に対する割合の許容限界値。 ※3：衝撃荷重W_1と逆向きの荷重に対し検討を実施するため、設計乗来物による衝撃荷重は考慮しない。 W_{10}, W_{100}：100m/sの竜巻による場合荷重 $W_1 = W_{10}$, $W_{100} = W_1 + 0.5 \cdot W_{10}$ W_1：100m/sの竜巻の風圧力による荷重 W_{10}：100m/sの竜巻の風速の風圧力による荷重 W_{100}：100m/sの竜巻による設計乗来物の衝撃荷重</p>							評価項目	評価対象部位	荷重	評価対象	評価基準値	①	鉄筋コンクリート造	W_{10} , W_{100}	耐震壁のせん断ひずみ度	2.0×10^{-2} 以下*	鉄骨造	W_{10} , W_{100}	耐間歪率角	1/120以下**	②	外壁及び屋根	W_1 , W_{10} , W_{100}	部位に発生する曲げ応力、せん断力	各部材の許容限界以下	特別耐げ耐力、終局せん断力	以下	④	外壁及び屋根	設計乗来物（鋼製材）の荷重	外壁及び屋根の厚さ	許容限界厚さより大	貫通するものとし、破損による影響評価を実施	破面割断厚さより大	⑤	建屋外部部屋等	設計乗来物（鋼製材）の荷重	建具等の厚さ	許容限界厚さより大	貫通評価	
評価項目	評価対象部位	荷重	評価対象	評価基準値																																					
①	鉄筋コンクリート造	W_{10} , W_{100}	耐震壁のせん断ひずみ度	2.0×10^{-2} 以下*																																					
	鉄骨造	W_{10} , W_{100}	耐間歪率角	1/120以下**																																					
②	外壁及び屋根	W_1 , W_{10} , W_{100}	部位に発生する曲げ応力、せん断力	各部材の許容限界以下																																					
			特別耐げ耐力、終局せん断力	以下																																					
④	外壁及び屋根	設計乗来物（鋼製材）の荷重	外壁及び屋根の厚さ	許容限界厚さより大																																					
			貫通するものとし、破損による影響評価を実施	破面割断厚さより大																																					
⑤	建屋外部部屋等	設計乗来物（鋼製材）の荷重	建具等の厚さ	許容限界厚さより大																																					
			貫通評価																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p style="text-align: center;">表1.4.3 竜巻防護施設を内包する施設の構造健全性の評価方法(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">評価項目</th> <th style="width: 60%;">評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>外壁及び屋根の破損による影響評価</td> <td>破損により建屋内の竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>貫通発生による竜巻防護施設への影響評価 裏面剥離による竜巻防護施設への影響評価</td> <td>貫通した飛来物及び飛散コンクリートが竜巻防護施設に衝突しないことを確認 飛散コンクリートが竜巻防護施設に衝突しないこと 衝突したとしても竜巻防護施設に影響がないことを確認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>建屋外周部建具等を設計飛来物が貫通することによる竜巻防護施設への影響評価</td> <td>貫通した飛来物が竜巻防護施設に衝突しないことを確認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td>開口部の建具等の破損に関する評価</td> <td>建屋内開口部周辺の竜巻防護施設の有無により、開口部の建具が破損したとしても建屋内の竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価内容	③	外壁及び屋根の破損による影響評価	破損により建屋内の竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認	⑤	貫通発生による竜巻防護施設への影響評価 裏面剥離による竜巻防護施設への影響評価	貫通した飛来物及び飛散コンクリートが竜巻防護施設に衝突しないことを確認 飛散コンクリートが竜巻防護施設に衝突しないこと 衝突したとしても竜巻防護施設に影響がないことを確認	⑦	建屋外周部建具等を設計飛来物が貫通することによる竜巻防護施設への影響評価	貫通した飛来物が竜巻防護施設に衝突しないことを確認	⑧	開口部の建具等の破損に関する評価	建屋内開口部周辺の竜巻防護施設の有無により、開口部の建具が破損したとしても建屋内の竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認			
	評価項目	評価内容																
③	外壁及び屋根の破損による影響評価	破損により建屋内の竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認																
⑤	貫通発生による竜巻防護施設への影響評価 裏面剥離による竜巻防護施設への影響評価	貫通した飛来物及び飛散コンクリートが竜巻防護施設に衝突しないことを確認 飛散コンクリートが竜巻防護施設に衝突しないこと 衝突したとしても竜巻防護施設に影響がないことを確認																
⑦	建屋外周部建具等を設計飛来物が貫通することによる竜巻防護施設への影響評価	貫通した飛来物が竜巻防護施設に衝突しないことを確認																
⑧	開口部の建具等の破損に関する評価	建屋内開口部周辺の竜巻防護施設の有無により、開口部の建具が破損したとしても建屋内の竜巻防護施設に影響を及ぼさないことを確認																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 構造骨組の評価</p> <p>a. 評価方針</p> <p>鉄筋コンクリート造部分については、複合荷重により耐震壁に発生するせん断ひずみ度を、地震応答解析モデルにおける各部材のせん断力の復元力特性（$\epsilon-\gamma$関係）により算定し、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大応答せん断ひずみ度の評価基準値（2.0×10^{-3}）を下回ることを確認する。</p> <p>鉄骨造部分については、複合荷重により発生する層間変形角を、地震応答解析モデルにおける各部材の荷重変形関係（$Q-\delta$関係）から得られる水平変位より算定し、評価基準値（1/120）を下回ることを確認する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>鉄筋コンクリート造部分の構造骨組の健全性評価結果については表1.4.4に示すとおり、複合荷重により耐震壁に発生するせん断ひずみ度が評価基準値2.0×10^{-3}を下回ることを確認した。評価結果は、各建屋について、最も応答せん断ひずみ度が大きくなった部材について示している。また評価結果には、余裕度として、（せん断ひずみ度2.0×10^{-3}時の部材のせん断力）/（竜巻により各部材に作用するせん断力）を記載する。</p> <p>鉄骨造部分の構造骨組の健全性評価結果については表1.4.5に示すとおり、複合荷重により発生する層間変形角が評価基準値1/120を下回ることを確認した。評価結果は、最も層間変形角が大きくなった部材について示している。</p> <p>なお、評価結果には、余裕度として、（層間変形角が1/120の時の部材のせん断力）/（竜巻により各層に作用するせん断力）を併記した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>表1.4.4 竜巻防護施設を内包する施設のうち鉄筋コンクリート造部分の構造骨組の健全性評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋名</th> <th>位置(EL(m)) 方向</th> <th>荷重 ケース^{※1}</th> <th>各部位に作用する せん断力(MN)</th> <th>せん断ひずみ 度(×10⁻²)</th> <th>判定</th> <th>余裕度^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納 容器(PCV)</td> <td rowspan="4">[]</td> <td>W₁₂</td> <td>9.3</td> <td>0.0173</td> <td>○</td> <td rowspan="4">[]</td> </tr> <tr> <td>原子炉周辺 建屋(E/B)</td> <td>W₁₂</td> <td>4.5</td> <td>0.0149</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 (C/B)</td> <td>W₁₂</td> <td>20.7</td> <td>0.0084</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理 建屋(W/B)</td> <td>W₁₂</td> <td>6.9</td> <td>0.0378</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：W₁₂及びW₁₃を算出し、大きい荷重について評価を行った。 ※2：余裕度=(せん断ひずみ度2.0×10⁻²時の部材のせん断力)/(竜巻により各部位に作用するせん断力)</p> <p>表1.4.5 竜巻防護施設を内包する施設のうち鉄骨造部分の構造骨組の健全性評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋名</th> <th>位置(EL(m)) 方向</th> <th>荷重 ケース^{※1}</th> <th>各層に作用する せん断力(MN)</th> <th>層間変 形角</th> <th>判定</th> <th>余裕度^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉周辺建屋 (E/B)</td> <td>[]</td> <td>W₁₂</td> <td>5.3</td> <td>1/248</td> <td>○</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：W₁₂及びW₁₃を算出し、大きい荷重について評価を行った。 ※2：余裕度=(層間変形角が1/120の時の部材のせん断力)/(竜巻により各層に作用するせん断力)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	建屋名	位置(EL(m)) 方向	荷重 ケース ^{※1}	各部位に作用する せん断力(MN)	せん断ひずみ 度(×10 ⁻²)	判定	余裕度 ^{※2}	原子炉格納 容器(PCV)	[]	W ₁₂	9.3	0.0173	○	[]	原子炉周辺 建屋(E/B)	W ₁₂	4.5	0.0149	○	制御建屋 (C/B)	W ₁₂	20.7	0.0084	○	廃棄物処理 建屋(W/B)	W ₁₂	6.9	0.0378	○	建屋名	位置(EL(m)) 方向	荷重 ケース ^{※1}	各層に作用する せん断力(MN)	層間変 形角	判定	余裕度 ^{※2}	原子炉周辺建屋 (E/B)	[]	W ₁₂	5.3	1/248	○	[]			
建屋名	位置(EL(m)) 方向	荷重 ケース ^{※1}	各部位に作用する せん断力(MN)	せん断ひずみ 度(×10 ⁻²)	判定	余裕度 ^{※2}																																								
原子炉格納 容器(PCV)	[]	W ₁₂	9.3	0.0173	○	[]																																								
原子炉周辺 建屋(E/B)		W ₁₂	4.5	0.0149	○																																									
制御建屋 (C/B)		W ₁₂	20.7	0.0084	○																																									
廃棄物処理 建屋(W/B)		W ₁₂	6.9	0.0378	○																																									
建屋名	位置(EL(m)) 方向	荷重 ケース ^{※1}	各層に作用する せん断力(MN)	層間変 形角	判定	余裕度 ^{※2}																																								
原子炉周辺建屋 (E/B)	[]	W ₁₂	5.3	1/248	○	[]																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>(3) 外壁及び屋根の評価</p> <p>a. 評価方針</p> <p>外壁及び屋根は、100m/sの竜巻の風圧力による荷重(WW)、100m/sの竜巻の気圧差による荷重(WP)が衝撃荷重(WM)とは逆向きの建屋の内側から外側方向に作用する。これらの荷重に対し、鉄骨造建屋の外壁及び屋根が破損の恐れがあると考えられるため、鉄骨造である原子炉周辺建屋(E/B)について検討を実施する。</p> <p>外壁は構成部材である折板壁(厚さ0.6mm)・間柱・胴縁・縦枠及び耐風梁を、屋根はコンクリート屋根スラブ、鉄骨梁について検討を行い、(部材の終局耐力から算定される許容荷重)/(竜巻による荷重)を部材の余裕度とし、1.0以上あることを確認する。なお、上記余裕度が1.0を下回る場合には接合部のボルトのせん断耐力から算定される許容荷重が竜巻による荷重を上回ることにより、部材が飛散しないことを確認する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>外壁に対する影響評価を表1.4.6に示すが、外壁の構成部材である折板、胴縁、耐風梁、間柱及び縦枠のいずれについても余裕度1.0を上回り、飛散しないことを確認した。</p> <p>屋根の飛散に対する影響評価は表1.4.7に示すとおり、屋根スラブ、梁について余裕度が1.0を上回るため飛散しないことを確認した。</p> <div data-bbox="85 847 667 1401" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.4.6 外壁に対する影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材番号</th> <th>材質</th> <th>竜巻による荷重(kN/m²)</th> <th>許容荷重^{※1}(kN/m²)</th> <th>余裕度</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉周辺建屋(E/B)</td> <td>折板</td> <td>SS400</td> <td rowspan="5">8.9</td> <td>10.35</td> <td>1.16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>胴縁</td> <td>SSC400</td> <td>11.93</td> <td>1.34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>耐風梁</td> <td>SM490A</td> <td>12.45</td> <td>1.39</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>間柱</td> <td>SS400</td> <td>10.99</td> <td>1.23</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>縦枠</td> <td>SS400</td> <td>11.48</td> <td>1.29</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 最小余裕度部位の評価結果を記載</p> <p>表1.4.7 屋根の飛散に対する影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材番号</th> <th>材質</th> <th>竜巻による荷重(kN/m²)</th> <th>許容荷重^{※1}(kN/m²)</th> <th>余裕度</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉周辺建屋(E/B)</td> <td>スラブ</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td rowspan="3">10.55</td> <td>28.22</td> <td>2.67</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小梁^①</td> <td>SS400</td> <td>11.75</td> <td>1.11</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td>大梁^②</td> <td>SM490A</td> <td>20.90</td> <td>1.98</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 最小余裕度部位の評価結果を記載</p> <p>※2 (部材の終局耐力から算定される許容荷重)/(竜巻による荷重)が1.0を下回ることから、接合部のボルトのせん断耐力から算定される許容荷重が竜巻による荷重を上回ることを確認</p> </div>	部材番号	材質	竜巻による荷重(kN/m ²)	許容荷重 ^{※1} (kN/m ²)	余裕度	判定	原子炉周辺建屋(E/B)	折板	SS400	8.9	10.35	1.16	○	胴縁	SSC400	11.93	1.34	○	耐風梁	SM490A	12.45	1.39	○	間柱	SS400	10.99	1.23	○	縦枠	SS400	11.48	1.29	○	部材番号	材質	竜巻による荷重(kN/m ²)	許容荷重 ^{※1} (kN/m ²)	余裕度	判定	原子炉周辺建屋(E/B)	スラブ	鉄筋コンクリート	10.55	28.22	2.67	○	小梁 ^①	SS400	11.75	1.11	○ ^{※2}	大梁 ^②	SM490A	20.90	1.98	○			
部材番号	材質	竜巻による荷重(kN/m ²)	許容荷重 ^{※1} (kN/m ²)	余裕度	判定																																																						
原子炉周辺建屋(E/B)	折板	SS400	8.9	10.35	1.16	○																																																					
	胴縁	SSC400		11.93	1.34	○																																																					
	耐風梁	SM490A		12.45	1.39	○																																																					
	間柱	SS400		10.99	1.23	○																																																					
	縦枠	SS400		11.48	1.29	○																																																					
部材番号	材質	竜巻による荷重(kN/m ²)	許容荷重 ^{※1} (kN/m ²)	余裕度	判定																																																						
原子炉周辺建屋(E/B)	スラブ	鉄筋コンクリート	10.55	28.22	2.67	○																																																					
	小梁 ^①	SS400		11.75	1.11	○ ^{※2}																																																					
	大梁 ^②	SM490A		20.90	1.98	○																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 設計飛来物の衝突に対する評価</p> <p>a. 評価方針</p> <p>鉄筋コンクリート造部分については、設計飛来物の外壁及び屋根への衝突に対し、貫通評価及び裏面剥離によるコンクリート片の飛散の評価を実施する。</p> <p>設計飛来物が鉄骨造部分の折板外壁に衝突した場合については、貫通するものとする。</p> <p>鉄筋コンクリート造部分の外壁及び屋根における貫通または裏面剥離の有無は、設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さをそれぞれ算出し、評価部材の最小厚さと比較することで確認する。屋根に裏面剥離が発生する場合は、剥離したコンクリートが飛散しないことをデッキプレートの有無により確認する。貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さの評価については、以下の式を用いる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>貫通及び裏面剥離評価</p> <p>修正NDRC式(①式)、Degen式(②式)及びChang式(③式)に基づいて評価を実施する。このうち貫通評価については①式に示す修正NDRC式を用いて貫入深さx_cを求め、Degenによる②式により貫通限界厚さを求める。</p> <p>また、裏面剥離評価はChangによる③式により裏面剥離限界厚さを求める。</p> $x_c = \alpha_c \sqrt{4KWND \left(\frac{V}{1000D} \right)^{1.8}} \quad , \text{ for } \frac{V_c}{\alpha_c D} < 2.0 \quad \dots \text{①}$ $t_p = \alpha_p D \left[2.2 \left(\frac{V_c}{\alpha_p D} \right) - 0.3 \left(\frac{V_c}{\alpha_p D} \right)^2 \right] \quad , \text{ for } \frac{V_c}{\alpha_p D} < 1.52 \quad \dots \text{②}$ $t_r = \alpha_r 1.84 \left(\frac{200}{V} \right)^{0.15} \frac{(MV^2)^{0.4}}{(D/12)^{0.2} (144Fc)^{0.4}} \quad \dots \text{③}$ <p>ここで、</p> <p>x_c: 貫入深さ(in) α_c: 飛来物低減係数 K: $180/\sqrt{Fc}$ W: 飛来物重量(lb) N: 形状係数 D: 飛来物直径(in) V: 衝突速度(ft/s) Fc: コンクリート強度(psi) t_p: 貫通厚さ(in) α_p: 飛来物低減係数 t_r: 裏面剥離厚さ(ft) α_r: 飛来物低減係数 M: 質量(lb/(ft/s²))</p> </div> <p>b. 評価結果</p> <p>各建屋の外壁及び屋根スラブ等への設計飛来物への衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生に関する評価結果を表1.4.8に示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1.4.8 設計飛来物による貫通及び裏面剥離の発生に関する評価結果

建物及び構築物の名称	設計飛来物の来方向	貫通限界厚さ (cm)	裏面剥離限界厚さ (cm)	評価対象部分		評価結果		備考
				位置 (m)	最小厚さ (cm)	貫通	裏面剥離	
原子炉格納容器 (VCCV)	水平	24.8	38.0					図表の範囲は確認に関する事項です。公認することはありません。
	鉛直	17.5	29.0					
原子炉周辺建屋 (E/B)	水平	-	-					
	鉛直	19.3	34.1					
新設建屋 (C/B)	水平	27.2	44.7					
	鉛直	19.3	34.1					
廃棄物処理建屋 (W/B)	水平	27.2	44.7					
	鉛直	19.3	34.1					
燃料通貯蔵タンク基礎	鉛直	20.4	37.2					
	鉛直	20.3	37.0					

(5) 貫通及び裏面剥離発生による竜巻防護施設への影響評価

a. 評価方針

「(4) 設計飛来物の衝突に対する評価」のとおり、原子炉周辺建屋 (E/B) の外壁及び屋根は、設計飛来物の衝突により貫通が生じるため、貫通の発生が原子炉周辺建屋内の竜巻防護施設である使用済燃料ピットへ与える影響の評価を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 評価結果</p> <p>竜巻防護施設である使用済燃料ピットに設計飛来物が侵入した場合の影響評価を実施し、安全機能の維持に影響がないことを確認した。評価結果は「1. 4. 4. 4 設備の構造健全性の確認結果」に示す。</p> <p>(6) 建屋外周部建具等の貫通評価</p> <p>a. 評価方針</p> <p>建屋外周部の建具等（ブローアウトパネル、ディーゼル発電機室の水密扉、燃料油貯蔵タンク基礎及び重油タンク基礎の鋼製蓋）は鋼製である。建屋外周部の建具等の貫通評価は、鋼製板における貫通限界厚さをタービンミサイル評価等で用いられているBRL式※1を用いて算出し、各建具等の板厚と比較することで健全性を確認する。なお、以下の式は参考文献※2に記載の式をSI単位系に換算している。</p> <p>※1：BRL式：原子炉施設のタービンミサイルの評価に用いられている評価式。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $T^{\frac{1}{2}} = \frac{0.5 \cdot M \cdot V^2}{1.4396 \times 10^4 \cdot K^{\frac{1}{2}} \cdot d^{\frac{3}{2}}}$ <p>T：鋼板貫通厚さ(m) M：ミサイル質量(kg) V：ミサイル速度(m/s) d：ミサイル直径(m) K：鋼板の材質に関する係数(=1)</p> </div> <p>※2：参考文献：ISES7607-3「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その3 ミサイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」（高温構造安全技術研究組合） 「タービンミサイル評価について（昭和52年7月20日 原子炉安全専門審査会）」の中で、鋼板に対する貫通厚さの算出式に使用されている。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>設計飛来物の衝突による建屋外周部等の建具の貫通評価結果を表1. 4. 9に示すが、燃料取扱建屋の開口部建具、ブローアウトパネルについては、設計飛来物の衝突により貫通が発生する。燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの鋼製蓋については、最小厚さが貫通限界厚さを上回っており、設計飛来物が鋼製蓋を貫通することはない。</p> <p>なお、ディーゼル発電機室の水密扉については、貫通する可能性があるため、詳細確認結果を補足説明資料1 1別紙2に記載する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>表1.4.9 設計飛来物の衝突による建屋外周部等の建具の貫通評価結果^{※1}</p> <table border="1" data-bbox="91 229 680 496"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>貫通限界厚さ(mm)</th> <th>評価結果</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱建屋の開口部建具</td> <td rowspan="4" style="background-color: black; color: black;">[Redacted]</td> <td rowspan="4" style="background-color: black; color: black;">[Redacted]</td> <td rowspan="4" style="background-color: black; color: black;">[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>ブローアウトパネル</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機室水密扉</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの鋼製蓋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表中に記載の建具以外については、周辺に竜巻防護施設がないことを確認している。</p> <p>(7) 建屋外周部建具等を設計飛来物が貫通することによる竜巻防護施設への影響評価</p> <p>a. 評価方針</p> <p>「(6) 建屋外周部建具等の貫通評価」のとおり、燃料取扱建屋の開口部建具及びブローアウトパネルは、設計飛来物の衝突により貫通が発生するため、貫通した設計飛来物が竜巻防護施設に衝突しないことを確認する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>燃料取扱建屋の開口部建具については、開口部を貫通し建屋内に侵入した設計飛来物が建屋内の竜巻防護施設である使用済燃料ピットに衝突する可能性があるため、使用済燃料ピットの健全性確認を実施する。また、主蒸気配管室ブローアウトパネル部については、開口部を貫通し建屋内に侵入した設計飛来物が建屋内の竜巻防護施設に衝突する可能性があるため、防護対策を実施する。</p>	評価部位	貫通限界厚さ(mm)	評価結果	備考	燃料取扱建屋の開口部建具	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	ブローアウトパネル	ディーゼル発電機室水密扉	燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの鋼製蓋			
評価部位	貫通限界厚さ(mm)	評価結果	備考											
燃料取扱建屋の開口部建具	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]											
ブローアウトパネル														
ディーゼル発電機室水密扉														
燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの鋼製蓋														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4.4.3 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設（建屋・構築物）の構造健全性の確認結果</p> <p>(1) 概要</p> <p>竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設（建屋・構築物）であるタービン建屋及び永久構台について評価を行う。</p> <p>タービン建屋及び永久構台は、竜巻防護施設を内包する施設に隣接するため、波及的影響の評価としてそれぞれ設計竜巻により倒壊しないこと、設計荷重に対し竜巻防護施設を内包する施設に接触するような変位を生じないことを構造骨組の評価により確認する。</p> <p>竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設（建屋・構築物）の評価フローを図1.4.4に、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設（建屋・構築物）の評価内容を表1.4.10に示す。</p> <div data-bbox="78 571 665 1069" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>図1.4.4 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設（建屋・構築物）の評価フロー</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<div data-bbox="197 236 470 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 1.4.1.0 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設（建屋・構造物）の評価内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">荷重</th> <th colspan="2">評価内容</th> </tr> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 構造骨組の評価</td> <td>タービン建屋</td> <td>W_{11}、W_{12}</td> <td>各層に発生する層せん断力</td> <td>各層の保有水平耐力以下</td> </tr> <tr> <td>② 建屋内の機器及び飛散物に関する評価</td> <td>タービン建屋</td> <td>-</td> <td>建屋内機器の飛散の可能性の検討、建屋壁状、外壁の飛散の影響評価及び建屋内飛散物の影響評価を実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 3次元FEM解析による設計荷重に対する変位評価</td> <td>永久構台</td> <td>W_{12}</td> <td>永久構台の変位</td> <td>原子炉周辺建屋との離隔距離3000mm</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="margin-top: 20px;">(2) 構造骨組の評価 波及的影響の評価として設計竜巻により建屋が倒壊しないことを構造骨組の評価により確認した。 タービン建屋については、風速100m/sの竜巻による複合荷重により建屋各層に発生する層せん断力が保有水平耐力を上回らないことを確認した。</p>	評価項目	対象施設	荷重	評価内容		評価対象	評価基準値	① 構造骨組の評価	タービン建屋	W_{11} 、 W_{12}	各層に発生する層せん断力	各層の保有水平耐力以下	② 建屋内の機器及び飛散物に関する評価	タービン建屋	-	建屋内機器の飛散の可能性の検討、建屋壁状、外壁の飛散の影響評価及び建屋内飛散物の影響評価を実施		③ 3次元FEM解析による設計荷重に対する変位評価	永久構台	W_{12}	永久構台の変位	原子炉周辺建屋との離隔距離3000mm			
評価項目				対象施設	荷重	評価内容																			
	評価対象	評価基準値																							
① 構造骨組の評価	タービン建屋	W_{11} 、 W_{12}	各層に発生する層せん断力	各層の保有水平耐力以下																					
② 建屋内の機器及び飛散物に関する評価	タービン建屋	-	建屋内機器の飛散の可能性の検討、建屋壁状、外壁の飛散の影響評価及び建屋内飛散物の影響評価を実施																						
③ 3次元FEM解析による設計荷重に対する変位評価	永久構台	W_{12}	永久構台の変位	原子炉周辺建屋との離隔距離3000mm																					

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 建屋内の機器及び飛散物に関する評価 窓等が破損した場合、建屋内に風圧力が作用するが、建屋内の重量機器については、建屋にボルト等で固定されており、重量が受圧面積に対して十分に大きいため飛散しない。また、その他の建屋内の飛散の可能性があるものについては、鋼製材による影響評価で包絡できる。</p> <p>(4) 3次元FEM解析による設計荷重に対する変位評価 波及的影響の評価として設計竜巻により永久構台が隣接する竜巻防護施設を内包する建屋である原子炉周辺建屋に接触するような変形が生じないことを確認した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

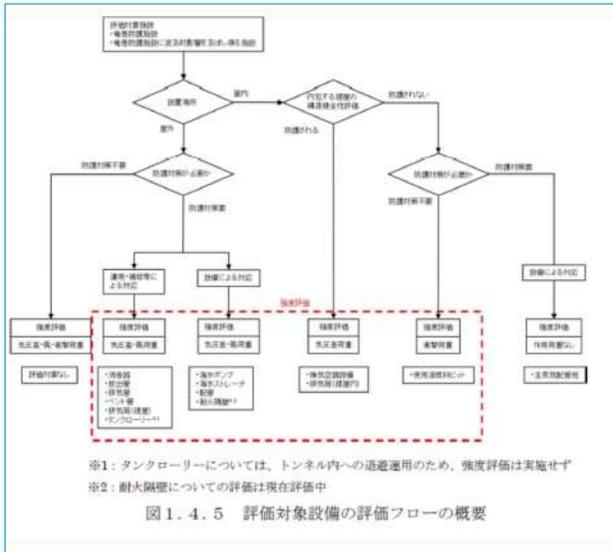
1.4.4.4 設備の構造健全性の確認結果

設計荷重に対して、設備（系統・機器）の構造健全性が維持されており、安全機能が維持されることを確認する。

評価対象設備の評価フローの概要を図1.4.5に示す。

評価フローにしたがって、以下の評価を実施する。

- ・竜巻に対して設計飛来物の貫通を生じないための貫通限界厚さと評価対象設備の最小厚さを比較することにより、設計飛来物による貫通の有無を確認する。
- ・防護対策を考慮して、評価対象設備の特徴に従い、竜巻荷重の組合せを設定し、強度評価を実施する。なお、本資料に記載の評価結果は、構造上、弱いと考えられる箇所を優先的に選定して評価しているものであり、健全性確認のため、追加評価および評価条件の妥当性確認を実施中。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>(1) 貫通評価</p> <p>a. 評価方針</p> <p>設計飛来物が設備に衝突した場合の貫通限界厚さを、タービンミサイル評価等で用いられているBRL 式※1 を用いて算出し、評価対象設備の板厚と比較することで健全性を確認する。なお、以下の式は参考文献※2 に記載の式をSI 単位系に換算している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※1：BRL式：原子炉施設のタービンミサイルの評価に用いられている評価式</p> $T^{\frac{1}{2}} = \frac{0.5 \cdot M \cdot V^2}{14396 \times 10^3 \cdot K^{\frac{1}{2}} \cdot d^{\frac{1}{2}}}$ <p>T：鋼板貫通厚さ(m) M：ミサイル質量(kg) V：ミサイル速度(m/s) d：ミサイル直径(m) K：鋼板の材質に関する係数(=1)</p> </div> <p>※2：ISES76073「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その3 ミサイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」(高温構造安全技術研究組合) 「タービンミサイル評価について (昭和52年7月20日 原子炉安全専門審査会)」の中で、鋼板に対する貫通厚さの算出厚さの算出式に使用されている。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>設計飛来物の貫通に対する必要最小板厚は、表1.4.12のとおりであり、砂利については表1.4.13に示す評価対象施設の最小板厚と比較して貫通しないことを確認した。また、鋼製パイプ及び鋼製材については、後述する竜巻飛来物防護対策設備により防護する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>表1.4.12 設計飛来物の貫通に対する必要最小板厚</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">最小必要厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <th>砂利</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平</td> <td>1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>鉛直</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> </div>		最小必要厚さ(mm)		砂利	鋼製材	水平	1	37	鉛直	1	22			
		最小必要厚さ(mm)												
	砂利	鋼製材												
水平	1	37												
鉛直	1	22												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p style="text-align: center;">表1.4.13 評価対象施設の最小板厚 評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 225 685 651"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th rowspan="2">最小板厚 (mm)</th> <th colspan="2">評価結果</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>砂利</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水ポンプ</td> <td>3.2</td> <td>○</td> <td>×</td> <td rowspan="4">電巻飛来物防護対策 鋼を設置し防護する。</td> </tr> <tr> <td>雨水ストレーナ</td> <td>16</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>雨水排水管</td> <td>2.9</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管束</td> <td>34.0</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>3.0</td> <td>○</td> <td>×</td> <td rowspan="6">損傷した場合には、速 やかに補修等により対 応する。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気送りし弁消音器</td> <td>4.5</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁排気管</td> <td>9.5</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動給水ポンプ蒸気大気放出口</td> <td>7.8</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機排気消音器</td> <td>6.0</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンクベント管</td> <td>6.0</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>重油タンクベント管</td> <td>3.9</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1-1) 使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピットについては、以下のように貫通評価を実施する。</p> <p>a. 評価方針</p> <p>飛来物が原子炉周辺建屋を貫通することが確認されたため、使用済燃料ピットに対して、設計飛来物による影響を評価する。</p> <p>評価においては、原子炉周辺建屋の屋根を考慮せずに、飛来物が直接使用済燃料ピット内へ進入し、燃料集合体及び使用済燃料ピット（躯体）に衝突した場合の影響評価を実施する。ここで飛来物は1体の燃料集合体に直接衝突するものとして評価する。</p> <p>ただし、砂利及び鋼製パイプについては、鋼製材の評価に包絡されるため、評価対象外とする。</p> <p>なお、図1.4.6の燃料集合体への衝突イメージに示すように、斜め方向からの飛来も含めて考慮することとする。</p>	評価対象施設	最小板厚 (mm)	評価結果		備考	砂利	鋼製材	雨水ポンプ	3.2	○	×	電巻飛来物防護対策 鋼を設置し防護する。	雨水ストレーナ	16	○	×	雨水排水管	2.9	○	×	主蒸気管束	34.0	○	×	排気筒	3.0	○	×	損傷した場合には、速 やかに補修等により対 応する。	主蒸気送りし弁消音器	4.5	○	×	主蒸気安全弁排気管	9.5	○	×	タービン駆動給水ポンプ蒸気大気放出口	7.8	○	×	ディーゼル発電機排気消音器	6.0	○	×	燃料油貯蔵タンクベント管	6.0	○	×	重油タンクベント管	3.9	○	×				
評価対象施設			最小板厚 (mm)	評価結果		備考																																																			
	砂利	鋼製材																																																							
雨水ポンプ	3.2	○	×	電巻飛来物防護対策 鋼を設置し防護する。																																																					
雨水ストレーナ	16	○	×																																																						
雨水排水管	2.9	○	×																																																						
主蒸気管束	34.0	○	×																																																						
排気筒	3.0	○	×	損傷した場合には、速 やかに補修等により対 応する。																																																					
主蒸気送りし弁消音器	4.5	○	×																																																						
主蒸気安全弁排気管	9.5	○	×																																																						
タービン駆動給水ポンプ蒸気大気放出口	7.8	○	×																																																						
ディーゼル発電機排気消音器	6.0	○	×																																																						
燃料油貯蔵タンクベント管	6.0	○	×																																																						
重油タンクベント管	3.9	○	×																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

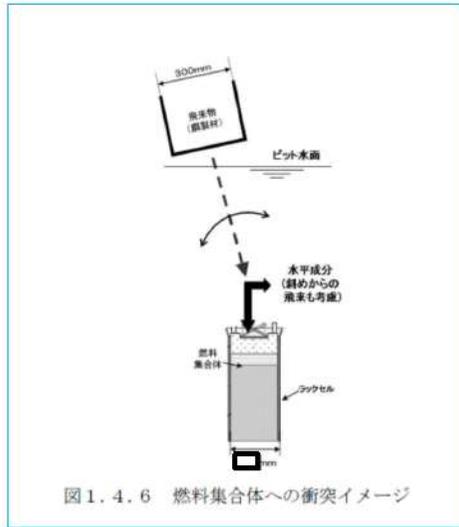


図1.4.6 燃料集合体への衝突イメージ

b. 評価条件

(a) 評価部位

- ・燃料集合体被覆管
- ・使用済燃料ピットライニング

(b) 飛来物速度（到達時）の算出

飛来物が燃料集合体へ到達する際の速度は、飛来物がピット水面に水平57[m/sec]、鉛直38[m/sec]で進入し、水中抵抗等を考慮した値とする。

飛来物の速度（到達時）を表1.4.14に示す。

表1.4.14 飛来物の速度（到達時）

使用済燃料ピット水面到達時*	燃料集合体到達時	影響評価用の速度
水平：57[m/sec] 鉛直：38[m/sec]	水平：22.0[m/sec] 鉛直：16.5[m/sec]	⇒ 水平：22.0[m/sec]
水平：0[m/sec] 鉛直：38[m/sec]	水平：0[m/sec] 鉛直：23.8[m/sec]	⇒ 鉛直：23.8[m/sec]

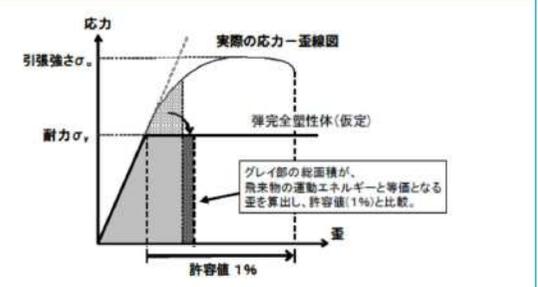
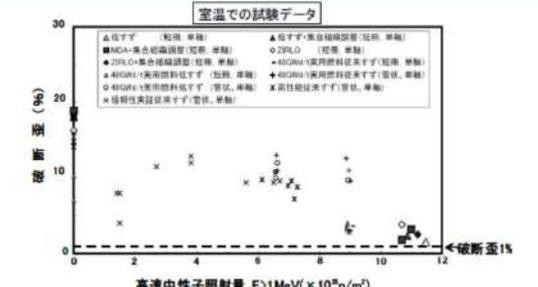
※燃料集合体到達時の水平、鉛直それぞれの速度が大きくなるように設定

(c) 燃料被覆管への影響評価（変形歪に基づく評価）

飛来物の影響を鉛直方向および水平方向それぞれに対して燃料被覆管の歪量で評価する。また、燃料被覆管は、弾完全塑性体と仮定する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d)許容値の設定 試験データを踏まえ、被覆管の破断歪の許容値を1%と設定し、評価値と比較する。</p>  <p>図1.4.7 応力-歪線図と弾完全塑性体の有する保守性</p>  <p>図1.4.8 破断歪と高速中性子照射量の関係 (高速中性子照射量 $1.8 \times 10^{25} \text{ n/m}^2$ は、燃焼度 約 10,000 MWd/t に相当) 【出典】平成13年度 高燃焼度等燃料安全試験に関する報告書（PWR高燃焼度燃料総合評価編）、(財)原子力発電技術機構（一部加筆）</p> <p>c. 評価結果 (a)燃料被覆管への影響評価 燃料集合体被覆管に生じる塑性歪について、燃料集合体被覆管評価結果は表1.4.15の通りであり、被覆管の塑性歪の許容値1%を下回っており、被覆管は破損しない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<div data-bbox="80 220 665 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 1.4.15 燃料集合体被覆管評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>飛来物</th> <th>衝突荷重方向</th> <th>塑性歪算出値</th> <th>許容値</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料集合体 被覆管</td> <td rowspan="2">鋼製材</td> <td>鉛直方向</td> <td>0.3%</td> <td rowspan="2">1%</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>水平方向</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・飛来物の衝突（鉛直方向）により燃料被覆管のみが圧縮変形するとして算出。 ・飛来物の衝突（水平方向）によりラックセルが変形し、燃料集合体に曲げ変形が生じるとして算出。 </div> <p>(b)使用済燃料ピット躯体の評価</p> <p>使用済燃料ピットライニングは、設計飛来物が衝突した場合、損傷する可能性がある。</p> <p>しかし、ライニング背面の使用済燃料ピット（躯体）部分であるコンクリートは壁の厚さ200cm～375cm、ピット底板厚さ360cmと十分な厚さを有しているため、設計飛来物はコンクリートを貫通および裏面剥離を生じることは無い。</p> <p>設計飛来物の衝突により、ライニングおよびコンクリートが損傷した場合、ピット水の漏えいが生じるが、大量のピット水の漏えいが生じることはなく、使用済燃料ピットに補給可能な水量を考慮すると冷却機能及び遮へい機能は維持される。</p>	評価部位	飛来物	衝突荷重方向	塑性歪算出値	許容値	結果	燃料集合体 被覆管	鋼製材	鉛直方向	0.3%	1%	○	水平方向	0.1%			
評価部位	飛来物	衝突荷重方向	塑性歪算出値	許容値	結果												
燃料集合体 被覆管	鋼製材	鉛直方向	0.3%	1%	○												
		水平方向	0.1%														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 強度評価（設計荷重によって設備に生じる変形・応力に対する影響評価）</p> <p>(2-1) 竜巻防護施設</p> <p>①-1. 海水ポンプ</p> <p>海水ポンプの構造健全性については、各部ボルト及び海水ポンプモータ（フレーム等）について、以下の方針で構造健全性の評価を行う。</p> <p>ここで、ボルト及びフレームの許容限界はJEAG4601-1987の支持構造物の許容応力を準用する。</p> <p>a. 評価方針</p> <p>海水ポンプについて、電動機取合ボルト及び電動機支え台ボルト等に対し、竜巻による気圧差荷重（WP）並びに、風圧力荷重（WW）、気圧差荷重（WP）及び設計飛来物の衝撃荷重（WM）による複合荷重（$WT2=WW+0.5WP+WM$）により発生する引張応力を算出し、各ボルトの許容応力を超えないことを確認することで、竜巻の影響に対する構造健全性を評価する。</p> <p>ただし、「1.6 飛来物対策」のとおり設計飛来物に対する防護対策として竜巻飛来物防護対策設備を設置することから、衝撃荷重（WM）としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、想定飛来物のうち、竜巻飛来物防護対策設備を通過する砂利については、衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重（WM）については複合荷重に含めないものとする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、風荷重（受圧面積）と取付け部の強度（断面積）の関係から、ポンプ全体が風を受けた場合のポンプの転倒を考慮し、相対的に脆弱な部位を選定した。海水ポンプ評価モデルを図1.4.9に、海水ポンプボルトの評価モデルを図1.4.10に示す。</p> <p>c. 運転時荷重の考慮</p> <p>評価対象部位（ボルト）には、ポンプ（縦型）の運転（揚水）によって生じる下向きスラスト荷重によるモーメントと、竜巻による複合荷重によって生じる転倒モーメント（上向き）が作用する。これらのモーメントは、お互いに打ち消す方向に作用するため、保守的に運転時荷重（ポンプ揚水によって生じる下向きスラスト荷重）との組合せは考慮しない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<div data-bbox="89 199 683 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>図1.4.9 海水ポンプ評価モデル</p> <p>図1.4.10 海水ポンプボルトの評価モデル</p> </div> <div data-bbox="112 1013 560 1069" style="margin-top: 10px;"> <p>d. 評価条件 強度評価に用いる条件を表1.4.16に示す。</p> </div> <div data-bbox="89 1093 683 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.16 評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>材質</th> <th>ボルト径</th> <th>総本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 電動機取合ボルト</td> <td>SS400</td> <td>M36</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>B 電動機支え台取合ボルト</td> <td>SS400</td> <td>M36</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>C 据付面取合ボルト</td> <td>SUS304</td> <td>M42</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>D 据付面基礎ボルト</td> <td>SUS304</td> <td>M48</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>E 潤滑水非常用タンク固定ボルト</td> <td>SS400</td> <td>M30</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価部位	材質	ボルト径	総本数	A 電動機取合ボルト	SS400	M36	16	B 電動機支え台取合ボルト	SS400	M36	16	C 据付面取合ボルト	SUS304	M42	24	D 据付面基礎ボルト	SUS304	M48	12	E 潤滑水非常用タンク固定ボルト	SS400	M30	6			
評価部位	材質	ボルト径	総本数																								
A 電動機取合ボルト	SS400	M36	16																								
B 電動機支え台取合ボルト	SS400	M36	16																								
C 据付面取合ボルト	SUS304	M42	24																								
D 据付面基礎ボルト	SUS304	M48	12																								
E 潤滑水非常用タンク固定ボルト	SS400	M30	6																								

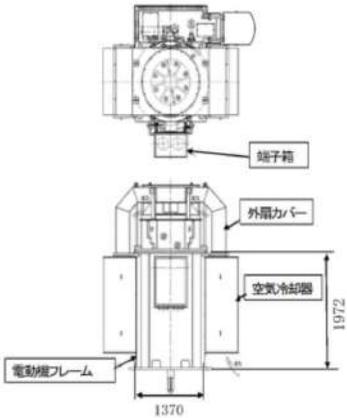
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
<p>e. 評価結果</p> <p>評価に用いる竜巻による気圧差荷重(WP=W_{T1})並びに、風圧力荷重、気圧差荷重及び設計飛来物の衝撃荷重による複合荷重(W_{T2})に対する海水ポンプ各ボルトに関する評価結果を表1.4.17に示す。</p> <p>各ボルトに対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。</p> <div data-bbox="78 368 674 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.4.17 海水ポンプ各ボルトに関する評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">評価部位</th> <th rowspan="3">評価 応力</th> <th colspan="2">算出応力 (MPa)</th> <th rowspan="2">許容値 (MPa)</th> <th colspan="2">裕度</th> <th rowspan="3">結 果</th> </tr> <tr> <th>W_{T1}</th> <th>W_{T2}</th> <th>W_{T1}</th> <th>W_{T2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>電動機取合ボルト</td> <td>引張</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>175</td> <td>7.9</td> <td>6.0</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>電動機支え台取合ボルト</td> <td>引張</td> <td>31</td> <td>41</td> <td>172</td> <td>5.5</td> <td>4.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>据付面取合ボルト</td> <td>引張</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>153</td> <td>8.0</td> <td>5.8</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>据付面基礎ボルト</td> <td>引張</td> <td>26</td> <td>35</td> <td>153</td> <td>5.8</td> <td>4.3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>潤滑水非常用タンク固定ボルト</td> <td>せん断</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>135</td> <td>67.5</td> <td>67.5</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>①-2 海水ポンプモータ</p> <p>a. 評価方針</p> <p>海水ポンプモータについては、電動機フレーム及び各取付ボルト等に対し、竜巻による気圧差荷重(WP)並びに、風圧力荷重(WW)、気圧差荷重(WP)及び設計飛来物の衝撃荷重(WM)による複合荷重(W_{T2}=WW+0.5WP+WM)により発生する引張応力等を算出し、各ボルトの許容応力を超えないことを確認することで、竜巻の影響に対する構造健全性を評価する。</p> <p>ただし、「1.6 飛来物対策」のとおり設計飛来物に対する防護対策として竜巻飛来物防護対策設備を設置することから、衝撃荷重(WM)としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」とおり、想定飛来物のうち、竜巻飛来物防護対策設備を通過する砂利については、衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重(WM)については複合荷重に含めない物とする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、モータ全体が受けた荷重に対する健全性を保守的に評価するため、全風向に対し、評価上厳しくなる不連続部及び強度が低いと想定される部位を選定して評価を行う。海水ポンプモータモデル図を図1.4.11に示す。</p>	評価部位	評価 応力	算出応力 (MPa)		許容値 (MPa)	裕度		結 果	W _{T1}	W _{T2}	W _{T1}	W _{T2}	A	電動機取合ボルト	引張	22	29	175	7.9	6.0	○	B	電動機支え台取合ボルト	引張	31	41	172	5.5	4.1	○	C	据付面取合ボルト	引張	19	26	153	8.0	5.8	○	D	据付面基礎ボルト	引張	26	35	153	5.8	4.3	○	E	潤滑水非常用タンク固定ボルト	せん断	2	2	135	67.5	67.5	○			
評価部位			評価 応力	算出応力 (MPa)		許容値 (MPa)	裕度		結 果																																																			
				W _{T1}	W _{T2}		W _{T1}			W _{T2}																																																		
	A	電動機取合ボルト		引張	22	29	175	7.9		6.0	○																																																	
B	電動機支え台取合ボルト	引張	31	41	172	5.5	4.1	○																																																				
C	据付面取合ボルト	引張	19	26	153	8.0	5.8	○																																																				
D	据付面基礎ボルト	引張	26	35	153	5.8	4.3	○																																																				
E	潤滑水非常用タンク固定ボルト	せん断	2	2	135	67.5	67.5	○																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<div data-bbox="71 225 672 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>図1.4.1.1 海水ポンプモーターモデル図</p> </div> <div data-bbox="116 778 696 863" style="margin-top: 10px;"> <p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.1.8及び表1.4.1.9に示す。</p> </div> <div data-bbox="71 895 672 1299" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>表1.4.1.8 電動機フレームの評価条件</p> <table border="1" data-bbox="145 930 600 1027"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>材質</th> <th>板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動機フレーム</td> <td>SS400</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1.4.1.9 ボルトの評価条件</p> <table border="1" data-bbox="100 1098 645 1286"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>材質</th> <th>ボルト径</th> <th>総本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端子箱取付ボルト</td> <td>SUS304</td> <td>M10</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>空気冷却器取付ボルト</td> <td>SS400</td> <td>M16</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>外扇カバー接続箱取付ボルト</td> <td>SUS304</td> <td>M12</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>外扇カバー取付ボルト</td> <td>SUS304</td> <td>M12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価部位	材質	板厚 (mm)	電動機フレーム	SS400	16	評価部位	材質	ボルト径	総本数	端子箱取付ボルト	SUS304	M10	8	空気冷却器取付ボルト	SS400	M16	14	外扇カバー接続箱取付ボルト	SUS304	M12	23	外扇カバー取付ボルト	SUS304	M12	12			
評価部位	材質	板厚 (mm)																											
電動機フレーム	SS400	16																											
評価部位	材質	ボルト径	総本数																										
端子箱取付ボルト	SUS304	M10	8																										
空気冷却器取付ボルト	SS400	M16	14																										
外扇カバー接続箱取付ボルト	SUS304	M12	23																										
外扇カバー取付ボルト	SUS304	M12	12																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>d. 評価結果</p> <p>評価に用いる竜巻による気圧差荷重（WP）並びに風圧力による荷重（WW）、気圧差荷重及び設計飛来物の衝撃荷重による複合荷重（$WW+0.5WP+WM$）に対する海水ポンプモータ電動機フレーム及び端子箱取付ボルト等に関する評価結果は表1.4.20に示すとおりであり、健全であることを確認した。</p> <div data-bbox="69 336 674 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.4.20 海水ポンプモータ電動機フレーム及び端子箱取付ボルト等に関する評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">評価部位</th> <th rowspan="3">評価応力</th> <th colspan="2">算出応力 (MPa)</th> <th rowspan="3">許容値 (MPa)</th> <th colspan="2">裕度</th> <th rowspan="3">結果</th> </tr> <tr> <th>W_{T1}</th> <th>W_{T2}</th> <th>W_{T1}</th> <th>W_{T2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動機フレーム</td> <td>曲げ</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>282</td> <td>141</td> <td>141</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>端子箱取付ボルト</td> <td>引張</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>153</td> <td>10.2</td> <td>5.6</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>空気冷却器取付ボルト</td> <td>引張</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>183</td> <td>12.2</td> <td>9.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>外箱カバー接続取付ボルト</td> <td>引張</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>153</td> <td>19.1</td> <td>9.5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>外箱カバー取付ボルト</td> <td>せん断</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>117</td> <td>23.4</td> <td>10.6</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② 海水ストレーナ</p> <p>a. 評価方針</p> <p>海水ストレーナについて、胴板、スカート及び基礎ボルトに対する竜巻による気圧差荷重（WP）並びに、風圧力荷重（WW）、気圧差荷重（WP）及び設計飛来物の衝撃荷重（WM）による複合荷重（$WT2=WW+0.5WP+WM$）を算出し、各部位の許容応力を超えないことを確認することで、竜巻の影響に対する構造健全性を評価する。</p> <p>ただし、「1.6 飛来物対策」のとおり設計飛来物に対する防護対策として竜巻飛来物防護対策設備を設置することから、衝撃荷重（WM）としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、想定飛来物のうち、竜巻飛来物防護対策設備を通過する砂利については、衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重（WM）については複合荷重に含めない物とする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価対象については、JEAG4601-1987のスカート支持たて置円筒形容器の評価方式を準用し、胴板、スカート及び基礎ボルトについて評価を行う。</p> <p>図1.4.12に海水ストレーナモデル図を示す。</p>	評価部位	評価応力	算出応力 (MPa)		許容値 (MPa)	裕度		結果	W _{T1}	W _{T2}	W _{T1}	W _{T2}	電動機フレーム	曲げ	2	2	282	141	141	○	端子箱取付ボルト	引張	15	27	153	10.2	5.6	○	空気冷却器取付ボルト	引張	15	20	183	12.2	9.1	○	外箱カバー接続取付ボルト	引張	8	16	153	19.1	9.5	○	外箱カバー取付ボルト	せん断	5	11	117	23.4	10.6	○			
評価部位			評価応力	算出応力 (MPa)		許容値 (MPa)	裕度		結果																																														
				W _{T1}			W _{T2}			W _{T1}	W _{T2}																																												
	電動機フレーム	曲げ		2	2		282	141		141	○																																												
端子箱取付ボルト	引張	15	27	153	10.2	5.6	○																																																
空気冷却器取付ボルト	引張	15	20	183	12.2	9.1	○																																																
外箱カバー接続取付ボルト	引張	8	16	153	19.1	9.5	○																																																
外箱カバー取付ボルト	せん断	5	11	117	23.4	10.6	○																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

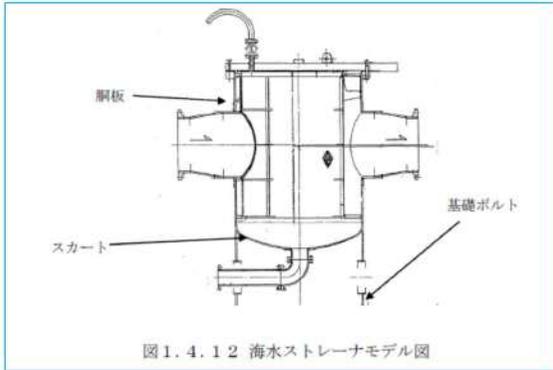
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



c. 運転時荷重の考慮

ストレーナ内の内圧を考慮して評価を行う。

d. 評価条件

強度評価に用いる評価条件を表1.4.2.1及び表1.4.2.2に示す。

表1.4.2.1 胴板およびスカートの評価条件

評価部位	材質	板厚 (mm)
胴板	SM400B	16
スカート	SM400B	16

表1.4.2.2 ボルトの評価条件

評価部位	材質	ボルト径	総本数
基礎ボルト	SS400	M24	16

e. 評価結果

評価に用いる竜巻による気圧差荷重（WP）並びに風圧力による荷重（WW）、気圧差荷重及び設計飛来物の衝撃荷重による複合荷重（ $WW+0.5WP+WM$ ）に対する海水ストレーナの胴板他に関する評価結果は表1.4.2.3のとおりであり、健全であることを確認した。

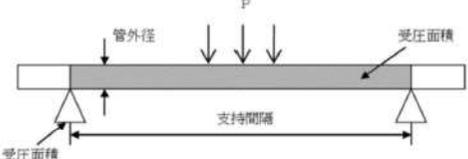
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">表 1. 4. 2 3 海水ストレーナの鋼板他に関する評価結果</p> <table border="1" data-bbox="107 268 656 539"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機器名称</th> <th rowspan="3">評価部位</th> <th rowspan="3">応力</th> <th colspan="2">算出応力 (MPa or -)*</th> <th rowspan="2">許容値 (MPa or -)*</th> <th colspan="2">裕度 (MPa or -)*</th> <th rowspan="3">結果</th> </tr> <tr> <th>WT1</th> <th>WT2</th> <th>WT1</th> <th>WT2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">海水 ストレーナ</td> <td rowspan="2">鋼板</td> <td>組合せ一次</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>236</td> <td>6.5</td> <td>6.3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>座組</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>1</td> <td>50.0</td> <td>33.3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スカート</td> <td>組合せ</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>240</td> <td>18.4</td> <td>15.0</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>座組</td> <td>0.05</td> <td>0.06</td> <td>1</td> <td>20.0</td> <td>16.6</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基礎 ボルト</td> <td>引張</td> <td>25</td> <td>39</td> <td>175</td> <td>7.0</td> <td>4.4</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>せん断</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>135</td> <td>10.3</td> <td>7.9</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>組合せ</td> <td>25</td> <td>39</td> <td>175</td> <td>7.0</td> <td>4.4</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 座組は「-」、それ以外は「MPa」</p> <p>③ 配管・弁</p> <p>a. 評価方針</p> <p>海水系配管について、竜巻による気圧差荷重（WP）並びに、風圧力荷重（WW）、気圧差荷重（WP）及び設計飛来物の衝撃荷重（WM）による複合荷重（WT2=WW+0.5WP+WM）を算出し、それぞれに自重及び内圧を加えた応力と、許容応力との比較により、許容応力を超えないことを確認することで、竜巻の影響に対する構造健全性を評価する。</p> <p>ただし、「1. 6 飛来物対策」のとおり設計飛来物に対する防護対策として竜巻飛来物防護対策設備を設置することから、衝撃荷重（WM）としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、想定飛来物のうち、竜巻飛来物防護対策設備を通過する砂利については、衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重（WM）については複合荷重に含めない物とする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、屋外配管の海水管の全口径について評価を行う。なお、曲げモーメントが最大となる支持間隔が最長のものにて評価を実施する。図 1. 4. 1 3 に配管モデル図を示す。</p>	機器名称	評価部位	応力	算出応力 (MPa or -)*		許容値 (MPa or -)*	裕度 (MPa or -)*		結果	WT1	WT2	WT1	WT2	海水 ストレーナ	鋼板	組合せ一次	36	37	236	6.5	6.3	○	座組	0.02	0.03	1	50.0	33.3	○	スカート	組合せ	13	16	240	18.4	15.0	○	座組	0.05	0.06	1	20.0	16.6	○	基礎 ボルト	引張	25	39	175	7.0	4.4	○	せん断	13	17	135	10.3	7.9	○	組合せ	25	39	175	7.0	4.4	○			
機器名称				評価部位	応力		算出応力 (MPa or -)*			許容値 (MPa or -)*	裕度 (MPa or -)*		結果																																																								
						WT1	WT2	WT1			WT2																																																										
	海水 ストレーナ	鋼板	組合せ一次			36	37	236	6.5	6.3	○																																																										
座組			0.02	0.03	1	50.0	33.3	○																																																													
スカート		組合せ	13	16	240	18.4	15.0	○																																																													
		座組	0.05	0.06	1	20.0	16.6	○																																																													
基礎 ボルト		引張	25	39	175	7.0	4.4	○																																																													
		せん断	13	17	135	10.3	7.9	○																																																													
	組合せ	25	39	175	7.0	4.4	○																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<div data-bbox="98 240 692 475" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">図1.4.13 配管モデル図</p> </div> <p data-bbox="120 520 320 544">c. 運転時荷重の考慮</p> <p data-bbox="132 549 425 572">配管内圧を考慮して評価を行う。</p> <p data-bbox="120 608 241 632">d. 評価条件</p> <p data-bbox="132 636 582 660">強度評価に用いる評価条件を表1.4.2.4に示す。</p> <div data-bbox="120 687 584 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.2.4 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="174 730 510 991"> <thead> <tr> <th>管外径</th> <th>材質</th> <th>支持間隔 (m)</th> <th>板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>863.6</td> <td>STPY400</td> <td>7.3</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>762.0</td> <td>STPY400</td> <td>7.3</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>516.3</td> <td>STPT370-E</td> <td>4.8</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>60.5</td> <td>STPT370-E</td> <td>2.5</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>45.6</td> <td>STPT370-E</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>34.0</td> <td>STPT370-E</td> <td>1.8</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>27.2</td> <td>STPT370-S</td> <td>1.5</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="120 1043 241 1067">e. 評価結果</p> <p data-bbox="120 1072 694 1214">評価に用いる竜巻による気圧差荷重（WP）、並びに風圧力荷重（WW）、気圧差荷重及び設計飛来物の衝撃荷重による複合荷重（WT2）に自重及び内圧を考慮した応力に対する配管（弁は配管の評価に包絡）に発生する応力は表1.4.2.5の海水系配管の影響評価結果に示すとおりであり、健全であることを確認した。</p>	管外径	材質	支持間隔 (m)	板厚 (mm)	863.6	STPY400	7.3	12.7	762.0	STPY400	7.3	9.5	516.3	STPT370-E	4.8	7.0	60.5	STPT370-E	2.5	3.9	45.6	STPT370-E	2.2	3.7	34.0	STPT370-E	1.8	3.4	27.2	STPT370-S	1.5	2.9			
管外径	材質	支持間隔 (m)	板厚 (mm)																																
863.6	STPY400	7.3	12.7																																
762.0	STPY400	7.3	9.5																																
516.3	STPT370-E	4.8	7.0																																
60.5	STPT370-E	2.5	3.9																																
45.6	STPT370-E	2.2	3.7																																
34.0	STPT370-E	1.8	3.4																																
27.2	STPT370-S	1.5	2.9																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p style="text-align: center;">表 1.4.2.5 海水系配管の影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="107 263 555 526"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管外径</th> <th rowspan="2">評価応力</th> <th colspan="2">算出応力 (MPa)</th> <th rowspan="2">許容応力 (MPa)</th> <th colspan="2">裕度</th> <th rowspan="2">結果</th> </tr> <tr> <th>W11</th> <th>W12</th> <th>W11</th> <th>W12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>863.6</td> <td>曲げ</td> <td>24.7</td> <td>30.5</td> <td>216</td> <td>8.7</td> <td>7.0</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>762.0</td> <td>曲げ</td> <td>24.2</td> <td>33.0</td> <td>216</td> <td>8.9</td> <td>6.5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>216.3</td> <td>曲げ</td> <td>14.6</td> <td>34.1</td> <td>174</td> <td>11.9</td> <td>5.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>60.5</td> <td>曲げ</td> <td>11.4</td> <td>48.9</td> <td>174</td> <td>15.2</td> <td>3.5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>48.6</td> <td>曲げ</td> <td>10.9</td> <td>50.4</td> <td>174</td> <td>15.9</td> <td>3.4</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>34.0</td> <td>曲げ</td> <td>11.0</td> <td>55.2</td> <td>174</td> <td>15.8</td> <td>3.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>27.2</td> <td>曲げ</td> <td>10.9</td> <td>66.8</td> <td>205</td> <td>18.8</td> <td>3.6</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>④換気空調設備 クラス1、2の換気空調設備のうち、排気筒（建屋外）、ダクト（隔離ダンパ・弁以降を除く）、ダンパ（隔離ダンパのみ）及び弁（隔離弁のみ）について、竜巻による影響評価を行う。</p> <p>④-1排気筒（建屋外・建屋内）、ダクト a. 評価方針 ・角ダクト 竜巻による荷重を短期荷重とみなし、自重との重ね合わせを考慮して、長期荷重（自重）+短期荷重（竜巻）による応力が降伏応力を超えないことを確認する。 なお、応力が許容値を超えた場合、安全機能が維持できることを確認する。 ・丸ダクト 長期荷重（自重）+短期荷重（竜巻）による座屈評価を行う。</p> <p>b. 評価対象範囲 評価に用いる竜巻に対する強度評価として、屋外に露出している排気筒および竜巻による気圧低下の影響を受ける隔離ダンパ・弁までのダクトについて評価を行う。なお、ダクトの評価については、発生荷重が最大となる支持間隔が最長のものにて実施する。図1.4.1.4に板材の面外荷重に対する評価モデルを示す。</p>	管外径	評価応力	算出応力 (MPa)		許容応力 (MPa)	裕度		結果	W11	W12	W11	W12	863.6	曲げ	24.7	30.5	216	8.7	7.0	○	762.0	曲げ	24.2	33.0	216	8.9	6.5	○	216.3	曲げ	14.6	34.1	174	11.9	5.1	○	60.5	曲げ	11.4	48.9	174	15.2	3.5	○	48.6	曲げ	10.9	50.4	174	15.9	3.4	○	34.0	曲げ	11.0	55.2	174	15.8	3.1	○	27.2	曲げ	10.9	66.8	205	18.8	3.6	○			
管外径			評価応力	算出応力 (MPa)		許容応力 (MPa)	裕度		結果																																																														
	W11	W12		W11	W12																																																																		
863.6	曲げ	24.7	30.5	216	8.7	7.0	○																																																																
762.0	曲げ	24.2	33.0	216	8.9	6.5	○																																																																
216.3	曲げ	14.6	34.1	174	11.9	5.1	○																																																																
60.5	曲げ	11.4	48.9	174	15.2	3.5	○																																																																
48.6	曲げ	10.9	50.4	174	15.9	3.4	○																																																																
34.0	曲げ	11.0	55.2	174	15.8	3.1	○																																																																
27.2	曲げ	10.9	66.8	205	18.8	3.6	○																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

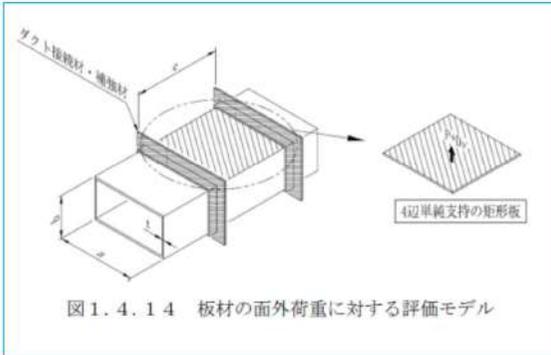
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



c. 評価条件

強度評価に用いる評価条件を表1.4.2.6～表1.4.2.8に示す。（角ダクトおよび丸ダクトについては、裕度が最も低いものを記載）

表1.4.2.6 排気筒（建屋外）の評価条件

種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)
角ダクト	2,700×2,700	SUS304	3

表1.4.2.7 角ダクトの評価条件

種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)
高圧角ダクト	1,100×1,100	SGCC	0.8

表1.4.2.8 丸ダクトの評価条件

種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)
スパイラル低圧丸ダクト	φ650	SGCC	2.3

d. 評価結果

・排気筒（建屋外）

排気筒については、竜巻による風荷重 W_w 及び気圧差荷重 W_P に自重を重ね合わせ、発生応力を算定し、安全機能が維持できることを確認した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

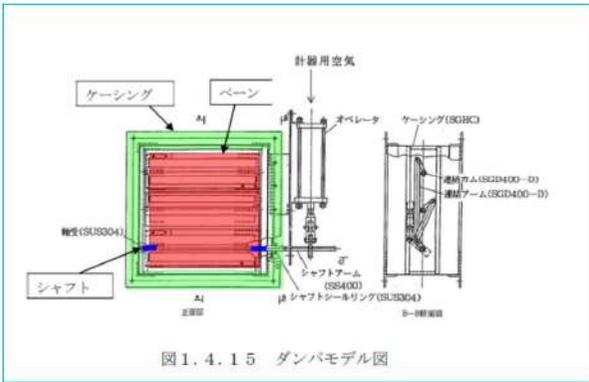
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p>・角ダクト 角ダクトについては、竜巻による気圧差荷重WP に自重を重ね合わせ、発生応力を算定し、角ダクトの安全機能に影響がないことを確認した。</p> <p>・丸ダクト 丸ダクトについては、竜巻による気圧差荷重WP に自重を重ね合わせ、座屈評価を行い、許容応力を下回り、構造健全性が維持されることを確認した。 各評価結果を表1.4.29～表1.4.31に示す。</p> <div data-bbox="89 454 689 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.29 排気筒の影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">風外荷重(MPa)</th> <th colspan="4">外圧による荷重(MPa)</th> <th colspan="4">曲げモーメント</th> </tr> <tr> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生荷重 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生モーメント (N-mm)</th> <th>許容値 (N-mm)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91</td> <td>189</td> <td>2.0</td> <td>○</td> <td>30</td> <td>189</td> <td>6.3</td> <td>○</td> <td>8705464</td> <td>333471020</td> <td>30.9</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1.4.30 ダクトの影響評価結果（角ダクト（本体））*</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">風外荷重(MPa)</th> <th colspan="4">外圧による荷重(MPa)</th> <th colspan="4">曲げモーメント</th> </tr> <tr> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生荷重 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生モーメント (N-mm)</th> <th>許容値 (N-mm)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>117</td> <td>189</td> <td>1.6</td> <td>○</td> <td>68</td> <td>189</td> <td>2.7</td> <td>○</td> <td>602080</td> <td>7083309</td> <td>10.8</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※裕度が最も低いものを記載</p> <p style="text-align: center;">表1.4.31 ダクトの影響評価結果（丸ダクト（本体））*</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">外圧による荷重</th> <th colspan="4">自重と竜巻の組合せ</th> </tr> <tr> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.26</td> <td>6.2</td> <td>4.9</td> <td>○</td> <td>0.21</td> <td>0.9</td> <td>4.3</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※裕度が最も低いものを記載</p> </div> <p>④-2 ダンパ</p> <p>a. 評価方針</p> <p>ダンパの構成部材毎（ケーシング、ペーン、シャフト）に評価を行う。</p> <p>評価については、竜巻による負圧を短期荷重とみなし、自重との重ね合わせを考慮し、長期荷重（自重）+短期荷重（竜巻）による応力が許容値を超えないことを確認する。</p> <p>・ケーシング ケーシングの断面と同性能を持つ単純梁として、曲げ応力による評価を行う。</p> <p>・ペーン ペーンの断面と同等の断面性能を持つ単純梁として曲げ応力による評価を行う。</p> <p>・シャフト ペーンが内部圧力によって受ける荷重を支持するシャフト断面について、せん断応力による評価を行う。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、気圧差の影響を受けるケーシング、ペーン及びシャフトについて評価を行う。図1.4.15にダンパモデル図を示す。</p>	風外荷重(MPa)				外圧による荷重(MPa)				曲げモーメント				発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生荷重 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生モーメント (N-mm)	許容値 (N-mm)	裕度	結果	91	189	2.0	○	30	189	6.3	○	8705464	333471020	30.9	○	風外荷重(MPa)				外圧による荷重(MPa)				曲げモーメント				発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生荷重 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生モーメント (N-mm)	許容値 (N-mm)	裕度	結果	117	189	1.6	○	68	189	2.7	○	602080	7083309	10.8	○	外圧による荷重				自重と竜巻の組合せ				発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	1.26	6.2	4.9	○	0.21	0.9	4.3	○			
風外荷重(MPa)				外圧による荷重(MPa)				曲げモーメント																																																																																											
発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生荷重 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生モーメント (N-mm)	許容値 (N-mm)	裕度	結果																																																																																								
91	189	2.0	○	30	189	6.3	○	8705464	333471020	30.9	○																																																																																								
風外荷重(MPa)				外圧による荷重(MPa)				曲げモーメント																																																																																											
発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生荷重 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生モーメント (N-mm)	許容値 (N-mm)	裕度	結果																																																																																								
117	189	1.6	○	68	189	2.7	○	602080	7083309	10.8	○																																																																																								
外圧による荷重				自重と竜巻の組合せ																																																																																															
発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																																																																																												
1.26	6.2	4.9	○	0.21	0.9	4.3	○																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉



女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

c. 評価条件

強度評価に用いる評価条件を表1.4.3.2～表1.4.3.4に示す。（裕度が最も低いものを記載）

表 1.4.3.2 ダンパ（ケーシング）の評価条件

種類	名称	寸法 (mm)	材質
高気密ダンパ	中央制御室外気取入止めダンパ	705×705	SS41
空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	2,005×915	SGHC
遮止ダンパ	ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ	1,055×1,055	SPCC
防火ダンパ	ディーゼル発電機室給器防火ダンパ	1,555×1,255	SGHC

表 1.4.3.3 ダンパ（ベーン）の評価条件

種類	名称	寸法 (mm)	材質
高気密ダンパ	安全補機室給気第2隔離ダンパ	1,210×1,210	SS41
空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	2,005×915	SGHC
遮止ダンパ	制御用空気圧縮機室給気ファン入口遮止ダンパ	705×705	SPCC
防火ダンパ	制御用空気圧縮機室排気防火ダンパ	763×763	SGHC

表 1.4.3.4 ダンパ（シャフト）の評価条件

種類	名称	寸法 (mm)	材質
高気密ダンパ	安全補機室給気第1隔離ダンパ	1,110×1,110	SUS304
空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	2,005×910	SGHC
遮止ダンパ	ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ	1,055×1,055	SPCC
防火ダンパ	ディーゼル発電機室排気防火ダンパ	1,117×1,978	SGHC

d. 評価結果

竜巻による、ダンパ構成部材の評価結果を表1.4.3.5～表1.4.3.7に示す。

各部位に対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p>表1.4.35 ダンパの影響評価結果（ケーシング）*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ケーシング</th> <th>曲げ応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高気密ダンパ</td> <td>中央制御室外気取入止めダンパ</td> <td>40</td> <td>268</td> <td>6.70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>空気作動ダンパ</td> <td>電動補助給水ポンプ室排気ダンパ</td> <td>97</td> <td>217</td> <td>2.23</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遮止ダンパ</td> <td>ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ</td> <td>56</td> <td>217</td> <td>3.87</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防火ダンパ</td> <td>ディーゼル発電機室排気防火ダンパ</td> <td>92</td> <td>217</td> <td>2.35</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種類毎に裕度が最も低いものを記載</p> <p>表1.4.36 ダンパの影響評価結果（ベーン）*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ベーン</th> <th>曲げ応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高気密ダンパ</td> <td>安全補機室給気第2隔離ダンパ</td> <td>18</td> <td>274</td> <td>15.22</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>空気作動ダンパ</td> <td>電動補助給水ポンプ室排気ダンパ</td> <td>167</td> <td>217</td> <td>1.29</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遮止ダンパ</td> <td>制御用空気圧縮機室給器ファン入口遮止ダンパ</td> <td>209</td> <td>217</td> <td>1.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防火ダンパ</td> <td>制御用空気圧縮機室排気防火ダンパ</td> <td>216</td> <td>217</td> <td>1.00</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種類毎に裕度が最も低いものを記載</p> <p>表1.4.37 ダンパの影響評価結果（シャフト）*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">シャフト</th> <th>せん断応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高気密ダンパ</td> <td>安全補機室給気第1隔離ダンパ</td> <td>5</td> <td>117</td> <td>23.40</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>空気作動ダンパ</td> <td>電動補助給水ポンプ室排気ダンパ</td> <td>6</td> <td>108</td> <td>18.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遮止ダンパ</td> <td>ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ</td> <td>3</td> <td>135</td> <td>45.00</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防火ダンパ</td> <td>ディーゼル発電機室排気防火ダンパ</td> <td>7</td> <td>141</td> <td>20.14</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種類毎に裕度が最も低いものを記載</p> <p>④-3弁（バタフライ弁）</p> <p>a. 評価方針 アニュラス全量排気弁及びアニュラス少量排気弁については、呼び圧力と気圧差を比較し、竜巻による気圧差に対する健全性を評価する。</p> <p>b. 評価対象範囲 評価に用いる竜巻に対する強度評価として、気圧差の影響をうける隔離弁について評価を行う。</p> <p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.38に示す。</p>	ケーシング		曲げ応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	種類	名称					高気密ダンパ	中央制御室外気取入止めダンパ	40	268	6.70	○	空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	97	217	2.23	○	遮止ダンパ	ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ	56	217	3.87	○	防火ダンパ	ディーゼル発電機室排気防火ダンパ	92	217	2.35	○	ベーン		曲げ応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	種類	名称					高気密ダンパ	安全補機室給気第2隔離ダンパ	18	274	15.22	○	空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	167	217	1.29	○	遮止ダンパ	制御用空気圧縮機室給器ファン入口遮止ダンパ	209	217	1.00	○	防火ダンパ	制御用空気圧縮機室排気防火ダンパ	216	217	1.00	○	シャフト		せん断応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	種類	名称					高気密ダンパ	安全補機室給気第1隔離ダンパ	5	117	23.40	○	空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	6	108	18.00	○	遮止ダンパ	ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ	3	135	45.00	○	防火ダンパ	ディーゼル発電機室排気防火ダンパ	7	141	20.14	○			
ケーシング		曲げ応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																																																																																																										
種類	名称																																																																																																														
高気密ダンパ	中央制御室外気取入止めダンパ	40	268	6.70	○																																																																																																										
空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	97	217	2.23	○																																																																																																										
遮止ダンパ	ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ	56	217	3.87	○																																																																																																										
防火ダンパ	ディーゼル発電機室排気防火ダンパ	92	217	2.35	○																																																																																																										
ベーン		曲げ応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																																																																																																										
種類	名称																																																																																																														
高気密ダンパ	安全補機室給気第2隔離ダンパ	18	274	15.22	○																																																																																																										
空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	167	217	1.29	○																																																																																																										
遮止ダンパ	制御用空気圧縮機室給器ファン入口遮止ダンパ	209	217	1.00	○																																																																																																										
防火ダンパ	制御用空気圧縮機室排気防火ダンパ	216	217	1.00	○																																																																																																										
シャフト		せん断応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																																																																																																										
種類	名称																																																																																																														
高気密ダンパ	安全補機室給気第1隔離ダンパ	5	117	23.40	○																																																																																																										
空気作動ダンパ	電動補助給水ポンプ室排気ダンパ	6	108	18.00	○																																																																																																										
遮止ダンパ	ディーゼル発電機室給器ファン出口遮止ダンパ	3	135	45.00	○																																																																																																										
防火ダンパ	ディーゼル発電機室排気防火ダンパ	7	141	20.14	○																																																																																																										

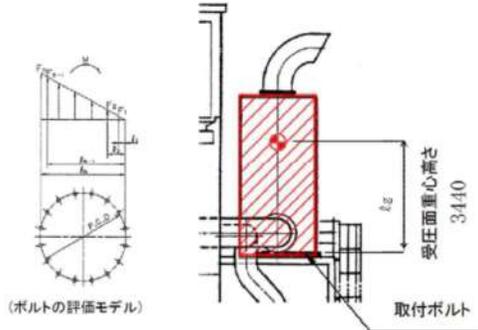
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
<p>表1.4.38 弁（バタフライ弁）の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="241 277 394 352"> <tr> <td>気圧差(hPa)</td> </tr> <tr> <td>89</td> </tr> </table> <p>d. 評価結果</p> <p>アニュラス全量排気弁及びアニュラス少量排気弁については、呼び圧力に対し、気圧差は微小であり設備の健全性に影響を与えないことを確認した。表1.4.39に弁（バタフライ弁）の影響評価結果を示す。</p> <p>表1.4.39 弁（バタフライ弁）の影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="103 616 636 703"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>気圧低下量 (hPa)</th> <th>呼び圧力 (hPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス全量排気弁</td> <td rowspan="2">89</td> <td rowspan="2">4903</td> <td rowspan="2">55.0</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>アニュラス少量排気弁</td> </tr> </tbody> </table>	気圧差(hPa)	89	名称	気圧低下量 (hPa)	呼び圧力 (hPa)	裕度	結果	アニュラス全量排気弁	89	4903	55.0	○	アニュラス少量排気弁			
気圧差(hPa)																
89																
名称	気圧低下量 (hPa)	呼び圧力 (hPa)	裕度	結果												
アニュラス全量排気弁	89	4903	55.0	○												
アニュラス少量排気弁																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>(2-2) 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>⑤ディーゼル発電機排気消音器</p> <p>a. 評価方針</p> <p>ディーゼル発電機排気消音器については、建屋外部に露出しているため、竜巻による気圧差荷重 (WP) は考慮しない。よって、風圧力荷重 (WW) により発生する応力を算出し、許容応力との比較により、許容応力を超えないことを確認する。</p> <p>ただし、衝撃荷重 (WM) については、設計飛来物のうち、鋼製材・鋼製パイプは衝突により当該施設を貫通することから、衝撃荷重としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」とおり、砂利については衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重については複合荷重に含めないものとする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、風荷重（受圧面積）と取付け部の強度（断面積）の関係から、消音器全体が風を受けた場合の消音器の転倒を考慮し、相対的に脆弱な部位を選定した。図1.4.16に消音器モデル図を示す。</p> <div data-bbox="80 724 674 1126" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">(ボルトの評価モデル)</p> <p style="text-align: center;">図1.4.16 消音器モデル図</p> </div> <p>c. 評価条件</p> <p>強度評価に用いる評価条件を表1.4.40に示す。</p> <div data-bbox="80 1233 674 1358" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.40 評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>材質</th> <th>ボルト径</th> <th>総本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気消音器取付ボルト</td> <td>SUS316</td> <td>M24</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価部位	材質	ボルト径	総本数	排気消音器取付ボルト	SUS316	M24	12			
評価部位	材質	ボルト径	総本数								
排気消音器取付ボルト	SUS316	M24	12								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>d. 評価結果</p> <p>評価に用いる竜巻による、風圧力荷重に対するディーゼル発電機排気消音器に関する評価結果を表1.4.41に示す。</p> <p>各部位に対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。</p> <div data-bbox="78 311 689 513" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.4.41 ディーゼル発電機排気消音器に関する評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価応力</th> <th>算出応力値 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">排気消音器 取付ボルト</td> <td>引張</td> <td>78</td> <td>153</td> <td>1.96</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>せん断</td> <td>25</td> <td>117</td> <td>4.68</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>組合せ</td> <td>78</td> <td>153</td> <td>1.96</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>⑦主蒸気逃がし弁消音器</p> <p>a. 評価方針</p> <p>主蒸気逃がし弁消音器については、建屋外部に露出しているため、竜巻による気圧差荷重(WP)は考慮しない。よって、風圧力荷重(WW)により発生する応力を算出し、許容応力との比較により、許容応力を超えないことを確認する。</p> <p>ただし、衝撃荷重(WM)については、設計飛来物のうち、鋼製材・鋼製パイプは衝突により当該施設を貫通することから、衝撃荷重としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、砂利については衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重については複合荷重に含めないものとする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、風荷重(受圧面積)と取付け部の強度(断面積)の関係から、消音器全体が風を受けた場合の消音器の転倒を考慮し、相対的に脆弱な部位を選定した。図1.4.17に消音器モデル図を示す。</p> <div data-bbox="94 1093 689 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>図1.4.17 消音器モデル図</p> </div>	評価部位	評価応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	排気消音器 取付ボルト	引張	78	153	1.96	○	せん断	25	117	4.68	○	組合せ	78	153	1.96	○			
評価部位	評価応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																				
排気消音器 取付ボルト	引張	78	153	1.96	○																				
	せん断	25	117	4.68	○																				
	組合せ	78	153	1.96	○																				

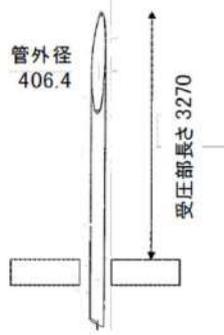
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.4.2に示す。</p> <table border="1" data-bbox="107 247 674 406"> <caption>表1.4.4.2 評価条件</caption> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>溶接脚長 (mm)</th> <th>のど厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁消音器すみ肉溶接部</td> <td>9</td> <td>6.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 評価結果 評価に用いる竜巻による、風圧力荷重に対する主蒸気逃がし弁消音器架台の柱脚すみ肉溶接部に関する評価結果を表1.4.4.3に示す。 各部位に対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="107 646 674 853"> <caption>表1.4.4.3 主蒸気逃がし弁消音器架台の柱脚すみ肉溶接部に関する評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価部位</th> <th>評価 応力</th> <th>算出応力値 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主蒸気逃がし弁消音器 すみ肉溶接部</td> <td>引張</td> <td>7.9</td> <td>245</td> <td>31.0</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>せん断</td> <td>5.6</td> <td>141</td> <td>25.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>組合せ</td> <td>12.6</td> <td>245</td> <td>19.4</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧主蒸気安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管</p> <p>a. 評価方針 主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管については、建屋外部に露出しているため、竜巻による気圧差荷重(WP)は考慮しない。よって、風圧力荷重(WW)により発生する応力を算出し、許容応力との比較により、許容応力を超えないことを確認する。 ただし、衝撃荷重(WM)については、設計飛来物のうち、鋼製材・鋼製パイプは衝突により当該施設を貫通することから、衝撃荷重としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、砂利については衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重については複合荷重に含めないものとする。</p> <p>b. 評価対象部位 評価に用いる竜巻に対する強度評価として、風荷重(受圧面積)と取付け部の強度(断面積)の関係から、排気管・放出管が風を受けた場合の転倒を考慮し、相対的に脆弱な部位を選定した。図1.4.1.8に放出管モデル図を示す。</p>	評価部位	溶接脚長 (mm)	のど厚 (mm)	主蒸気逃がし弁消音器すみ肉溶接部	9	6.36	評価部位	評価 応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	評価	主蒸気逃がし弁消音器 すみ肉溶接部	引張	7.9	245	31.0	○	せん断	5.6	141	25.1	○	組合せ	12.6	245	19.4	○			
評価部位	溶接脚長 (mm)	のど厚 (mm)																													
主蒸気逃がし弁消音器すみ肉溶接部	9	6.36																													
評価部位	評価 応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	評価																										
主蒸気逃がし弁消音器 すみ肉溶接部	引張	7.9	245	31.0	○																										
	せん断	5.6	141	25.1	○																										
	組合せ	12.6	245	19.4	○																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<div data-bbox="98 215 689 662" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>管外径 406.4</p> <p>受圧部長さ 3270</p> <p>図 1.4.18 放出管モデル図</p> </div> <p data-bbox="120 694 241 718">c. 評価条件</p> <p data-bbox="120 721 694 774">強度評価に用いる評価条件を表1.4.4.4及び1.4.4.5に示す。</p> <div data-bbox="89 813 683 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="206 833 589 857">表 1.4.4.4 主蒸気安全弁排気管の評価条件</p> <table border="1" data-bbox="174 861 622 949"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>材質</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>406.4</td> <td>STPT3S</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="129 981 667 1005">表 1.4.4.5 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管評価条件</p> <table border="1" data-bbox="174 1013 622 1101"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>材質</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>267.4</td> <td>STPT3S-E</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="120 1157 241 1181">d. 評価結果</p> <p data-bbox="120 1184 694 1268">評価に用いる竜巻による、風圧力荷重に対する主蒸気安全弁排気管及びタービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管に関する評価結果を表1.4.4.6及び表1.4.4.7に示す。</p> <p data-bbox="120 1272 694 1332">各部位に対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。</p>	口径 (mm)	材質	厚さ (mm)	406.4	STPT3S	9.5	口径 (mm)	材質	厚さ (mm)	267.4	STPT3S-E	7.8			
口径 (mm)	材質	厚さ (mm)													
406.4	STPT3S	9.5													
口径 (mm)	材質	厚さ (mm)													
267.4	STPT3S-E	7.8													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<div data-bbox="89 212 680 513" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 1.4.4.6 主蒸気安全弁排気管に関する評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価応力</th> <th>算出応力値 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁排気管</td> <td>曲げ</td> <td>8.5</td> <td>215</td> <td>25.2</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1.4.4.7 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管に関する評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価応力</th> <th>算出応力値 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管</td> <td>曲げ</td> <td>19.1</td> <td>182.7</td> <td>9.5</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨燃料油貯蔵タンクベント管</p> <p>a. 評価方針</p> <p>燃料油貯蔵タンクベント管については、建屋外部に露出しているため、竜巻による気圧差荷重（WP）は考慮しない。よって、風圧力荷重により発生する応力を算出し、許容応力との比較により、許容応力を超えないことを確認する。</p> <p>ただし、衝撃荷重（WM）については、設計飛来物のうち、鋼製材・鋼製パイプは衝突により当該施設を貫通することから、衝撃荷重としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、砂利については衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重については複合荷重に含めないものとする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、風荷重（受圧面積）と取付け部の強度（断面積）の関係から、ベント管が風を受けた場合の転倒を考慮し、相対的に脆弱な部位を選定した。図 1.4.1.9 にベント管モデル図を示す。</p> <div data-bbox="100 1094 689 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図 1.4.1.9 ベント管モデル図</p> </div> </div>	評価対象	評価応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	主蒸気安全弁排気管	曲げ	8.5	215	25.2	○	評価対象	評価応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管	曲げ	19.1	182.7	9.5	○			
評価対象	評価応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																						
主蒸気安全弁排気管	曲げ	8.5	215	25.2	○																						
評価対象	評価応力	算出応力値 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																						
タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管	曲げ	19.1	182.7	9.5	○																						

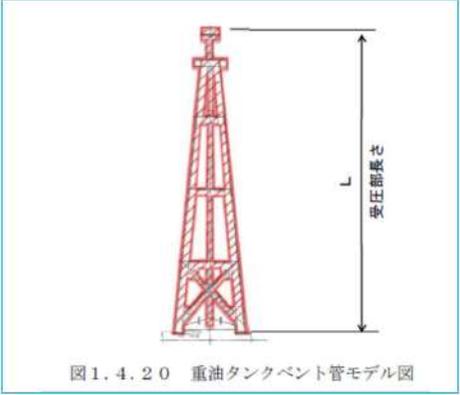
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.48及び表1.4.49に示す。</p> <div data-bbox="91 280 680 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.48 ベント管の評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">材質</th> <th style="width: 25%;">管外径 (mm)</th> <th style="width: 25%;">管内径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STPG370</td> <td>114.3</td> <td>102.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1.4.49 サポートの評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">材質</th> <th style="width: 25%;">サポート断面係数 (mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STKR400</td> <td>1.38×10⁵</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>d. 評価結果 評価に用いる竜巻による、風圧力荷重に対する燃料油貯蔵タンクベント管及びサポート部に関する評価結果を表1.4.50に示す。 各部位に対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。</p> <div data-bbox="91 815 680 1034" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.50 燃料油貯蔵タンクベント管及びサポート部に関する評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価部位</th> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容応力 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料油貯蔵タンク</td> <td>ベント管</td> <td>22</td> <td>215</td> <td>9.7</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サポート</td> <td>16</td> <td>245</td> <td>15.3</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>⑩重油タンクベント管 a. 評価方針 重油タンクベント管については、建屋外部に露出しているため、竜巻による気圧差荷重(WP)は考慮しない。よって、風圧力荷重により発生する応力を算出し、許容応力との比較により、許容応力を超えないことを確認する。 ただし、衝撃荷重(WM)については、設計飛来物のうち、鋼製材・鋼製パイプは衝突により当該施設を貫通することから、衝撃荷重としては、砂利のみを考慮することとするが、「極小飛来物の衝突に対する設備への影響について」のとおり、砂利については衝突時間が極めて短く、機器に対する影響がごくわずかであることから、衝撃荷重については複合荷重に含めない物とする。</p>	材質	管外径 (mm)	管内径 (mm)	STPG370	114.3	102.3	材質	サポート断面係数 (mm ²)	STKR400	1.38×10 ⁵	評価部位		発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度	評価	燃料油貯蔵タンク	ベント管	22	215	9.7	○	サポート	16	245	15.3	○			
材質	管外径 (mm)	管内径 (mm)																												
STPG370	114.3	102.3																												
材質	サポート断面係数 (mm ²)																													
STKR400	1.38×10 ⁵																													
評価部位		発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度	評価																									
燃料油貯蔵タンク	ベント管	22	215	9.7	○																									
	サポート	16	245	15.3	○																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>b. 評価対象範囲</p> <p>評価に用いる竜巻に対する強度評価として、風荷重（受圧面積）と取付け部の強度（断面積）の関係から、ベント管が風を受けた場合の転倒を考慮し、相対的に脆弱な部位を選定した。図1.4.2.0に重油タンクベント管モデル図を示す。</p>  <p>図1.4.2.0 重油タンクベント管モデル図</p> <p>c. 評価条件</p> <p>強度評価に用いる条件を表1.4.5.1及び表1.4.5.2に示す。</p> <table border="1" data-bbox="159 823 607 1098"> <caption>表1.4.5.1 ベント管の評価条件</caption> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>管外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SUS304TP</td> <td>60.5</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="241 995 524 1074"> <caption>表1.4.5.2 サポートの評価条件</caption> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>サポート断面係数 (mm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STKR400</td> <td>7.75×10⁵</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 評価結果</p> <p>評価に用いる竜巻による、風圧力荷重に対する重油タンクベント管及びサポート部に関する評価結果を表1.4.5.3に示す。</p> <p>各部位に対する算出応力は許容値を下回り、構造健全性が維持され、安全機能が維持できることを確認した。</p>	材質	管外径 (mm)	厚さ (mm)	SUS304TP	60.5	3.9	材質	サポート断面係数 (mm ³)	STKR400	7.75×10 ⁵			
材質	管外径 (mm)	厚さ (mm)											
SUS304TP	60.5	3.9											
材質	サポート断面係数 (mm ³)												
STKR400	7.75×10 ⁵												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<div data-bbox="107 193 680 416" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.4.53 重油タンクベント管及びサポート部に関する評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価部位</th> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容応力 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重油タンク</td> <td>ベント管</td> <td>6</td> <td>205</td> <td>34.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サポート</td> <td>6</td> <td>245</td> <td>40.8</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>④換気空調設備 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、ダクト（隔離ダンパ以降を除く）、ダンパ（隔離ダンパのみ）及びファンについて、竜巻による影響評価を行う。</p> <p>④-1 ダクト a. 評価方針 「④-1ダクト」と同様。</p> <p>b. 評価対象範囲 「④-1ダクト」と同様。</p> <p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.54及び表1.4.55に示す。</p> <div data-bbox="91 895 680 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.4.54 角ダクトの評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ダクト寸法 (mm)</th> <th>材質</th> <th>板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧角ダクト</td> <td>250×500</td> <td>SGCC</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1.4.55 丸ダクトの評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ダクト寸法 (mm)</th> <th>材質</th> <th>板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スパイラル低圧丸ダクト</td> <td>φ400</td> <td>SGCC</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>d. 評価結果 角ダクト及び丸ダクトの評価結果を表1.4.56及び表1.4.57に示す。</p>	評価部位		発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度	評価	重油タンク	ベント管	6	205	34.1	○	サポート	6	245	40.8	○	種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)	低圧角ダクト	250×500	SGCC	0.6	種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)	スパイラル低圧丸ダクト	φ400	SGCC	0.6			
評価部位		発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度	評価																															
重油タンク	ベント管	6	205	34.1	○																															
	サポート	6	245	40.8	○																															
種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)																																	
低圧角ダクト	250×500	SGCC	0.6																																	
種類	ダクト寸法 (mm)	材質	板厚 (mm)																																	
スパイラル低圧丸ダクト	φ400	SGCC	0.6																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p style="text-align: center;">表 1.4.5.6 ダクトの影響評価結果（角ダクト（本体））*</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">面外荷重(MPa)</th> <th colspan="4">再圧による荷重(MPa)</th> <th colspan="4">曲げモーメント</th> </tr> <tr> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生荷重 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生モーメント (N-mm)</th> <th>許容値 (N-mm)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130</td> <td>189</td> <td>1.46</td> <td>○</td> <td>13</td> <td>189</td> <td>14.5</td> <td>○</td> <td>102,768</td> <td>1,108,156</td> <td>11.26</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※裕度が最も低いものを記載</p> <p style="text-align: center;">表 1.4.5.7 ダクトの影響評価結果（丸ダクト（本体））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">再圧による荷重</th> <th colspan="4">自重と電物の組合せ</th> </tr> <tr> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> <th>発生応力 (MPa)</th> <th>許容値 (MPa)</th> <th>裕度</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.97</td> <td>3.4</td> <td>1.14</td> <td>○</td> <td>0.88</td> <td>0.9</td> <td>1.02</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>①-2 ダンパ</p> <p>a. 評価方針 「④-2 ダンパ」と同様。</p> <p>b. 評価対象範囲 「④-2 ダンパ」と同様。</p> <p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.5.8～表1.4.6.0に示す。（裕度が最も低いものを記載）</p> <p style="text-align: center;">表 1.4.5.8 ダンパ（ケーシング）の評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止ダンパ</td> <td>蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ</td> <td>405×405</td> <td>SPCC</td> </tr> <tr> <td>防火ダンパ</td> <td>蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ</td> <td>φ405</td> <td>SGHC</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1.4.5.9 ダンパ（ベーン）の評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止ダンパ</td> <td>蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ</td> <td>405×405</td> <td>SPCC</td> </tr> <tr> <td>防火ダンパ</td> <td>蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ</td> <td>φ405</td> <td>SGHC</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1.4.6.0 ダンパ（シャフト）の評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止ダンパ</td> <td>蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ</td> <td>405×405</td> <td>SGD41-D</td> </tr> <tr> <td>防火ダンパ</td> <td>蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ</td> <td>φ405</td> <td>SGD41-D</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 評価結果 ダンパの評価結果を表1.4.6.1～表1.4.6.3に示す。</p>	面外荷重(MPa)				再圧による荷重(MPa)				曲げモーメント				発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生荷重 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生モーメント (N-mm)	許容値 (N-mm)	裕度	結果	130	189	1.46	○	13	189	14.5	○	102,768	1,108,156	11.26	○	再圧による荷重				自重と電物の組合せ				発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	2.97	3.4	1.14	○	0.88	0.9	1.02	○	種類	名称	寸法 (mm)	材質	逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	405×405	SPCC	防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	φ405	SGHC	種類	名称	寸法 (mm)	材質	逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	405×405	SPCC	防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	φ405	SGHC	種類	名称	寸法 (mm)	材質	逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	405×405	SGD41-D	防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	φ405	SGD41-D			
面外荷重(MPa)				再圧による荷重(MPa)				曲げモーメント																																																																																											
発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生荷重 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生モーメント (N-mm)	許容値 (N-mm)	裕度	結果																																																																																								
130	189	1.46	○	13	189	14.5	○	102,768	1,108,156	11.26	○																																																																																								
再圧による荷重				自重と電物の組合せ																																																																																															
発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	発生応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果																																																																																												
2.97	3.4	1.14	○	0.88	0.9	1.02	○																																																																																												
種類	名称	寸法 (mm)	材質																																																																																																
逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	405×405	SPCC																																																																																																
防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	φ405	SGHC																																																																																																
種類	名称	寸法 (mm)	材質																																																																																																
逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	405×405	SPCC																																																																																																
防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	φ405	SGHC																																																																																																
種類	名称	寸法 (mm)	材質																																																																																																
逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	405×405	SGD41-D																																																																																																
防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	φ405	SGD41-D																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1.4.6.1 ダンパの影響評価結果（ケーシング）

ケーシング		曲げ応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果
種類	名称				
逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	10	217	21.70	○
防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	27	217	8.03	○

表1.4.6.2 ダンパの影響評価結果（ベーン）

ベーン		曲げ応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果
種類	名称				
逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	54	217	4.01	○
防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	121	217	1.79	○

表1.4.6.3 ダンパの影響評価結果（シャフト）

シャフト		せん断応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果
種類	名称				
逆止ダンパ	蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ	2	135	67.50	○
防火ダンパ	蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ	4	141	35.25	○

①-3 ファン

a. 評価方針

蓄電池室排気ファンについて、竜巻による負圧荷重に対し、ファンケーシング部に発生する周応力の評価を行い、許容応力を超えないことを確認する。

b. 評価対象範囲

評価に用いる竜巻に対する強度評価として、気圧差の影響をうけるファンケーシングについて評価を行う。図1.4.2.1にファンケーシングモデル図を示す。

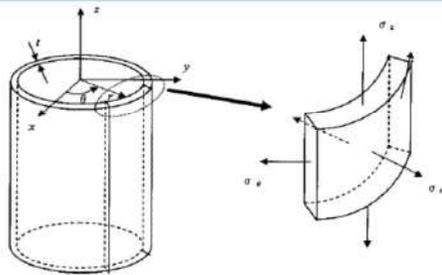


図1.4.2.1 ファンケーシングモデル図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>c. 評価条件 強度評価に用いる評価条件を表1.4.64に示す</p> <div data-bbox="98 231 689 360" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.64 評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">材質</th> <th style="width: 50%;">ケーシング内径 (mm)</th> <th style="width: 30%;">板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS41</td> <td>246.8</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>d. 評価結果 ファンに対し、竜巻による気圧差荷重WPに対し、ファンケーシング部に発生する周応力を算定し、ケーシング部材の許容値を下回り、構造健全性が維持されることを確認した。表1.4.65にファンの評価結果を示す。</p> <div data-bbox="98 560 689 689" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表1.4.65 ファンの影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 15%;">周応力 (MPa)</th> <th style="width: 15%;">許容値 (MPa)</th> <th style="width: 10%;">裕度</th> <th style="width: 10%;">結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池室排気ファン</td> <td>0.687</td> <td>240</td> <td>349</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(3) その他確認事項 ①気圧差に対する影響評価 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に記載のある気圧差による圧力の影響について、以下のとおり確認する。 設備は基本的に建屋内に設置されているため、建屋の防護機能によって気圧差の影響は受けないと考えられるが、竜巻により外壁の損傷が考えられる鉄骨造建屋内に設置されている計器等、気圧差の影響を受けることが想定される設備が存在する。 また、竜巻は長時間滞在することなく、短時間（数秒～数十秒のオーダー）で通過すると考えられる。 以上を踏まえ、気圧差の影響を受けることが想定される設備として以下を抽出し、気圧差の影響を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 外気に繋がっている設備（換気空調設備） b. 屋外または竜巻により外壁の損傷が考えられる鉄骨造建屋に設置されている計器 c. 外気を吸入して運転する非常用ディーゼル発電機 <p>a. 外気に繋がっている設備（換気空調設備） 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設として抽出した換気空調設備（ダクト、ダンパ、弁及びファン）について、気圧差に対する健全性を評価した結果、構造健全性が維持され、竜巻による影響がないことを確認した。</p>	材質	ケーシング内径 (mm)	板厚 (mm)	SS41	246.8	3.2	名称	周応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果	蓄電池室排気ファン	0.687	240	349	○			
材質	ケーシング内径 (mm)	板厚 (mm)																	
SS41	246.8	3.2																	
名称	周応力 (MPa)	許容値 (MPa)	裕度	結果															
蓄電池室排気ファン	0.687	240	349	○															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 屋外または竜巻により外壁の損傷が考えられる鉄骨造建屋に設置されている計器 建屋の損傷等により竜巻による気圧差が計測に影響を与えるものとしては、圧力計が考えられ、以下のとおり気圧差による影響はないことを確認した。</p> <p>・圧力計 高压側は変化せず、低压側（大気）のみ変化することとなり、圧力計測信号が見かけ上、高めを示すこととなるが、一般的に圧力計の計測範囲はMPa オーダーであり、気圧差によるhPa オーダーよりも大きく計器への影響は小さい。</p> <p>c. 外気を吸入して運転する非常用ディーゼル発電機 ディーゼル発電機給気口と排気口は約30m離れており、気圧差の影響を受ける可能性があるため、その影響について検討した。相対位置関係相互で近接しているため、竜巻が接近した場合においても、吸排気系統の出入り口における気圧差は生じ難く、気圧差による影響は生じ難いため、竜巻による気圧差がディーゼル発電機の運転に影響を与えることはないことを確認した。</p> <p>②竜巻による風の流入による影響 竜巻に伴う風がディーゼル発電機の排気ラインに流入したとしても、消音器内に設置された消音板等により、風の流入は緩和され、完全閉塞には至らないと考えられる。しかしながら、風が排気ラインに流入すると、排気ガスの排出が阻害され、排気ガス温度の上昇及び排出側の圧力上昇が起こると考えられる。 排気ガスの温度上昇については、通常時約400℃の排気温度が竜巻の通過する短時間（数秒～数十秒）の間に出力制限となる500℃まで上昇するとは考えにくい。 排出側の圧力上昇については、排出側の圧力が高まると、燃焼に必要な空気量を送り込むことができなくなり、機関が失火する可能性がある。しかしながら、排気側圧力の上昇により、機関が損傷することはないため、竜巻通過後、気圧差が解消されれば、ディーゼル発電機は再起動可能となり、機能は維持される。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.5 竜巻随伴事象に対する評価</p> <p>竜巻随伴事象として想定される事象について影響評価を行い、以下のとおり竜巻防護施設の安全機能が維持されることを確認した。</p> <p>(1) 火災</p> <p>竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻により飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器がなく、火災防護計画により、適切に管理することから、建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことはないことを確認している。</p>	<p>3.5 竜巻随伴事象に対する評価</p> <p>竜巻随伴事象は過去の竜巻被害事例及び女川原子力発電所のプラント配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生した場合の影響評価を行い、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないことを確認した。【添付資料3.4】</p> <p>(1) 火災</p> <p>竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。</p> <p>建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している区画の開口部には防護鋼板設置等の飛来物防護対策を行うことを考慮すると飛来物が到達することはないことから、設計竜巻により建屋内に火災が発生することはない。建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p>	<p>3.5 竜巻随伴事象に対する評価</p> <p>竜巻随伴事象は過去の竜巻被害事例及び泊発電所のプラント配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生した場合の影響評価を行い、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないことを確認した。【添付資料3.4】</p> <p>(1) 火災</p> <p>竜巻随伴事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。</p> <p>建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、火災防護計画により適切に管理することから、設計竜巻により建屋内に火災が発生することはない。建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に対して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する発火性又は引火性物質を内包する機器がないことを確認している。（先行PWRと同様）</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計竜巻による発電所敷地内の危険物タンク等の火災に関しては、外部火災評価における発電所敷地内の危険物タンク等の火災影響評価と同様であり、竜巻防護施設の安全機能に影響のないことを確認している。</p> <p>なお、建屋外の火災については、竜巻通過後、すみやかに消火用水、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付き水槽車等による消火活動を行う運用により対応する。</p> <p>以上より、竜巻による火災により竜巻防護施設の安全機能に影響を与えない。</p> <p>(2) 溢水</p> <p>竜巻防護施設を内包する建屋内については、設計竜巻により飛来物が侵入した場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源がないことから、建屋内の竜巻防護施設が安全機能を損なうことはないことを確認している。</p> <p>設計竜巻による発電所敷地内の屋外タンクの倒壊による水の流出に関しては、溢水評価における屋外タンクの評価と同様であり、溢水が原子炉周辺建屋周囲まで到達しないことを確認している。</p> <p>以上より、竜巻による溢水により竜巻防護施設の安全機能に影響を与えない。</p> <p>(3) 外部電源喪失</p> <p>設計竜巻と同時に発生する雷、ダウンバーストにより外部電源が喪失した場合でも、非常用ディーゼル発電機は原子炉周辺建屋内に収納しており、設計竜巻による風圧力、気圧差による圧力、飛来物による機関への影響はない。</p>	<p>建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.8.9 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。</p> <p>以上より、竜巻随件事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 溢水</p> <p>竜巻随件事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。</p> <p>外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、また、外部事象防護対象施設を設置している建屋の開口部には、防護鋼板設置等の飛来物防護対策を行うことを考慮すると、飛来物が到達することはないことから、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p> <p>建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計としていることから、竜巻随件事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p> <p>以上より、竜巻随件事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 外部電源喪失</p> <p>設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の付属設備について、安全機能を損なわないことを以下のとおり確認している。</p>	<p>建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.10 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。</p> <p>以上より、竜巻随件事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 溢水</p> <p>竜巻随件事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。</p> <p>外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p> <p>建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響を及ぼさない設計としていることから、竜巻随件事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。</p> <p>以上より、竜巻随件事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(3) 外部電源喪失</p> <p>設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。設計竜巻に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、ディーゼル発電機の付属設備について、安全機能を損なわないことを以下のとおり確認している。</p>	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では、外部事象防護対象施設が設置されている区画の開口部に対して飛来物防護対策を行っており、飛来物は侵入しないが、泊では、外部事象対象施設が設置されている一部区画に飛来物が侵入するため、開口部付近に飛来物が衝突する溢水源がないことを確認している。 (先行PWRと同様)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>吸排気については外気と繋がっているが、吸気口と排気口の相対位置は近接しているため、竜巻が接近した場合においても吸排気系統の出入口における気圧差は生じ難く、気圧差による吸排気系統への影響はない。</p> <p>また、風圧力が排気消音器出口に作用して消音器内に大気が逆流した場合、排気が阻害され系統内が閉塞気味になることが予想される。排気系統内が閉塞気味になった場合、排気ガス温度が徐々に上昇し、500℃を超過すれば出力制限となるが、竜巻は長期間停滞することなく数秒～十数秒のオーダーで通過するため、この程度であれば排気ガス温度の急激な上昇はなくディーゼル発電機運転に支障をきたすことはない。</p> <p>以上より、非常用ディーゼル発電機は安全機能を維持しており、竜巻防護施設の安全機能の維持に影響は与えない。</p> <p>【比較のため「1.4.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定」から一部記載】</p> <p>※1：雷雨とメソ気象 大野久雄、東京堂出版</p> <p>※2：一般気象学 小倉義光、東京大学出版会</p>	<p>・吸排気については外気と繋がっているが、竜巻襲来時の短時間での圧力差による影響はない。</p> <p>・排気消音器出口に風圧力による荷重が作用して消音器内に大気が逆流した場合において、排気が阻害され系統内が閉塞気味になり、排気ガス温度が徐々に上昇し、通常運転時を超える温度となり出力制限となることが予想されるが、竜巻は長期間停滞することなく数秒～10数秒のオーダーで通過するため、この程度であれば排気ガス温度の急激な上昇はなく非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）運転に支障を来すことはない。</p> <p><参考文献></p> <p>(1) J.D.Riera, "A Critical Reappraisal of Nuclear Power Plant safety against Accidental Aircraft Impact", Nuclear Engineering and Design 57, (1980)</p> <p>(2) 雷雨とメソ気象 大野久雄, 東京堂出版</p> <p>(3) 気象庁ホームページ (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/kousui.htm)</p> <p>(4) 一般気象学 小倉義光, 東京大学出版会</p>	<p>・吸排気については外気と繋がっているが、竜巻襲来時の短時間での圧力差による影響はない。</p> <p>・排気消音器出口に風圧力による荷重が作用して消音器内に大気が逆流した場合において、排気が阻害され系統内が閉塞気味になり、排気ガス温度が徐々に上昇し、通常運転時を超える温度となり出力制限となることが予想されるが、竜巻は長期間停滞することなく数秒～10数秒のオーダーで通過するため、この程度であれば排気ガス温度の急激な上昇はなくディーゼル発電機運転に支障を来すことはない。</p> <p><参考文献></p> <p>(1) J.D.Riera, "A Critical Reappraisal of Nuclear Power Plant safety against Accidental Aircraft Impact", Nuclear Engineering and Design 57, (1980)</p> <p>(2) 雷雨とメソ気象 大野久雄, 東京堂出版</p> <p>(3) 気象庁ホームページ (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/kousui.htm)</p> <p>(4) 一般気象学 小倉義光, 東京大学出版会</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・参考文献の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6 飛来物対策</p> <p>1.6.1 飛来物発生防止対策</p> <p>竜巻襲来時に資機材等の飛散・衝突により竜巻防護施設の安全機能の維持に影響を与えないように、固縛対策及び適切な飛散防止対策を実施する。</p> <p>飛散防止対策においては、図1.6.1に示すフローに従い、固縛対象を決定する。</p> <div data-bbox="78 395 694 837"> <p>図1.6.1 飛散防止対策の検討フロー</p> </div> <p>飛散防止については、横滑りを考慮する場合と考慮しない場合を考え、エリアを区分して対策を行う。横滑り要否の考え方を図1.6.2に示し、また飛来物の横滑りを考慮するエリアを図1.6.3に示す。</p> <p>横滑りを考慮するパターン1では、飛来物が竜巻防護施設へ到達するのを阻止するに十分な障害物が無く、横滑りにより飛来物が竜巻防護施設に到達する可能性があるエリアとして、横滑りを考慮した飛散防止対策を実施する。横滑り考慮不要のパターン2では、飛来物と竜巻防護施設との間に水路やのぼり斜面、飛来物の到達を阻止しうる障害物があり、横滑りにより飛来物が竜巻防護施設に到達しないエリアとして、飛来を防止する飛散防止対策を実施する。飛散防止対策として行う対策の例を図1.6.4に示す。</p> <p>また、車両の飛散防止対策については、車両の種別（セダン、ワゴン、ミニバン、軽、軽バン及び軽トラ）ごとに代表的な車両の寸法、質量を参照し、空力パラメータを算出することによって導出した車両の飛散距離を勘案し、竜巻防護施設から350m以内の車両については飛散防止対策として、固縛対策または避難を行う。車両の飛散防止対策エリアを図1.6.5に示す。</p> <p>更に、作業中車両については、即座に車両を移動できる体制を整え、竜巻襲来の恐れがあるときには退避する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・飛来物対策については、添付資料にて大飯、女川と比較しており、本資料には、記載しない方針。 ・以降、相違理由の記載を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

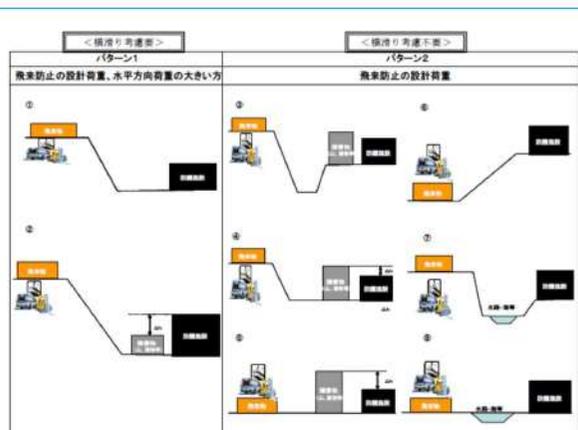


図1.6.2 横滑り考慮要否の考え方



図1.6.3 飛来物の横滑りを考慮するエリア（黄色のエリア）

襲撃源	対策方法	襲撃源	対策方法
	・フェントによる対策 飛散防止対策の対象物。窓が1.9m×0.9m以下となるよう窓ガラスに保護することにより、飛来を防止する。		・衝撃による対策 飛散防止対策の対象物。窓が1.9m×0.9m以下もしくは水平方向の見張りに対して飛来を防止できるような構造を確保し、飛来もしくは飛来による損傷を防止する。
	・基礎による対策 飛散防止対策の対象物。窓が1.9m×0.9m以下もしくは水平方向の見張りに対して飛来を防止できるような構造を確保し、飛来もしくは飛来による損傷を防止する。		・フェント量の対策 フェント量の飛散物をコンクリート基礎に埋め込み、アンカーにより固定する。
			・フェント量の対策 フェント量の飛散物をコンクリート基礎に埋め込み、アンカーにより固定する。

図1.6.4 飛散防止対策例

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 231 607 646" style="border: 2px solid black; width: 230px; height: 260px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="212 655 479 671">図1.6.5 車両の飛散防止対策エリア</p> <div data-bbox="241 1054 656 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 185px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6.2 防護対策</p> <p>竜巻防護施設または竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、設計飛来物によって損傷する可能性がある竜巻防護施設について、防護対策実施の有無の抽出フローを図1.6.6に示す。</p> <p>使用済燃料ピットについては、構造健全性評価結果、設計飛来物が衝突したとしても、使用済燃料の未臨界性等は確保されることから防護対策は不要である。また、換気空調設備については、設計飛来物が内包する施設を貫通し、設備が損傷する可能性はないことから、防護対策は不要である。</p> <p>防護対策が必要な設備については、設備による対応及び運用による対応を実施する。設備による対応としては、防護ネット等の設置により、設計飛来物が防護対象設備に衝突することを防止する。また、運用による対応としては、飛来物の衝突により損傷した場合に補修、取替等を実施することにより防護対策を実施する。</p> <div data-bbox="100 662 660 1141" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>図1.6.6 防護対策実施の有無の抽出フロー</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>1.6.2.1 設備による防護対策</p> <p>海水ポンプの防護の構造は、海水ポンプ室の周囲に鉄骨で櫓を組み、側面及び背面に防護鋼板又は防護壁、天井面及び前面に防護ネットを設置し、海水ポンプ室内の設備を飛来物から防護する。防護ネットは、鋼製のフレームにワイヤーで固定した金網を原則二重とし、必要な吸収エネルギーが不足する場合は三重とする。また、開口部建具である主蒸気配管室ブローアウトパネルは設計飛来物が貫通し、主蒸気管他に衝突する可能性があることから竜巻飛来物防護対策設備を設置する。表1.6.1に海水ポンプ室の防護対策の主な設計条件を、表1.6.2に海水ポンプ室竜巻飛来物防護対策設備の仕様を示す。なお、主蒸気配管室については、現在詳細設計中であるため、設計条件、仕様については工事認可審査にて説明する。</p> <p>海水ポンプ室の竜巻飛来物防護対策設備のイメージを図1.6.7に示す。主蒸気配管室の竜巻飛来物防護対策設備のイメージを図1.6.8に示す。</p> <div data-bbox="100 622 683 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1.6.1 海水ポンプ室の防護対策の主な設計条件</p> <table border="1" data-bbox="100 654 649 853"> <tr> <td>防護対象飛来物</td> <td>設計飛来物の内、最も運動エネルギーが大きい鋼製材とする。</td> </tr> <tr> <td>風荷重</td> <td>竜巻風速 100m/s</td> </tr> <tr> <td>防護方法</td> <td>防護鋼板：飛来物による貫通阻止（側壁 11mm 以上、上面 7mm 以上） 防護壁：飛来物による貫通阻止（側壁 500mm 以上） 防護ネット：ネットにより飛来物のエネルギーを吸収</td> </tr> <tr> <td>耐震</td> <td>耐震 S クラス設備ではないが、波及的影響を防止するため、Ss 地震動に耐えられるよう設計</td> </tr> </table> <p>表1.6.2 海水ポンプ室竜巻飛来物防護対策設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="100 901 649 1173"> <tr> <td colspan="2">防護鋼板</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> </tr> <tr> <td>板厚</td> <td>11mm 以上（水平）、7mm 以上（鉛直）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防護壁</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>鉄筋コンクリート（強度 Fc40N/mm²）</td> </tr> <tr> <td>厚み</td> <td>500mm 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防護ネット</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>硬鋼線材（SWRH62A）（JIS G 3506）</td> </tr> <tr> <td>線径</td> <td>φ4mm</td> </tr> <tr> <td>網目の大きさ</td> <td>50mm×2、40mm×1</td> </tr> <tr> <td>許容荷重</td> <td>35.4kJ/m</td> </tr> </table> </div>	防護対象飛来物	設計飛来物の内、最も運動エネルギーが大きい鋼製材とする。	風荷重	竜巻風速 100m/s	防護方法	防護鋼板：飛来物による貫通阻止（側壁 11mm 以上、上面 7mm 以上） 防護壁：飛来物による貫通阻止（側壁 500mm 以上） 防護ネット：ネットにより飛来物のエネルギーを吸収	耐震	耐震 S クラス設備ではないが、波及的影響を防止するため、Ss 地震動に耐えられるよう設計	防護鋼板		材質	SS400 (JIS G 3101)	板厚	11mm 以上（水平）、7mm 以上（鉛直）	防護壁		材質	鉄筋コンクリート（強度 Fc40N/mm ² ）	厚み	500mm 以上	防護ネット		材質	硬鋼線材（SWRH62A）（JIS G 3506）	線径	φ4mm	網目の大きさ	50mm×2、40mm×1	許容荷重	35.4kJ/m			
防護対象飛来物	設計飛来物の内、最も運動エネルギーが大きい鋼製材とする。																																
風荷重	竜巻風速 100m/s																																
防護方法	防護鋼板：飛来物による貫通阻止（側壁 11mm 以上、上面 7mm 以上） 防護壁：飛来物による貫通阻止（側壁 500mm 以上） 防護ネット：ネットにより飛来物のエネルギーを吸収																																
耐震	耐震 S クラス設備ではないが、波及的影響を防止するため、Ss 地震動に耐えられるよう設計																																
防護鋼板																																	
材質	SS400 (JIS G 3101)																																
板厚	11mm 以上（水平）、7mm 以上（鉛直）																																
防護壁																																	
材質	鉄筋コンクリート（強度 Fc40N/mm ² ）																																
厚み	500mm 以上																																
防護ネット																																	
材質	硬鋼線材（SWRH62A）（JIS G 3506）																																
線径	φ4mm																																
網目の大きさ	50mm×2、40mm×1																																
許容荷重	35.4kJ/m																																

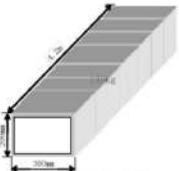
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 236 667 611" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="159 619 629 643">図1.6.7 海水ポンプ室の竜巻飛来物防護対策設備のイメージ</p> <div data-bbox="114 651 667 1026" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="159 1034 629 1058">図1.6.8 主蒸気配管室の竜巻飛来物防護対策設備のイメージ</p> <div data-bbox="226 1074 680 1106" data-label="Text"> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6.2.2 防護ネットの設計評価方針 評価に係る諸元を以下に示す。 <金網の諸元> H形鋼による鉄骨構造物に50mm目合の高強度金網を2枚以上重ねて設置する。金網のイメージ図を図1.6.9に示す。</p> <div data-bbox="96 293 678 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：高強度金網 ・材質：JIS G3506 硬鋼線材（SWRH62A） ・素線径 d：4mm ・素線の目合い（網目の大きさ） S：50mm ・素線の引張強さ：1,400N/mm²  <p style="text-align: center;">図1.6.9 金網のイメージ図</p> <p><防護対象飛来物の諸元> 防護対象飛来物イメージを図1.6.10に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛来物形状：0.2m×0.3m×4.2m ・飛来物質量 M：135kg ・衝突速度 水平速度 VH：57m/s 鉛直速度 VV：38m/s ・衝突エネルギー <p style="padding-left: 20px;">水平方向：$E_w = \frac{1}{2} \times M \times V^2 = 219.4[kJ]$</p> <p style="padding-left: 20px;">鉛直方向：$E_r = \frac{1}{2} \times M \times V^2 = 97.5[kJ]$</p>  <p style="text-align: center;">図1.6.10 防護対象飛来物イメージ</p> <p>以上の評価諸元に基づき以下の方法にて評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金網を展開直角方向に1目合い毎に帯状に分割し、展開方向（伸び方向）に細長く目合いのつながった列と考え、n_1からn_yまでの吸収エネルギーを積算 ・各列の1目合いを1つのバネと考え、飛来物によって生じるバネの伸びによる吸収エネルギーを算出 ・i番目の列の作用力F_i及び吸収エネルギーE_iは、展開方向長さをL_x、展開方向の伸びに対する剛性をK_x、i番目の列のたわみ量をδ_iとすると、 </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 239 604 399" data-label="Equation-Block"> $F_i = 4Kx \cdot \delta \cdot \left(1 - \frac{Lx}{\sqrt{4\delta^2 + Lx^2}} \right)$ $E_i = 2Kx \cdot \delta^2 - Kx \cdot Lx \left(\sqrt{4\delta^2 + Lx^2} - Lx \right)$ </div> <p data-bbox="100 430 246 454">・風による影響</p> <p data-bbox="134 462 694 574">竜巻襲来時の風圧力による影響は、各列に作用する風圧力PDがネットの中央部に集中して作用したとして、上式により1列あたりの風荷重によりネットが受けるエネルギーを算出し、n_y倍して算出した。</p> <p data-bbox="134 606 694 662">なお、防護ネット評価モデルイメージを図1.6.11に防護ネットの荷重-伸び曲線を図1.6.12に示す。</p> <div data-bbox="100 694 683 1252" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="134 1276 526 1300">以上の諸元、方法に基づき評価を実施する。</p> <p data-bbox="112 1332 694 1444">なお、現在、海水ポンプ室竜巻飛来物防護対策設備については、設計変更中、主蒸気配管室竜巻飛来物防護対策設備については詳細設計中であり、評価結果については、工事認可審査にて説明する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6.3 竜巻防護に関する運用・手順等</p> <p>竜巻防護に関する運用及び手順等については、以下の項目について社内標準等に規定し、実施する。</p> <p>(1) 飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについては、管理規定を定め、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 車両に関しては入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車している場所に応じて退避又は固縛することにより飛来物とならない管理を行う手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(3) 竜巻飛来物防護対策設備の取付・取外操作、飛来物発生防止対策のために設置した設備の操作については、手順等を整備し、的確に操作を実施する。</p> <p>(4) 竜巻の襲来が予想される場合には、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認し、換気空調系統のダンパ等を閉止する手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(5) 竜巻の襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止及びタンクローリーの退避については、手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(6) 安全施設のうち、竜巻に対して構造健全性が維持できない場合の代替設備又は予備品の確保においては、運用等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(7) 竜巻飛来物防護対策設備について、要求機能を維持するために、保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(8) 建屋開口部付近に飛来物が衝突し、原子炉施設の安全機能を損なう可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器の設置については、火災防護計画により適切に管理するとともに、必要に応じ防護対策を行う。</p> <p>(9) 竜巻の襲来後については、屋外設備の点検を実施し損傷の有無を確認する手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(10) 竜巻の襲来後、排気筒に損傷を発見した場合の措置について、損傷を発見した場合、気体廃棄物の放出を実施していればすみやかに停止し、応急補修を行う手順等を整備し、的確に実施する。また、応急補修が困難と判断された場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(11) 竜巻の襲来後、建屋外において火災を発見した場合、消火用水、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付き水槽車等による消火活動を行う手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(12) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、竜巻に対する運用管理に関する教育及び訓練を定期的実施する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6.3.1 車両退避</p> <p>車両の飛散防止対策のうち、退避による対策は以下のとおりとする。</p> <p>(1)対象車両</p> <p>①運転者が車両近傍に常駐する停車車両の取扱い 作業車両や巡回バス等の運転者が車両付近に常駐※1しているものについては、車両の固縛対策は実施しない。</p> <p>②車両飛散距離（350m以内）に駐車する車両の取扱い</p> <p>a. 社内標準等で定められた固縛方法※2により固縛する。</p> <p>b. aが困難な場合は、事務所※3に運転者が確実に確保されていることを条件※4に固縛を行わない。</p> <p>※1：直ちに車両を移動させることが出来る状態をいう。</p> <p>※2：車両の強度を含め、竜巻による荷重に耐えられる固縛方法をいう。</p> <p>※3：第一事務所、第二事務所および350m圏内の協力会社事務所。</p> <p>※4：平日の昼間において、車両所有者が事務所より離席する等で車両の移動が困難な場合は、運転者を指定しキーの受け渡しを行う等の対策を行う。</p> <p>(2)車両避難場所の選定</p> <p>①基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻防護施設から車両飛散距離350m以上となること。 ・作業車両等が迅速に避難できるよう複数箇所を選定。 ・運転者が避難できる建物があること。 ・避難場所へ移動する際に渋滞等による避難の遅れが生じないように、避難ルートが交錯しない場所を選定。 <p>②避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鯨谷周辺 ・協力会社事務所 ・PR館周辺 <p>図1.6.1.3に避難場所を示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 229 595 603" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="165 555 521 579">図1.6.13 大飯発電所車両避難場所</p> <p data-bbox="118 638 320 659">③避難場所の周知方法</p> <ul data-bbox="118 667 696 804" style="list-style-type: none"> ・入構者に関しては入所時教育、定検前教育等で避難方法など竜巻に対する対応方法の周知を図る。 ・仕様書、作業安全指示書等により、避難場所を指定する。 ・一時立入者については、社員が同行することにより、避難場所の周知を徹底する。 <p data-bbox="118 842 230 863">(3)避難手順</p> <p data-bbox="118 871 696 979">竜巻に関する被害を防止するためには、竜巻の兆候を早期に検知し、事前に準備を行うことが重要である。兆候を早期に検知する方法として、気象庁から発表される「竜巻注意情報」、「雷注意情報」、さらにレーダーナウキャストによる予測を用いる。</p> <p data-bbox="118 987 696 1125">気象庁による監視体制も強化※され、さらに研究も進んでることから、今後更なる予測精度の向上が見込まれる。よって、後述の判断基準等については、今後もデータ・知見等の収集に努め、より信頼度の高い判断基準となるよう検討を継続し、改善を図っていくものとする。</p> <p data-bbox="136 1133 506 1153">図1.6.14に竜巻対応のフローを示す。</p> <p data-bbox="136 1192 685 1212">※：2013年3月に気象レーダーのドップラーレーダー化が完了</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 1.6.1.4 竜巻対応フロー図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6.3.2 タンクローリーに関する運用</p> <p>設計竜巻と同時に発生する雷、ダウンバーストにより外部電源が喪失した場合でも、非常用ディーゼル発電機は原子炉周辺建屋内に収納しており、設計竜巻による風圧力、気圧差による圧力、飛来物による機関への影響はないが、外部電源喪失時に、非常用ディーゼル発電機が7日間連続運転するために、タンクローリーによる重油タンクからの燃料の補給が必要であり、タンクローリーを防護する必要がある。</p> <p>また、駐車しているタンクローリーが飛散し、竜巻防護施設に損傷を与えない配慮が必要である。タンクローリーは3、4号機共用設備として4台、予備3台の計7台が発電所構内に保管されており、配置は図1.6.15の通りである。</p> <div data-bbox="107 523 678 882" style="border: 1px solid black; height: 225px; width: 255px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図1.6.15 タンクローリーの配置図</p> <p>竜巻防護施設周辺に保管しているタンクローリーについては、竜巻襲来の恐れがある場合に、発電所内に24時間待機している緊急対策要員により、鯨谷トンネル内に4台のタンクローリーを退避させる運用により、必要台数を確保するとともに、竜巻による飛散を防止する。</p> <p>また、予備タンクローリーについては、竜巻による飛散距離を評価し、竜巻防護施設に影響を与えない距離に保管する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.6.3.3 竜巻襲来時の排気筒に関する運用</p> <p>排気筒は図1.6.16のように屋外に露出している部分がある。このため、竜巻襲来時の飛来物により損傷する恐れがある。</p> <p>発電所に竜巻襲来の恐れがある場合には、格納容器内の空気のページ、気体廃棄物の計画放出等の操作を実施している場合には直ちに停止する。さらに、竜巻の襲来を確認した場合には、竜巻通過後速やかに排気筒の点検を実施する。</p> <p>具体的な点検は、次の手順で実施する。</p> <p>① 双眼鏡を用いて排気筒全体に塗膜の剥離状況（上塗りと下塗りでは塗装色が異なる）、凹みの確認、異音の有無を確認する。</p> <p>② ①で確認した結果、異常を確認した部位を恒設点検歩廊、格納容器屋上部歩廊、隣接号機の恒設点検歩廊等を用い重点的に双眼鏡による点検、異音の有無を確認する。恒設点検歩廊等から確認できにくい部分は仮設足場などを利用し点検する。</p> <p>なお、双眼鏡による目視確認では直径10mm程度の貫通穴であれば確認は可能であると考えている。</p> <div data-bbox="118 644 651 979" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <p style="text-align: center;">図1.6.16 排気筒外観</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・目視確認により排気筒に破損が確認された場合には、排気筒内を流れる流体の圧力は5kPa以下であることから、貫通穴を確認した場合は、金属パテとステンレステープあるいはステンレス板と金属接着剤による応急補修を実施する。 ・貫通穴を確認し応急補修できない場合には、高所放出が期待できないものと判断し、保安規定・運転操作手順に従いプラントを停止させ原子炉冷却材喪失等発生の蓋然性が低いプラント運転状態（モード5まで移行）に移行させる。（定格出力からRCS温度93℃への移行時間約23時間）なお、この間にプラント停止に伴う格納容器からのページ等の平常時による影響を考慮した場合、敷地等境界での被ばくは約2.1μSvである。 ・更に、竜巻襲来後の点検において損傷が確認されなかった場合にも、至近の定検において仮設足場等を設置して排気筒の細部点検を実施する。 			

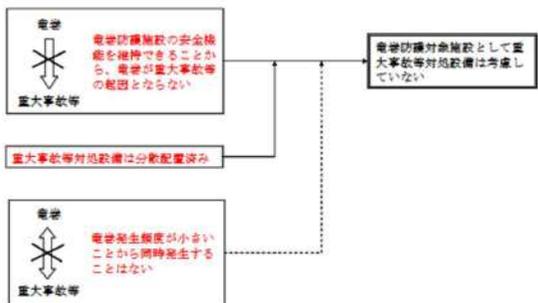
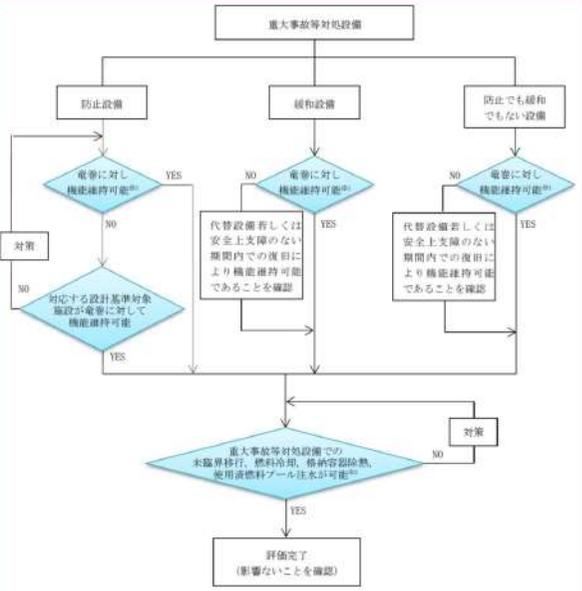
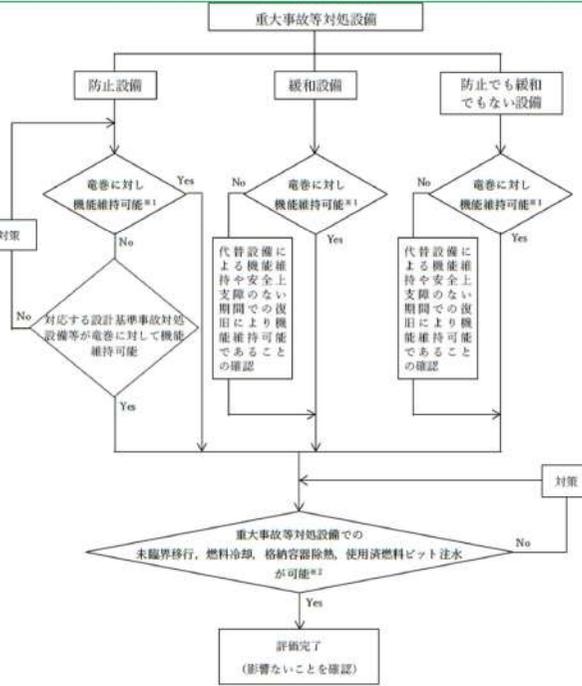
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>竜巻発生時における重大事故等対処設備の考慮について</p> <p>○「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈において、自然現象が発生した場合における「外部からの衝撃による損傷の防止」（第6条）及び「重大事故等対処設備」（第43条）として表1のような記載があり、竜巻発生時の考慮について整理した。「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈において、自然現象が発生した場合における「外部からの衝撃による損傷の防止」（第6条）及び「重大事故等対処設備」（第43条）として表1のような記載があり、竜巻発生時の考慮について整理した。</p> <p>○竜巻を起因とした重大事故等の発生は起こり難いことを、『原子力発電所の竜巻影響評価ガイド』の「竜巻防護施設については、『基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド』の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統・機器）及び建屋・構築物等とする。」に従って竜巻防護施設を選定し、竜巻発生時においても竜巻防護施設の安全機能を維持できることにより確認している。</p> <p>配置についても、重大事故等対処設備は原子炉建屋から100m以上の離隔距離をとって、離れた2ヶ所に分散配置を図っているため、仮に竜巻の影響を受けたとしても同時に被害をうける可能性は低い。</p> <p>また、設計竜巻の発生頻度が小さい（5.7×10^{-7}/年程度）ため、竜巻と重大事故等が同時に発生することはない。したがって、重大事故等対処設備を竜巻防護施設として考慮していない。</p> <p>○なお、プラントの運転については、保安規定に従って重大事故等対処設備を含むプラント設備について問題ないことを確認して行うこととしている。また、竜巻は短時間に通過し、被害範囲は一部に限定されるため、仮に竜巻により重大事故等対処設備が損傷した場合には、保安規定の運転上の制限に従った上で、補修等により機能の回復を行う。100m以上の離隔距離をとって、離れた2ヶ所に分散配置を図っているため、仮に竜巻の影響を受けたとしても同時に被害をうける可能性は低い。また、設計竜巻の発生頻度が小さい（5.7×10^{-7}/年程度）ため、竜巻と重大事故等が同時に発生することはない。したがって、重大事故等対処設備を竜巻防護施設として考慮していない。</p> <p>○なお、プラントの運転については、保安規定に従って重大事故等対処設備を含むプラント設備について問題ないことを確認して行うこととしている。また、竜巻は短時間に通過し、被害範囲は一部に限定されるため、仮に竜巻により重大事故等対処設備が損傷した</p>	<p>添付資料 1.1</p> <p>重大事故等対処施設に対する考慮について</p> <p>設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）の要求を踏まえ、設計竜巻によって、設計基準対象施設の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <p>(1) 重大事故防止設備は、竜巻によって対応する設計基準対象施設の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p> <p>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</p> <p>(3) 竜巻が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料プール注水機能）が維持できること（竜巻により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</p> <p>竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ第1図、第1表に示す。また、方針(3)に示したプラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未臨界移行機能：ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・燃料冷却機能：低圧代替注水系（可搬型） ・格納容器除熱機能：原子炉補機代替冷却水系 ・使用済燃料プール注水機能：燃料プール代替注水系（可搬型） <p>なお、重大事故等対処施設の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p>	<p>添付資料 1.1</p> <p>重大事故等対処設備に対する考慮について</p> <p>設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）の要求を踏まえ、設計竜巻によって、設計基準事故対処設備等の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <p>(1) 重大事故防止設備は、竜巻によって対応する設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p> <p>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</p> <p>(3) 竜巻が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料ピット注水機能）が維持できること（竜巻により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</p> <p>竜巻による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ第1図、第1表に示す。また、方針(3)に示したプラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未臨界移行機能：手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入 ・燃料冷却機能：代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） ・格納容器除熱機能：格納容器内自然対流冷却 ・使用済燃料ピット注水機能：使用済燃料ピットへの注水 <p>なお、重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯・女川】 ・記載表現の相違 【大飯】 ・記載方針の相違 女川審査実績の反映 【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計の相違 ・BRRとは重大事故時等に対処する手段が異なる。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>場合には、保安規定の運転上の制限に従った上で、補修等により機能の回復を行う。</p>  <p>図1 重大事故等対処設備の考慮に関する考え方</p>	 <p>第1図 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価フロー</p> <p>※1：屋内設備については、当該設備を内包する建屋（原子炉建屋、制御建屋、緊急用電気品庫及び緊急時対策建屋）の影響評価を実施し、機能が維持されるかを確認 ※2：竜巻により重大事故等対処設備と設計基準対象施設が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認</p>	 <p>第1図 竜巻による重大事故等対処設備の影響評価フロー</p> <p>※1：屋内設備については、当該設備を内包する建屋（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、A1、A2-燃料油貯油槽タンク室、B1、B2-燃料油貯油槽タンク室、緊急時対策所及び空調上屋）の影響評価を実施し、機能が維持されるかを確認 ※2：竜巻により重大事故等対処設備と設計基準対象施設等の安全機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認</p>	<p>【女川】 ・記載表現の相違 使用済燃料ピット等、読み替えはあるが、評価フローは同様。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (1/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>措置・設置箇所*</th> <th>評価</th> <th>措置・設置箇所*</th> <th>評価</th> <th>措置・設置方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条(重大事故等)の拡大の防止等)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第38条(重大事故等)の発生防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第39条(地震による損傷の防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第40条(津波による損傷の防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第41条(大災による損傷の防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第42条(特定重大事故等)の発生防止)</td> <td>特定重大事故等対処設備</td> <td>申請範囲外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第43条(重大事故等)の発生防止)</td> <td>ブルドーザ、バックホウ</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>可搬型SA設備 機体整備所</td> <td>○</td> <td>分敷配置</td> <td>—</td> <td>分敷配置</td> </tr> <tr> <td>第44条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>ATRS 緩和設備 (代替自動減圧機能)、制御棒、制御棒駆動水圧系圧力制御ユニット、制御棒駆動水圧系配管</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第45条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>ATRS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第46条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>注水停止系</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第47条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第48条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第49条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第50条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等</td> <td>設計基準対策施設</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第51条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第52条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>設計基準対策施設</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第53条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第54条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>注水停止系 ポンプトリップシステム</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第55条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>注水停止系 ポンプトリップシステム</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第56条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>主蒸気発生機が安全弁、主蒸気発生機が安全弁遮断し弁 機能低下用アキュムレータ、主蒸気発生機が安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、主蒸気発生機配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第57条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>代替自動減圧機能 (代替自動減圧機能)</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第58条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)</td> <td>44系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第59条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>可搬型代替蒸気発生設備</td> <td>57系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第60条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>主蒸気発生機が安全弁可搬型蒸気発生機</td> <td>防止設備</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、配管等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第63条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>代替蒸気発生機 ガス供給系</td> <td>防止設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第64条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>ATRS 注水調整弁</td> <td>設計基準対策施設</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第65条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>原子炉隔離シフトバルブ</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：○：竜巻に対する機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮した見直し、対応する設計条件や取組が竜巻に対し機能を維持できる（設計段階） □：設計条件による損傷を考慮して、対応範囲による機能維持が安全上支障のない範囲で機能を維持できる（設計段階、防止でも緩和でもない設備） —：設計条件による損傷を考慮して、対応範囲による機能維持が安全上支障のない範囲で機能を維持できない（設計段階、防止でも緩和でもない設備）</p>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設置箇所*	評価	措置・設置箇所*	評価	措置・設置方法	第37条(重大事故等)の拡大の防止等)	—	—	—	—	—	—	—	第38条(重大事故等)の発生防止)	—	—	—	—	—	—	—	第39条(地震による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—	第40条(津波による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—	第41条(大災による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—	第42条(特定重大事故等)の発生防止)	特定重大事故等対処設備	申請範囲外	—	—	—	—	—	第43条(重大事故等)の発生防止)	ブルドーザ、バックホウ	防止でも緩和でもない設備	可搬型SA設備 機体整備所	○	分敷配置	—	分敷配置	第44条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 (代替自動減圧機能)、制御棒、制御棒駆動水圧系圧力制御ユニット、制御棒駆動水圧系配管	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	第45条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	第46条(緊急停止)の発生防止)	注水停止系	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—	第47条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	第48条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—	第49条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—	第50条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—	第51条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—	第52条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—	第53条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—	第54条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	注水停止系 ポンプトリップシステム	50系に記載	—	—	—	—	—	第55条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	注水停止系 ポンプトリップシステム	50系に記載	—	—	—	—	—	第56条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁、主蒸気発生機が安全弁遮断し弁 機能低下用アキュムレータ、主蒸気発生機が安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、主蒸気発生機配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—	第57条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替自動減圧機能 (代替自動減圧機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	第58条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)	44系に記載	—	—	—	—	—	第59条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	可搬型代替蒸気発生設備	57系に記載	—	—	—	—	—	第60条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁可搬型蒸気発生機	防止設備	C/B	○	建屋内	—	—	第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—	第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、配管等	—	—	—	—	—	第63条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替蒸気発生機 ガス供給系	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—	第64条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 注水調整弁	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—	第65条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離シフトバルブ	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (1/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>措置・設置箇所*</th> <th>評価</th> <th>措置・設置箇所*</th> <th>評価</th> <th>措置・設置方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条(重大事故等)の拡大の防止等)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第38条(重大事故等)の発生防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第39条(地震による損傷の防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第40条(津波による損傷の防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第41条(大災による損傷の防止)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第42条(特定重大事故等)の発生防止)</td> <td>特定重大事故等対処設備</td> <td>申請範囲外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第43条(重大事故等)の発生防止)</td> <td>ブルドーザ、バックホウ</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>可搬型SA設備 機体整備所</td> <td>○</td> <td>分敷配置</td> <td>—</td> <td>分敷配置</td> </tr> <tr> <td>第44条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>原子炉トリップスイッチ 制御棒アフスタ 原子炉トリップ調整部</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第45条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>原子炉出力調整 (自動制御)</td> <td>防止設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第46条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>注水停止系 ポンプトリップシステム</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第47条(緊急停止)の発生防止)</td> <td>ATRS 緩和設備 自動減圧系動作防止機能</td> <td>防止設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第48条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第49条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第50条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等</td> <td>設計基準対策施設</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第51条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第52条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>設計基準対策施設</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第53条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第54条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>注水停止系 ポンプトリップシステム</td> <td>50系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第55条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>主蒸気発生機が安全弁、主蒸気発生機が安全弁遮断し弁 機能低下用アキュムレータ、主蒸気発生機が安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、主蒸気発生機配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第56条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>代替自動減圧機能 (代替自動減圧機能)</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第57条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)</td> <td>44系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第58条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>可搬型代替蒸気発生設備</td> <td>57系に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第59条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>主蒸気発生機が安全弁可搬型蒸気発生機</td> <td>防止設備</td> <td>C/B、R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第60条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>C/B、R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、配管等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>代替蒸気発生機 ガス供給系</td> <td>防止設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第63条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>ATRS 注水調整弁</td> <td>設計基準対策施設</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第64条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)</td> <td>原子炉隔離シフトバルブ</td> <td>防止設備</td> <td>R/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：○：竜巻に対する機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮した見直し、対応する設計条件や取組が竜巻に対し機能を維持できる（設計段階） □：設計条件による損傷を考慮して、対応範囲による機能維持が安全上支障のない範囲で機能を維持できる（設計段階、防止でも緩和でもない設備） —：設計条件による損傷を考慮して、対応範囲による機能維持が安全上支障のない範囲で機能を維持できない（設計段階、防止でも緩和でもない設備）</p>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設置箇所*	評価	措置・設置箇所*	評価	措置・設置方法	第37条(重大事故等)の拡大の防止等)	—	—	—	—	—	—	—	第38条(重大事故等)の発生防止)	—	—	—	—	—	—	—	第39条(地震による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—	第40条(津波による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—	第41条(大災による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—	第42条(特定重大事故等)の発生防止)	特定重大事故等対処設備	申請範囲外	—	—	—	—	—	第43条(重大事故等)の発生防止)	ブルドーザ、バックホウ	防止でも緩和でもない設備	可搬型SA設備 機体整備所	○	分敷配置	—	分敷配置	第44条(緊急停止)の発生防止)	原子炉トリップスイッチ 制御棒アフスタ 原子炉トリップ調整部	防止設備	A/B、C/B	○	建屋内	—	—	第45条(緊急停止)の発生防止)	原子炉出力調整 (自動制御)	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—	第46条(緊急停止)の発生防止)	注水停止系 ポンプトリップシステム	防止設備	A/B	○	建屋内	—	—	第47条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 自動減圧系動作防止機能	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—	第48条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—	第49条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—	第50条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—	第51条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—	第52条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—	第53条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—	第54条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	注水停止系 ポンプトリップシステム	50系に記載	—	—	—	—	—	第55条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁、主蒸気発生機が安全弁遮断し弁 機能低下用アキュムレータ、主蒸気発生機が安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、主蒸気発生機配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—	第56条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替自動減圧機能 (代替自動減圧機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	第57条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)	44系に記載	—	—	—	—	—	第58条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	可搬型代替蒸気発生設備	57系に記載	—	—	—	—	—	第59条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁可搬型蒸気発生機	防止設備	C/B、R/B	○	建屋内	—	—	第60条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備	C/B、R/B	○	建屋内	—	—	第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、配管等	—	—	—	—	—	第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替蒸気発生機 ガス供給系	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—	第63条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 注水調整弁	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—	第64条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離シフトバルブ	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文中に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・SA設備の防護方針等を具体的に表で記載していない。(以降、大飯の記載はないため、相違理由を省略する。)</p>
設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設置箇所*	評価	措置・設置箇所*	評価	措置・設置方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第37条(重大事故等)の拡大の防止等)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第38条(重大事故等)の発生防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第39条(地震による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第40条(津波による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第41条(大災による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第42条(特定重大事故等)の発生防止)	特定重大事故等対処設備	申請範囲外	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第43条(重大事故等)の発生防止)	ブルドーザ、バックホウ	防止でも緩和でもない設備	可搬型SA設備 機体整備所	○	分敷配置	—	分敷配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第44条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 (代替自動減圧機能)、制御棒、制御棒駆動水圧系圧力制御ユニット、制御棒駆動水圧系配管	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第45条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第46条(緊急停止)の発生防止)	注水停止系	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第47条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第48条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第49条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第50条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第51条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第52条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第53条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第54条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	注水停止系 ポンプトリップシステム	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第55条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	注水停止系 ポンプトリップシステム	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第56条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁、主蒸気発生機が安全弁遮断し弁 機能低下用アキュムレータ、主蒸気発生機が安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、主蒸気発生機配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第57条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替自動減圧機能 (代替自動減圧機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第58条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)	44系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第59条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	可搬型代替蒸気発生設備	57系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第60条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁可搬型蒸気発生機	防止設備	C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、配管等	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第63条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替蒸気発生機 ガス供給系	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第64条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 注水調整弁	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第65条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離シフトバルブ	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設置箇所*	評価	措置・設置箇所*	評価	措置・設置方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第37条(重大事故等)の拡大の防止等)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第38条(重大事故等)の発生防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第39条(地震による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第40条(津波による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第41条(大災による損傷の防止)	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第42条(特定重大事故等)の発生防止)	特定重大事故等対処設備	申請範囲外	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第43条(重大事故等)の発生防止)	ブルドーザ、バックホウ	防止でも緩和でもない設備	可搬型SA設備 機体整備所	○	分敷配置	—	分敷配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第44条(緊急停止)の発生防止)	原子炉トリップスイッチ 制御棒アフスタ 原子炉トリップ調整部	防止設備	A/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第45条(緊急停止)の発生防止)	原子炉出力調整 (自動制御)	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第46条(緊急停止)の発生防止)	注水停止系 ポンプトリップシステム	防止設備	A/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第47条(緊急停止)の発生防止)	ATRS 緩和設備 自動減圧系動作防止機能	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第48条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第49条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第50条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離時冷却系ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第51条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第52条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第53条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第54条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	注水停止系 ポンプトリップシステム	50系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第55条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁、主蒸気発生機が安全弁遮断し弁 機能低下用アキュムレータ、主蒸気発生機が安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、主蒸気発生機配管等	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第56条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替自動減圧機能 (代替自動減圧機能)	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第57条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 緩和設備 (自動減圧系動作防止機能)	44系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第58条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	可搬型代替蒸気発生設備	57系に記載	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第59条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	主蒸気発生機が安全弁可搬型蒸気発生機	防止設備	C/B、R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第60条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備	C/B、R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第61条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	高圧代管注水 高圧代管注水ポンプ、配管等	安全弁自動減圧機動作用アキュムレータ、配管等	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	代替蒸気発生機 ガス供給系	防止設備	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第63条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	ATRS 注水調整弁	設計基準対策施設	R/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第64条(原子炉冷却材圧力バウンダリを維持するための設備)	原子炉隔離シフトバルブ	防止設備	R/B、C/B	○	建屋内	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																														
	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (2/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の概要</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>電巻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第47条(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備</td> <td>低圧代管注水系統(兼設) (低圧代管ポンプ)</td> <td>低圧代管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>低圧代管注水系統(兼設) (高圧側配管低圧注水系統ポンプ)</td> <td>高圧側配管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>低圧代管注水系統(兼設) (高圧側配管低圧注水系統ポンプ)</td> <td>高圧側配管注水ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可搬型注水装置(大容量注水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等)</td> <td>可搬型注水装置保管場所</td> <td>可搬型注水設備保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低圧代管注水系統(可搬型)</td> <td>可搬型注水装置</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>E/B内及び建屋外(主配管)</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>可搬型注水装置(可搬型)</td> <td>可搬型注水装置</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>E/B内及び建屋外(主配管)</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第48条(最終ヒートシンクへ熱を搬送するための設備)</td> <td>高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)</td> <td>高圧熱除去ポンプ、配管等</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)</td> <td>高圧熱除去ポンプ、配管等</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> </tbody> </table>	設備の概要	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	電巻	第47条(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備	低圧代管注水系統(兼設) (低圧代管ポンプ)	低圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	E/B	○	建屋内	低圧代管注水系統(兼設) (高圧側配管低圧注水系統ポンプ)	高圧側配管注水ポンプ、配管等	防止設備	E/B	○	建屋内	低圧代管注水系統(兼設) (高圧側配管低圧注水系統ポンプ)	高圧側配管注水ポンプ、配管等	防止設備	E/B	○	建屋内	可搬型注水装置(大容量注水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等)	可搬型注水装置保管場所	可搬型注水設備保管場所	○	分散配置		低圧代管注水系統(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置	第48条(最終ヒートシンクへ熱を搬送するための設備)	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の概要</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>電巻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第44条 緊急停止装置(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備</td> <td>高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)</td> <td>高圧熱除去ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第45条 原子炉冷却材圧力インジケータ(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備</td> <td>高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)</td> <td>高圧熱除去ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)</td> <td>高圧熱除去ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> </tbody> </table>	設備の概要	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	電巻	第44条 緊急停止装置(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	第45条 原子炉冷却材圧力インジケータ(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。</p>
設備の概要	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	電巻																																																																																																																																																																																																																																																													
第47条(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備	低圧代管注水系統(兼設) (低圧代管ポンプ)	低圧代管注水ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	低圧代管注水系統(兼設) (高圧側配管低圧注水系統ポンプ)	高圧側配管注水ポンプ、配管等	防止設備	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	低圧代管注水系統(兼設) (高圧側配管低圧注水系統ポンプ)	高圧側配管注水ポンプ、配管等	防止設備	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型注水装置(大容量注水ポンプ(タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等)	可搬型注水装置保管場所	可搬型注水設備保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																												
	低圧代管注水系統(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																											
	可搬型注水装置(可搬型)	可搬型注水装置	防止設備・緩和設備	E/B内及び建屋外(主配管)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																											
第48条(最終ヒートシンクへ熱を搬送するための設備)	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
設備の概要	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	電巻																																																																																																																																																																																																																																																													
第44条 緊急停止装置(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
第45条 原子炉冷却材圧力インジケータ(原子炉冷却材圧力インジケータ)に規定する冷却するための設備	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											
	高圧熱除去ポンプ(高圧熱除去ポンプ)	高圧熱除去ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																								
<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (3/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置可否基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>電巻防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第49条(原子炉格納容器内の冷却のための設備)</td> <td>原子炉格納容器代替スプレッドシステム (常設)</td> <td>復水貯留タンク</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器代替スプレッドシステム (可搬型)</td> <td>可搬型用：大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>96条に記載</td> <td>可搬型 SA 設備保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：接続口、配管等</td> <td>96条に記載</td> <td>R/F 内及び屋外 (主) 屋内 (副)</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">残留熱除去系 (格納容器冷却のための設備)</td> <td>残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ (サブプレッシャール水冷却モード)</td> <td>サブプレッシャール水</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器冷却水系 (原子炉格納容器冷却水を含む)</td> <td>原子炉格納容器冷却水</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>その他の設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第50条(原子炉格納容器の過圧保護を防止するための設備)</td> <td rowspan="2">代替格納冷却系</td> <td>代替格納冷却ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サブプレッシャール水</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納冷却水系 (可搬型)</td> <td>可搬型用：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：接続口、配管等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納冷却水系 (常設型)</td> <td>原子炉格納冷却水ポンプ、配管等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却水ポンプ (サブプレッシャール水冷却モード)</td> <td>サブプレッシャール水</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納冷却水系 (常設型)</td> <td>常設箇所：フィルタ設置、フィルタ設置口の開放、配管、接続子取出設備設置等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：配管 (排気管)</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納冷却水系 (可搬型)</td> <td>可搬型用：可搬型作業ガス供給装置、ホース等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：接続口、配管等 (常設型)</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納冷却水系 (可搬型)</td> <td>可搬型用：大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：接続口、配管等 (可搬型)</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納冷却水系 (常設型)</td> <td>常設箇所：接続口、配管等 (常設型)</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：接続口、配管等 (常設型)</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置可否基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	評価	電巻防護方法	第49条(原子炉格納容器内の冷却のための設備)	原子炉格納容器代替スプレッドシステム (常設)	復水貯留タンク	96条に記載	—	—	原子炉格納容器代替スプレッドシステム (可搬型)	可搬型用：大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等	96条に記載	可搬型 SA 設備保管場所	○	分散配置	常設箇所：接続口、配管等	96条に記載	R/F 内及び屋外 (主) 屋内 (副)	○	分散配置	残留熱除去系 (格納容器冷却のための設備)	残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管等	96条に記載	—	—	—	残留熱除去系ポンプ (サブプレッシャール水冷却モード)	サブプレッシャール水	96条に記載	—	—	原子炉格納容器冷却水系 (原子炉格納容器冷却水を含む)	原子炉格納容器冷却水	96条に記載	—	—	—	非常用取水設備	その他の設備に記載	—	—	—	第50条(原子炉格納容器の過圧保護を防止するための設備)	代替格納冷却系	代替格納冷却ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管等	96条に記載	—	—	サブプレッシャール水	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水系 (可搬型)	可搬型用：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等	96条に記載	—	—	常設箇所：接続口、配管等	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水系 (常設型)	原子炉格納冷却水ポンプ、配管等	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水ポンプ (サブプレッシャール水冷却モード)	サブプレッシャール水	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水系 (常設型)	常設箇所：フィルタ設置、フィルタ設置口の開放、配管、接続子取出設備設置等	96条に記載	—	—	常設箇所：配管 (排気管)	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水系 (可搬型)	可搬型用：可搬型作業ガス供給装置、ホース等	96条に記載	—	—	常設箇所：接続口、配管等 (常設型)	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水系 (可搬型)	可搬型用：大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等	96条に記載	—	—	常設箇所：接続口、配管等 (可搬型)	96条に記載	—	—	原子炉格納冷却水系 (常設型)	常設箇所：接続口、配管等 (常設型)	96条に記載	—	—	常設箇所：接続口、配管等 (常設型)	96条に記載	—	—	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (3/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置可否基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>電巻防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第46条(原子炉冷却材圧力低下防止のための設備)</td> <td rowspan="2">1号系のワイヤードラムブリード (高圧注入ポンプ)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱</td> <td>高気圧発生ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高気圧発生ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置可否基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	評価	電巻防護方法	第46条(原子炉冷却材圧力低下防止のための設備)	1号系のワイヤードラムブリード (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—	高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱	高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (3/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置可否基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>電巻防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第46条(原子炉冷却材圧力低下防止のための設備)</td> <td rowspan="2">1号系のワイヤードラムブリード (高圧注入ポンプ)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱</td> <td>高気圧発生ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高気圧発生ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)</td> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動ポンプ</td> <td>96条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置可否基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	評価	電巻防護方法	第46条(原子炉冷却材圧力低下防止のための設備)	1号系のワイヤードラムブリード (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—	高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱	高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。</p>
設置可否基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	評価	電巻防護方法																																																																																																																																																																																																																																						
第49条(原子炉格納容器内の冷却のための設備)	原子炉格納容器代替スプレッドシステム (常設)	復水貯留タンク	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	原子炉格納容器代替スプレッドシステム (可搬型)	可搬型用：大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等	96条に記載	可搬型 SA 設備保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																					
		常設箇所：接続口、配管等	96条に記載	R/F 内及び屋外 (主) 屋内 (副)	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																					
	残留熱除去系 (格納容器冷却のための設備)	残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管等	96条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
		残留熱除去系ポンプ (サブプレッシャール水冷却モード)	サブプレッシャール水	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
	原子炉格納容器冷却水系 (原子炉格納容器冷却水を含む)	原子炉格納容器冷却水	96条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
		非常用取水設備	その他の設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
	第50条(原子炉格納容器の過圧保護を防止するための設備)	代替格納冷却系	代替格納冷却ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管等	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
			サブプレッシャール水	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
		原子炉格納冷却水系 (可搬型)	可搬型用：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
常設箇所：接続口、配管等			96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
原子炉格納冷却水系 (常設型)		原子炉格納冷却水ポンプ、配管等	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		原子炉格納冷却水ポンプ (サブプレッシャール水冷却モード)	サブプレッシャール水	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																					
原子炉格納冷却水系 (常設型)		常設箇所：フィルタ設置、フィルタ設置口の開放、配管、接続子取出設備設置等	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		常設箇所：配管 (排気管)	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
原子炉格納冷却水系 (可搬型)		可搬型用：可搬型作業ガス供給装置、ホース等	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		常設箇所：接続口、配管等 (常設型)	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
原子炉格納冷却水系 (可搬型)	可搬型用：大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース等	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
	常設箇所：接続口、配管等 (可搬型)	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
原子炉格納冷却水系 (常設型)	常設箇所：接続口、配管等 (常設型)	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
	常設箇所：接続口、配管等 (常設型)	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
設置可否基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	評価	電巻防護方法																																																																																																																																																																																																																																						
第46条(原子炉冷却材圧力低下防止のための設備)	1号系のワイヤードラムブリード (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱	高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
設置可否基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置箇所	評価	電巻防護方法																																																																																																																																																																																																																																						
第46条(原子炉冷却材圧力低下防止のための設備)	1号系のワイヤードラムブリード (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		高圧注入ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱	高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		高気圧発生ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
	高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
		電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
高気圧発生2次側からの除熱 (電動機駆動ポンプ)	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							
	電動機駆動ポンプ	96条に記載	—	—																																																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (4/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>備置・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>竜巻</th> <th>対策方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">第1条(原子炉格納容器下部の容器)の容器の中心を冷却するための設備)</td> <td>原子炉格納容器下部注水系統(冷却) (循環ポンプ)</td> <td>連水幹線ポンプ、配管等</td> <td>緑色設備</td> <td>8.9</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連水幹線タンク</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水系統(冷却) (代替循環冷却ポンプ)</td> <td>代替循環冷却ポンプ、熱交換器系熱交換器、配管等</td> <td>緑色設備</td> <td>8.9</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サブレーションチェンバ</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水系統(可搬型)</td> <td>可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>緑色設備</td> <td>可搬型注水装置は、送水用及び回収用</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：接続口、配管等</td> <td>緑色設備</td> <td>8.9内及び8.9外</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：配管等</td> <td>緑色設備</td> <td>8.9</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線ポンプ、配管等</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線タンク</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：接続口、配管等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：配管等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線ポンプ、配管等</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">第2条(原子炉格納容器下部の容器)の容器の中心を冷却するための設備)</td> <td>代替循環冷却ポンプ、熱交換器系熱交換器、配管等</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サブレーションチェンバ</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水系統(可搬型)</td> <td>可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：接続口、配管等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：配管等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線ポンプ、配管等</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線タンク</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：接続口、配管等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管箇所：配管等</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線ポンプ、配管等</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水幹線タンク</td> <td>56条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮して、対応する設計基準が実施設計で竜巻に対し安全機能を維持できる(設計設備) △：竜巻による損傷を考慮して、対応設備による機能維持や安全上支障のない範囲での稼働が可能な設計が可能(緑色設備、赤でも緑でもない設備) —：他の項目に分類</p>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備置・設置箇所	評価	竜巻	対策方法	第1条(原子炉格納容器下部の容器)の容器の中心を冷却するための設備)	原子炉格納容器下部注水系統(冷却) (循環ポンプ)	連水幹線ポンプ、配管等	緑色設備	8.9	○	建屋内		連水幹線タンク	56条に記載	—	—	—	原子炉格納容器下部注水系統(冷却) (代替循環冷却ポンプ)	代替循環冷却ポンプ、熱交換器系熱交換器、配管等	緑色設備	8.9	○	建屋内		サブレーションチェンバ	56条に記載	—	—	—	原子炉格納容器下部注水系統(可搬型)	可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	緑色設備	可搬型注水装置は、送水用及び回収用	○	分散配置		配管箇所：接続口、配管等	緑色設備	8.9内及び8.9外	○	分散配置		配管箇所：配管等	緑色設備	8.9	○	建屋内		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—		送水幹線タンク	56条に記載	—	—	—		可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	49条に記載	—	—	—		配管箇所：接続口、配管等	49条に記載	—	—	—		配管箇所：配管等	49条に記載	—	—	—		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—	第2条(原子炉格納容器下部の容器)の容器の中心を冷却するための設備)	代替循環冷却ポンプ、熱交換器系熱交換器、配管等	56条に記載	—	—	—	サブレーションチェンバ	56条に記載	—	—	—	原子炉格納容器下部注水系統(可搬型)	可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	49条に記載	—	—	—		配管箇所：接続口、配管等	49条に記載	—	—	—		配管箇所：配管等	49条に記載	—	—	—		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—		送水幹線タンク	56条に記載	—	—	—		可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	49条に記載	—	—	—		配管箇所：接続口、配管等	49条に記載	—	—	—		配管箇所：配管等	49条に記載	—	—	—		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—		送水幹線タンク	56条に記載	—	—	—	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (4/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>備置・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>竜巻</th> <th>対策方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">第4条 原子炉冷却材圧力カバレッジ短時間到低電圧原子炉を冷却するための設備)</td> <td>定圧ポンプ、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>再生素燃交換機、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水(1B-格納容器スプレッドポンプ)</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水(1B-格納容器スプレッドポンプ)</td> <td>防止設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水(代替格納容器スプレッドポンプ)</td> <td>防止設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型注水(可搬型大容量送水ポンプ、ホース延長・回収車(注水車)、可搬型注水装置)</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型注水装置は、分散配置</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水(大容量送水ポンプ)</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>再循環運転(高圧注入ポンプ)</td> <td>高圧注入ポンプは、設計基準対象施設</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環ポンプ</td> <td>格納容器再循環ポンプは、設計基準対象施設</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>安全注入ポンプ再循環ポンプ導入口C/V</td> <td>安全注入ポンプ再循環ポンプ導入口C/Vは、設計基準対象施設</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備</td> <td>49条に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮して、対応する設計基準が実施設計で竜巻に対し安全機能を維持できる(設計設備) △：竜巻による損傷を考慮して、対応設備による機能維持や安全上支障のない範囲での稼働が可能な設計が可能(緑色設備、赤でも緑でもない設備) —：他の項目に分類</p>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備置・設置箇所	評価	竜巻	対策方法	第4条 原子炉冷却材圧力カバレッジ短時間到低電圧原子炉を冷却するための設備)	定圧ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内	再生素燃交換機、配管等	防止設備	C/V	○	建屋内	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	代替炉心注水(1B-格納容器スプレッドポンプ)	防止設備	A/B	○	建屋内	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	代替炉心注水(1B-格納容器スプレッドポンプ)	防止設備	A/B	○	建屋内	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	代替炉心注水(代替格納容器スプレッドポンプ)	防止設備	B/B	○	建屋内	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	可搬型注水(可搬型大容量送水ポンプ、ホース延長・回収車(注水車)、可搬型注水装置)	防止設備	可搬型注水装置は、分散配置	○	分散配置	代替炉心注水(大容量送水ポンプ)	防止設備	A/B、B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—	再循環運転(高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプは、設計基準対象施設	A/B	○	建屋内	格納容器再循環ポンプ	格納容器再循環ポンプは、設計基準対象施設	C/V	○	建屋内	安全注入ポンプ再循環ポンプ導入口C/V	安全注入ポンプ再循環ポンプ導入口C/Vは、設計基準対象施設	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。</p>
設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備置・設置箇所	評価	竜巻	対策方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第1条(原子炉格納容器下部の容器)の容器の中心を冷却するための設備)	原子炉格納容器下部注水系統(冷却) (循環ポンプ)	連水幹線ポンプ、配管等	緑色設備	8.9	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		連水幹線タンク	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	原子炉格納容器下部注水系統(冷却) (代替循環冷却ポンプ)	代替循環冷却ポンプ、熱交換器系熱交換器、配管等	緑色設備	8.9	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		サブレーションチェンバ	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	原子炉格納容器下部注水系統(可搬型)	可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	緑色設備	可搬型注水装置は、送水用及び回収用	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：接続口、配管等	緑色設備	8.9内及び8.9外	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：配管等	緑色設備	8.9	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線タンク	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：接続口、配管等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：配管等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第2条(原子炉格納容器下部の容器)の容器の中心を冷却するための設備)	代替循環冷却ポンプ、熱交換器系熱交換器、配管等	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	サブレーションチェンバ	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	原子炉格納容器下部注水系統(可搬型)	可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：接続口、配管等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：配管等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線タンク	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		可搬型注水装置(大容量送水ポンプ(タイプ1))、ホース延長回収車、ホース等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：接続口、配管等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		配管箇所：配管等	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線(No.1)、送水幹線(No.2)	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線ポンプ、配管等	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		送水幹線タンク	56条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備置・設置箇所	評価	竜巻	対策方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
第4条 原子炉冷却材圧力カバレッジ短時間到低電圧原子炉を冷却するための設備)	定圧ポンプ、配管等	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	再生素燃交換機、配管等	防止設備	C/V	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	代替炉心注水(1B-格納容器スプレッドポンプ)	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	代替炉心注水(1B-格納容器スプレッドポンプ)	防止設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	代替炉心注水(代替格納容器スプレッドポンプ)	防止設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料取替用ホット、配管等	防止設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
可搬型注水(可搬型大容量送水ポンプ、ホース延長・回収車(注水車)、可搬型注水装置)	防止設備	可搬型注水装置は、分散配置	○	分散配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
代替炉心注水(大容量送水ポンプ)	防止設備	A/B、B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
再循環運転(高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプは、設計基準対象施設	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
格納容器再循環ポンプ	格納容器再循環ポンプは、設計基準対象施設	C/V	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
安全注入ポンプ再循環ポンプ導入口C/V	安全注入ポンプ再循環ポンプ導入口C/Vは、設計基準対象施設	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
原子炉補機冷却設備	49条に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1次冷却設備	1次冷却設備に記載	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																												
	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (6/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>備蓄・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>取適方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第33条(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)</td> <td>大気への放射性物質の拡散抑制(大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース、排水船)</td> <td>緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>航空機燃料火災への消火機(大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース、消防火災救助用送水機、排水船)</td> <td>緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>貯留罐、取水口、取水船、海水ポンプ室</td> <td>その他の設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第56条(重大事故等の取組に必要なとなる水の供給設備)</td> <td>海水からの放射性物質の拡散抑制(シールドフェンス)</td> <td>緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>貯留罐・線被り、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>代替設備 (サブプレッシャポンプ No.11、海水貯水機 No.2)</td> </tr> <tr> <td>サブプレッシャポンプ 送水貯水機 (No.1)、送水貯水機 (No.2)</td> <td>緩和設備</td> <td>E/B -(代替送水機) 41 車に記載</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第57条(電源設備)</td> <td>可搬箇所：大容量送水ポンプ(タイプB)、大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：線被り、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外及び屋外 (地下)</td> <td>○</td> <td>分散配置 (1車のみ車)</td> </tr> <tr> <td>貯留罐、取水口、取水船、海水ポンプ室</td> <td>その他の設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可搬型代替交流電源設備</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外(緊急用 電気品庫)</td> <td>○</td> <td>代替設備 (非常用交流電源設備)</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機燃料ポンプタンク、軽油タンク、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外(地下)</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機燃料移送ポンプ、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>代替設備 (非常用交流電源設備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可搬型代替交流電源設備</td> <td>可搬箇所：タンクローリ、ホース</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：発電車</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：電源車接続口</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>S/B内及び屋外 地上並列</td> <td>○</td> <td>分散配置 (1車のみ車)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内常設蓄電池</td> <td>常設箇所：軽油タンク、ガスタービン発電機燃料ポンプタンク、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外(地下)</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：タンクローリ、ホース</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">常設代替直流電源設備</td> <td>125V 蓄電池 SA、125V 蓄電池 2B、125V 充電機 SA、125V 充電機 2B</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>125V 代替蓄電池</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>250V 充電機</td> <td>防止設備</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備蓄・設置箇所	評価	取適方法	第33条(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)	大気への放射性物質の拡散抑制(大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース、排水船)	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	航空機燃料火災への消火機(大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース、消防火災救助用送水機、排水船)	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	貯留罐、取水口、取水船、海水ポンプ室	その他の設備に記載	-	-	-	第56条(重大事故等の取組に必要なとなる水の供給設備)	海水からの放射性物質の拡散抑制(シールドフェンス)	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	貯留罐・線被り、配管等	防止設備・緩和設備	屋外	○	代替設備 (サブプレッシャポンプ No.11、海水貯水機 No.2)	サブプレッシャポンプ 送水貯水機 (No.1)、送水貯水機 (No.2)	緩和設備	E/B -(代替送水機) 41 車に記載	○	建屋内	第57条(電源設備)	可搬箇所：大容量送水ポンプ(タイプB)、大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース等	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：線被り、配管等	防止設備・緩和設備	屋外及び屋外 (地下)	○	分散配置 (1車のみ車)	貯留罐、取水口、取水船、海水ポンプ室	その他の設備に記載	-	-	-	可搬型代替交流電源設備	ガスタービン発電機	防止設備・緩和設備	屋外(緊急用 電気品庫)	○	代替設備 (非常用交流電源設備)	ガスタービン発電機燃料ポンプタンク、軽油タンク、配管等	防止設備・緩和設備	屋外(地下)	○	影響なし	ガスタービン発電機燃料移送ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	屋外	○	代替設備 (非常用交流電源設備)	可搬型代替交流電源設備	可搬箇所：タンクローリ、ホース	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	可搬箇所：発電車	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：電源車接続口	防止設備・緩和設備	S/B内及び屋外 地上並列	○	分散配置 (1車のみ車)	屋内常設蓄電池	常設箇所：軽油タンク、ガスタービン発電機燃料ポンプタンク、配管等	防止設備・緩和設備	屋外(地下)	○	影響なし	常設箇所：配管等	防止設備・緩和設備	屋外	○	影響なし	可搬箇所：タンクローリ、ホース	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設代替直流電源設備	125V 蓄電池 SA、125V 蓄電池 2B、125V 充電機 SA、125V 充電機 2B	防止設備・緩和設備	C/B	○	建屋内	125V 代替蓄電池	防止設備・緩和設備	C/B	○	建屋内	250V 充電機	防止設備	C/B	○	建屋内	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (6/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>備蓄・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>取適方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)</td> <td>可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：線被り、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)</td> <td>可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：線被り、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)</td> <td>可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：線被り、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)</td> <td>可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：線被り、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)</td> <td>可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>常設箇所：線被り、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>A/B、E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備蓄・設置箇所	評価	取適方法	第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。</p>
設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備蓄・設置箇所	評価	取適方法																																																																																																																																																																																																										
第33条(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)	大気への放射性物質の拡散抑制(大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース、排水船)	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	航空機燃料火災への消火機(大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース、消防火災救助用送水機、排水船)	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	貯留罐、取水口、取水船、海水ポンプ室	その他の設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
第56条(重大事故等の取組に必要なとなる水の供給設備)	海水からの放射性物質の拡散抑制(シールドフェンス)	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	貯留罐・線被り、配管等	防止設備・緩和設備	屋外	○	代替設備 (サブプレッシャポンプ No.11、海水貯水機 No.2)																																																																																																																																																																																																										
	サブプレッシャポンプ 送水貯水機 (No.1)、送水貯水機 (No.2)	緩和設備	E/B -(代替送水機) 41 車に記載	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
第57条(電源設備)	可搬箇所：大容量送水ポンプ(タイプB)、大容量送水ポンプ(タイプB)、ホース延長回収車、ホース等	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：線被り、配管等	防止設備・緩和設備	屋外及び屋外 (地下)	○	分散配置 (1車のみ車)																																																																																																																																																																																																										
	貯留罐、取水口、取水船、海水ポンプ室	その他の設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
可搬型代替交流電源設備	ガスタービン発電機	防止設備・緩和設備	屋外(緊急用 電気品庫)	○	代替設備 (非常用交流電源設備)																																																																																																																																																																																																										
	ガスタービン発電機燃料ポンプタンク、軽油タンク、配管等	防止設備・緩和設備	屋外(地下)	○	影響なし																																																																																																																																																																																																										
	ガスタービン発電機燃料移送ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	屋外	○	代替設備 (非常用交流電源設備)																																																																																																																																																																																																										
可搬型代替交流電源設備	可搬箇所：タンクローリ、ホース	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	可搬箇所：発電車	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：電源車接続口	防止設備・緩和設備	S/B内及び屋外 地上並列	○	分散配置 (1車のみ車)																																																																																																																																																																																																										
屋内常設蓄電池	常設箇所：軽油タンク、ガスタービン発電機燃料ポンプタンク、配管等	防止設備・緩和設備	屋外(地下)	○	影響なし																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：配管等	防止設備・緩和設備	屋外	○	影響なし																																																																																																																																																																																																										
	可搬箇所：タンクローリ、ホース	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
常設代替直流電源設備	125V 蓄電池 SA、125V 蓄電池 2B、125V 充電機 SA、125V 充電機 2B	防止設備・緩和設備	C/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	125V 代替蓄電池	防止設備・緩和設備	C/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	250V 充電機	防止設備	C/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	備蓄・設置箇所	評価	取適方法																																																																																																																																																																																																										
第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
第47条(原子炉冷却圧力バウンダリ)	可搬箇所：可搬型大容量送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																																																										
	常設箇所：線被り、配管等	防止設備	A/B、E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																										
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																										
<p>凡例 ○：竜巻に耐える設備を維持する。 △：竜巻による損傷を軽減する。対応する設計基準が実施設計で規定し、安全機能を維持できる。 (防止設備) △：竜巻による損傷を軽減して、代替設備による機能維持や安全上の別の設備での代替等が対応可能。 (緩和設備、該当しなくてもよい設備) -：竜巻に耐えず。 ※：SA設備(重大事故等対処設備、S/B)：貯留罐、E/B：貯留罐、C/B：貯留罐</p>	<p>凡例 ○：竜巻に耐える設備を維持する。 △：竜巻による損傷を軽減する。対応する設計基準が実施設計で規定し、安全機能を維持できる。 (防止設備) △：竜巻による損傷を軽減して、代替設備による機能維持や安全上の別の設備での代替等が対応可能。 (緩和設備、該当しなくてもよい設備) -：竜巻に耐えず。 ※：S/B：貯留罐、A/B：貯留罐、E/B：貯留罐、C/B：貯留罐、E/B：貯留罐、E/B：貯留罐、E/B：貯留罐</p>																																																																																																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>措置・設備</th> <th>評価</th> <th>防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">居住性の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>(重大事故等対処施設)</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用遮壁</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用可燃型エアモニタ</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングシステム</td> <td>60条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等</td> <td>77条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用燃料移送系配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用高圧母線J系</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>必要な情報の提供</td> <td>安全パナメータ表示システム(SPTS)</td> <td>62条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡(緊急時対策所)</td> <td>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>62条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>飛行空通信装置</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第42条(通信連絡を行うために必要な設備)</td> <td>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>安全パナメータ表示システム(SPTS)</td> <td>緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>緩和設備(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の設備</td> <td>重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設備	評価	防護方法	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	(重大事故等対処施設)	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用遮壁	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用可燃型エアモニタ	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	可燃型モニタリングシステム	60条に記載	-	-	-	ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等	77条に記載	-	-	-	緊急時対策用燃料移送系配管等	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用高圧母線J系	防止設備・緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	必要な情報の提供	安全パナメータ表示システム(SPTS)	62条に記載	-	-	通信連絡(緊急時対策所)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載	-	-	飛行空通信装置	防止設備・緩和設備	B/B、C/B	○	建屋内	第42条(通信連絡を行うために必要な設備)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし 影響なし	安全パナメータ表示システム(SPTS)	緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備	防止でも緩和でもない設備	緩和設備(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	その他の設備	重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等	防止設備・緩和設備	B/B	○	建屋内	非常用取水設備	緩和設備	B/B	○	影響なし	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>措置・設備</th> <th>評価</th> <th>防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">居住性の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>(重大事故等対処施設)</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用遮壁</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用可燃型エアモニタ</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングシステム</td> <td>60条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等</td> <td>77条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用燃料移送系配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用高圧母線J系</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>必要な情報の提供</td> <td>安全パナメータ表示システム(SPTS)</td> <td>62条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡(緊急時対策所)</td> <td>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>62条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>飛行空通信装置</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第42条(通信連絡を行うために必要な設備)</td> <td>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>安全パナメータ表示システム(SPTS)</td> <td>緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>緩和設備(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の設備</td> <td>重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設備	評価	防護方法	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	(重大事故等対処施設)	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用遮壁	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用可燃型エアモニタ	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	可燃型モニタリングシステム	60条に記載	-	-	-	ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等	77条に記載	-	-	-	緊急時対策用燃料移送系配管等	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用高圧母線J系	防止設備・緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	必要な情報の提供	安全パナメータ表示システム(SPTS)	62条に記載	-	-	通信連絡(緊急時対策所)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載	-	-	飛行空通信装置	防止設備・緩和設備	B/B、C/B	○	建屋内	第42条(通信連絡を行うために必要な設備)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし 影響なし	安全パナメータ表示システム(SPTS)	緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備	防止でも緩和でもない設備	緩和設備(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	その他の設備	重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等	防止設備・緩和設備	B/B	○	建屋内	非常用取水設備	緩和設備	B/B	○	影響なし	<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>措置・設備</th> <th>評価</th> <th>防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">居住性の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>(重大事故等対処施設)</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用遮壁</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用可燃型エアモニタ</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングシステム</td> <td>60条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等</td> <td>77条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用燃料移送系配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用高圧母線J系</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>緊急時対策設備</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>必要な情報の提供</td> <td>安全パナメータ表示システム(SPTS)</td> <td>62条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡(緊急時対策所)</td> <td>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>62条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>飛行空通信装置</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/B、C/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第42条(通信連絡を行うために必要な設備)</td> <td>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>安全パナメータ表示システム(SPTS)</td> <td>緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>緩和設備(屋外設備含む)</td> <td>○</td> <td>影響なし 影響なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の設備</td> <td>重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設備	評価	防護方法	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	(重大事故等対処施設)	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用遮壁	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用可燃型エアモニタ	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	可燃型モニタリングシステム	60条に記載	-	-	-	ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等	77条に記載	-	-	-	緊急時対策用燃料移送系配管等	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	緊急時対策用高圧母線J系	防止設備・緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内	必要な情報の提供	安全パナメータ表示システム(SPTS)	62条に記載	-	-	通信連絡(緊急時対策所)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載	-	-	飛行空通信装置	防止設備・緩和設備	B/B、C/B	○	建屋内	第42条(通信連絡を行うために必要な設備)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし 影響なし	安全パナメータ表示システム(SPTS)	緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備	防止でも緩和でもない設備	緩和設備(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし	その他の設備	重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等	防止設備・緩和設備	B/B	○	建屋内	非常用取水設備	緩和設備	B/B	○	影響なし	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。</p>
設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設備	評価	防護方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	(重大事故等対処施設)	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用遮壁	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用可燃型エアモニタ	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	可燃型モニタリングシステム	60条に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等	77条に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用燃料移送系配管等	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用高圧母線J系	防止設備・緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	必要な情報の提供	安全パナメータ表示システム(SPTS)	62条に記載	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
通信連絡(緊急時対策所)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	飛行空通信装置	防止設備・緩和設備	B/B、C/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第42条(通信連絡を行うために必要な設備)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	安全パナメータ表示システム(SPTS)	緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備	防止でも緩和でもない設備	緩和設備(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他の設備	重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等	防止設備・緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	非常用取水設備	緩和設備	B/B	○	影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設備	評価	防護方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	(重大事故等対処施設)	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用遮壁	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用可燃型エアモニタ	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	可燃型モニタリングシステム	60条に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等	77条に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用燃料移送系配管等	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用高圧母線J系	防止設備・緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	必要な情報の提供	安全パナメータ表示システム(SPTS)	62条に記載	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
通信連絡(緊急時対策所)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	飛行空通信装置	防止設備・緩和設備	B/B、C/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第42条(通信連絡を行うために必要な設備)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	安全パナメータ表示システム(SPTS)	緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備	防止でも緩和でもない設備	緩和設備(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他の設備	重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等	防止設備・緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	非常用取水設備	緩和設備	B/B	○	影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	措置・設備	評価	防護方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	(重大事故等対処施設)	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用遮壁	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用加圧装置(空気ボンベ、配管等)	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	高圧計、流量測定計、二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用可燃型エアモニタ	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	可燃型モニタリングシステム	60条に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ガスタービン発電機、ガスタービン発電機駆動タンク、タンクローリ、駆動タンク、ガスタービン発電機燃料移送系配管等	77条に記載	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用燃料移送系配管等	緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用高圧母線J系	防止設備・緩和設備	緊急時対策設備	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	必要な情報の提供	安全パナメータ表示システム(SPTS)	62条に記載	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
通信連絡(緊急時対策所)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	飛行空通信装置	防止設備・緩和設備	B/B、C/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第42条(通信連絡を行うために必要な設備)	無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	安全パナメータ表示システム(SPTS)	緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)	防止設備・緩和設備	C/B緊急時対策建屋(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備	防止でも緩和でもない設備	緩和設備(屋外設備含む)	○	影響なし 影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他の設備	重大事故等時に対する注水、注入先、排出先等	防止設備・緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	非常用取水設備	緩和設備	B/B	○	影響なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対応設備の影響評価（10/25）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>分類</th> <th>保安・設備要件</th> <th>評価</th> <th>竜巻防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4条 原子炉冷却系圧力制御のための設備</td> <td>電気発生部の冷却水の除熱（代替電源）</td> <td>電動機駆動ポンプ タービン駆動補助水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却器 配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>（注）停止中の場合、オポード装置稼働時）</td> <td>電気発生部、配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>炉心注水（高圧注入ポンプ）</td> <td>高圧注入ポンプ ほう断注入タンク、配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）</td> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却設備</td> <td colspan="2">※ 条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉心注水（常熱除去ポンプ）</td> <td>常熱除去ポンプ 常熱除去冷却器、配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）</td> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却設備</td> <td colspan="2">※ 条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉心注水（常てんポンプ）</td> <td>常てんポンプ、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）</td> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却設備</td> <td colspan="2">※ 条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器 配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）</td> <td>燃料取替用ホット、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却設備</td> <td colspan="2">※ 条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可基準	重大事故等対応設備	分類	保安・設備要件	評価	竜巻防護方法	第4条 原子炉冷却系圧力制御のための設備	電気発生部の冷却水の除熱（代替電源）	電動機駆動ポンプ タービン駆動補助水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却器 配管等	（設計基準対象施設）	B/B	○	建屋内	（注）停止中の場合、オポード装置稼働時）	電気発生部、配管等	（設計基準対象施設）	C/V	○	建屋内	炉心注水（高圧注入ポンプ）	高圧注入ポンプ ほう断注入タンク、配管等	（設計基準対象施設）	A/B	○	建屋内	（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	（設計基準対象施設）	B/B	○	建屋内	原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-	炉心注水（常熱除去ポンプ）	常熱除去ポンプ 常熱除去冷却器、配管等	（設計基準対象施設）	A/B	○	建屋内	（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	（設計基準対象施設）	B/B	○	建屋内	原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-	炉心注水（常てんポンプ）	常てんポンプ、配管等	緩和設備	A/B	○	建屋内	（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内	再生熱交換器、配管等	緩和設備	C/V	○	建屋内	原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-	代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器 配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内	（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内	原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対応設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備許可基準	重大事故等対応設備	分類	保安・設備要件	評価	竜巻防護方法																																																																																																																						
第4条 原子炉冷却系圧力制御のための設備	電気発生部の冷却水の除熱（代替電源）	電動機駆動ポンプ タービン駆動補助水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却器 配管等	（設計基準対象施設）	B/B	○	建屋内																																																																																																																					
	（注）停止中の場合、オポード装置稼働時）	電気発生部、配管等	（設計基準対象施設）	C/V	○	建屋内																																																																																																																					
	炉心注水（高圧注入ポンプ）	高圧注入ポンプ ほう断注入タンク、配管等	（設計基準対象施設）	A/B	○	建屋内																																																																																																																					
	（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	（設計基準対象施設）	B/B	○	建屋内																																																																																																																					
	原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-																																																																																																																					
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-																																																																																																																					
	炉心注水（常熱除去ポンプ）	常熱除去ポンプ 常熱除去冷却器、配管等	（設計基準対象施設）	A/B	○	建屋内																																																																																																																					
	（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	（設計基準対象施設）	B/B	○	建屋内																																																																																																																					
	原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-																																																																																																																					
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-																																																																																																																					
炉心注水（常てんポンプ）	常てんポンプ、配管等	緩和設備	A/B	○	建屋内																																																																																																																						
（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																						
再生熱交換器、配管等	緩和設備	C/V	○	建屋内																																																																																																																							
原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-																																																																																																																						
1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-																																																																																																																						
代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）	B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイ冷却器 配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																						
（炉心内の原子炉格納容器下部への過干渉防止及び防塵、交流動力電源及び原子炉隔離冷却機能は健全である場合）	燃料取替用ホット、配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																																						
原子炉隔離冷却設備	※ 条に記載		-	-	-																																																																																																																						
1次冷却設備	1次冷却設備に記載		-	-	-																																																																																																																						
		<p>凡例 ○：竜巻に対し実効機能を維持できる △：竜巻による損傷を予測した場合は、対応する設計基準等設備が竜巻に対し実効機能を維持できる「緩和設備」 ※：設備による機能を有して、危険状態にも機能を維持する上、設備の1つ程度での稼働等の対応が可能。緩和設備、防止でし難い設備 -：他の項目にて整理 ※ A/B：原子炉格納器、C/V：原子炉格納容器、高圧：タービン駆動水ポンプ駆動</p>																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (11/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備項目基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保安・取換 施設</th> <th>評価</th> <th>取替 防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第47条 原子炉冷却圧力バウンダリ低下時に発電用原子炉を冷却するための設備</td> <td>代替炉心圧水（代替格納容器スプレイポンプ） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源及び原子炉機械冷却機能が健全である場合）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替炉心圧水（自己冷却） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源又は原子炉機械冷却機能が健全である場合）</td> <td>D-定てんポンプ（配管等） 燃料取替用ホット配管等 再生熱交換器（配管等）</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>緩和設備</td> <td colspan="2">緩和設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替炉心圧水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源又は原子炉機械冷却機能が健全である場合）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自然除去設備</td> <td>自然除去ポンプ 自然除去配管等</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自然除去ポンプ 自然除去配管等</td> <td>自然除去ポンプ 自然除去配管等</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td>（設計基準対象設備）</td> <td>B/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td colspan="2">1次冷却設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮した場合でも、対応する設計基準が設備が竜巻に対し安全機能を維持できる（設計済） △△：竜巻により損傷を考慮して、内圧設計による構造維持や安全上支障のない程度での補修等の対応が可能（緩和設備、防壁でも補修できない設備） —：竜巻設計で評価 ※ B/B：原子炉冷却、B/B：原子炉機械冷却、C/V：原子炉格納容器、B/B：A-ゼロ電機機械、C/V：副燃料格納容器</p>	設備項目基準	重大事故等対処設備	分類	保安・取換 施設	評価	取替 防護方法	第47条 原子炉冷却圧力バウンダリ低下時に発電用原子炉を冷却するための設備	代替炉心圧水（代替格納容器スプレイポンプ） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源及び原子炉機械冷却機能が健全である場合）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—	代替炉心圧水（自己冷却） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源又は原子炉機械冷却機能が健全である場合）	D-定てんポンプ（配管等） 燃料取替用ホット配管等 再生熱交換器（配管等）	緩和設備	A/B	○	建屋内	緩和設備	緩和設備に記載		—	—	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—	代替炉心圧水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源又は原子炉機械冷却機能が健全である場合）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—	自然除去設備	自然除去ポンプ 自然除去配管等	（設計基準対象設備）	A/B	○	建屋内	原子炉機械冷却設備	原子炉機械冷却設備	（設計基準対象設備）	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	（設計基準対象設備）	A/B	○	建屋内	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	（設計基準対象設備）	C/V	○	建屋内	原子炉機械冷却設備	原子炉機械冷却設備	（設計基準対象設備）	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—	自然除去ポンプ 自然除去配管等	自然除去ポンプ 自然除去配管等	（設計基準対象設備）	A/B	○	建屋内	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	（設計基準対象設備）	C/V	○	建屋内	原子炉機械冷却設備	原子炉機械冷却設備	（設計基準対象設備）	B/B	○	建屋内	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備項目基準	重大事故等対処設備	分類	保安・取換 施設	評価	取替 防護方法																																																																																																										
第47条 原子炉冷却圧力バウンダリ低下時に発電用原子炉を冷却するための設備	代替炉心圧水（代替格納容器スプレイポンプ） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源及び原子炉機械冷却機能が健全である場合）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																									
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—																																																																																																										
	代替炉心圧水（自己冷却） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源又は原子炉機械冷却機能が健全である場合）	D-定てんポンプ（配管等） 燃料取替用ホット配管等 再生熱交換器（配管等）	緩和設備	A/B	○	建屋内																																																																																																									
	緩和設備	緩和設備に記載		—	—																																																																																																										
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—																																																																																																										
	代替炉心圧水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （副燃料格納容器下部への落下遮断及び防止。全交動力電源又は原子炉機械冷却機能が健全である場合）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット配管等	緩和設備	B/B	○	建屋内																																																																																																									
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—																																																																																																										
	自然除去設備	自然除去ポンプ 自然除去配管等	（設計基準対象設備）	A/B	○	建屋内																																																																																																									
	原子炉機械冷却設備	原子炉機械冷却設備	（設計基準対象設備）	B/B	○	建屋内																																																																																																									
	1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—																																																																																																										
	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	（設計基準対象設備）	A/B	○	建屋内																																																																																																									
	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	（設計基準対象設備）	C/V	○	建屋内																																																																																																									
原子炉機械冷却設備	原子炉機械冷却設備	（設計基準対象設備）	B/B	○	建屋内																																																																																																										
1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—																																																																																																											
自然除去ポンプ 自然除去配管等	自然除去ポンプ 自然除去配管等	（設計基準対象設備）	A/B	○	建屋内																																																																																																										
副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	副燃料格納容器再循環ポンプ 燃料取替用ホット配管等	（設計基準対象設備）	C/V	○	建屋内																																																																																																										
原子炉機械冷却設備	原子炉機械冷却設備	（設計基準対象設備）	B/B	○	建屋内																																																																																																										
1次冷却設備	1次冷却設備に記載		—	—																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (12.25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設備 箇所*</th> <th>評価</th> <th>電巻 防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第4条 最終ヒートシンター熱を輸送するための設備</td> <td>蒸気発生器2次側からの衝撃 (フロントライシヤ設置時)</td> <td>電動補助給水ポンプタービン 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却シヤ 配管等</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器 配管等</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気管</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>C/V, E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C、D-格納容器内循環ユニット</td> <td>防止設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器内自然対流冷却 (海水) (フロントライシヤ設置時)</td> <td>可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 S1 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施設箇所：接続口、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>屋外 A/B 層り及び B/B 層り内</td> <td>○</td> <td>分散配置 (2箇所は建屋内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>※ 未記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替補給冷却入ポンプ (A-直圧注入ポンプ) (代替補給冷却) (フロントライシヤ設置時)</td> <td>可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 S1 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施設箇所：接続口、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>屋外 A/B 層り及び B/B 層り内</td> <td>○</td> <td>分散配置 (2箇所は建屋内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A-直圧注入ポンプ</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電動補助給水ポンプタービン 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却シヤ 配管等</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気発生器 配管等</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気管</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>C/V, E/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C、D-格納容器内循環ユニット</td> <td>防止設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>格納容器内自然対流冷却 (海水) (マボートホース巻) (マボートホース巻)</td> <td>可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 S1 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設箇所：接続口、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>屋外 A/B 層り及び B/B 層り内</td> <td>○</td> <td>分散配置 (2箇所は建屋内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>※ 未記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代替補給冷却入ポンプ (A-直圧注入ポンプ) (代替補給冷却) (マボートホース巻)</td> <td>可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 S1 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設箇所：接続口、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>屋外 A/B 層り及び B/B 層り内</td> <td>○</td> <td>分散配置 (2箇所は建屋内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A-直圧注入ポンプ</td> <td>(設計基準対象施設)</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる △：竜巻による損傷を軽減し得るが、対応する設計基準対象施設が竜巻に対し安全機能を維持できない (防止設備) △は竜巻により機能を有喪して、代替設備による機能維持が安全上認めない(竜巻での機能を維持できない設備) —：竜巻損傷に支障</p>	設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設備 箇所*	評価	電巻 防護方法	第4条 最終ヒートシンター熱を輸送するための設備	蒸気発生器2次側からの衝撃 (フロントライシヤ設置時)	電動補助給水ポンプタービン 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却シヤ 配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内		蒸気発生器 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, E/B	○	建屋内		C、D-格納容器内循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内		格納容器内自然対流冷却 (海水) (フロントライシヤ設置時)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置			施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)			可搬型温度計測装置	※ 未記載	—	—			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—		代替補給冷却入ポンプ (A-直圧注入ポンプ) (代替補給冷却) (フロントライシヤ設置時)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置			施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)			A-直圧注入ポンプ	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—			電動補助給水ポンプタービン 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却シヤ 配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内			蒸気発生器 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内			主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, E/B	○	建屋内			C、D-格納容器内循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内			格納容器内自然対流冷却 (海水) (マボートホース巻) (マボートホース巻)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置				施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)			可搬型温度計測装置	※ 未記載	—	—			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—			代替補給冷却入ポンプ (A-直圧注入ポンプ) (代替補給冷却) (マボートホース巻)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置				施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)			A-直圧注入ポンプ	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 (本ページに女川の表はなし。)</p>
設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設備 箇所*	評価	電巻 防護方法																																																																																																																																																																							
第4条 最終ヒートシンター熱を輸送するための設備	蒸気発生器2次側からの衝撃 (フロントライシヤ設置時)	電動補助給水ポンプタービン 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却シヤ 配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		蒸気発生器 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		C、D-格納容器内循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		格納容器内自然対流冷却 (海水) (フロントライシヤ設置時)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																					
			施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)																																																																																																																																																																					
			可搬型温度計測装置	※ 未記載	—	—																																																																																																																																																																						
			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—																																																																																																																																																																						
		代替補給冷却入ポンプ (A-直圧注入ポンプ) (代替補給冷却) (フロントライシヤ設置時)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																					
			施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)																																																																																																																																																																					
			A-直圧注入ポンプ	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																					
			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—																																																																																																																																																																						
		電動補助給水ポンプタービン 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット 主蒸気冷却シヤ 配管等	(設計基準対象施設)	E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		蒸気発生器 配管等	(設計基準対象施設)	C/V	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		主蒸気管	(設計基準対象施設)	C/V, E/B	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		C、D-格納容器内循環ユニット	防止設備	C/V	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		格納容器内自然対流冷却 (海水) (マボートホース巻) (マボートホース巻)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																					
			施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)																																																																																																																																																																					
		可搬型温度計測装置	※ 未記載	—	—																																																																																																																																																																							
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—																																																																																																																																																																							
		代替補給冷却入ポンプ (A-直圧注入ポンプ) (代替補給冷却) (マボートホース巻)	可搬型大形送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)、可搬型ホース巻	防止設備	可搬型 S1 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																																																																																					
			施設箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外 A/B 層り及び B/B 層り内	○	分散配置 (2箇所は建屋内)																																																																																																																																																																					
		A-直圧注入ポンプ	(設計基準対象施設)	A/B	○	建屋内																																																																																																																																																																						
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	—	—																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
		<p style="text-align: center;">第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (注25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>備置・設置箇所</th> <th>評価</th> <th>電歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第48条 燃料ヒートシランクへ熱を輸送するための設備</td> <td>原子炉補給冷却設備 原子炉補給冷却水ポンプ 原子炉補給冷却水ポンプ配管等</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉補給冷却水ポンプ配管等</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>C/F等</td> <td>○</td> <td>防護対策実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">格納容器内自然対流冷却 (炉心の著しい損傷防止、プロントライオン装置等)</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>防止設備</td> <td>C/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補給冷却水ポンプ</td> <td>防止設備</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補給冷却水の配管</td> <td>防止設備</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補給冷却水の配管配管等</td> <td>防止設備</td> <td>C/F等</td> <td>○</td> <td>防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：原子炉補給冷却水サージタンク対応用可搬型垂流ガスポンプ、ホース等</td> <td>防止設備</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補給冷却水ポンプ</td> <td>防止設備</td> <td>C/F等</td> <td>○</td> <td>防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補給冷却水ポンプ出口ホース等</td> <td>防止設備</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可搬型垂流計器設置</td> <td>※条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第49条 原子炉格納容器内の水位低下のための設備</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ (炉心の著しい損傷防止、プロントライオン装置等)</td> <td>防止設備</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ (代替電源) 燃料格納用ホース 燃料格納用ホース配管等</td> <td>防止設備</td> <td>見直し</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サボート装置等)</td> <td>可搬箇所：可搬型大型海水ポンプ車、ホース延長・取付車（海水車用）、可搬型ホース等</td> <td>防止設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：接続口、配管等</td> <td>防止設備</td> <td>屋外も取付及び保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置 (2箇所は建屋内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サボート装置等)</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>防止設備</td> <td>C/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可搬型垂流計器設置</td> <td>※条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	備置・設置箇所	評価	電歴	第48条 燃料ヒートシランクへ熱を輸送するための設備	原子炉補給冷却設備 原子炉補給冷却水ポンプ 原子炉補給冷却水ポンプ配管等	(設計基準対象設備)	見直し	○	建屋内	原子炉補給冷却水ポンプ配管等	(設計基準対象設備)	C/F等	○	防護対策実施	格納容器内自然対流冷却 (炉心の著しい損傷防止、プロントライオン装置等)	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/F	○	建屋内	C、D-原子炉補給冷却水ポンプ	防止設備	見直し	○	建屋内	C、D-原子炉補給冷却水の配管	防止設備	見直し	○	建屋内	C、D-原子炉補給冷却水の配管配管等	防止設備	C/F等	○	防護対策実施	可搬箇所：原子炉補給冷却水サージタンク対応用可搬型垂流ガスポンプ、ホース等	防止設備	見直し	○	建屋内	C、D-原子炉補給冷却水ポンプ	防止設備	C/F等	○	防護対策実施	C、D-原子炉補給冷却水ポンプ出口ホース等	防止設備	見直し	○	建屋内	可搬型垂流計器設置	※条に記載	-	-	-	非常用取水設備	非常用取水設備に記載	-	-	-	第49条 原子炉格納容器内の水位低下のための設備	代替格納容器スプレイポンプ (炉心の著しい損傷防止、プロントライオン装置等)	防止設備	見直し	○	建屋内	代替格納容器スプレイポンプ (代替電源) 燃料格納用ホース 燃料格納用ホース配管等	防止設備	見直し	○	建屋内	格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サボート装置等)	可搬箇所：可搬型大型海水ポンプ車、ホース延長・取付車（海水車用）、可搬型ホース等	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	可搬箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外も取付及び保管場所	○	分散配置 (2箇所は建屋内)	格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サボート装置等)	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/F	○	建屋内	可搬型垂流計器設置	※条に記載	-	-	-			非常用取水設備	非常用取水設備に記載	-	-	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 (本ページに女川の表はなし。)</p>
設備許可基準	重大事故等対処設備	分類	備置・設置箇所	評価	電歴																																																																																																				
第48条 燃料ヒートシランクへ熱を輸送するための設備	原子炉補給冷却設備 原子炉補給冷却水ポンプ 原子炉補給冷却水ポンプ配管等	(設計基準対象設備)	見直し	○	建屋内																																																																																																				
	原子炉補給冷却水ポンプ配管等	(設計基準対象設備)	C/F等	○	防護対策実施																																																																																																				
格納容器内自然対流冷却 (炉心の著しい損傷防止、プロントライオン装置等)	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/F	○	建屋内																																																																																																				
	C、D-原子炉補給冷却水ポンプ	防止設備	見直し	○	建屋内																																																																																																				
	C、D-原子炉補給冷却水の配管	防止設備	見直し	○	建屋内																																																																																																				
	C、D-原子炉補給冷却水の配管配管等	防止設備	C/F等	○	防護対策実施																																																																																																				
	可搬箇所：原子炉補給冷却水サージタンク対応用可搬型垂流ガスポンプ、ホース等	防止設備	見直し	○	建屋内																																																																																																				
	C、D-原子炉補給冷却水ポンプ	防止設備	C/F等	○	防護対策実施																																																																																																				
	C、D-原子炉補給冷却水ポンプ出口ホース等	防止設備	見直し	○	建屋内																																																																																																				
	可搬型垂流計器設置	※条に記載	-	-	-																																																																																																				
	非常用取水設備	非常用取水設備に記載	-	-	-																																																																																																				
	第49条 原子炉格納容器内の水位低下のための設備	代替格納容器スプレイポンプ (炉心の著しい損傷防止、プロントライオン装置等)	防止設備	見直し	○	建屋内																																																																																																			
代替格納容器スプレイポンプ (代替電源) 燃料格納用ホース 燃料格納用ホース配管等		防止設備	見直し	○	建屋内																																																																																																				
格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サボート装置等)	可搬箇所：可搬型大型海水ポンプ車、ホース延長・取付車（海水車用）、可搬型ホース等	防止設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																																				
	可搬箇所：接続口、配管等	防止設備	屋外も取付及び保管場所	○	分散配置 (2箇所は建屋内)																																																																																																				
格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サボート装置等)	C、D-格納容器再循環ユニット	防止設備	C/F	○	建屋内																																																																																																				
	可搬型垂流計器設置	※条に記載	-	-	-																																																																																																				
		非常用取水設備	非常用取水設備に記載	-	-																																																																																																				
		<p>凡例 ○：竜巻に対し安全機能を維持できる △：竜巻による損傷を可成り低減した場合でも、対応する設計基準が事故発生時に必ず機能を維持できる（防止設備） ×：竜巻による損傷を可成り低減して、自然設備による自然冷却が可能な設計での事故時の対応が不十分（補給設備、取付車も維持できない設備） -：他の項目にて説明 ※ 見直し：原子炉補給、A/F：原子炉補給設備、C/F：原子炉補給設備、C/F：ディーゼル発電機補給、C/F：原子炉補給ポンプ</p>																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (14.25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可番号</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置 場所</th> <th>評価</th> <th>竜巻 防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4号条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>緩和設備</td> <td>C/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ E、D-原子炉格納容器再循環ポンプ C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ 入口ストレーナー</td> <td>緩和設備</td> <td>E/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可搬装置：原子炉格納容器再循環ポンプ シフト加圧用可搬型蒸気発生器（赤） （赤）</td> <td>緩和設備</td> <td>E/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ E、D-原子炉格納容器再循環ポンプ 出口ストレーナー、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>C/F/E</td> <td>○</td> <td>防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>可搬型蒸気発生器</td> <td></td> <td>DB条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td></td> <td>非常用取水設備に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ） （格納容器再循環防止、フロントライン系（緑））</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>E/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （格納容器再循環防止、サブポート系（赤））</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>E/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>格納容器内自然対流冷却 （格納容器再循環防止、サブポート系（赤））</td> <td>可搬装置：可搬型大型送水ポンプ車、ボース型高圧送水車（送水車用）、可搬型ボース（赤） 可搬装置：接続口、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系（赤））</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニット 可搬型蒸気発生器 非常用取水設備</td> <td>緩和設備</td> <td>E/F</td> <td>○</td> <td>分散配置 （立寄所は建屋内） 建屋内</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系（赤））</td> <td>格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>A/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系（赤））</td> <td>燃料貯蔵用ユニット、配管等 格納容器再循環ポンプ 格納容器再循環ポンプ 入口ストレーナー、配管等 原子炉格納容器再循環</td> <td>（設計基準対象施設） DB条に記載 DB条に記載</td> <td>E/F C/F E/F</td> <td>○ ○ ○</td> <td>建屋内 建屋内 建屋内</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可番号	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 場所	評価	竜巻 防護方法	第4号条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	C、D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	C/F	○	建屋内	C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ E、D-原子炉格納容器再循環ポンプ C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ 入口ストレーナー	緩和設備	E/F	○	建屋内	可搬装置：原子炉格納容器再循環ポンプ シフト加圧用可搬型蒸気発生器（ 赤 ） （赤）	緩和設備	E/F	○	建屋内	C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ E、D-原子炉格納容器再循環ポンプ 出口ストレーナー、 配管等	緩和設備	C/F/E	○	防護対策実施	可搬型蒸気発生器		DB条に記載	-	-	非常用取水設備		非常用取水設備に記載	-	-	代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ） （格納容器再循環防止、フロントライン系 （緑） ）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等	緩和設備	E/F	○	建屋内	代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等	緩和設備	E/F	○	建屋内	格納容器内自然対流冷却 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	可搬装置：可搬型大型送水ポンプ車、ボース型高圧送水車（送水車用）、可搬型ボース （赤） 可搬装置：接続口、配管等	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	C、D-格納容器再循環ユニット 可搬型蒸気発生器 非常用取水設備	緩和設備	E/F	○	分散配置 （立寄所は建屋内） 建屋内	格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等	（設計基準対象施設）	A/F	○	建屋内	格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	燃料貯蔵用ユニット、 配管等 格納容器再循環ポンプ 格納容器再循環ポンプ 入口ストレーナー、 配管等 原子炉格納容器再循環	（設計基準対象施設） DB条に記載 DB条に記載	E/F C/F E/F	○ ○ ○	建屋内 建屋内 建屋内	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備許可番号	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 場所	評価	竜巻 防護方法																																																																							
第4号条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	C、D-格納容器再循環ユニット	緩和設備	C/F	○	建屋内																																																																							
	C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ E、D-原子炉格納容器再循環ポンプ C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ 入口ストレーナー	緩和設備	E/F	○	建屋内																																																																							
	可搬装置：原子炉格納容器再循環ポンプ シフト加圧用可搬型蒸気発生器（ 赤 ） （赤）	緩和設備	E/F	○	建屋内																																																																							
	C、D-原子炉格納容器再循環ポンプ E、D-原子炉格納容器再循環ポンプ 出口ストレーナー、 配管等	緩和設備	C/F/E	○	防護対策実施																																																																							
	可搬型蒸気発生器		DB条に記載	-	-																																																																							
	非常用取水設備		非常用取水設備に記載	-	-																																																																							
	代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ） （格納容器再循環防止、フロントライン系 （緑） ）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等	緩和設備	E/F	○	建屋内																																																																						
	代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	代替格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等	緩和設備	E/F	○	建屋内																																																																						
	格納容器内自然対流冷却 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	可搬装置：可搬型大型送水ポンプ車、ボース型高圧送水車（送水車用）、可搬型ボース （赤） 可搬装置：接続口、配管等	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																						
	格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	C、D-格納容器再循環ユニット 可搬型蒸気発生器 非常用取水設備	緩和設備	E/F	○	分散配置 （立寄所は建屋内） 建屋内																																																																						
格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	格納容器スプレイポンプ 燃料貯蔵用ユニット 補助給水ユニット 配管等	（設計基準対象施設）	A/F	○	建屋内																																																																							
格納容器スプレイ再循環 （格納容器再循環防止、サブポート系 （赤） ）	燃料貯蔵用ユニット、 配管等 格納容器再循環ポンプ 格納容器再循環ポンプ 入口ストレーナー、 配管等 原子炉格納容器再循環	（設計基準対象施設） DB条に記載 DB条に記載	E/F C/F E/F	○ ○ ○	建屋内 建屋内 建屋内																																																																							
		<p>凡例 ○：竜巻に対し等価機能を維持できる △：竜巻による損傷を軽減した場合でも、同じような設計基準対象施設が竜巻に対し同等機能を維持できる（DB条参照） ×：竜巻による損傷を大きくして、代替設備による機能維持や取り上げられない損傷等の対応が可能（緩和設備、取立ても維持できない設備） -：他の項目にて説明 ※1：原子炉格納容器、※2：原子炉格納容器、※3：原子炉格納容器、※4：原子炉格納容器、※5：原子炉格納容器</p>																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (16/23)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備計画番号</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置 場所</th> <th>評価</th> <th>確保 方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第51条 原子炉格納容器下部への注水 (格納容器スプレイング) (燃料冷却ポンプ) (交流動力電源及び原子炉機械冷却機能の健全である場合)</td> <td>格納容器スプレイング 格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td>原子炉機械冷却設備</td> <td></td> <td>46条に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第51条 原子炉格納容器下部の信頼性を高めるための設備</td> <td>代替格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第52条 水素発生防止 (原子炉格納容器内水素発生防止装置) 水素発生防止 (格納容器内水素発生防止装置) 水素発生防止 (格納容器内水素発生防止装置)</td> <td>原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置</td> <td>緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置</td> <td>緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第53条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプルポンプ圧縮装置</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプルポンプ圧縮装置</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素濃度監視</td> <td>可搬型人工型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース車</td> <td>緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>可搬型人工型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース車</td> <td>緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第54条 格納容器等排気ガス脱排設備、配管等</td> <td>格納容器等排気ガス脱排設備、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td>格納容器等排気ガス脱排設備、配管等</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建物内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：竜巻に対し完全機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮した場合でも、残存する設備が機能を維持し得る場合を維持できる（防止設備） △：竜巻により機能を失墜して、当該設備による機能維持や安全上支障のない程度での機能を維持できる（緩和設備、防止できない設備） -：竜巻により破壊 ※ A/B：原子炉格納、A/B：原子炉機械冷却、C/V：原子炉格納容器、H/S：ディーゼル発電機冷却、C/F：蒸気ポンプ冷却</p>	設備計画番号	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 場所	評価	確保 方法	第51条 原子炉格納容器下部への注水 (格納容器スプレイング) (燃料冷却ポンプ) (交流動力電源及び原子炉機械冷却機能の健全である場合)	格納容器スプレイング 格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ	緩和設備	A/B	○	建物内	原子炉機械冷却設備		46条に記載	-	-	第51条 原子炉格納容器下部の信頼性を高めるための設備	代替格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ	緩和設備	A/B	○	建物内	原子炉格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ	緩和設備	A/B	○	建物内	第52条 水素発生防止 (原子炉格納容器内水素発生防止装置) 水素発生防止 (格納容器内水素発生防止装置) 水素発生防止 (格納容器内水素発生防止装置)	原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置	緩和設備	C/V	○	建物内	原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置	緩和設備	C/V	○	建物内	第53条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプルポンプ圧縮装置	緩和設備	A/B	○	建物内	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプルポンプ圧縮装置	緩和設備	A/B	○	建物内	水素濃度監視	可搬型人工型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース車	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	可搬型人工型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース車	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	第54条 格納容器等排気ガス脱排設備、配管等	格納容器等排気ガス脱排設備、配管等	緩和設備	A/B	○	建物内	格納容器等排気ガス脱排設備、配管等	緩和設備	A/B	○	建物内			非常用取水設備		-	-	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備計画番号	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 場所	評価	確保 方法																																																																												
第51条 原子炉格納容器下部への注水 (格納容器スプレイング) (燃料冷却ポンプ) (交流動力電源及び原子炉機械冷却機能の健全である場合)	格納容器スプレイング 格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
	原子炉機械冷却設備		46条に記載	-	-																																																																												
第51条 原子炉格納容器下部の信頼性を高めるための設備	代替格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
	原子炉格納容器スプレイング 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
第52条 水素発生防止 (原子炉格納容器内水素発生防止装置) 水素発生防止 (格納容器内水素発生防止装置) 水素発生防止 (格納容器内水素発生防止装置)	原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置	緩和設備	C/V	○	建物内																																																																												
	原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置 原子炉格納容器内水素発生防止装置	緩和設備	C/V	○	建物内																																																																												
第53条 水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプルポンプ圧縮装置	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプルポンプ圧縮装置	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
水素濃度監視	可搬型人工型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース車	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																												
	可搬型人工型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース車	緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																												
第54条 格納容器等排気ガス脱排設備、配管等	格納容器等排気ガス脱排設備、配管等	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
	格納容器等排気ガス脱排設備、配管等	緩和設備	A/B	○	建物内																																																																												
		非常用取水設備		-	-																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
		<p style="text-align: center;">第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (19/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備の基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>留意・設置箇所*</th> <th>留意</th> <th>電巻防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">炉内京浜直式直流電機設備による結電</td> <td>蓄電池（非常用） 保線用蓄電池、高圧蓄電池、低圧蓄電池</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電機用発電機</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可搬型代替直流電機設備による結電</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外 (地下)</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>代替設備 (非構造用発電機設置)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替内電気設備による結電</td> <td>可搬型代替電機</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外 (地下)</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>DA/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替内電気設備による結電</td> <td>可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>代替内電気設備支分盤 代替内電気設備分電盤 代替熱納管器スプレイング装置</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外 (地下)</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料補給設備</td> <td>可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>可搬型 SA 設備 保管場所</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>DA/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク 配管等</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>DA/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用交流電機設備</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>屋外 (地下)</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>原子炉補給冷却設備</td> <td>※ 共に記載</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例 ○：竜巻に対する全機能を維持できる △：竜巻による損傷を考慮した場合は、対応する設備が竜巻が竜巻に発生した場合に全機能を維持できる（防止設備） ×：竜巻により機能を喪失して、代替設備による機能維持や安全上支障のない程度での機能の対応が可能（緩和設備、最悪でも維持できない設備） *：竜巻の発生位置 ※ 凡例：原子炉設備、A/B：原子炉補給設備、C/D：原子炉補給設備、DA/B：ディーゼル発電機燃料油貯油槽、DA/B：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> </div>	設備の基準	重大事故等対処設備	分類	留意・設置箇所*	留意	電巻防護方法	炉内京浜直式直流電機設備による結電	蓄電池（非常用） 保線用蓄電池、高圧蓄電池、低圧蓄電池	防止設備・緩和設備	A/B	○	建屋内	可搬型直流電機用発電機	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	可搬型直流変換器	防止設備・緩和設備	A/B	○	建屋内	可搬型代替直流電機設備による結電	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし	可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	代替非常用発電機	防止設備・緩和設備	屋外	○	代替設備 (非構造用発電機設置)	代替内電気設備による結電	可搬型代替電機	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 配管等	防止設備・緩和設備	DA/B	○	建屋内	代替内電気設備による結電	可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	代替内電気設備支分盤 代替内電気設備分電盤 代替熱納管器スプレイング装置	防止設備・緩和設備	A/B	○	建屋内	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし	燃料補給設備	可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	DA/B	○	建屋内	ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク 配管等	防止設備・緩和設備	DA/B	○	建屋内	非常用交流電機設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし	原子炉補給冷却設備	※ 共に記載	-	-	-	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備の基準	重大事故等対処設備	分類	留意・設置箇所*	留意	電巻防護方法																																																																																															
炉内京浜直式直流電機設備による結電	蓄電池（非常用） 保線用蓄電池、高圧蓄電池、低圧蓄電池	防止設備・緩和設備	A/B	○	建屋内																																																																																															
	可搬型直流電機用発電機	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																															
	可搬型直流変換器	防止設備・緩和設備	A/B	○	建屋内																																																																																															
可搬型代替直流電機設備による結電	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし																																																																																															
	可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																															
	代替非常用発電機	防止設備・緩和設備	屋外	○	代替設備 (非構造用発電機設置)																																																																																															
代替内電気設備による結電	可搬型代替電機	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																															
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし																																																																																															
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 配管等	防止設備・緩和設備	DA/B	○	建屋内																																																																																															
代替内電気設備による結電	可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																															
	代替内電気設備支分盤 代替内電気設備分電盤 代替熱納管器スプレイング装置	防止設備・緩和設備	A/B	○	建屋内																																																																																															
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (DA)	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし																																																																																															
燃料補給設備	可搬型代替：可搬型タンクローリー、ホース巻	防止設備・緩和設備	可搬型 SA 設備 保管場所	○	分散配置																																																																																															
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、配管等	防止設備・緩和設備	DA/B	○	建屋内																																																																																															
	ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク 配管等	防止設備・緩和設備	DA/B	○	建屋内																																																																																															
非常用交流電機設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	防止設備・緩和設備	屋外 (地下)	○	影響なし																																																																																															
	原子炉補給冷却設備	※ 共に記載	-	-	-																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
		第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (20/25)																																																																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置 場所</th> <th>評価</th> <th>電源 方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度計測（原子炉容器内の温度）</td> <td>1次冷却材温度（広域・高濃度） 1次冷却材温度（広域・低濃度）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（原子炉容器内の圧力）</td> <td>1次冷却材圧力（広域）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>水位計測（原子炉容器内の水位）</td> <td>加圧器水位 原子炉容器水位</td> <td>防止設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>注水量計測（原子炉容器への注水量）</td> <td>高圧注入流量 低圧注入流量</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>注水量計測（原子炉容器への注水量）</td> <td>代替格納容器スプレイング出口流量 流量 D-格納容器スプレイング出口流量 流量（適用）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>注水量計測（原子炉容器への注水量）</td> <td>代替格納容器スプレイング出口流量 流量 E-格納容器スプレイング出口流量 流量（適用）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>温度計測（原子炉格納容器内の温度）</td> <td>格納容器内温度</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）</td> <td>原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（適用）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>水位計測（原子炉格納容器内の水位）</td> <td>格納容器再循環タンク水位（広域） 格納容器再循環タンク水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下置キャビティ水位</td> <td>防止設備・緩和設備 緩和設備</td> <td>C/V C/V</td> <td>○ ○</td> <td>電源内 電源内</td> </tr> <tr> <td>水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)</td> <td>緩和設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）</td> <td>可搬型モニタ水素濃度計測ユニット E'モニタ水素濃度（可搬型）</td> <td>緩和設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>放射線計測（原子炉格納容器内の放射線量率）</td> <td>格納容器内高レンジモニタ（広レンジ） 格納容器内高レンジモニタ（狭レンジ）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（本装置の維持又は監視）</td> <td>出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束</td> <td>防止設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>温度計測（燃料ヒートシートの温度）</td> <td>可燃物温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>水位計測（燃料ヒートシートの水位）</td> <td>蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域）</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>注水量計測（燃料ヒートシートの注水量）</td> <td>原子炉格納容器再循環タンク水位</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）</td> <td>燃料結水流量</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）</td> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>(設計基準対象設備)</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）</td> <td>原子炉格納容器再循環タンク圧力 (可搬型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>電源内</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 場所	評価	電源 方法	温度計測（原子炉容器内の温度）	1次冷却材温度（広域・高濃度） 1次冷却材温度（広域・低濃度）	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内	圧力計測（原子炉容器内の圧力）	1次冷却材圧力（広域）	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内	水位計測（原子炉容器内の水位）	加圧器水位 原子炉容器水位	防止設備	C/V	○	電源内	注水量計測（原子炉容器への注水量）	高圧注入流量 低圧注入流量	(設計基準対象設備)	A/B	○	電源内	注水量計測（原子炉容器への注水量）	代替格納容器スプレイング出口流量 流量 D-格納容器スプレイング出口流量 流量（適用）	防止設備・緩和設備	A/B	○	電源内	注水量計測（原子炉容器への注水量）	代替格納容器スプレイング出口流量 流量 E-格納容器スプレイング出口流量 流量（適用）	防止設備・緩和設備	A/B	○	電源内	温度計測（原子炉格納容器内の温度）	格納容器内温度	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内	圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）	原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（適用）	防止設備・緩和設備	E/B	○	電源内	水位計測（原子炉格納容器内の水位）	格納容器再循環タンク水位（広域） 格納容器再循環タンク水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下置キャビティ水位	防止設備・緩和設備 緩和設備	C/V C/V	○ ○	電源内 電源内	水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)	緩和設備	E/B	○	電源内	水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）	可搬型モニタ水素濃度計測ユニット E'モニタ水素濃度（可搬型）	緩和設備	E/B	○	電源内	放射線計測（原子炉格納容器内の放射線量率）	格納容器内高レンジモニタ（広レンジ） 格納容器内高レンジモニタ（狭レンジ）	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内	圧力計測（本装置の維持又は監視）	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	防止設備	C/V	○	電源内	温度計測（燃料ヒートシートの温度）	可燃物温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	防止設備・緩和設備	A/B	○	電源内	水位計測（燃料ヒートシートの水位）	蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域）	(設計基準対象設備)	C/V	○	電源内	注水量計測（燃料ヒートシートの注水量）	原子炉格納容器再循環タンク水位	(設計基準対象設備)	E/B	○	電源内	圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	燃料結水流量	(設計基準対象設備)	E/B	○	電源内	圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	原子炉格納容器圧力	防止設備・緩和設備	E/B	○	電源内	圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	主蒸気ライン圧力	(設計基準対象設備)	E/B	○	電源内	圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	原子炉格納容器再循環タンク圧力 (可搬型)	防止設備・緩和設備	E/B	○	電源内	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文中に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設置許可基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 場所	評価	電源 方法																																																																																																																												
温度計測（原子炉容器内の温度）	1次冷却材温度（広域・高濃度） 1次冷却材温度（広域・低濃度）	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（原子炉容器内の圧力）	1次冷却材圧力（広域）	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内																																																																																																																												
水位計測（原子炉容器内の水位）	加圧器水位 原子炉容器水位	防止設備	C/V	○	電源内																																																																																																																												
注水量計測（原子炉容器への注水量）	高圧注入流量 低圧注入流量	(設計基準対象設備)	A/B	○	電源内																																																																																																																												
注水量計測（原子炉容器への注水量）	代替格納容器スプレイング出口流量 流量 D-格納容器スプレイング出口流量 流量（適用）	防止設備・緩和設備	A/B	○	電源内																																																																																																																												
注水量計測（原子炉容器への注水量）	代替格納容器スプレイング出口流量 流量 E-格納容器スプレイング出口流量 流量（適用）	防止設備・緩和設備	A/B	○	電源内																																																																																																																												
温度計測（原子炉格納容器内の温度）	格納容器内温度	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）	原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（適用）	防止設備・緩和設備	E/B	○	電源内																																																																																																																												
水位計測（原子炉格納容器内の水位）	格納容器再循環タンク水位（広域） 格納容器再循環タンク水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下置キャビティ水位	防止設備・緩和設備 緩和設備	C/V C/V	○ ○	電源内 電源内																																																																																																																												
水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)	緩和設備	E/B	○	電源内																																																																																																																												
水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）	可搬型モニタ水素濃度計測ユニット E'モニタ水素濃度（可搬型）	緩和設備	E/B	○	電源内																																																																																																																												
放射線計測（原子炉格納容器内の放射線量率）	格納容器内高レンジモニタ（広レンジ） 格納容器内高レンジモニタ（狭レンジ）	防止設備・緩和設備	C/V	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（本装置の維持又は監視）	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	防止設備	C/V	○	電源内																																																																																																																												
温度計測（燃料ヒートシートの温度）	可燃物温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	防止設備・緩和設備	A/B	○	電源内																																																																																																																												
水位計測（燃料ヒートシートの水位）	蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域）	(設計基準対象設備)	C/V	○	電源内																																																																																																																												
注水量計測（燃料ヒートシートの注水量）	原子炉格納容器再循環タンク水位	(設計基準対象設備)	E/B	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	燃料結水流量	(設計基準対象設備)	E/B	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	原子炉格納容器圧力	防止設備・緩和設備	E/B	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	主蒸気ライン圧力	(設計基準対象設備)	E/B	○	電源内																																																																																																																												
圧力計測（燃料ヒートシートの圧力）	原子炉格納容器再循環タンク圧力 (可搬型)	防止設備・緩和設備	E/B	○	電源内																																																																																																																												
		<p>凡例 ○：毎巻に押しつぶし機能を維持できる △：毎巻に押しつぶし機能を維持できないが、押しつぶし時の燃料も燃料が漏れ出しなくなる機能を維持できる（防止設備） ×：毎巻に押しつぶし機能を維持できないが、押しつぶし時の燃料も燃料が漏れ出しなくなる機能を維持できない（緩和設備、最悪でも燃料でもない状態） ※ 注1：原子炉格納容器、注2：原子炉格納容器、注3：原子炉格納容器、注4：原子炉格納容器、注5：原子炉格納容器、注6：原子炉格納容器</p>																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																				
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対応設備の影響評価 (91/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>分類</th> <th>検査・設置 場所</th> <th>評価</th> <th>電界 防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">第5号条 計装設備</td> <td>水位計測（格納容器レベル監視）</td> <td>蒸気発生器水位（圧縮）</td> <td>防止設備</td> <td>C/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>圧力計測（格納容器レベル監視）</td> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>防止設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>水位計測（本屋の確保）</td> <td>燃料取扱用排水ピット水位</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水位計測（本屋の確保）</td> <td>補助給水ピット水位</td> <td>（設計基準対象施設）</td> <td>防止設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>ほうばりタンク水位</td> <td>防止設備</td> <td>A/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水位計測（使用済燃料ピットの監視）</td> <td>使用済燃料ピット水位(AM用)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>（使用済燃料ピット水位） 外部設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位(可搬型)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>（使用済燃料ピット水位） 外部設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温度計測（使用済燃料ピットの監視）</td> <td>使用済燃料ピット温度(AM用)</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>（使用済燃料ピット温度） 外部設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット可搬型モニタリング</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F, A/F</td> <td>○</td> <td>（使用済燃料ピットモニタリング） 外部設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流量計測（使用済燃料ピットの監視）</td> <td>使用済燃料ピット流量カメラ</td> <td>（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置（圧入を含む））</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F, A/F</td> <td>○</td> <td>防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>温度、圧力、水位及び流量に關するもの計測</td> <td>可搬型計測器</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/F</td> <td>○</td> <td>緊急時対策 整備済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パラメータ記録</td> <td>可搬型温度計測器（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/F</td> <td>○</td> <td>建屋内 緊急時対策内 整備済</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>緩和設備</td> <td>A/F</td> <td>○</td> <td>建屋内設置 （圧入設備含む。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>データ表示端末</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策内 整備済 （屋外設備含む。）</td> <td>○</td> <td>建屋内設置 （圧入設備含む。） 緊急時対策内 整備済 （屋外設備含む。） により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>ボーン、制御電源 A-1電源コンプレックス制御電源 A-1電源注入ポンプ及び冷却器駆動機冷却水流量（AM用） A-1電源注入ポンプ駆動機冷却水流量（AM用） 原子炉補給器冷却水供給設備冷却水流量（AM用） 原子炉補給器冷却水供給設備冷却水流量（AM用）</td> <td>（設計基準対象施設） 防止設備</td> <td>A/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>B/F</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は可搬型重大事故等対応設備</p>	設備許可基準	重大事故等対応設備	分類	検査・設置 場所	評価	電界 防護方法	第5号条 計装設備	水位計測（格納容器レベル監視）	蒸気発生器水位（圧縮）	防止設備	C/F	○	建屋内	圧力計測（格納容器レベル監視）	主蒸気ライン圧力	防止設備	B/F	○	建屋内	水位計測（本屋の確保）	燃料取扱用排水ピット水位	防止設備・緩和設備	B/F	○	建屋内	水位計測（本屋の確保）	補助給水ピット水位	（設計基準対象施設）	防止設備	B/F	○	建屋内	ほうばりタンク水位	防止設備	A/F	○	建屋内	水位計測（使用済燃料ピットの監視）	使用済燃料ピット水位(AM用)	防止設備・緩和設備	B/F	○	（使用済燃料ピット水位） 外部設備	使用済燃料ピット水位(可搬型)	防止設備・緩和設備	B/F	○	（使用済燃料ピット水位） 外部設備	温度計測（使用済燃料ピットの監視）	使用済燃料ピット温度(AM用)	防止設備・緩和設備	B/F	○	（使用済燃料ピット温度） 外部設備	使用済燃料ピット可搬型モニタリング	防止設備・緩和設備	B/F, A/F	○	（使用済燃料ピットモニタリング） 外部設備	流量計測（使用済燃料ピットの監視）	使用済燃料ピット流量カメラ	（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置（圧入を含む））	防止設備・緩和設備	B/F, A/F	○	防護対策実施	温度、圧力、水位及び流量に關するもの計測	可搬型計測器	防止設備・緩和設備	A/F	○	緊急時対策 整備済	パラメータ記録	可搬型温度計測器（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）	防止設備・緩和設備	A/F	○	建屋内 緊急時対策内 整備済	データ収集計算機	緩和設備	A/F	○	建屋内設置 （圧入設備含む。）	その他	データ表示端末	緩和設備	緊急時対策内 整備済 （屋外設備含む。）	○	建屋内設置 （圧入設備含む。） 緊急時対策内 整備済 （屋外設備含む。） により機能維持可能	ボーン、制御電源 A-1電源コンプレックス制御電源 A-1電源注入ポンプ及び冷却器駆動機冷却水流量（AM用） A-1電源注入ポンプ駆動機冷却水流量（AM用） 原子炉補給器冷却水供給設備冷却水流量（AM用） 原子炉補給器冷却水供給設備冷却水流量（AM用）	（設計基準対象施設） 防止設備	A/F	○	建屋内			防止設備・緩和設備	B/F	○	建屋内	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対応設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備許可基準	重大事故等対応設備	分類	検査・設置 場所	評価	電界 防護方法																																																																																																		
第5号条 計装設備	水位計測（格納容器レベル監視）	蒸気発生器水位（圧縮）	防止設備	C/F	○	建屋内																																																																																																	
	圧力計測（格納容器レベル監視）	主蒸気ライン圧力	防止設備	B/F	○	建屋内																																																																																																	
	水位計測（本屋の確保）	燃料取扱用排水ピット水位	防止設備・緩和設備	B/F	○	建屋内																																																																																																	
	水位計測（本屋の確保）	補助給水ピット水位	（設計基準対象施設）	防止設備	B/F	○	建屋内																																																																																																
		ほうばりタンク水位	防止設備	A/F	○	建屋内																																																																																																	
	水位計測（使用済燃料ピットの監視）	使用済燃料ピット水位(AM用)	防止設備・緩和設備	B/F	○	（使用済燃料ピット水位） 外部設備																																																																																																	
		使用済燃料ピット水位(可搬型)	防止設備・緩和設備	B/F	○	（使用済燃料ピット水位） 外部設備																																																																																																	
	温度計測（使用済燃料ピットの監視）	使用済燃料ピット温度(AM用)	防止設備・緩和設備	B/F	○	（使用済燃料ピット温度） 外部設備																																																																																																	
		使用済燃料ピット可搬型モニタリング	防止設備・緩和設備	B/F, A/F	○	（使用済燃料ピットモニタリング） 外部設備																																																																																																	
	流量計測（使用済燃料ピットの監視）	使用済燃料ピット流量カメラ	（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置（圧入を含む））	防止設備・緩和設備	B/F, A/F	○	防護対策実施																																																																																																
		温度、圧力、水位及び流量に關するもの計測	可搬型計測器	防止設備・緩和設備	A/F	○	緊急時対策 整備済																																																																																																
	パラメータ記録	可搬型温度計測器（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）	防止設備・緩和設備	A/F	○	建屋内 緊急時対策内 整備済																																																																																																	
		データ収集計算機	緩和設備	A/F	○	建屋内設置 （圧入設備含む。）																																																																																																	
	その他	データ表示端末	緩和設備	緊急時対策内 整備済 （屋外設備含む。）	○	建屋内設置 （圧入設備含む。） 緊急時対策内 整備済 （屋外設備含む。） により機能維持可能																																																																																																	
		ボーン、制御電源 A-1電源コンプレックス制御電源 A-1電源注入ポンプ及び冷却器駆動機冷却水流量（AM用） A-1電源注入ポンプ駆動機冷却水流量（AM用） 原子炉補給器冷却水供給設備冷却水流量（AM用） 原子炉補給器冷却水供給設備冷却水流量（AM用）	（設計基準対象施設） 防止設備	A/F	○	建屋内																																																																																																	
			防止設備・緩和設備	B/F	○	建屋内																																																																																																	
			<p>注：水位計測（格納容器レベル監視）は可搬型重大事故等対応設備</p>																																																																																																				
			<p>注：水位計測（格納容器レベル監視）は可搬型重大事故等対応設備</p>																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		<p>第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (23/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許容範囲</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置 箇所</th> <th>評価</th> <th>防護方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第61条 緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所 <small>緊急時対策所内設備用遮断機</small></td> <td>(重大事故等対処設備)</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内設備用遮断機</td> <td>屋外設備</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：可搬型新設緊急時対策所内空気浄化ファン</td> <td>屋外設備</td> <td>指橋所用空調上屋 待機所用空調上屋</td> <td>○</td> <td>屋内内</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所内空気浄化ファンユニット、配管等</td> <td>屋外設備</td> <td>緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋</td> <td>○</td> <td>屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：配管等</td> <td>屋外設備</td> <td>緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋</td> <td>○</td> <td>屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：空気供給装置(空気浄化装置、配管等)</td> <td>屋外設備</td> <td>指橋所用空調上屋 待機所用空調上屋</td> <td>○</td> <td>屋内内</td> </tr> <tr> <td>可搬箇所：配管等</td> <td>屋外設備</td> <td>緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋</td> <td>○</td> <td>屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>圧力計 積算流量・二酸化炭素濃度計</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td></td> <td>○</td> <td>屋内内</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモータ</td> <td>屋外設備</td> <td>緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用</td> <td>○</td> <td>屋内内</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備</td> <td>60条に記載</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>必要な情報の把握</td> <td>データ収集計算機 防犯放送カメラ データ表示装置</td> <td>62条に記載</td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>電源の確保 (緊急時対策所)</td> <td>可搬箇所：緊急時対策所用発電機</td> <td>防止設備・屋外設備</td> <td>屋外</td> <td>○</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬箇所：接続装置</td> <td>防止設備・屋外設備</td> <td>緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用(屋外設備を含む)</td> <td>○</td> <td>屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>通信設備 (緊急時対策所)</td> <td>直線電話設備(固定型) 直線電話設備(FAX) 直線電話設備(携帯型) 無線通信設備(固定型) 無線通信設備(携帯型) インターフォン テレビ会議システム(指橋所・待機所用) 緊急時対策所防犯ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>62条に記載</td> <td></td> <td>-</td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table>	設備許容範囲	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 箇所	評価	防護方法	第61条 緊急時対策所	緊急時対策所 <small>緊急時対策所内設備用遮断機</small>	(重大事故等対処設備)	屋外	○	影響なし	緊急時対策所内設備用遮断機	屋外設備	屋外	○	影響なし	可搬箇所：可搬型新設緊急時対策所内空気浄化ファン	屋外設備	指橋所用空調上屋 待機所用空調上屋	○	屋内内	可搬型新設緊急時対策所内空気浄化ファンユニット、配管等	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施	可搬箇所：配管等	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施	可搬箇所：空気供給装置(空気浄化装置、配管等)	屋外設備	指橋所用空調上屋 待機所用空調上屋	○	屋内内	可搬箇所：配管等	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施	圧力計 積算流量・二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備		○	屋内内	緊急時対策所可搬型エリアモータ	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用	○	屋内内	可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備	60条に記載		-	-	必要な情報の把握	データ収集計算機 防犯放送カメラ データ表示装置	62条に記載		■	電源の確保 (緊急時対策所)	可搬箇所：緊急時対策所用発電機	防止設備・屋外設備	屋外	○	分散配置		可搬箇所：接続装置	防止設備・屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用(屋外設備を含む)	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施	通信設備 (緊急時対策所)	直線電話設備(固定型) 直線電話設備(FAX) 直線電話設備(携帯型) 無線通信設備(固定型) 無線通信設備(携帯型) インターフォン テレビ会議システム(指橋所・待機所用) 緊急時対策所防犯ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載		-	■	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 (本ページに女川の表はなし。)</p>
設備許容範囲	重大事故等対処設備	分類	保管・設置 箇所	評価	防護方法																																																																														
第61条 緊急時対策所	緊急時対策所 <small>緊急時対策所内設備用遮断機</small>	(重大事故等対処設備)	屋外	○	影響なし																																																																														
	緊急時対策所内設備用遮断機	屋外設備	屋外	○	影響なし																																																																														
	可搬箇所：可搬型新設緊急時対策所内空気浄化ファン	屋外設備	指橋所用空調上屋 待機所用空調上屋	○	屋内内																																																																														
	可搬型新設緊急時対策所内空気浄化ファンユニット、配管等	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施																																																																														
	可搬箇所：配管等	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施																																																																														
	可搬箇所：空気供給装置(空気浄化装置、配管等)	屋外設備	指橋所用空調上屋 待機所用空調上屋	○	屋内内																																																																														
	可搬箇所：配管等	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用、指橋所用空調上屋、待機所用空調上屋	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施																																																																														
	圧力計 積算流量・二酸化炭素濃度計	防止でも緩和でもない設備		○	屋内内																																																																														
	緊急時対策所可搬型エリアモータ	屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用	○	屋内内																																																																														
	可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備	60条に記載		-	-																																																																														
必要な情報の把握	データ収集計算機 防犯放送カメラ データ表示装置	62条に記載		■																																																																															
電源の確保 (緊急時対策所)	可搬箇所：緊急時対策所用発電機	防止設備・屋外設備	屋外	○	分散配置																																																																														
	可搬箇所：接続装置	防止設備・屋外設備	緊急時対策所内指橋所用、緊急時対策所内待機所用(屋外設備を含む)	○	屋内内設備は影響なし、屋外設備は防護対策実施																																																																														
通信設備 (緊急時対策所)	直線電話設備(固定型) 直線電話設備(FAX) 直線電話設備(携帯型) 無線通信設備(固定型) 無線通信設備(携帯型) インターフォン テレビ会議システム(指橋所・待機所用) 緊急時対策所防犯ネットワークを用いた通信連絡設備	62条に記載		-	■																																																																														
<p>※脚注：○：各条に同じ条件を満たすことができる。 △：各条に同じ条件を満たすことができないが、対応する設計基準や設備が各条に同じ条件を満たすことができる。(防止設備) △又は△以上より評価を考慮して、凡例記載による機器規格や安全上の取扱いの相違等の影響が小さいと判断(緩和設備、防止でも緩和でもない設備) -：各条に同じ条件を満たすことができない。 ■：各条に同じ条件を満たすことができない。 △：原子炉制御設備、○：原子炉制御設備、△：原子炉制御設備、○：原子炉制御設備、○：原子炉制御設備、○：原子炉制御設備</p>																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<p style="text-align: center;">第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の基準</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>分類</th> <th>保管・設置場所</th> <th>備考</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第6条 運用連絡を行うために必要な設備</td> <td>新発電設備（固定型） 新発電設備（機舎型）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B 緊急時対策室内（屋内設置）</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>新発電設備（固定型） 新発電設備（機舎型）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B 緊急時対策室内（屋内設置）</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>旅行至適設備</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>A/B</td> <td>□</td> <td>屋内内</td> </tr> <tr> <td>インターフォンシステム（指揮所・待機所）</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>緊急時対策室内（屋内設置）</td> <td>○</td> <td>屋内設備は分散配置された代替設備（有線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>データ収集計測機</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B (屋内設置含む。)</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緩和設備</td> <td>緊急時対策室内（屋内設置含む。)</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>新発電設備（固定型） 新発電設備（FIX） 新発電設備（機舎型）</td> <td>緩和設備</td> <td>A/B 緊急時対策室内（屋内設置含む。)</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>A/B 緊急時対策室内（屋内設置含む。)</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式）により機能維持可能</td> </tr> <tr> <td>データ収集計測機 ECS伝送サーバ</td> <td>防止でも緩和でもない設備</td> <td>A/B (屋内設置含む。)</td> <td>○</td> <td>屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：竜巻に対し運用機能を維持できる □：設備による機能を維持できないが、対応する設計基準が施設に対し運用機能を維持できる（防止設備） △：設備により機能を維持し、自然災害による機能維持や安全上支障のない程度での稼働が可能な（緩和設備、防止でも緩和でもない設備） 一：設備が既に廃止 ※A/B：緊急時対策、A/B：緊急時連絡設備、FIX：原子力監視設備、ECS：データ収集・伝送設備、ECS：伝送サーバ</p>	設備の基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置場所	備考	備考	第6条 運用連絡を行うために必要な設備	新発電設備（固定型） 新発電設備（機舎型）	防止設備・緩和設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置）	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能	新発電設備（固定型） 新発電設備（機舎型）	防止設備・緩和設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置）	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能	旅行至適設備	防止設備・緩和設備	A/B	□	屋内内	インターフォンシステム（指揮所・待機所）	防止設備・緩和設備	緊急時対策室内（屋内設置）	○	屋内設備は分散配置された代替設備（有線式）により機能維持可能	データ収集計測機	緩和設備	A/B (屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能	データ表示端末	緩和設備	緊急時対策室内（屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能	新発電設備（固定型） 新発電設備（FIX） 新発電設備（機舎型）	緩和設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	防止でも緩和でもない設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式）により機能維持可能	データ収集計測機 ECS伝送サーバ	防止でも緩和でもない設備	A/B (屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異なっており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
設備の基準	重大事故等対処設備	分類	保管・設置場所	備考	備考																																																		
第6条 運用連絡を行うために必要な設備	新発電設備（固定型） 新発電設備（機舎型）	防止設備・緩和設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置）	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能																																																		
	新発電設備（固定型） 新発電設備（機舎型）	防止設備・緩和設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置）	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能																																																		
	旅行至適設備	防止設備・緩和設備	A/B	□	屋内内																																																		
	インターフォンシステム（指揮所・待機所）	防止設備・緩和設備	緊急時対策室内（屋内設置）	○	屋内設備は分散配置された代替設備（有線式）により機能維持可能																																																		
	データ収集計測機	緩和設備	A/B (屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能																																																		
	データ表示端末	緩和設備	緊急時対策室内（屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能																																																		
	新発電設備（固定型） 新発電設備（FIX） 新発電設備（機舎型）	緩和設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式・無線式）により機能維持可能																																																		
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	防止でも緩和でもない設備	A/B 緊急時対策室内（屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は分散配置された代替設備（有線式）により機能維持可能																																																		
	データ収集計測機 ECS伝送サーバ	防止でも緩和でもない設備	A/B (屋内設置含む。)	○	屋内設備は影響なし、屋外設備は代替設備（有線式）により機能維持可能																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価 (注)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策の基準</th> <th rowspan="2">重大事故等対処設備</th> <th rowspan="2">評価</th> <th colspan="2">対策・設置箇所</th> <th rowspan="2">対策</th> </tr> <tr> <th>評価</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>1次冷却設備 1次冷却ポンプ 原子炉母管（炉心支持構造物を含む） 加圧管 1次冷却幹管 加圧管サージ管</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>C/V</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵設備</td> <td>燃料取扱材料貯蔵庫 使用済燃料ピット</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>R/B</td> <td>○</td> <td>建屋内</td> </tr> <tr> <td>非常用海水設備</td> <td>非常用海水設備 貯留庫 取水口 取水渠 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室</td> <td>防止設備・緩和設備</td> <td>除外</td> <td>○</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例 ○：竜巻に耐えられず影響を及ぼす △：竜巻に耐えられず影響を及ぼす。対応する設備は影響を軽減するが完全な保護を確保できない ×：竜巻により影響を及ぼす。対応する設備は影響を軽減するが完全な保護を確保できない ○：影響を及ぼさない ○：影響を及ぼさない ○：影響を及ぼさない ○：影響を及ぼさない</p> </div>	対策の基準	重大事故等対処設備	評価	対策・設置箇所		対策	評価	設置箇所	1次冷却設備	1次冷却設備 1次冷却ポンプ 原子炉母管（炉心支持構造物を含む） 加圧管 1次冷却幹管 加圧管サージ管	防止設備・緩和設備	C/V	○	建屋内	原子炉格納容器	原子炉格納容器	防止設備・緩和設備	C/V	○	建屋内	燃料取扱及び貯蔵設備	燃料取扱材料貯蔵庫 使用済燃料ピット	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内	非常用海水設備	非常用海水設備 貯留庫 取水口 取水渠 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室	防止設備・緩和設備	除外	○	影響なし	<p>【女川】 設計の相違 ・各条文に応じて、重大事故等対処設備が異っており、また、建屋配置等の相違により防護方法も異なる。 （本ページに女川の表はなし。）</p>
対策の基準	重大事故等対処設備	評価				対策・設置箇所			対策																										
			評価	設置箇所																															
1次冷却設備	1次冷却設備 1次冷却ポンプ 原子炉母管（炉心支持構造物を含む） 加圧管 1次冷却幹管 加圧管サージ管	防止設備・緩和設備	C/V	○	建屋内																														
原子炉格納容器	原子炉格納容器	防止設備・緩和設備	C/V	○	建屋内																														
燃料取扱及び貯蔵設備	燃料取扱材料貯蔵庫 使用済燃料ピット	防止設備・緩和設備	R/B	○	建屋内																														
非常用海水設備	非常用海水設備 貯留庫 取水口 取水渠 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室	防止設備・緩和設備	除外	○	影響なし																														

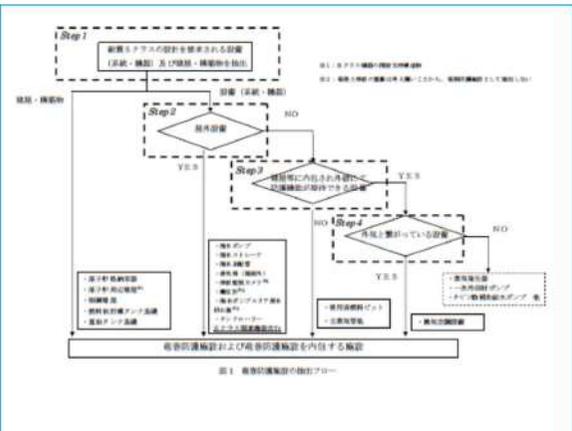
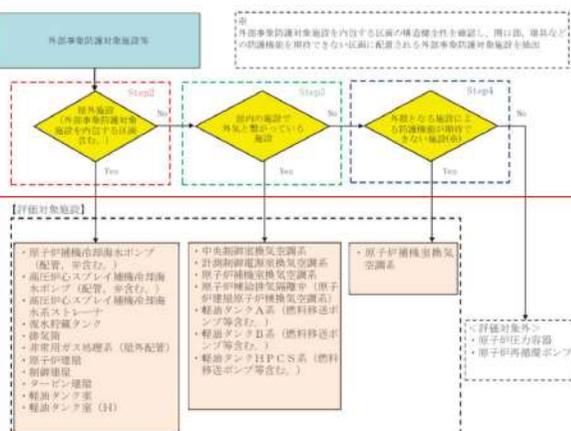
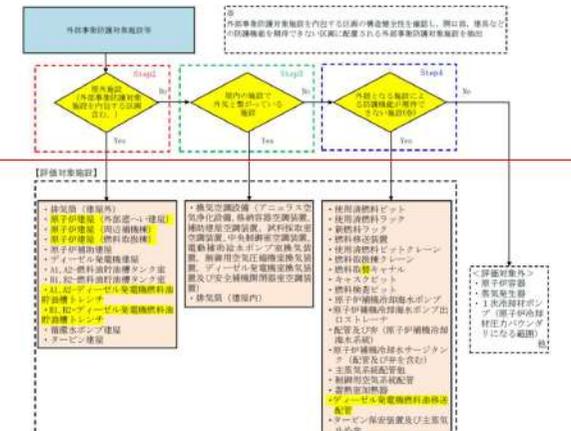
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足説明資料6</p> <p>6. 竜巻防護施設の抽出について</p> <p>（1）竜巻防護施設の抽出フロー</p> <p>竜巻防護施設は、「原子力発電所竜巻影響評価ガイド」において、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統・機器）及び建屋・構築物等と定義されている。</p> <p>しかし、同ガイドの解説2.1 では、竜巻防護施設の外殻となる施設等（竜巻防護施設を内包する建屋・構築物等）による防護機能によって、設計竜巻による影響を受けないことが確認された施設については、設計対象から除外できることが記載されている。</p> <p>以上のことを踏まえ、竜巻防護施設の評価対象施設については、図1のフローに基づき抽出している。</p> <p>なお、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づくクラス1、クラス2 に属する構築物、系統及び機器の安全機能が竜巻により損なわれないことの確認結果を別紙2 に示す。</p> <p>（2）竜巻防護施設の抽出</p> <p>大飯3、4号機における竜巻防護施設の抽出過程を別紙—1 に示す。</p> <p>具体的には、以下の Step にて評価対象施設を抽出している。</p> <p>Step1：工事計画認可申請書の耐震重要度分類より耐震Sクラスの設備およびこれらの間接支持構造物（建屋）を抽出</p> <p>Step2：上記 Step1 で抽出された設備の設置場所（屋内（具体的な設置建屋等）または屋外）を確認</p> <p>Step3：設置建屋等による防護機能によって設計竜巻による影響を受けないことが確認された設備を評価対象施設から除外</p> <p>Step4：外気とのつながりがあり、設計竜巻による気圧差の低下の影響を受けないことが確認された設備を評価対象施設から除外</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.2</p> <p>評価対象施設の抽出について</p> <p>1. 抽出方針</p> <p>女川原子力発電所2号炉における評価対象施設の抽出フローを第1図及び第2図、抽出結果を第1表に示す。具体的には、以下の手順で抽出した。</p> <p>Step1：安全施設（安全重要度クラス1, 2, 3）及び安全施設以外の施設から外部事象防護対象施設^{*1}を抽出する。</p> <p>※1：外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器）として、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下、「重要度分類指針」という。）における安全重要度クラス1, 2に属する施設、安全評価上期待する安全重要度クラス3に属する構築物、系統及び機器並びにそれを内包する区画</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋（外部事象防護対象施設となる建屋を除く。）は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。</p> <p>上記以外の、「その他の施設」については、竜巻及びその随伴事象に対して機能維持、又は、竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じてプラントを停止し、安全上支障のない期間に修復すること等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とすることから評価完了とする。</p> <p>Step2：屋外施設</p> <p>外部事象防護対象施設等として抽出された設備の設置場所を確認し、竜巻襲来時に風圧、気圧差及び飛来物衝突の影響を受ける屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を評価対象施設とする。</p> <p>Step3：外気と繋がる設備</p> <p>外気との接続があるため、竜巻襲来時に気圧差荷重の影響を受ける換気空調設備等を評価対象施設とする。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.2</p> <p>評価対象施設の抽出について</p> <p>1. 抽出方針</p> <p>泊発電所3号炉における評価対象施設の抽出フローを第1図及び第2図、抽出結果を第1表に示す。具体的には、以下の手順で抽出した。</p> <p>Step1：安全施設（安全重要度クラス1, 2, 3）及び安全施設以外の施設から外部事象防護対象施設^{*1}を抽出する。</p> <p>※1：外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器）として、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下、「重要度分類審査指針」という。）における安全重要度クラス1, 2に属する施設、安全評価上期待する安全重要度クラス3に属する構築物、系統及び機器並びにそれを内包する区画</p> <p>また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。</p> <p>上記以外の、「その他の施設」については、竜巻及びその随伴事象に対して機能維持、又は、竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じてプラントを停止し、安全上支障のない期間に修復すること等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とすることから評価完了とする。</p> <p>Step2：屋外施設</p> <p>外部事象防護対象施設等として抽出された設備の設置場所を確認し、竜巻襲来時に風圧、気圧差及び飛来物衝突の影響を受ける屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）を評価対象施設とする。</p> <p>Step3：外気と繋がる設備</p> <p>外気との接続があるため、竜巻襲来時に気圧差荷重の影響を受ける換気空調設備等を評価対象施設とする。</p>	<p>【大飯】 資料構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の審査実績反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・プラント名の相違</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊に外部事象防護対象施設となる建屋はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>Step4：外殻となる施設による防護が期待できない設備 外部事象防護対象施設が設置されている施設等の外殻による防護機能が期待できないものを評価対象施設とする。 なお、外殻による防護に期待できるかは、外殻となる建屋・構築物等の竜巻荷重に対する健全性の確認結果による。</p> <p>2. 抽出結果 外部事象防護対象施設等及び評価対象施設の抽出フローを第1図及び第2図に、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設抽出結果を第1表に示す。</p>  <p>図1 外部事象防護対象施設の抽出フロー</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>Step4：外殻となる施設による防護が期待できない設備 外部事象防護対象施設が設置されている施設等の外殻による防護機能が期待できないものを評価対象施設とする。 なお、外殻による防護に期待できるかは、外殻となる建屋・構築物等の竜巻荷重に対する健全性の確認結果による。</p> <p>2. 抽出結果 外部事象防護対象施設等及び評価対象施設の抽出フローを第1図及び第2図に、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設抽出結果を第1表に示す。</p>  <p>図2 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出フロー</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>Step4：外殻となる施設による防護が期待できない設備 外部事象防護対象施設が設置されている施設等の外殻による防護機能が期待できないものを評価対象施設とする。 なお、外殻による防護に期待できるかは、外殻となる建屋・構築物等の竜巻荷重に対する健全性の確認結果による。</p> <p>2. 抽出結果 外部事象防護対象施設等及び評価対象施設の抽出フローを第1図及び第2図に、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設抽出結果を第1表に示す。</p>  <p>図2 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の審査実績反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違 【女川】 設計方針の相違 ・泊に外部事象防護対象施設となる建屋はない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の審査実績反映 【女川】 設計方針の相違 ・防護対象から評価対象施設を選定する考え方は同じであるが、建屋構造、設置設備の相違により評価対象施設として抽出される設備は異なる。</p>

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		Step1		Step2		Step3			
施設区分	設備名	屋内	屋外	具体的な設置場所(屋内設置の場合)	除外可否	考え方	評価対象		
全熱除去設備	全熱除去設備	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	全熱除去ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①		
	弁	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	非常用冷却装置	非常用冷却装置	○		原子炉格納容器	可	①	①	
		高圧注入ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		格納容器内高圧サンプシステム	○		原子炉格納容器	可	①	①	
		燃料冷却用水ピット	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
		弁	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
		化学体積制御設備	化学体積制御設備	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			再生熱交換器	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			充てんポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			封水注入フィルタ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①
弁			○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
原子炉補給冷却装置			原子炉補給冷却装置	○		補給建屋	可	①	①
			原子炉補給冷却ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			原子炉補給冷却水冷却器	○		補給建屋	可	①	①
	海水ポンプ		○	○	-	否	④	④	
	海水ストレーナ		○	○	-	否	④	④	
	配置		○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	否	④	④	
	弁		○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	否	④	④	
	蒸気タービンの附属設備		海水ピット	○		原子炉格納容器	可	①	①
			タービン駆動補助水ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
		電動補助給水ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	可	①	①	
		弁	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	可	①	①	
		加圧機	制御棒クラスタ	○		原子炉格納容器	可	①	①
			制御棒駆動装置	○		原子炉格納容器	可	①	①
			制御棒駆動装置	○		原子炉格納容器	可	①	①
ほう筒注入機能を有する設備			○		原子炉格納容器	可	①	①	
ほう筒ポンプ			○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
ほう筒タンク			○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
ほう筒フィルタ			○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
配置			○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
弁			○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
計測装置			計測装置	○		原子炉格納容器	可	①	①
	1次冷却材温度計測装置		○		原子炉格納容器	可	①	①	
	1次冷却材流量計測装置		○		原子炉格納容器	可	①	①	
	加圧器水位計測装置		○		原子炉格納容器	可	①	①	
	主盤(原子炉盤)		○		補給建屋	可	①	①	
	原子炉補助盤		○		補給建屋	可	①	①	
	炉内計装引出管	○		原子炉格納容器	可	①	①		
	1次冷却材圧力計測装置	○		原子炉格納容器	可	①	①		

女川原子力発電所2号炉		Step1		Step2		Step3			
施設区分	設備名	屋内	屋外	具体的な設置場所(屋内設置の場合)	除外可否	考え方	評価対象		
全熱除去設備	全熱除去設備	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	全熱除去ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①		
	弁	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	非常用冷却装置	非常用冷却装置	○		原子炉格納容器	可	①	①	
		高圧注入ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		格納容器内高圧サンプシステム	○		原子炉格納容器	可	①	①	
		燃料冷却用水ピット	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
		弁	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
		化学体積制御設備	化学体積制御設備	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			再生熱交換器	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			充てんポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			封水注入フィルタ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①
弁			○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
原子炉補給冷却装置			原子炉補給冷却装置	○		補給建屋	可	①	①
			原子炉補給冷却ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			原子炉補給冷却水冷却器	○		補給建屋	可	①	①
	海水ポンプ		○	○	-	否	④	④	
	海水ストレーナ		○	○	-	否	④	④	
	配置		○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	否	④	④	
	弁		○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	否	④	④	
	蒸気タービンの附属設備		海水ピット	○		原子炉格納容器	可	①	①
			タービン駆動補助水ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
		電動補助給水ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	可	①	①	
		弁	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	可	①	①	

第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果(単位:台)

設備名	評価対象施設	抽出結果
全熱除去設備	○	1
非常用冷却装置	○	1
化学体積制御設備	○	1
原子炉補給冷却装置	○	1
蒸気タービンの附属設備	○	1

注1: 評価対象施設とは、本表の「評価対象施設」欄に記載されている施設を指す。また、本表の「評価対象施設」欄に記載されていない施設は、本表の「評価対象施設」欄に記載されていないため、評価対象外となる。また、本表の「評価対象施設」欄に記載されている施設のうち、本表の「評価対象施設」欄に記載されていない施設は、本表の「評価対象施設」欄に記載されていないため、評価対象外となる。

泊発電所3号炉		Step1		Step2		Step3			
施設区分	設備名	屋内	屋外	具体的な設置場所(屋内設置の場合)	除外可否	考え方	評価対象		
全熱除去設備	全熱除去設備	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	全熱除去ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①		
	弁	○		原子炉周辺建屋	可	①	①		
	非常用冷却装置	非常用冷却装置	○		原子炉格納容器	可	①	①	
		高圧注入ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		格納容器内高圧サンプシステム	○		原子炉格納容器	可	①	①	
		燃料冷却用水ピット	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
		弁	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
		化学体積制御設備	化学体積制御設備	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			再生熱交換器	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			充てんポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			封水注入フィルタ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①
弁			○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋	可	①	①	
原子炉補給冷却装置			原子炉補給冷却装置	○		補給建屋	可	①	①
			原子炉補給冷却ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
			原子炉補給冷却水冷却器	○		補給建屋	可	①	①
	海水ポンプ		○	○	-	否	④	④	
	海水ストレーナ		○	○	-	否	④	④	
	配置		○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	否	④	④	
	弁		○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	否	④	④	
	蒸気タービンの附属設備		海水ピット	○		原子炉格納容器	可	①	①
			タービン駆動補助水ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①
		電動補助給水ポンプ	○		原子炉周辺建屋	可	①	①	
		配置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	可	①	①	
		弁	○		原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、補給建屋	可	①	①	

第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果(2/16)

設備名	評価対象施設	抽出結果
全熱除去設備	○	1
非常用冷却装置	○	1
化学体積制御設備	○	1
原子炉補給冷却装置	○	1
蒸気タービンの附属設備	○	1

注1: 評価対象施設とは、本表の「評価対象施設」欄に記載されている施設を指す。また、本表の「評価対象施設」欄に記載されていない施設は、本表の「評価対象施設」欄に記載されていないため、評価対象外となる。また、本表の「評価対象施設」欄に記載されている施設のうち、本表の「評価対象施設」欄に記載されていない施設は、本表の「評価対象施設」欄に記載されていないため、評価対象外となる。

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川の審査実績反映

【女川】
 設計方針の相違
 ・防護対象から評価対象施設を選定する考え方は同じであるが、建屋構造、設置設備の相違により評価対象施設として抽出される設備は異なる。
 -女川の審査実績反映

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

系統	設備名称	安全重要度	内包する建屋	外殻による防護	外気との接触	評価対象
原子炉本体	原子炉容器	PS-1	C/V	○	○	
	上部炉心支持構造物	PS-1	C/V	○	○	
	下部炉心支持構造物	PS-1	C/V	○	○	
燃料取替用水系統	水中照明	PS-3	E/B	○	○	※1
	燃料取替用水ピット	MS-1	E/B	○	○	
	燃料取替用水ポンプ	MS-2	E/B	○	○	
	燃料取替キャナル	PS-2	E/B	×	○	
	原子炉キャビディ	PS-2	C/V	○	○	
	配管	MS-1	E/B	○	○	
		MS-2	E/B	○	○	
		MS-3	E/B	○	○	
	井	MS-1	E/B	○	○	
		MS-2	E/B	○	○	
MS-3		E/B	○	○		
使用済燃料ピット浄化冷却系統	使用済燃料ピット	PS-2	E/B	×	○	
	使用済燃料ピット冷却器	PS-3	E/B			
	使用済燃料ピットポンプ	PS-3	E/B			
	使用済燃料ピット配電箱	MS-2	E/B	○	○	
	使用済燃料ピットフィル	PS-3	E/B			
配管	MS-2	E/B	○	○		
	PS-3	E/B	○	○		
	MS-2	E/B	○	○		
井	MS-2	E/B	○	○		
	PS-3	E/B	○	○		
	PS-3	E/B	○	○		
燃料貯蔵・取扱設備	燃料取替クレーン	PS-2	E/B			※2
	破損燃料容器ラック	-	E/B			
原子炉冷却系統	新燃料貯蔵庫	-	E/B			
	蒸気発生器	MS-1	C/V	○	○	
	1次冷却材ポンプ	PS-1	C/V	○	○	
	加圧器	PS-1	C/V	○	○	
	加圧器ヒータ	PS-3	C/V	○	○	
	加圧器安全弁	PS-1	C/V	○	○	
	加圧器過シタンク	PS-3	C/V	○	○	
	配管	PS-1	C/V	○	○	
井	PS-3	C/V	○	○		

C/V: 原子炉格納容器 E/B: 原子炉周辺建屋

女川原子力発電所2号炉

第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (6/7)

区分	設備	機能	重要度(評価基準)	外部事象防護		抽出結果
				構造物、系統又は施設	設備	
貯蔵	燃料貯蔵庫	燃料貯蔵庫	PS-2	構造物、系統又は施設	設備	○
		燃料貯蔵庫	PS-2	構造物、系統又は施設	設備	○
冷却	加圧器	加圧器	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
		加圧器	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
配管	加圧器配管	加圧器配管	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
		加圧器配管	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
井	加圧器井	加圧器井	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
		加圧器井	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○

泊発電所3号炉

第1表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (6/16)

区分	設備	機能	重要度(評価基準)	外部事象防護		抽出結果
				構造物、系統又は施設	設備	
貯蔵	燃料貯蔵庫	燃料貯蔵庫	PS-2	構造物、系統又は施設	設備	○
		燃料貯蔵庫	PS-2	構造物、系統又は施設	設備	○
冷却	加圧器	加圧器	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
		加圧器	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
配管	加圧器配管	加圧器配管	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
		加圧器配管	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
井	加圧器井	加圧器井	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○
		加圧器井	PS-1	構造物、系統又は施設	設備	○

相違理由

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川の審査実績反映

【女川】
 設計方針の相違
 ・防護対象から評価対象施設を選定する考え方は同じであるが、建屋構造、設置設備の相違により評価対象施設として抽出される設備は異なる。
 ・女川の審査実績反映

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

系統	設備名称	安全重要度	内包する建屋	外殻による防護	外気との接触	評価対象
余熱除去系統	余熱除去冷却器	MS-1	E/B	○	○	△
	余熱除去ポンプ	MS-1	E/B	○	○	
	配管	MS-1	E/B	○	○	
	弁	MS-1	E/B	○	○	
	非再生冷却器	MS-2	E/B	○	○	
	対水冷却器	PS-2	E/B	○	○	
	再生熱交換器	MS-1	C/V	○	○	
	充てんポンプ	MS-1	E/B	○	○	
	ほう酸ポンプ	MS-1	E/B	○	○	
	ほう酸タンク	MS-1	E/B	○	○	
化学体積制御系統	ほう酸精製タンク	MS-3	E/B			△
	体積制御タンク	PS-2	E/B	○	○	
	冷却材調圧式脱塩場	PS-2	E/B	○	○	
	冷却材陽イオン脱塩場	PS-2	E/B	○	○	
	冷却材フィルタ	PS-2	E/B	○	○	
	冷却材脱塩塔入口フィルタ	PS-2	E/B	○	○	
	対水注入フィルタ	PS-2	E/B	○	○	
	対水フィルタ	PS-2	E/B	○	○	
	余熱抽出冷却器	PS-2	C/V	○	○	
	1次系薬品タンク	-	E/B			
	ほう酸フィルタ	MS-1	E/B	○	○	
	ほう酸混合器	MS-3	E/B			
	対水ストレーナ	PS-3	E/B			
	充てんポンプクランタケース給油ポンプ	MS-1	E/B	○	○	
	充てんポンプ減速機給油ポンプ	MS-1	E/B	○	○	
	配管	MS-1 PS-2 MS-3 MS-1 PS-2 MS-3	E/B C/V			

C/V: 原子炉格納容器 E/B: 原子炉周辺建屋

第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (7/7)

分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	抽出結果	
				抽出	理由
第1	対水注入ポンプへの対上衝撃による損傷の防止及び機器の保護	対水注入ポンプの駆動	対水注入ポンプ	○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
第2	対水注入ポンプへの対上衝撃による損傷の防止及び機器の保護	対水注入ポンプの駆動	対水注入ポンプ	○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。

注1: 対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。

第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果 (7/16)

分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	抽出結果	
				抽出	理由
第1	対水注入ポンプへの対上衝撃による損傷の防止及び機器の保護	対水注入ポンプの駆動	対水注入ポンプ	○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。
				○	対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。また、対水注入ポンプは、原子炉格納容器内の冷却水を循環させるための重要な機器であり、その機能の喪失は、原子炉の安全に重大な影響を及ぼす。

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川の審査実績反映

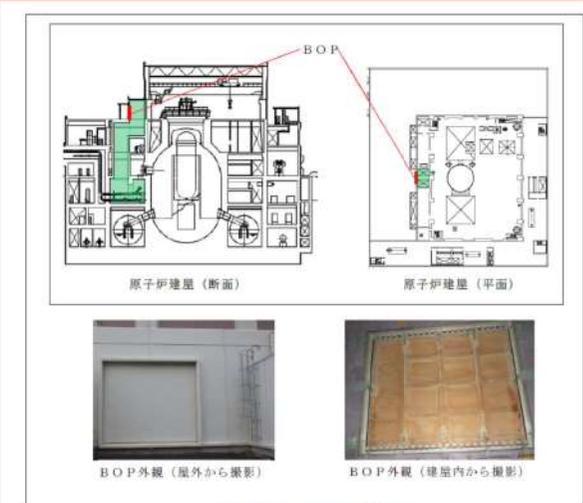
【女川】
 設計方針の相違
 ・防護対象から評価対象施設を選定する考え方は同じであるが、建屋構造、設置設備の相違により評価対象施設として抽出される設備は異なる。
 ・女川の審査実績反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

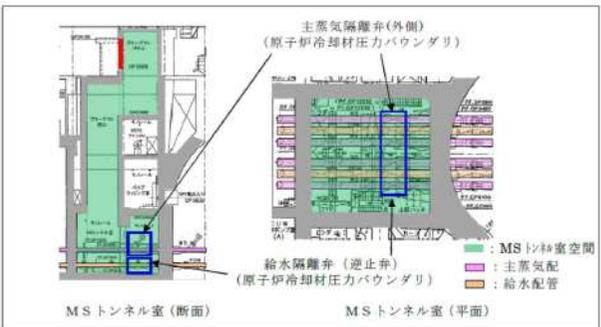
大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>系統</th> <th>設備名称</th> <th>安全重要度</th> <th>内包する建屋</th> <th>外殻による防護</th> <th>外気との接触</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ほう筒回収系</td> <td>ほう筒回収装置</td> <td>MS-3</td> <td>W/B</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">△</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">△</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>PS-3</td> <td>W/B</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>PS-3</td> <td rowspan="2">W/B</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>PS-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物処理系</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td>PS-3</td> <td>W/B</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>PS-3</td> <td>W/B</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔</td> <td>PS-3</td> <td>W/B</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>PS-3</td> <td>W/B</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>PS-3</td> <td rowspan="2">W/B</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>PS-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">換気空調系</td> <td>格納容器給気ファン</td> <td>PS-3</td> <td>E/B</td> </tr> <tr> <td>格納容器排気ファン</td> <td>PS-3</td> <td>E/B</td> </tr> <tr> <td>補助建屋給気ファン</td> <td>PS-3</td> <td>E/B</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気ファン</td> <td>PS-3</td> <td>E/B</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環ファン</td> <td>PS-3</td> <td>C/V</td> </tr> <tr> <td>格納容器空気浄化ファン</td> <td>-</td> <td>C/V</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>MS-1</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>MS-1</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>MS-1</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>MS-1</td> <td>C/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安全補機室冷却ファン</td> <td>MS-2</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安全補機室閉塞空調ファン</td> <td>MS-1</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安全補機室閉塞空調ユニット</td> <td>MS-1</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱クレーン吸気ファン</td> <td>-</td> <td>C/V</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">△</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">△</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ファン</td> <td>PS-3</td> <td>C/B</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン</td> <td>PS-3</td> <td>C/B</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機室給気ファン</td> <td>MS-2</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ室給気ファン</td> <td>MS-2</td> <td>E/B</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	系統	設備名称	安全重要度	内包する建屋	外殻による防護	外気との接触	評価対象	ほう筒回収系	ほう筒回収装置	MS-3	W/B	△	△	△	冷却材貯蔵タンク	PS-3	W/B	配管	PS-3	W/B	弁	PS-3	液体廃棄物処理系	廃液蒸発装置	PS-3	W/B	廃液貯蔵タンク	PS-3	W/B	廃液蒸留水脱塩塔	PS-3	W/B	廃液蒸留水タンク	PS-3	W/B	配管	PS-3	W/B	弁	PS-3	換気空調系	格納容器給気ファン	PS-3	E/B	格納容器排気ファン	PS-3	E/B	補助建屋給気ファン	PS-3	E/B	補助建屋排気ファン	PS-3	E/B	格納容器再循環ファン	PS-3	C/V	格納容器空気浄化ファン	-	C/V	アニュラス空気浄化ファン	MS-1	E/B	○	○	中央制御室空調ファン	MS-1	C/B	○	○	中央制御室循環ファン	MS-1	C/B	○	○	中央制御室非常用循環ファン	MS-1	C/B	○	○	安全補機室冷却ファン	MS-2	E/B	○	○	安全補機室閉塞空調ファン	MS-1	E/B	○	○	安全補機室閉塞空調ユニット	MS-1	E/B	○	○	燃料取扱クレーン吸気ファン	-	C/V	△	△	△	放射線管理室給気ファン	PS-3	C/B	放射線管理室排気ファン	PS-3	C/B	ディーゼル発電機室給気ファン	MS-2	E/B	○	○	電動補助給水ポンプ室給気ファン	MS-2	E/B	○	○	<p>C/V：原子炉格納容器 E/B：原子炉周辺建屋 W/B：廃棄物処理建屋 C/B：制御建屋</p>	<p>第1表 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出結果（11/16）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">定義</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">構造物、系統又は機器</th> <th colspan="2">泊発電所3号炉</th> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉</th> <th rowspan="2">評価</th> <th rowspan="2">相違理由</th> </tr> <tr> <th>抽出の有無</th> <th>抽出の理由</th> <th>抽出の有無</th> <th>抽出の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>① 異常状態への対応上、特に重要な構造物、系統及び機器 ② 異常状態の発生時、PS-1及びPS-2以外の構造物、系統及び機器</td> <td>① 異常状態からの安全停止機能 ② 異常状態からの発生時、PS-1、PS-2以外の構造物、系統及び機器</td> <td>知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>PS-3</td> <td>① 異常状態の発生時、PS-1及びPS-2以外の構造物、系統及び機器 ② 原子炉格納容器の冷却機能 ③ 放射性物質の貯蔵機能</td> <td>① 原子炉格納容器の冷却機能 ② 放射性物質の貯蔵機能</td> <td>知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	泊発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		評価	相違理由	抽出の有無	抽出の理由	抽出の有無	抽出の理由	MS-2	① 異常状態への対応上、特に重要な構造物、系統及び機器 ② 異常状態の発生時、PS-1及びPS-2以外の構造物、系統及び機器	① 異常状態からの安全停止機能 ② 異常状態からの発生時、PS-1、PS-2以外の構造物、系統及び機器	知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁）	○	○	○	○	-	-	PS-3	① 異常状態の発生時、PS-1及びPS-2以外の構造物、系統及び機器 ② 原子炉格納容器の冷却機能 ③ 放射性物質の貯蔵機能	① 原子炉格納容器の冷却機能 ② 放射性物質の貯蔵機能	知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁）	○	○	○	○	-	-	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の審査実績反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・防護対象から評価対象施設を選定する考え方は同じであるが、建屋構造、設置設備の相違により評価対象施設として抽出される設備は異なる。 ・女川では、安全評価上その機能に期待するクラス3施設のみ記載しているが、泊では、STEPの抽出過程を明示するため、その他のクラス3施設についても記載している。 ・女川の審査実績反映</p>
	系統	設備名称	安全重要度	内包する建屋	外殻による防護	外気との接触	評価対象																																																																																																																																																		
	ほう筒回収系	ほう筒回収装置	MS-3	W/B	△	△	△																																																																																																																																																		
		冷却材貯蔵タンク	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
		配管	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
		弁	PS-3																																																																																																																																																						
	液体廃棄物処理系	廃液蒸発装置	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
		廃液貯蔵タンク	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
		廃液蒸留水脱塩塔	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
		廃液蒸留水タンク	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
		配管	PS-3	W/B																																																																																																																																																					
	弁	PS-3																																																																																																																																																							
	換気空調系	格納容器給気ファン	PS-3	E/B																																																																																																																																																					
		格納容器排気ファン	PS-3	E/B																																																																																																																																																					
		補助建屋給気ファン	PS-3	E/B																																																																																																																																																					
		補助建屋排気ファン	PS-3	E/B																																																																																																																																																					
		格納容器再循環ファン	PS-3	C/V																																																																																																																																																					
		格納容器空気浄化ファン	-	C/V																																																																																																																																																					
		アニュラス空気浄化ファン	MS-1	E/B				○	○																																																																																																																																																
		中央制御室空調ファン	MS-1	C/B				○	○																																																																																																																																																
中央制御室循環ファン		MS-1	C/B	○				○																																																																																																																																																	
中央制御室非常用循環ファン		MS-1	C/B	○				○																																																																																																																																																	
安全補機室冷却ファン	MS-2	E/B	○	○																																																																																																																																																					
安全補機室閉塞空調ファン	MS-1	E/B	○	○																																																																																																																																																					
安全補機室閉塞空調ユニット	MS-1	E/B	○	○																																																																																																																																																					
燃料取扱クレーン吸気ファン	-	C/V	△	△	△																																																																																																																																																				
放射線管理室給気ファン	PS-3	C/B																																																																																																																																																							
放射線管理室排気ファン	PS-3	C/B																																																																																																																																																							
ディーゼル発電機室給気ファン	MS-2	E/B				○	○																																																																																																																																																		
電動補助給水ポンプ室給気ファン	MS-2	E/B				○	○																																																																																																																																																		
分類	定義	機能				構造物、系統又は機器	泊発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		評価	相違理由																																																																																																																																													
							抽出の有無	抽出の理由	抽出の有無	抽出の理由																																																																																																																																															
MS-2	① 異常状態への対応上、特に重要な構造物、系統及び機器 ② 異常状態の発生時、PS-1及びPS-2以外の構造物、系統及び機器	① 異常状態からの安全停止機能 ② 異常状態からの発生時、PS-1、PS-2以外の構造物、系統及び機器				知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁）	○	○	○	○	-	-																																																																																																																																													
PS-3	① 異常状態の発生時、PS-1及びPS-2以外の構造物、系統及び機器 ② 原子炉格納容器の冷却機能 ③ 放射性物質の貯蔵機能	① 原子炉格納容器の冷却機能 ② 放射性物質の貯蔵機能				知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁） 知正給気システム（知正給気タンク、知正給気ポンプ、知正給気配管、知正給気弁）	○	○	○	○	-	-																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">原子炉建屋ブローアウトパネルに対する対応方針について</p> <p>1. はじめに 原子炉建屋原子炉棟外壁に設置されているブローアウトパネル（以下「BOP」という。）の竜巻に対する対応方針について整理した。</p> <p>2. BOPの設置状況について 屋外境界のBOPは原子炉建屋原子炉棟3階の1箇所に設置されている。図1に設置状況を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>原子炉建屋（断面） 原子炉建屋（平面）</p> <p>BOP外観（屋外から撮影） BOP外観（建屋内から撮影）</p> <p>図1 BOPの設置状況</p> </div> <p>3. BOPの開放に伴う影響評価 BOPが開放した場合に、竜巻の影響を受ける可能性があるMSトンネル室内の外部事象防護対象施設の設置状況は図2のとおりである。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・女川では、設計竜巻の影響による当該ブローアウトパネルの開放等により、放射性物質の閉じ込め機能（MS-1）に影響与える可能性があるため対応方針を整理しているが、泊で該当する設備はないため、本資料は作成していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	 <p>図2 MSトンネル室内の外部事象防護対象施設の設置状況</p> <p>BOPが開放、損傷した場合に、BOP開放部から原子炉建屋内部（MSトンネル室）に作用し得る竜巻に関連する荷重を表1に示す。</p> <table border="1" data-bbox="743 710 1299 1037"> <caption>表1 BOP開口部からMSトンネル室に作用し得る竜巻に関連する荷重</caption> <thead> <tr> <th>荷重</th> <th>評価</th> <th>考慮の要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風圧力による荷重 (W_w)</td> <td>同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚のみであり、流路が形成されないため考慮不要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>気圧差による荷重 (W_p)</td> <td>開口部近傍には、密閉され気圧差の影響を受ける設備がないため考慮不要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>設計飛来物による衝撃荷重 (W_m)</td> <td>開口部付近に外部事象防護対象施設はないため設計飛来物による影響の考慮不要。 なお、BOP開放により開口部に設計飛来物「砂利」が侵入した場合でも、隔離弁駆動部等の動的機能を有する設備は、図2のとおり影響を受ける配置ではない</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">随伴事象</td> <td>雷</td> <td>建屋開口部から雷の侵入は考え難いため考慮不要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>雪の影響は開口部近傍に限られるため考慮不要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>雨の影響は開口部近傍に限られるとともに、特に重要な安全機能を有する設備への影響は、内部漏水評価に包含されることから、影響はない</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>ひょう</td> <td>施設への影響がない設計飛来物である「砂利」と寸法及び運動エネルギーが同程度であり、施設への影響はない</td> <td>否</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 安全機能への影響と対応方針</p> <p>竜巻襲来時にBOPに想定される状態、プラントへの影響及び対応方針を整理した結果を表2に示す。プラントへの影響を踏まえて以下の対応を行うことにより、安全機能を損なわないことを確認した。</p>	荷重	評価	考慮の要否	風圧力による荷重 (W _w)	同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚のみであり、流路が形成されないため考慮不要	否	気圧差による荷重 (W _p)	開口部近傍には、密閉され気圧差の影響を受ける設備がないため考慮不要	否	設計飛来物による衝撃荷重 (W _m)	開口部付近に外部事象防護対象施設はないため設計飛来物による影響の考慮不要。 なお、BOP開放により開口部に設計飛来物「砂利」が侵入した場合でも、隔離弁駆動部等の動的機能を有する設備は、図2のとおり影響を受ける配置ではない	否	随伴事象	雷	建屋開口部から雷の侵入は考え難いため考慮不要	否	雪	雪の影響は開口部近傍に限られるため考慮不要	否	降水	雨の影響は開口部近傍に限られるとともに、特に重要な安全機能を有する設備への影響は、内部漏水評価に包含されることから、影響はない	否	ひょう	施設への影響がない設計飛来物である「砂利」と寸法及び運動エネルギーが同程度であり、施設への影響はない	否		<p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では、設計竜巻の影響による当該ブローアウトパネルの開放等により、放射性物質の閉じ込め機能（MS-1）に影響与える可能性があるため対応方針を整理しているが、泊で該当する設備はないため、本資料は作成していない。</p>
荷重	評価	考慮の要否																										
風圧力による荷重 (W _w)	同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚のみであり、流路が形成されないため考慮不要	否																										
気圧差による荷重 (W _p)	開口部近傍には、密閉され気圧差の影響を受ける設備がないため考慮不要	否																										
設計飛来物による衝撃荷重 (W _m)	開口部付近に外部事象防護対象施設はないため設計飛来物による影響の考慮不要。 なお、BOP開放により開口部に設計飛来物「砂利」が侵入した場合でも、隔離弁駆動部等の動的機能を有する設備は、図2のとおり影響を受ける配置ではない	否																										
随伴事象	雷	建屋開口部から雷の侵入は考え難いため考慮不要	否																									
	雪	雪の影響は開口部近傍に限られるため考慮不要	否																									
	降水	雨の影響は開口部近傍に限られるとともに、特に重要な安全機能を有する設備への影響は、内部漏水評価に包含されることから、影響はない	否																									
	ひょう	施設への影響がない設計飛来物である「砂利」と寸法及び運動エネルギーが同程度であり、施設への影響はない	否																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p style="text-align: center;">表2 BOPの竜巻影響について</p> <table border="1" data-bbox="734 204 1310 523"> <thead> <tr> <th>竜巻襲来時のBOPの状態</th> <th>プラントへの影響</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気圧差による開放</td> <td>原子炉建屋原子炉棟の閉じ込め機能の喪失が考えられるが、竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい</td> <td>開放した場合は速やかにプラント停止し、補修を行う</td> </tr> <tr> <td>建屋内部の評価対象施設への竜巻荷重（風圧力）の影響</td> <td>同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚のみであり、流路が形成されないため考慮不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛来物による損傷（貫通）</td> <td>原子炉建屋原子炉棟の閉じ込め機能の喪失が考えられるが、竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい</td> <td>貫通した場合は速やかにプラント停止し、補修を行う</td> </tr> <tr> <td>飛来物の侵入による、建屋内部の外部事象防護対象施設の損傷</td> <td>開口部付近に外部事象防護対象施設はないため設計飛来物による影響の考慮不要</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上</p>	竜巻襲来時のBOPの状態	プラントへの影響	対応方針	気圧差による開放	原子炉建屋原子炉棟の閉じ込め機能の喪失が考えられるが、竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい	開放した場合は速やかにプラント停止し、補修を行う	建屋内部の評価対象施設への竜巻荷重（風圧力）の影響	同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚のみであり、流路が形成されないため考慮不要	飛来物による損傷（貫通）	原子炉建屋原子炉棟の閉じ込め機能の喪失が考えられるが、竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい	貫通した場合は速やかにプラント停止し、補修を行う	飛来物の侵入による、建屋内部の外部事象防護対象施設の損傷	開口部付近に外部事象防護対象施設はないため設計飛来物による影響の考慮不要		<p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では、設計竜巻の影響による当該ブローアウトパネルの開放等により、放射性物質の閉じ込め機能（MS-1）に影響与える可能性があるため対応方針を整理しているが、泊で該当する設備はないため、本資料は作成していない。</p>
竜巻襲来時のBOPの状態	プラントへの影響	対応方針														
気圧差による開放	原子炉建屋原子炉棟の閉じ込め機能の喪失が考えられるが、竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい	開放した場合は速やかにプラント停止し、補修を行う														
	建屋内部の評価対象施設への竜巻荷重（風圧力）の影響	同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚のみであり、流路が形成されないため考慮不要														
飛来物による損傷（貫通）	原子炉建屋原子炉棟の閉じ込め機能の喪失が考えられるが、竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さい	貫通した場合は速やかにプラント停止し、補修を行う														
	飛来物の侵入による、建屋内部の外部事象防護対象施設の損傷	開口部付近に外部事象防護対象施設はないため設計飛来物による影響の考慮不要														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備 及び津波監視設備の防護方針について</p> <p>1. 概要 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「津波防護施設等」という。）の外部事象に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>2. 防護に関する考え方 以下の考え方にに基づき、女川原子力発電所において設計上考慮すべき外部事象に対する津波防護施設等の機能維持のための対応の要否について整理した。 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを図1に示す。</p> <p>(1) 設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、重畳が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畳確率が求められない事象については、保守的にその影響を考慮する。</p> <p>(2) 津波の随伴、重畳が否定できない場合は、当該事象による津波防護施設の機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合は、設計により健全性を確保する。</p> <p>(3) 津波の随伴、重畳が有意でないと評価される事象についても、女川原子力発電所の津波防護施設については、基準津波の高さや防護範囲の広さ等その重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備 及び津波監視設備の防護方針について</p> <p>1. 概要 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「津波防護施設等」という。）の外部事象に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>2. 防護に関する考え方 以下の考え方にに基づき、泊発電所において設計上考慮すべき外部事象に対する津波防護施設等の機能維持のための対応の要否について整理した。 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを図1に示す。</p> <p>(1) 設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、重畳が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畳確率が求められない事象については、保守的にその影響を考慮する。</p> <p>(2) 津波の随伴、重畳が否定できない場合は、当該事象による津波防護施設の機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合は、設計により健全性を確保する。</p> <p>(3) 津波の随伴、重畳が有意でないと評価される事象についても、泊発電所の津波防護施設については、基準津波の高さや防護範囲の広さ等その重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・プラント名の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・プラント名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※1：定量的に評価できないものを含む ※2：「O」、「Δ」、「-」は、後掲の表1における整理に対応している</p> <p>図1 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー</p> <p>3. 検討結果 上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。 （詳細は表1のとおり）</p> <p>(1) 津波の随伴、重畳が否定できない事象^{※1}に対する防護方針 これらの外部事象に対しては、津波との随伴若しくは重畳の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングも考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。 ※1：地震、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、森林火災</p> <p>(2) 津波の随伴、重畳が有意ではない事象（竜巻、火山の影響）に対する防護方針 「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず、また、基準津波との重畳の確率も有意ではないため、津波防護施設等を防護対象施設とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。</p>	<p>※1：定量的に評価できないものを含む ※2：「O」、「Δ」、「-」は、後掲の表1における整理に対応している。</p> <p>図1 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー</p> <p>3. 検討結果 上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。 （詳細は表1のとおり）</p> <p>(1) 津波の随伴、重畳が否定できない事象^{※1}に対する防護方針 これらの外部事象に対しては、津波との随伴若しくは重畳の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングを考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。 ※1：地震、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、生物学的事象、森林火災</p> <p>(2) 津波の随伴、重畳が有意ではない事象（竜巻、火山の影響）に対する防護方針 「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず、また、基準津波との重畳の確率も有意ではないため、津波防護施設等を防護対象施設とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・プラント名の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は、地滑りを考慮すべき地域であるため。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表1との整合を考慮。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 竜巻 設計竜巻と基準津波が重畳する年超過確率は約 $1.9 \times 10^{-12} \sim 1.9 \times 10^{-13}$ (/年) であり、竜巻と津波の重畳は有意ではないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作用する風荷重に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とする。また、竜巻が襲来した場合でも、必ずしも津波防護施設に作用するとは限らない竜巻飛来物の衝撃荷重に対しては、大規模な損傷に至り難い構造とする。</p> <p>b. 火山の影響 設計で想定する降下火砕物の噴火と基準津波が重畳する年超過確率は約 $1.2 \times 10^{-10} \sim 1.2 \times 10^{-11}$ (/年) ※2 であり、火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価されるが、降下火砕物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。</p> <p>※2:噴火については約1万2千年前の肘折尾花沢噴火を考慮</p>	<p>a. 竜巻 設計竜巻と基準津波が重畳する年超過確率は約● (/年) であり、竜巻と津波の重畳は有意ではないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作用する風荷重に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とする。また、竜巻が襲来した場合でも、必ずしも津波防護施設に作用するとは限らない竜巻飛来物の衝撃荷重に対しては、大規模な損傷に至り難い構造とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【地震津波側審査の反映】 (上記の●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> </div> <p>b. 火山の影響 設計で想定する降下火砕物の噴火と基準津波が重畳する年超過確率は約● (/年) ※2 であり、火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価されるが、降下火砕物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。</p> <p>※2:約●万年前の●を考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【地震津波側審査の反映】 (上記の●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・設計竜巻と基準津波が重畳する年超過確率値の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

○：津波の副伴、重量が否定できないため、設計で健全性を確保する事象（○）
 △：津波の副伴、重量は有意ではないが、機能維持について設計上配慮する事象（△）
 ○：対応が不要な事象（-）

表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表（1/2）

設計上考慮すべき外部事象	①副伴事象として津波を考慮	②独立事象として津波が重畳し得る	津波との重畳を考慮（①かつ②が○）	津波防護施設等の機能喪失による安全施設等への機能喪失が想定される。	設計への反映	機能維持のための対応方針
地震	○	-	○	あり 地震荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	相隣スクラスとして基準地震動Ssに対し健全性を維持し、津波に対する防護機能をまた、津波と地震の組み合わせも考慮する。 ・風荷重、津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラ*1は、風荷重を考慮した設計とする。
風（台風）	-	○	○	あり 風荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	・風荷重、津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラ*1は、風荷重を考慮した設計とする。
竜巻	-	-	-	なし 以下のとおり、重量の相違は無視し得る。 ・設計竜巻の年超過率：約 $1.9 \times 10^{-7}/年$ ・基準津波の年超過率： $1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^{-5}/年$ ⇒重量標準：約 $1.9 \times 10^4 \sim 1.9 \times 10^5/年$ 年超過率が $1 \times 10^{-7}/年$ 未満であり、有意ではない。	△	防備時・防備時の設計においては、自主的に以下の配慮を行う、信頼性を高める。 ・風圧力に対しては、健全性を維持する設計とする。 ・積氷物については、大規模な倒壊に至り難い構造とする。 ・津波監視カメラ*1は、風荷重を考慮した設計とする。
凍結	-	○	○	あり 凍害により止水目地が損傷した場合、安全施設への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	止水目地は最低気温を考慮した設計とする。

*1：津波監視カメラを含めた監視カメラの外部事象に対する考えは別紙3参照

表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表（1/3）

設計上考慮すべき外部事象	①副伴事象として津波を考慮	②独立事象として津波が重畳し得る	津波との重畳を考慮（①かつ②が○）	津波防護施設等の機能喪失による安全施設等への機能喪失の可能性	設計への反映	機能維持のための対応方針
地震	○	-	○	あり 地震荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	相隣スクラスとして基準地震動Ssに対し健全性を維持し、津波に対する防護機能を維持する。また、津波と地震の組み合わせも考慮する。 ・風荷重、津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラ*1は、風荷重を考慮した設計とする。
風（台風）	-	○	○	あり 風荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	・風荷重、津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラ*1は、風荷重を考慮した設計とする。
竜巻	-	-	-	なし 以下のとおり、重量の相違は無視し得る。 ・設計竜巻の年超過率：約 $2.5 \times 10^{-7}/年$ ・基準津波の年超過率：約 $1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^{-5}/年$ ⇒重量標準：約 $1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^5/年$ 年超過率が $1 \times 10^{-7}/年$ 未満であり、有意ではない。	△	防備時・防備時の設計においては、自主的に以下の配慮を行う、信頼性を高める。 ・風圧力に対しては、健全性を維持する設計とする。 ・積氷物については、大規模な倒壊に至り難い構造とする。 ・津波監視カメラ*1は、風荷重を考慮した設計とする。

*1：津波監視カメラを含めた監視カメラの外部事象に対する考えは別紙2参照

*2：設備変更許可申請書添付書種六「●●超過率の範囲」を考慮

*3：設備変更許可申請書添付書種六「●●超過率の範囲」を考慮

○：津波の副伴、重量が否定できないため、設計で健全性を確保する事象（○）
 △：津波の副伴、重量は有意ではないが、機能維持について設計上配慮する事象（△）
 ○：対応が不要な事象（-）

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映
 【女川】
 記載表現の相違
 【女川】
 設計方針の相違
 ・設計竜巻の確率、基準津波の年超過率及び重畳確率値の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

○：相違の箇所、重畳は有意ではないため、設計で健全性を確保する事象（○）
 △：相違の箇所、重畳は有意ではないが、機能維持について設計上配慮する事象（△）
 ○△：対応が必要な事象（○△）

表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表（2/2）

設計上考慮すべき外部事象	① 隣接事象として津波を考慮	② 独立事象として津波が重畳し得る（○か△か○△）	津波との重畳を考慮要	津波防護施設等の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持のための対応方針
降水	—	○	○	なし 降雨による構水面の上昇の影響は無視し得る。	—	—
積雪	—	○	○	積雪荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	積雪荷重と津波荷重を考慮した設計とする。
落雷	—	○	○	落雷による津波監視設備の機能喪失が想定される。	○	津波監視設備については、既設津波設備の差へい範囲内への設置を行う。
火山	—	—	—	なし 以下のとおり、重畳の影響は無視し得る。 ・想定する火山の噴火：約1.2×10 ⁷ 年 ・基準時点の年間噴出量：約1.2×10 ⁶ ～1.2×10 ⁷ /年 →重畳率：約1.2×10 ⁶ ～1.2×10 ⁷ /年 毎年度噴出率が1×10 ⁷ /年未満であり、有意ではない。	△	設計にて非停炉車に対する構造健全性を確保するとともに、既設後に降下灰等を避ける設計が可能と設計とする。
生物学的事象	—	—	—	なし 生物による影響（腐蝕、侵入）による機能喪失モードを有しない。	—	—
森林火災	—	○	○	なし 防火帯により森林との間隔距離が確保されるため、影響を受けるとはしない。	—	—

*注：噴火については約1万2千年前の柱状花崗岩噴火を考慮

表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表（2/3）

設計上考慮すべき外部事象	① 隣接事象として津波を考慮	② 独立事象として津波が重畳し得る（○か△か○△）	津波との重畳を考慮要	津波防護施設等の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持のための対応方針
凍結	—	○	○	あり 凍害により止水目地が損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	止水目地は最低気温を考慮した設計とする。
降水	—	○	○	なし 降雨による構水面の上昇は無視し得る。	—	—
積雪	—	○	○	あり 積雪荷重により損傷した場合、安全施設等への津波の到達、浸水による機能喪失が想定される。	○	積雪荷重と津波荷重を考慮した設計とする。
落雷	—	○	○	あり 落雷による津波監視設備の機能喪失が想定される。	○	津波監視設備については、既設津波設備の差へい範囲内への設置を行う。

○△：津波の箇所、重畳が有意ではないため、設計で健全性を確保する事象（○△）
 △：津波の箇所、重畳は有意ではないが、機能維持については設計上配慮する事象（△）
 ○△：対応が必要な事象（○△）

~~泊の別紙1は、女川の審査実績を基に修正中。~~

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映

【女川】
~~追完があるため、相違理由は、今後記載~~

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<p>表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計上考慮すべき外部事象</th> <th>① 検討を考慮</th> <th>② 独立事象として検討が電験し得る</th> <th>津波との重畳を考慮要（②が①が○）</th> <th>津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性</th> <th>設計への反映要否</th> <th>機能維持のための対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の影響</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td> 以下のとおり、重畳の程度は電験し得る。 ・想定する火山の噴火：●/年^① ・基準津波の年超過率：●/年^② →重畳率：●/年 年超過率が1×10⁻⁷/年未満であり有罪ではない。 </td> <td>△</td> <td>設計にて基準荷重に対する構造健全性を確保するとともに、震災後に降下火砕物と連動した可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>生物的事象</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td> 生物により影響（閉塞、侵入）による機能喪失のリスクを有しない。 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td> 防火帯により森林との距離が確保されるため、熱影響を受けることはない。 </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：事象で確認された降下火砕物の層厚は●mと評価しており、この降下火砕物噴出年代は約●百年前であることを考慮 ※3：設置変更許可申請書添付資料六「●●●超過率の評価」を考慮</p> <p>（上記●●●については、地質津波調査結果を受けて反映のため）</p> <p>○：津波の相伴、重畳が否定できないため、設計で健全性を確保する事象（○） △：津波の相伴、重畳は有意ではないが、機能維持については設計上配慮する事象（△） -：対応が不要な事象（-）</p>	設計上考慮すべき外部事象	① 検討を考慮	② 独立事象として検討が電験し得る	津波との重畳を考慮要（②が①が○）	津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持のための対応方針	火山の影響	-	-	-	以下のとおり、重畳の程度は電験し得る。 ・想定する火山の噴火：●/年 ^① ・基準津波の年超過率：●/年 ^② →重畳率：●/年 年超過率が1×10 ⁻⁷ /年未満であり有罪ではない。	△	設計にて基準荷重に対する構造健全性を確保するとともに、震災後に降下火砕物と連動した可能な設計とする。	地震	-	○	○	△	-	-	生物的事象	-	○	○	生物により影響（閉塞、侵入）による機能喪失のリスクを有しない。	-	-	森林火災	-	○	○	防火帯により森林との距離が確保されるため、熱影響を受けることはない。	-	-	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>-【女川】- 追面があるため、相違理由は、今後記載</p>
設計上考慮すべき外部事象	① 検討を考慮	② 独立事象として検討が電験し得る	津波との重畳を考慮要（②が①が○）	津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持のための対応方針																																
火山の影響	-	-	-	以下のとおり、重畳の程度は電験し得る。 ・想定する火山の噴火：●/年 ^① ・基準津波の年超過率：●/年 ^② →重畳率：●/年 年超過率が1×10 ⁻⁷ /年未満であり有罪ではない。	△	設計にて基準荷重に対する構造健全性を確保するとともに、震災後に降下火砕物と連動した可能な設計とする。																																
地震	-	○	○	△	-	-																																
生物的事象	-	○	○	生物により影響（閉塞、侵入）による機能喪失のリスクを有しない。	-	-																																
森林火災	-	○	○	防火帯により森林との距離が確保されるため、熱影響を受けることはない。	-	-																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙3	泊発電所3号炉 別紙2	相違理由
	<p>竜巻影響評価における監視カメラの扱いについて</p> <p>1. 概要 中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、原子炉建屋屋上他に設置した監視カメラの映像により、津波等の自然現象を昼夜にわたり監視できる設備を設置することとしている。本設備について、竜巻の影響を考慮した防護方針について以下にまとめる。</p> <p>2. 竜巻影響について (1) 設計方針 監視カメラは外部事象防護対象施設ではないが、損傷した場合でも外部事象防護対象施設に対して波及的影響を及ぼさないこと、竜巻及びその随件事象に対して機能維持、又は竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じプラントを停止し、安全上支障のない期間に修復する等の対応により安全機能を損なわない設計としている。具体的には、竜巻発生時において監視カメラの機能を期待できるように、竜巻の風荷重（100m/s）に対し、監視カメラの構造健全性を維持する設計とする。 また、監視カメラが損傷したとしても代替設備及び措置（運転員による確認）によって、原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象等を把握することが可能な設計としている。（図1及び表1参照）</p>	<p>竜巻影響評価における監視カメラの扱いについて</p> <p>1. 概要 中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、原子炉建屋屋上他に設置した監視カメラの映像により、津波等の自然現象を昼夜にわたり監視できる設備を設置することとしている。本設備について、竜巻の影響を考慮した防護方針について以下にまとめる。</p> <p>2. 竜巻影響について (1) 設計方針 監視カメラは外部事象防護対象施設ではないが、損傷した場合でも外部事象防護対象施設に対して波及的影響を及ぼさないこと、竜巻及びその随件事象に対して機能維持、又は竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じプラントを停止し、安全上支障のない期間に修復する等の対応により安全機能を損なわない設計としている。具体的には、竜巻発生時において監視カメラの機能を期待できるように、竜巻の風荷重（100m/s）に対し、監視カメラの構造健全性を維持する設計とする。 また、監視カメラが損傷したとしても代替設備及び措置（運転員による確認）によって、原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象等を把握することが可能な設計としている。（図1及び表1参照）</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>図1 中央制御室における外部状況の把握イメージ</p>	<p>図1 中央制御室における外部状況の把握イメージ</p> <table border="1" data-bbox="1523 718 1792 845"> <thead> <tr> <th>公的機関等の情報を入手するための設備</th> <th>入手する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話</td> <td>地号及び社内関係者からの情報</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>地号及び社内関係者からの情報</td> </tr> <tr> <td>パソコン</td> <td>地震、津波、竜巻、気象等の気象情報*</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>地震、津波等の情報</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>地震、津波等の情報</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*気象情報の詳細項目については「気象情報システム」参照。</small></p>	公的機関等の情報を入手するための設備	入手する情報	電話	地号及び社内関係者からの情報	FAX	地号及び社内関係者からの情報	パソコン	地震、津波、竜巻、気象等の気象情報*	テレビ	地震、津波等の情報	ラジオ	地震、津波等の情報	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載の充実 ・泊は日射量、放射収支量が監視可能であることから記載を追加 ・泊は雷活動度、電巻発生確度、噴火警報、降灰予報、大雪警報、凍結予報、大津波警報、津波情報が把握可能であることから記載を追加 ・パソコン、テレビ、ラジオ等で入手する情報を記載した。</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：降水量→泊：雨雪量</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は潮位が監視可能であることから記載を追加（大飯と同様）</p>
公的機関等の情報を入手するための設備	入手する情報														
電話	地号及び社内関係者からの情報														
FAX	地号及び社内関係者からの情報														
パソコン	地震、津波、竜巻、気象等の気象情報*														
テレビ	地震、津波等の情報														
ラジオ	地震、津波等の情報														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
	<p>表1 監視カメラにより把握可能な自然現象等</p> <table border="1" data-bbox="728 247 1310 805"> <thead> <tr> <th>自然現象等</th> <th>監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況</th> <th>監視カメラ以外の設備等による把握手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>地震による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況</td> <td>公的機関（地震速報）</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況</td> <td>取水ピット水位計 公的機関（津波警報・注意報）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況</td> <td>気象観測設備（風向、風速） 公的機関（台風、竜巻注意報）</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>発電所構内の浸水状況</td> <td>気象観測設備（降水量）</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>発電所構内及び原子炉施設の積雪状況</td> <td>気象観測設備（降水量）</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況</td> <td>公的機関（雷注意報）</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>発電所構内及び原子炉施設の降下火砕物堆積状況</td> <td>目視確認※</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況</td> <td>取水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>火災状況、ばい煙の方向確認</td> <td>目視確認※</td> </tr> <tr> <td>飛来物（航空機落下）</td> <td>飛来物による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況</td> <td>目視確認※</td> </tr> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td>火災状況、ばい煙の方向確認</td> <td>目視確認※</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突による原子炉施設の損壊状況</td> <td>目視確認※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建屋外で状況確認</p>	自然現象等	監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の設備等による把握手段	地震	地震による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）	津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計 公的機関（津波警報・注意報）	風（台風）	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	気象観測設備（風向、風速） 公的機関（台風、竜巻注意報）	竜巻	同上	同上	降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（降水量）	積雪	発電所構内及び原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（降水量）	落雷	発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）	火山の影響	発電所構内及び原子炉施設の降下火砕物堆積状況	目視確認※	生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計	森林火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※	飛来物（航空機落下）	飛来物による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	目視確認※	近隣工場等の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※	船舶の衝突	船舶の衝突による原子炉施設の損壊状況	目視確認※	<p>表1 監視カメラにより把握可能な自然現象等</p> <table border="1" data-bbox="1355 279 1937 965"> <thead> <tr> <th>自然現象等</th> <th>監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況</th> <th>監視カメラ以外の設備等による把握手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況</td> <td>公的機関（地震速報）</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況</td> <td>取水ピット水位計 潮位計 公的機関（津波警報・注意報）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況</td> <td>気象観測設備（風向、風速） 公的機関（台風、竜巻注意情報）</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>発電所構内の浸水状況</td> <td>気象観測設備（雨量）</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況</td> <td>気象観測設備（雨量）</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況</td> <td>公的機関（雷注意報）</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の地滑り状況</td> <td>目視確認※1</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況</td> <td>目視確認※1</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況</td> <td>取水ピット水位計※2</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>火災状況、ばい煙の方向確認</td> <td>目視確認※1</td> </tr> <tr> <td>飛来物（航空機落下）</td> <td>飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況</td> <td>目視確認※1</td> </tr> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td>火災状況、ばい煙の方向確認</td> <td>目視確認※1</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況</td> <td>目視確認※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 建屋外で状況確認 ※2 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能</p>	自然現象等	監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の設備等による把握手段	地震	地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）	津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計 潮位計 公的機関（津波警報・注意報）	風（台風）	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	気象観測設備（風向、風速） 公的機関（台風、竜巻注意情報）	竜巻	同上	同上	降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（雨量）	積雪	発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（雨量）	落雷	発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）	地滑り	発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の地滑り状況	目視確認※1	火山の影響	発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況	目視確認※1	生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計※2	森林火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※1	飛来物（航空機落下）	飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認※1	近隣工場等の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※1	船舶の衝突	船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認※1	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記</p>
自然現象等	監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の設備等による把握手段																																																																																								
地震	地震による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）																																																																																								
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計 公的機関（津波警報・注意報）																																																																																								
風（台風）	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	気象観測設備（風向、風速） 公的機関（台風、竜巻注意報）																																																																																								
竜巻	同上	同上																																																																																								
降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（降水量）																																																																																								
積雪	発電所構内及び原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（降水量）																																																																																								
落雷	発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）																																																																																								
火山の影響	発電所構内及び原子炉施設の降下火砕物堆積状況	目視確認※																																																																																								
生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計																																																																																								
森林火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※																																																																																								
飛来物（航空機落下）	飛来物による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	目視確認※																																																																																								
近隣工場等の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※																																																																																								
船舶の衝突	船舶の衝突による原子炉施設の損壊状況	目視確認※																																																																																								
自然現象等	監視カメラにより把握できる発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の設備等による把握手段																																																																																								
地震	地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）																																																																																								
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計 潮位計 公的機関（津波警報・注意報）																																																																																								
風（台風）	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	気象観測設備（風向、風速） 公的機関（台風、竜巻注意情報）																																																																																								
竜巻	同上	同上																																																																																								
降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（雨量）																																																																																								
積雪	発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（雨量）																																																																																								
落雷	発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）																																																																																								
地滑り	発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の地滑り状況	目視確認※1																																																																																								
火山の影響	発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況	目視確認※1																																																																																								
生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計※2																																																																																								
森林火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※1																																																																																								
飛来物（航空機落下）	飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認※1																																																																																								
近隣工場等の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認※1																																																																																								
船舶の衝突	船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認※1																																																																																								
	以上																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">耐震Sクラス施設について</p> <p>「竜巻影響評価ガイド」においては、竜巻及びその随伴事象等によって発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計であることを確認する施設（竜巻影響評価ガイドにおいては竜巻防護施設と定義）は「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統、機能）及び建屋、構築物等とされている。一方、今回の竜巻影響評価では、安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する施設を外部事象防護対象施設として選定しているため、外部事象防護対象施設に該当しない耐震Sクラス施設の有無について確認した結果、第1表に示すとおり、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備が抽出されたが、以下の理由により、竜巻影響評価の対象として追加する必要はないと判断した。</p> <p><津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を評価対象施設としない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、津波に対して機能を発揮する施設であり、竜巻と津波の重畳の考慮要否を検討することで、竜巻に対する機能維持の要否が判断可能である。 ・竜巻及びその随伴事象によりこれらの施設が損傷することを想定した場合、基準津波に対する影響を考慮する必要があるが、津波と竜巻は発生原因が異なり独立事象であること、及び基準津波の年超過確率（$1 \times 10^{-6} \sim 1 \times 10^{-7}$/年）と設計竜巻（$V_D=100\text{m/s}$）の発生頻度（約 1.9×10^{-6}/年）を踏まえると、敷地レベルを超える津波と設計竜巻が同時に発生する可能性は小さい。また、基準津波と設計竜巻の発生頻度を踏まえると、竜巻及びその随伴事象により津波防護施設等が損傷した場合でも当該機能が必要となる前に修復等の対応が可能と考えられる。 	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">耐震Sクラス施設について</p> <p>「竜巻影響評価ガイド」においては、竜巻及びその随伴事象等によって発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計であることを確認する施設（竜巻影響評価ガイドにおいては竜巻防護施設と定義）は「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統、機能）及び建屋、構築物等とされている。一方、今回の竜巻影響評価では、安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する施設を外部事象防護対象施設として選定しているため、外部事象防護対象施設に該当しない耐震Sクラス施設の有無について確認した結果、第1表に示すとおり、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備が抽出されたが、以下の理由により、竜巻影響評価の対象として追加する必要はないと判断した。</p> <p><津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を評価対象施設としない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、津波に対して機能を発揮する施設であり、竜巻と津波の重畳の考慮要否を検討することで、竜巻に対する機能維持の要否が判断可能である。 ・竜巻及びその随伴事象によりこれらの施設が損傷することを想定した場合、基準津波に対する影響を考慮する必要があるが、津波と竜巻は発生原因が異なり独立事象であること、及び基準津波の年超過確率（● /年）と設計竜巻（$V_D=100\text{m/s}$）の発生頻度（約 2.5×10^{-7}/年）を踏まえると、敷地レベルを超える津波と設計竜巻が同時に発生する可能性は小さい。また、基準津波と設計竜巻の発生頻度を踏まえると、竜巻及びその随伴事象により津波防護施設等が損傷した場合でも当該機能が必要となる前に修復等の対応が可能と考えられる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【地震津波側審査の反映】 （上記●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯では、竜巻影響評価ガイドに基づき、耐震Sクラス施設から評価対象施設を抽出した結果と、安全重要度クラス1、2に属する施設から評価対象施設を抽出した結果を比較して評価対象施設に相違ないことを確認しているが、泊では、女川と同じく、安全重要度クラス1、2及び安全評価上期待するクラス3に属する施設を外部事象防護対象施設として選定しているため、外部事象防護対象施設に該当しない耐震Sクラス施設の有無について確認している。 <p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の年超過確率の相違 ・設計竜巻の発生頻度は、プラントにより異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため別紙-1を再掲】

別紙-1

竜巻防護施設の評価対象施設の抽出結果

1. 抽出方法

- 次のStepにて評価対象施設を抽出した。
- Step1: 1号炉施設可稼働時の耐震重要度分類より影響をクラスの評価よりこれらの耐震重要度分類（構造）を抽出
- Step2: 1号炉Step1で抽出された耐震重要度分類（屋内）（具体的な耐震重要度）を抽出
- Step3: 耐震重要度による影響範囲によって設計電圧による影響を受けにくいことが確認された設備を評価対象施設から除外

2. 抽出結果

構造・構造物名	Step1		Step2		Step3		評価対象
	屋内	屋外	具体的な耐震場所（屋内設置の場合）	除外可否	考え方		
原子炉格納容器（PCCV）	○	○	-	否	①	○	
原子炉周辺容器（E/B）	○	○	-	否	①	○	
制御建屋（C/B）	○	○	-	否	①	○	

【考え方】
 ①当該建屋は屋外設置であり、外部による影響が期待できないため、除外不可。

（2）耐震

施設区分	設備名	Step1		Step2		Step3		評価対象
		屋内	屋外	具体的な耐震場所（屋内設置の場合）	除外可否	考え方		
原子炉本体	原子炉格納容器及び炉心	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	原子炉格納容器	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	制御棟クラス室案内	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	炉心構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	炉心支持構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	燃料貯蔵容器	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	燃料貯蔵容器	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	圧力容器支持構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	原子炉格納容器支持構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	原子炉格納容器支持構造物埋込金物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
原子炉格納容器支持構造物	使用済燃料貯蔵設備	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	使用済燃料フラック	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	使用済燃料ピット	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	燃料貯蔵用水設備	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	燃料貯蔵用水ポンプ	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	配管	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	弁	○	○	原子炉周辺容器	可	①	○	
	一次冷却設備	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	電気発生器	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	電気発生器支持構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	電気発生器内部制御建物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	電気発生器支持構造物埋込金物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	1次冷却材ポンプ	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	1次冷却材ポンプ支持構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	1次冷却材ポンプ支持構造物埋込金物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	1次冷却材管	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	加圧器	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	加圧器支持構造物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	加圧器支持構造物埋込金物	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
	加圧器セータ	○	○	原子炉格納容器	可	①	○	
主蒸気・主給水設備	配管	○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺容器、制御棟	否	②	○	
	弁	○	○	原子炉格納容器、原子炉周辺容器、制御棟	否	②	○	
		○	○				○	

女川原子力発電所2号炉

第1表 耐震Sクラス設備における評価対象施設の抽出結果（1/2）

耐震重要度	機能別分類	設備別分類	構築物、系統又は機器	安全重要度 クラス1 or 2 or 3 (※1)	
Sクラス	「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する配管及び機器	主要設備	・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに関する容器・配管・ポンプ・弁	○	
		補助設備	・隔離弁を閉鎖するために必要な電気及び計装設備	○	
		直接支持構造物	・原子炉圧力容器支持スタート ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	
	使用済燃料を貯蔵するための設備	主要設備	・使用済燃料プール ・使用済燃料貯蔵フラック	○	
		補助設備	・制御棟、制御棟移動機及び制御棟駆動水圧系（ステラム機能に関する部分） ・炉心支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネルボックス	○	
		直接支持構造物	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	
	Sクラス	原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	主要設備	・原子炉隔離時冷却系 ・高圧炉心スプレイ系 ・残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブプレッションチェンバ	○
			補助設備	・当該施設の冷却系（原子炉隔離冷却系） ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	○
			直接支持構造物	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○
		原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	主要設備	・非常用炉心冷却系 ①高圧炉心スプレイ系 ②残留熱除去系（低圧注水モード運転に必要な設備） ③自動減圧系 ④自然減圧系 ・冷却水源としてのサブプレッションチェンバ	○
補助設備			・当該施設の冷却系（原子炉隔離冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・中央制御室の遮断及び空調設備 ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	○	
直接支持構造物			・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	

※1：クラス3については、安全評価上その機能に期待するものに限る。

泊発電所3号炉

第1表 耐震Sクラス設備における評価対象施設の抽出結果（1/2）

耐震重要度分類	機能別分類	設備別分類	構築物、系統又は機器	安全重要度 クラス1 or 2 or 3 (※1)
Sクラス	a. 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」 （実用発電用原子炉及びその附属施設）の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日告示）において記載されている定義と同様）を構成する機器・配管系	主要設備	・原子炉格納容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	○
		補助設備	・隔離弁を閉鎖するために必要な電気及び計装設備 ・原子炉格納容器・電気発生器・1次冷却材ポンプ・加圧器の支持構造物	○
		直接支持構造物	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○
	b. 使用済燃料を貯蔵するための施設	主要設備	・使用済燃料ピット ・使用済燃料フラック	○
		補助設備	・制御棟クラス室及び制御棟移動装置（トリップ機能に関する部分） ・化学体積制御設備のうち、ほうろく注入ライン ・炉心支持構造物及び制御棟クラス室内管 ・非常用電源及び計装設備	○
		直接支持構造物	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○
	c. 原子炉の緊急停止のために緊急に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	主要設備	・主蒸気・主給水設備（主給水逆止弁より電気発生器2次側を経て、主蒸気隔離弁まで） ・補助給水設備 ・余熱除去設備	○
		補助設備	・原子炉隔離冷却水設備（当該主要設備に係るもの） ・原子炉隔離冷却水設備 ・燃料貯蔵用水ピット ・炉心支持構造物（炉心冷却に直接影響するもの） ・非常用電源及び計装設備	○
		直接支持構造物	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○
	d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	主要設備	・安全注入設備 ・余熱除去設備（再循環用） ・燃料貯蔵用水ピット ・原子炉隔離冷却水設備（当該主要設備に係るもの） ・原子炉隔離冷却水設備 ・中央制御室の遮断及び空調設備	○
補助設備		・原子炉隔離冷却水設備 ・燃料貯蔵用水ピット ・炉心支持構造物（炉心冷却に直接影響するもの） ・非常用電源及び計装設備	○	
直接支持構造物		・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	
e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破断事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	主要設備	・安全注入設備 ・余熱除去設備（再循環用） ・燃料貯蔵用水ピット ・原子炉隔離冷却水設備（当該主要設備に係るもの） ・原子炉隔離冷却水設備 ・中央制御室の遮断及び空調設備	○	
	補助設備	・原子炉隔離冷却水設備 ・燃料貯蔵用水ピット ・炉心支持構造物（炉心冷却に直接影響するもの） ・非常用電源及び計装設備	○	
	直接支持構造物	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	

※1：クラス3については、安全評価上その機能に期待するものに限る。

相違理由

【女川】
 設備の相違

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映
 ・大飯では、竜巻影響評価ガイドに基づき、耐震Sクラス施設から評価対象施設を抽出した結果と比較して評価対象施設に相違ないことを確認しているが、泊では、女川と同じく、安全重要度クラス1、2に属する施設を外部事象防護対象施設として選定しているため、外部事象防護対象施設に該当しない耐震Sクラス施設の有無について確認している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>【比較のため別紙-1を再掲】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Step1</th> <th>Step2</th> <th>Step3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備区分</td> <td>設備名</td> <td>設備名</td> </tr> <tr> <td>金網除去設備</td> <td>金網除去設備</td> <td>金網除去設備</td> </tr> <tr> <td>金網除去ポンプ</td> <td>金網除去ポンプ</td> <td>金網除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>非常用中心冷却設備</td> <td>非常用中心冷却設備</td> <td>非常用中心冷却設備</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>蓄圧タンク</td> <td>蓄圧タンク</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>高圧注入ポンプ</td> </tr> <tr> <td>燃料容器再循環システムライン</td> <td>燃料容器再循環システムライン</td> <td>燃料容器再循環システムライン</td> </tr> <tr> <td>燃料容器用ホット</td> <td>燃料容器用ホット</td> <td>燃料容器用ホット</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> <td>化学体積制御設備</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>高圧送電機</td> <td>高圧送電機</td> <td>高圧送電機</td> </tr> <tr> <td>定電圧ポンプ</td> <td>定電圧ポンプ</td> <td>定電圧ポンプ</td> </tr> <tr> <td>貯水注入フィルタ</td> <td>貯水注入フィルタ</td> <td>貯水注入フィルタ</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器冷却設備</td> <td>原子炉格納容器冷却設備</td> <td>原子炉格納容器冷却設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器冷却ポンプタンク</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプタンク</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプタンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>海水ポンプ</td> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>海水トレーサ</td> <td>海水トレーサ</td> <td>海水トレーサ</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>空気タービンの附属設備</td> <td>空気タービンの附属設備</td> <td>空気タービンの附属設備</td> </tr> <tr> <td>還元ポンプ</td> <td>還元ポンプ</td> <td>還元ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動機給水ポンプ</td> <td>タービン駆動機給水ポンプ</td> <td>タービン駆動機給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動機給水ポンプ</td> <td>電動機給水ポンプ</td> <td>電動機給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>制御棒</td> <td>制御棒</td> <td>制御棒</td> </tr> <tr> <td>制御棒クラス</td> <td>制御棒クラス</td> <td>制御棒クラス</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動装置</td> <td>制御棒駆動装置</td> <td>制御棒駆動装置</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動装置</td> <td>制御棒駆動装置</td> <td>制御棒駆動装置</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入機能をもつ設備</td> <td>ほう酸注入機能をもつ設備</td> <td>ほう酸注入機能をもつ設備</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>ほう酸ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク</td> <td>ほう酸タンク</td> <td>ほう酸タンク</td> </tr> <tr> <td>ほう酸フィルタ</td> <td>ほう酸フィルタ</td> <td>ほう酸フィルタ</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>弁駆動装置</td> <td>弁駆動装置</td> <td>弁駆動装置</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材流量計測装置</td> <td>1次冷却材流量計測装置</td> <td>1次冷却材流量計測装置</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材流量計測装置</td> <td>1次冷却材流量計測装置</td> <td>1次冷却材流量計測装置</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位計測装置</td> <td>加圧器水位計測装置</td> <td>加圧器水位計測装置</td> </tr> <tr> <td>主盤（原子炉盤）</td> <td>主盤（原子炉盤）</td> <td>主盤（原子炉盤）</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td>炉内射影計</td> <td>炉内射影計</td> <td>炉内射影計</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力計測装置</td> <td>1次冷却材圧力計測装置</td> <td>1次冷却材圧力計測装置</td> </tr> </tbody> </table>	Step1	Step2	Step3	設備区分	設備名	設備名	金網除去設備	金網除去設備	金網除去設備	金網除去ポンプ	金網除去ポンプ	金網除去ポンプ	配管	配管	配管	非常用中心冷却設備	非常用中心冷却設備	非常用中心冷却設備	蓄圧タンク	蓄圧タンク	蓄圧タンク	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ	燃料容器再循環システムライン	燃料容器再循環システムライン	燃料容器再循環システムライン	燃料容器用ホット	燃料容器用ホット	燃料容器用ホット	配管	配管	配管	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	高圧送電機	高圧送電機	高圧送電機	定電圧ポンプ	定電圧ポンプ	定電圧ポンプ	貯水注入フィルタ	貯水注入フィルタ	貯水注入フィルタ	配管	配管	配管	原子炉格納容器冷却設備	原子炉格納容器冷却設備	原子炉格納容器冷却設備	原子炉格納容器冷却ポンプ	原子炉格納容器冷却ポンプ	原子炉格納容器冷却ポンプ	原子炉格納容器冷却ポンプタンク	原子炉格納容器冷却ポンプタンク	原子炉格納容器冷却ポンプタンク	原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器	原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器	原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器	海水ポンプ	海水ポンプ	海水ポンプ	海水トレーサ	海水トレーサ	海水トレーサ	配管	配管	配管	空気タービンの附属設備	空気タービンの附属設備	空気タービンの附属設備	還元ポンプ	還元ポンプ	還元ポンプ	タービン駆動機給水ポンプ	タービン駆動機給水ポンプ	タービン駆動機給水ポンプ	電動機給水ポンプ	電動機給水ポンプ	電動機給水ポンプ	配管	配管	配管	弁	弁	弁	制御棒	制御棒	制御棒	制御棒クラス	制御棒クラス	制御棒クラス	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	ほう酸注入機能をもつ設備	ほう酸注入機能をもつ設備	ほう酸注入機能をもつ設備	ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ	ほう酸タンク	ほう酸タンク	ほう酸タンク	ほう酸フィルタ	ほう酸フィルタ	ほう酸フィルタ	配管	配管	配管	弁	弁	弁	弁駆動装置	弁駆動装置	弁駆動装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	加圧器水位計測装置	加圧器水位計測装置	加圧器水位計測装置	主盤（原子炉盤）	主盤（原子炉盤）	主盤（原子炉盤）	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	炉内射影計	炉内射影計	炉内射影計	1次冷却材圧力計測装置	1次冷却材圧力計測装置	1次冷却材圧力計測装置	<p>第1表 耐震Sクラス設備における評価対象施設の抽出結果 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震重要度分類</th> <th>機能別分類</th> <th>設備別分類</th> <th>構造物、系統又は機器</th> <th>安全重要度クラス1 or 2 or 3 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">Sクラス</td> <td rowspan="10">放射線物質の放出を伴うような事故の際にその外部放出を抑制するための設備で上記(※)以外の設備</td> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料容器・タンクダリに属する配管・弁</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>隔離弁を閉するに必要な電気及び計装設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系及び排気筒</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>冷却水路としてのナプレッションチャンバ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当該施設の冷却系（原子炉格納冷却系）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当該施設の機能維持に必要な空調設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>津波防護施設（防潮堤、防潮堤、取水水路両端小工、逆流防止設備、弁室扉、浸水防止壁、浸水防止壁、逆流防止ファンネル、貫通部止水処置）</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>機器等の支持構造物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>津波監視カメラ、取水ビット水位計</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>燃料プール水補給設備（残留熱除去（燃料プール冷却運転に必要な設備））</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>圧力容器内部構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：クラス3については、安全評価上その機能に期待するものに限る。</p>	耐震重要度分類	機能別分類	設備別分類	構造物、系統又は機器	安全重要度クラス1 or 2 or 3 (※1)	Sクラス	放射線物質の放出を伴うような事故の際にその外部放出を抑制するための設備で上記(※)以外の設備	主要設備	原子炉格納容器	○	燃料容器・タンクダリに属する配管・弁	○	補助設備	隔離弁を閉するに必要な電気及び計装設備	○	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	補助設備	可燃性ガス濃度制御系	○	非常用ガス処理系及び排気筒	○	直接支持構造物	冷却水路としてのナプレッションチャンバ	○	当該施設の冷却系（原子炉格納冷却系）	○	補助設備	非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	○	当該施設の機能維持に必要な空調設備	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	主要設備	津波防護施設（防潮堤、防潮堤、取水水路両端小工、逆流防止設備、弁室扉、浸水防止壁、浸水防止壁、逆流防止ファンネル、貫通部止水処置）	該当しない	機器等の支持構造物	該当しない	補助設備	津波監視カメラ、取水ビット水位計	該当しない	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	主要設備	燃料プール水補給設備（残留熱除去（燃料プール冷却運転に必要な設備））	○	ほう酸水注入系	○	補助設備	圧力容器内部構造物	○	非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	原子炉圧力容器	○	<p>第1表 耐震Sクラス設備における評価対象施設の抽出結果 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震重要度分類</th> <th>機能別分類</th> <th>設備別分類</th> <th>構造物、系統又は機器</th> <th>安全重要度クラス1 or 2 or 3 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">Sクラス</td> <td rowspan="10">放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放出を抑制するための施設で上記E以外の施設</td> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料容器・タンクダリに属する配管・弁</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>隔離弁を閉するに必要な電気及び計装設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放出を抑制するための施設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料容器用ホット</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>原子炉格納容器スプレッド設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料容器用ホット</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>原子炉格納容器スプレッド設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料容器用ホット</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器冷却ポンプ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>津波防護施設（防潮堤、3号取水路ピットスクリーン室防壁、1号及び2号取水路道路縮小工、3号放水ビット道路縮小工、1号及び2号放水路逆流防止設備、貯留槽）</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>機器等の支持構造物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>浸水防止設備（木扉扉、貫通部止水蓋、ドレンライン遮断弁、浸水防止蓋、貫通部止水処置）</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>機器等の支持構造物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>機器等の支持構造物</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>津波監視カメラ、取水ビット水位計、潮流計</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>非常用電源及び計装設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>燃料プール水補給設備（残留熱除去（燃料プール冷却運転に必要な設備））</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助設備</td> <td>圧力容器内部構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接支持構造物</td> <td>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：クラス3については、安全評価上その機能に期待するものに限る。</p>	耐震重要度分類	機能別分類	設備別分類	構造物、系統又は機器	安全重要度クラス1 or 2 or 3 (※1)	Sクラス	放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放出を抑制するための施設で上記E以外の施設	主要設備	原子炉格納容器	○	燃料容器・タンクダリに属する配管・弁	○	補助設備	隔離弁を閉するに必要な電気及び計装設備	○	機器・配管等の支持構造物	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	主要設備	放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放出を抑制するための施設	○	燃料容器用ホット	○	補助設備	原子炉格納容器スプレッド設備	○	燃料容器用ホット	○	直接支持構造物	原子炉格納容器スプレッド設備	○	燃料容器用ホット	○	補助設備	原子炉格納容器冷却ポンプ	○	原子炉格納容器冷却ポンプ	○	直接支持構造物	原子炉格納容器冷却ポンプ	○	原子炉格納容器冷却ポンプ	○	主要設備	津波防護施設（防潮堤、3号取水路ピットスクリーン室防壁、1号及び2号取水路道路縮小工、3号放水ビット道路縮小工、1号及び2号放水路逆流防止設備、貯留槽）	該当しない	機器等の支持構造物	該当しない	補助設備	浸水防止設備（木扉扉、貫通部止水蓋、ドレンライン遮断弁、浸水防止蓋、貫通部止水処置）	該当しない	機器等の支持構造物	該当しない	直接支持構造物	機器等の支持構造物	該当しない	機器等の支持構造物	該当しない	主要設備	津波監視カメラ、取水ビット水位計、潮流計	該当しない	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	補助設備	非常用電源及び計装設備	○	機器、電気計装設備等の支持構造物	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	主要設備	燃料プール水補給設備（残留熱除去（燃料プール冷却運転に必要な設備））	○	ほう酸水注入系	○	補助設備	圧力容器内部構造物	○	非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	○	直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○	原子炉圧力容器	○	<p>【女川】 設備の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯では、竜巻影響評価ガイドに基づき、耐震Sクラス施設から評価対象施設を抽出した結果と、安全重要度クラス1、2に属する施設から評価対象施設を抽出した結果を比較して評価対象施設に相違ないことを確認しているが、泊では、女川と同じく、安全重要度クラス1、2及び安全評価上期待するクラス3に属する施設を外部事象防護対象施設として選定しているため、外部事象防護対象施設に該当しない耐震Sクラス施設の有無について確認している。</p>
Step1	Step2	Step3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
設備区分	設備名	設備名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
金網除去設備	金網除去設備	金網除去設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
金網除去ポンプ	金網除去ポンプ	金網除去ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
非常用中心冷却設備	非常用中心冷却設備	非常用中心冷却設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
蓄圧タンク	蓄圧タンク	蓄圧タンク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料容器再循環システムライン	燃料容器再循環システムライン	燃料容器再循環システムライン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燃料容器用ホット	燃料容器用ホット	燃料容器用ホット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
高圧送電機	高圧送電機	高圧送電機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
定電圧ポンプ	定電圧ポンプ	定電圧ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
貯水注入フィルタ	貯水注入フィルタ	貯水注入フィルタ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器冷却設備	原子炉格納容器冷却設備	原子炉格納容器冷却設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器冷却ポンプ	原子炉格納容器冷却ポンプ	原子炉格納容器冷却ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器冷却ポンプタンク	原子炉格納容器冷却ポンプタンク	原子炉格納容器冷却ポンプタンク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器	原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器	原子炉格納容器冷却ポンプ冷却器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
海水ポンプ	海水ポンプ	海水ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
海水トレーサ	海水トレーサ	海水トレーサ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
空気タービンの附属設備	空気タービンの附属設備	空気タービンの附属設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
還元ポンプ	還元ポンプ	還元ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
タービン駆動機給水ポンプ	タービン駆動機給水ポンプ	タービン駆動機給水ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
電動機給水ポンプ	電動機給水ポンプ	電動機給水ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
弁	弁	弁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
制御棒	制御棒	制御棒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
制御棒クラス	制御棒クラス	制御棒クラス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
制御棒駆動装置	制御棒駆動装置	制御棒駆動装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほう酸注入機能をもつ設備	ほう酸注入機能をもつ設備	ほう酸注入機能をもつ設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほう酸タンク	ほう酸タンク	ほう酸タンク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほう酸フィルタ	ほう酸フィルタ	ほう酸フィルタ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
弁	弁	弁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
弁駆動装置	弁駆動装置	弁駆動装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置	1次冷却材流量計測装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
加圧器水位計測装置	加圧器水位計測装置	加圧器水位計測装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主盤（原子炉盤）	主盤（原子炉盤）	主盤（原子炉盤）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
炉内射影計	炉内射影計	炉内射影計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1次冷却材圧力計測装置	1次冷却材圧力計測装置	1次冷却材圧力計測装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
耐震重要度分類	機能別分類	設備別分類	構造物、系統又は機器	安全重要度クラス1 or 2 or 3 (※1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
Sクラス	放射線物質の放出を伴うような事故の際にその外部放出を抑制するための設備で上記(※)以外の設備	主要設備	原子炉格納容器	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			燃料容器・タンクダリに属する配管・弁	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		補助設備	隔離弁を閉するに必要な電気及び計装設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		補助設備	可燃性ガス濃度制御系	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			非常用ガス処理系及び排気筒	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接支持構造物	冷却水路としてのナプレッションチャンバ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			当該施設の冷却系（原子炉格納冷却系）	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
補助設備	非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	当該施設の機能維持に必要な空調設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主要設備	津波防護施設（防潮堤、防潮堤、取水水路両端小工、逆流防止設備、弁室扉、浸水防止壁、浸水防止壁、逆流防止ファンネル、貫通部止水処置）	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器等の支持構造物	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助設備	津波監視カメラ、取水ビット水位計	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主要設備	燃料プール水補給設備（残留熱除去（燃料プール冷却運転に必要な設備））	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	ほう酸水注入系	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助設備	圧力容器内部構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原子炉圧力容器	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
耐震重要度分類	機能別分類	設備別分類	構造物、系統又は機器	安全重要度クラス1 or 2 or 3 (※1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
Sクラス	放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放出を抑制するための施設で上記E以外の施設	主要設備	原子炉格納容器	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			燃料容器・タンクダリに属する配管・弁	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		補助設備	隔離弁を閉するに必要な電気及び計装設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			機器・配管等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		主要設備	放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放出を抑制するための施設	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			燃料容器用ホット	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		補助設備	原子炉格納容器スプレッド設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			燃料容器用ホット	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
直接支持構造物	原子炉格納容器スプレッド設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	燃料容器用ホット	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助設備	原子炉格納容器冷却ポンプ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原子炉格納容器冷却ポンプ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	原子炉格納容器冷却ポンプ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原子炉格納容器冷却ポンプ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主要設備	津波防護施設（防潮堤、3号取水路ピットスクリーン室防壁、1号及び2号取水路道路縮小工、3号放水ビット道路縮小工、1号及び2号放水路逆流防止設備、貯留槽）	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器等の支持構造物	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助設備	浸水防止設備（木扉扉、貫通部止水蓋、ドレンライン遮断弁、浸水防止蓋、貫通部止水処置）	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器等の支持構造物	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	機器等の支持構造物	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器等の支持構造物	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主要設備	津波監視カメラ、取水ビット水位計、潮流計	該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助設備	非常用電源及び計装設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主要設備	燃料プール水補給設備（残留熱除去（燃料プール冷却運転に必要な設備））	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	ほう酸水注入系	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
補助設備	圧力容器内部構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
直接支持構造物	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原子炉圧力容器	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>【比較のため別紙-1を再掲】</p> <table border="1" data-bbox="91 220 683 991"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>Step1 設備名</th> <th colspan="2">Step2 屋内 屋外</th> <th>具体的な設置場所（屋内設置の場合）</th> <th>屋内可否</th> <th>考え方</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計測制御設備</td> <td>制御用空気設備</td> <td></td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気だめ</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気乾燥器</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器、制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">燃料搬送設備</td> <td>燃料搬送機</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉格納容器、原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料搬送機</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉格納容器、原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料搬送機</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料搬送機</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料搬送機</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">放射線管理用計測装置</td> <td>格納容器内高レベルアラーム</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アムニクス空気浄化システムユニット</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アムニクス空気浄化ファン</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気ファン</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用換気ファン</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用換気ファン</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ユニット</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用換気ファン</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ユニット</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却ファンユニット</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクト</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器、制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器、制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気体送給装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気体送給装置</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉格納容器、原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>否</td> <td>②</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 貫通部</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉格納容器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力試験設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレッドボルト</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">圧力試験設備</td> <td>格納容器スプレッドボルト</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>よう押出部品タンク</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上昇調整タンク</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器、制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器、制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他発電用原子炉の附属設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機（内燃機）</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>起動空気だめ</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機（外燃機）</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>否</td> <td>②</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>重油タンク</td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>否</td> <td>②</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>○</td> <td></td> <td>制御室</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>○</td> <td></td> <td>原子炉周辺機器</td> <td>可</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方】</p> <p>①：当該設備が設置されている場所は耐震コンクリート造であり、設計電圧による複合荷重に対して構造健全性は維持される。かつ設計寿命中は貫通しないとの結果が得られたことから、当該設備は設計電圧による影響を受けないため除外する。</p> <p>②：当該設備が設置されている場所は耐震コンクリート造であり、設計電圧による複合荷重に対して構造健全性は維持されるが、上部（原子炉周辺機器）は非荷重であり、設計寿命中の侵入が想定されることから、当該設備は設計電圧による影響を受けるため除外不可。</p> <p>③：当該設備は屋外設置であり、外敵による防護機能が期待できないため、除外不可。</p> <p>④：当該設備のうち、原子炉格納容器排水系統の配管・弁は屋外設置であるため、外敵による防護機能が期待できないため、除外不可。</p> <p>⑤：当該設備は地下に埋設されたコンクリート躯体の中に設置されているが、マンホールが露出しているため、外敵による防護機能が期待できないため、除外不可。</p> <p>⑥：当該設備は屋内設置であるが、扉は常閉状態に設置されており、外敵による防護が期待できない。</p> <p>また、燃料貯蔵施設、海水貯蔵設備（海水ポンプアリア海水防止器）、降圧監視設備（降圧監視のメータ、監視計）については、耐震Sクラスの構造物及び設備ではあるが、電圧は気象現象、降圧は地震または地震地すべりにより発生し、発生原因が異なるため、当該施設は耐震Sクラスの構造物及び設備として抽出しない。</p>	施設区分	Step1 設備名	Step2 屋内 屋外		具体的な設置場所（屋内設置の場合）	屋内可否	考え方	評価対象	計測制御設備	制御用空気設備			原子炉周辺機器	可	①		制御用空気圧縮機	○		原子炉周辺機器	可	①		制御用空気だめ	○		原子炉周辺機器	可	①		制御用空気乾燥器	○		原子炉周辺機器	可	①		配管	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①		燃料搬送設備	燃料搬送機	○		原子炉格納容器、原子炉周辺機器	可	①		燃料搬送機	○		原子炉格納容器、原子炉周辺機器	可	①		燃料搬送機	○		原子炉周辺機器	可	①		燃料搬送機	○		原子炉周辺機器	可	①		燃料搬送機	○		原子炉周辺機器	可	①		放射線管理用計測装置	格納容器内高レベルアラーム	○		制御室	可	①		格納容器							アムニクス空気浄化システムユニット	○		原子炉周辺機器	可	①		アムニクス空気浄化ファン	○		原子炉周辺機器	可	①		中央制御室空調ファン	○		制御室	可	①		中央制御室換気ファン	○		制御室	可	①		中央制御室非常用換気ファン	○		制御室	可	①		中央制御室非常用換気ファン	○		制御室	可	①		中央制御室空調ユニット	○		制御室	可	①		中央制御室非常用換気ファン	○		制御室	可	①		中央制御室空調ユニット	○		制御室	可	①		格納容器冷却ファンユニット	○		原子炉周辺機器	可	①		ダクト	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①		ポンプ	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①		気体送給装置							気体送給装置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺機器	可	①		原子炉格納容器	原子炉格納容器							原子炉格納容器		○	-	否	②	○	原子炉格納容器 貫通部	○		原子炉格納容器	可	①		圧力試験設備							格納容器スプレッドボルト	○		原子炉周辺機器	可	①		圧力試験設備	格納容器スプレッドボルト	○		原子炉周辺機器	可	①		よう押出部品タンク	○		原子炉周辺機器	可	①		上昇調整タンク	○		原子炉周辺機器	可	①		配管	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①		弁	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①		その他発電用原子炉の附属設備	非常用電源設備							ディーゼル発電機（内燃機）	○		原子炉周辺機器	可	①		起動空気だめ	○		原子炉周辺機器	可	①		燃料油貯蔵タンク	○		原子炉周辺機器	可	①		ディーゼル発電機（外燃機）	○		原子炉周辺機器	可	①		燃料油貯蔵タンク		○	-	否	②	○	重油タンク		○	-	否	②	○	蓄電池	○		制御室	可	①		配管	○		原子炉周辺機器	可	①		弁	○		原子炉周辺機器	可	①				<p>【大飯】 記載方針の相違 ・【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯では、竜巻影響評価ガイドに基づき、耐震Sクラス施設から評価対象施設を抽出した結果と、安全重要度クラス1、2に属する施設から評価対象施設を抽出した結果を比較して評価対象施設に相違ないことを確認しているが、泊では、女川と同じく、安全重要度クラス1、2及び安全評価上期待するクラス3に属する施設を外部事象防護対象施設として選定しているため、外部事象防護対象施設に該当しない耐震Sクラス施設の有無について確認している。</p>
施設区分	Step1 設備名	Step2 屋内 屋外		具体的な設置場所（屋内設置の場合）	屋内可否	考え方	評価対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計測制御設備	制御用空気設備			原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	制御用空気圧縮機	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	制御用空気だめ	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	制御用空気乾燥器	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	配管	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
燃料搬送設備	燃料搬送機	○		原子炉格納容器、原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料搬送機	○		原子炉格納容器、原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料搬送機	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料搬送機	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料搬送機	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
放射線管理用計測装置	格納容器内高レベルアラーム	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	格納容器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	アムニクス空気浄化システムユニット	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	アムニクス空気浄化ファン	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室空調ファン	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室換気ファン	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室非常用換気ファン	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室非常用換気ファン	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室空調ユニット	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室非常用換気ファン	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央制御室空調ユニット	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	格納容器冷却ファンユニット	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	ダクト	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	ポンプ	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	気体送給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
気体送給装置	○		原子炉格納容器、原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
原子炉格納容器	原子炉格納容器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原子炉格納容器		○	-	否	②	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	原子炉格納容器 貫通部	○		原子炉格納容器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	圧力試験設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	格納容器スプレッドボルト	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
圧力試験設備	格納容器スプレッドボルト	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	よう押出部品タンク	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	上昇調整タンク	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	配管	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	弁	○		原子炉周辺機器、制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他発電用原子炉の附属設備	非常用電源設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	ディーゼル発電機（内燃機）	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	起動空気だめ	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料油貯蔵タンク	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	ディーゼル発電機（外燃機）	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	燃料油貯蔵タンク		○	-	否	②	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	重油タンク		○	-	否	②	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	蓄電池	○		制御室	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	配管	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	弁	○		原子炉周辺機器	可	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

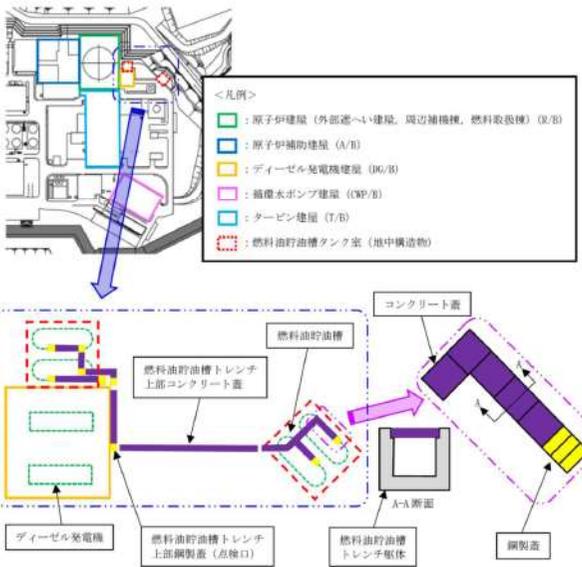
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【東海第二発電所まとめ資料 添付資料1 別紙1-1を引用】 別紙1-1</p> <p>緊急時対策所の竜巻防護方針について</p> <p>1. 竜巻に対する防護方針 緊急時対策所は、設計基準対象施設かつ重大事故等対処施設として位置付けられており、それぞれに対し以下の防護方針に基づき、必要とされる機能を維持する設計としている。 設計基準対象施設としては、安全重要度分類のクラス3施設（MS-3）に対する防護方針に従い、損傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修復する等の対応が可能な設計とすることとしている。</p> <p>また、重大事故等対処施設としては、緊急時対策所に配置される種々の重大事故等対処設備に対し、同一機能の設備には多様性を考慮する等の配慮により、共通要因である設計竜巻により同時に機能を喪失しないようにすることで、必要な機能を維持する方針としている。</p> <p>2. 防護方針への適合性 緊急時対策所においては、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設として、「設置許可基準規則」第34条及び第61条に示される要求に応じた各種の設備が設置される。これら設備の配置等の特徴を踏まえ、竜巻に対する機能維持のための方針を整理した結果を別表1-1に示す。 大部分の設備は緊急時対策所建屋に内包されるが、建屋は重大事故等対処施設として要求される遮蔽性、耐震性を考慮した堅牢な構造であり、内部の設備は設計竜巻に対し防護される。</p> <p>また、屋外の一部設備が仮に竜巻により損傷した場合でも、同一機能を有する他の設備が多様性をもって配備されている。 これより、上述の設計基準対象施設としての防護方針及び重大事故等対処施設としての防護方針に適合したものとなっている。</p>	<p>別紙4</p> <p>緊急時対策所の竜巻防護方針について</p> <p>1. 竜巻に対する防護方針 緊急時対策所は、設計基準対象施設かつ重大事故等対処施設として位置付けられており、それぞれに対し以下の防護方針に基づき、必要とされる機能を維持する設計としている。 設計基準対象施設としては、安全重要度分類のクラス3施設（MS-3）に対する防護方針に従い、損傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とすることとしている。</p> <p>また、重大事故等対処施設としては、緊急時対策所に配置される種々の重大事故等対処設備に対し、同一機能の設備には多様性を考慮する等の配慮により、共通要因である設計竜巻により設計基準事故対処設備等と同時に機能を喪失しないようにすることで、必要な機能を維持する方針としている。</p> <p>2. 防護方針への適合性 緊急時対策所においては、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設として、「設置許可基準規則」第34条及び第61条に示される要求に応じた各種の設備が設置される。これら設備の配置等の特徴を踏まえ、竜巻に対する機能維持のための方針を整理した結果を表1に示す。 大部分の設備は緊急時対策所及び空調上屋に内包されるが、緊急時対策所は重大事故等対処施設として要求される遮蔽性、耐震性を考慮した堅牢な構造であり、また、空調上屋は緊急時対策所と同等な設計であることから、内部の設備は設計竜巻に対し防護される*。 また、屋外の一部設備が仮に竜巻により損傷した場合でも、同一機能を有する他の設備が多様性及び多重性をもって配備されている。 以上より、上述の設計基準対象施設としての防護方針及び重大事故等対処施設としての防護方針に適合したものとなっている。</p> <p>※：緊急時対策所及び空調上屋については、外部事象防護対象施設を内包する建屋（原子炉建屋（周辺補機棟）等）と同じ評価手法により、設計荷重に対して構造健全性が維持されることを確認している。</p>	<p>【東海】 記載表現の相違</p> <p>【東海】 記載表現の相違</p> <p>【東海】 記載表現の相違</p> <p>【東海】 設計の相違 ・泊の換気設備及び加圧設備は、空調上屋に設置している。</p> <p>【東海】 記載方針の相違 ・緊急時対策所及び空調上屋は、設計荷重に対して構造健全性が維持される旨注記している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料1.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																
<p>別表1-1 緊急時対策所の設備と竜巻に対する設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統機能</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>設備</th> <th>配設場所</th> <th>竜巻に対する機能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">必要な情報の把握</td> <td rowspan="2">緊急時対策支援システム伝送装置 ・S/PDSデータ表示装置</td> <td>同左</td> <td>屋内 一部 屋外</td> <td>【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>同左</td> <td>屋内 屋外</td> <td>【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の回線で代替</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡</td> <td rowspan="2">・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX） ・携帯型無線連絡装置 ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）</td> <td>同左</td> <td>屋内 一部 屋外</td> <td>【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の回線で代替</td> </tr> <tr> <td>（左記設備は「自主対策設備」の位置付け）</td> <td>屋内 一部 屋外</td> <td>【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源の確保</td> <td rowspan="2">・電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX） ・送受信器（ベースング） ・無線連絡設備（固定型） ・専用電話設備（ホットライン）（自前指向） ・テレビ会議システム（社内） ・加入電話設備（加入電話、加入FAX） ・常用所内電気設備</td> <td>—</td> <td>屋内</td> <td>【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>屋内</td> <td>【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の設備で代替</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住性の確保</td> <td rowspan="2">・緊急時対策所遮断</td> <td>同左</td> <td>屋内 屋外</td> <td>【屋内の遮蔽壁】 緊急時対策所建屋外壁により防護 【屋外の遮蔽壁】 竜巻に対する破壊確率を確保</td> </tr> <tr> <td>同左</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所建屋による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>・龍巻強度計 ・二酸化炭素濃度計</td> <td>同左</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所建屋による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所加圧設備 ・緊急時対策所遮圧計 ・可搬型モニタリング・ポスト ・緊急時対策所エアモニタ</td> <td>同左</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所建屋による外敵防護</td> </tr> </tbody> </table>		系統機能	設計基準対象施設	設備	配設場所	竜巻に対する機能維持	必要な情報の把握	緊急時対策支援システム伝送装置 ・S/PDSデータ表示装置	同左	屋内 一部 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護	同左	屋内 屋外	【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の回線で代替	通信連絡	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX） ・携帯型無線連絡装置 ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）	同左	屋内 一部 屋外	【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の回線で代替	（左記設備は「自主対策設備」の位置付け）	屋内 一部 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護	電源の確保	・電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX） ・送受信器（ベースング） ・無線連絡設備（固定型） ・専用電話設備（ホットライン）（自前指向） ・テレビ会議システム（社内） ・加入電話設備（加入電話、加入FAX） ・常用所内電気設備	—	屋内	【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護	—	屋内	【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の設備で代替	居住性の確保	・緊急時対策所遮断	同左	屋内 屋外	【屋内の遮蔽壁】 緊急時対策所建屋外壁により防護 【屋外の遮蔽壁】 竜巻に対する破壊確率を確保	同左	屋内	緊急時対策所建屋による外敵防護	—	・龍巻強度計 ・二酸化炭素濃度計	同左	屋内	緊急時対策所建屋による外敵防護	—	・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所加圧設備 ・緊急時対策所遮圧計 ・可搬型モニタリング・ポスト ・緊急時対策所エアモニタ	同左	屋内	緊急時対策所建屋による外敵防護	<p>表1 緊急時対策所の設備と竜巻に対する設計方針（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な機能</th> <th>設計基準事故対応設備等</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>竜巻に対する機能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">必要な情報の把握</td> <td>緊急時対策所</td> <td>同左</td> <td>屋外</td> <td>構造健全性を確保</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）</td> <td>屋外</td> <td>構造健全性を確保</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、 配管等</td> <td>屋内</td> <td>空調上層による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>居住性の確保</td> <td>—</td> <td>常設箇所： 配管等</td> <td>【屋内設備】 緊急時対策所および空調上層による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>可搬箇所： 空気供給装置（空気ポンプ） 配管等</td> <td>屋内</td> <td>空調上層による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>常設箇所： 配管等</td> <td>屋内 屋外</td> <td>【屋内設備】 緊急時対策所および空調上層による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>圧力計</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所による外敵防護</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電源の確保</td> <td>龍巻強度・二酸化炭素濃度計</td> <td>同左</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所による外敵防護</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電源の確保</td> <td>データ収集計算機 ERSS 伝送サーバ データ表示端末</td> <td>同左</td> <td>屋内 一部屋外</td> <td>【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線</td> <td>—</td> <td>屋内</td> <td>緊急時対策所による外敵防護</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>可搬箇所： 緊急時対策所用発電機</td> <td>屋外</td> <td>分散配置</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>常設箇所： 接続線</td> <td>屋内 屋外</td> <td>【屋内設備】 緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施</td> </tr> </tbody> </table>	必要な機能	設計基準事故対応設備等	重大事故等対応設備	保管・設置箇所	竜巻に対する機能維持	必要な情報の把握	緊急時対策所	同左	屋外	構造健全性を確保	—	緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）	屋外	構造健全性を確保	—	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、 配管等	屋内	空調上層による外敵防護	居住性の確保	—	常設箇所： 配管等	【屋内設備】 緊急時対策所および空調上層による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施	—	可搬箇所： 空気供給装置（空気ポンプ） 配管等	屋内	空調上層による外敵防護	—	常設箇所： 配管等	屋内 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所および空調上層による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施	—	圧力計	屋内	緊急時対策所による外敵防護	電源の確保	龍巻強度・二酸化炭素濃度計	同左	屋内	緊急時対策所による外敵防護	—	緊急時対策所可搬型エアモニタ	屋内	緊急時対策所による外敵防護	—	可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備	屋内	緊急時対策所による外敵防護	電源の確保	データ収集計算機 ERSS 伝送サーバ データ表示端末	同左	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替	非常用低圧母線	—	屋内	緊急時対策所による外敵防護	—	可搬箇所： 緊急時対策所用発電機	屋外	分散配置	—	—	常設箇所： 接続線	屋内 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施	<p>【東海】 設計の相違 ・重大事故等対応設備及び建屋配置等の相違により防護方法が異なっている。</p>
系統機能	設計基準対象施設	設備	配設場所	竜巻に対する機能維持																																																																																																															
必要な情報の把握	緊急時対策支援システム伝送装置 ・S/PDSデータ表示装置	同左	屋内 一部 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護																																																																																																															
		同左	屋内 屋外	【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の回線で代替																																																																																																															
通信連絡	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX） ・携帯型無線連絡装置 ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）	同左	屋内 一部 屋外	【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の回線で代替																																																																																																															
		（左記設備は「自主対策設備」の位置付け）	屋内 一部 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護																																																																																																															
電源の確保	・電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX） ・送受信器（ベースング） ・無線連絡設備（固定型） ・専用電話設備（ホットライン）（自前指向） ・テレビ会議システム（社内） ・加入電話設備（加入電話、加入FAX） ・常用所内電気設備	—	屋内	【屋内設備】 緊急時対策所建屋（若しくは原子炉建屋）による外敵防護																																																																																																															
		—	屋内	【屋内設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも、多様性を有する他の設備で代替																																																																																																															
居住性の確保	・緊急時対策所遮断	同左	屋内 屋外	【屋内の遮蔽壁】 緊急時対策所建屋外壁により防護 【屋外の遮蔽壁】 竜巻に対する破壊確率を確保																																																																																																															
		同左	屋内	緊急時対策所建屋による外敵防護																																																																																																															
—	・龍巻強度計 ・二酸化炭素濃度計	同左	屋内	緊急時対策所建屋による外敵防護																																																																																																															
—	・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所加圧設備 ・緊急時対策所遮圧計 ・可搬型モニタリング・ポスト ・緊急時対策所エアモニタ	同左	屋内	緊急時対策所建屋による外敵防護																																																																																																															
必要な機能	設計基準事故対応設備等	重大事故等対応設備	保管・設置箇所	竜巻に対する機能維持																																																																																																															
必要な情報の把握	緊急時対策所	同左	屋外	構造健全性を確保																																																																																																															
	—	緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）	屋外	構造健全性を確保																																																																																																															
	—	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、 配管等	屋内	空調上層による外敵防護																																																																																																															
	居住性の確保	—	常設箇所： 配管等	【屋内設備】 緊急時対策所および空調上層による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施																																																																																																															
	—	可搬箇所： 空気供給装置（空気ポンプ） 配管等	屋内	空調上層による外敵防護																																																																																																															
	—	常設箇所： 配管等	屋内 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所および空調上層による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施																																																																																																															
	—	圧力計	屋内	緊急時対策所による外敵防護																																																																																																															
電源の確保	龍巻強度・二酸化炭素濃度計	同左	屋内	緊急時対策所による外敵防護																																																																																																															
	—	緊急時対策所可搬型エアモニタ	屋内	緊急時対策所による外敵防護																																																																																																															
	—	可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備	屋内	緊急時対策所による外敵防護																																																																																																															
電源の確保	データ収集計算機 ERSS 伝送サーバ データ表示端末	同左	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替																																																																																																															
	非常用低圧母線	—	屋内	緊急時対策所による外敵防護																																																																																																															
	—	可搬箇所： 緊急時対策所用発電機	屋外	分散配置																																																																																																															
—	—	常設箇所： 接続線	屋内 屋外	【屋内設備】 緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 防護対策実施																																																																																																															
<p>表1 緊急時対策所の設備と竜巻に対する設計方針（2/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な機能</th> <th>設計基準事故対応設備等</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>保管・設置箇所</th> <th>竜巻に対する機能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通信設備</td> <td>衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>同左</td> <td>屋内 一部屋外</td> <td>【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>インターフォン テレビ会議システム（指揮所・持機所間）</td> <td>屋内 一部屋外</td> <td>【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>運転指令設備 加入電話設備 電力保安通信用電話設備 移動無線設備 社内テレビ会議システム 専用電話設備</td> <td>—</td> <td>屋内 一部屋外</td> <td>【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替</td> </tr> </tbody> </table>		必要な機能	設計基準事故対応設備等	重大事故等対応設備	保管・設置箇所	竜巻に対する機能維持	通信設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	同左	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替	—	インターフォン テレビ会議システム（指揮所・持機所間）	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替	—	運転指令設備 加入電話設備 電力保安通信用電話設備 移動無線設備 社内テレビ会議システム 専用電話設備	—	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替																																																																																															
必要な機能	設計基準事故対応設備等	重大事故等対応設備	保管・設置箇所	竜巻に対する機能維持																																																																																																															
通信設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	同左	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替																																																																																																															
	—	インターフォン テレビ会議システム（指揮所・持機所間）	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替																																																																																																															
—	運転指令設備 加入電話設備 電力保安通信用電話設備 移動無線設備 社内テレビ会議システム 専用電話設備	—	屋内 一部屋外	【屋内設備】 原子炉補助建屋及び緊急時対策所による外敵防護 【屋外設備】 仮に一部の設備が損傷した場合でも多様性を有する他の回線で代替																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

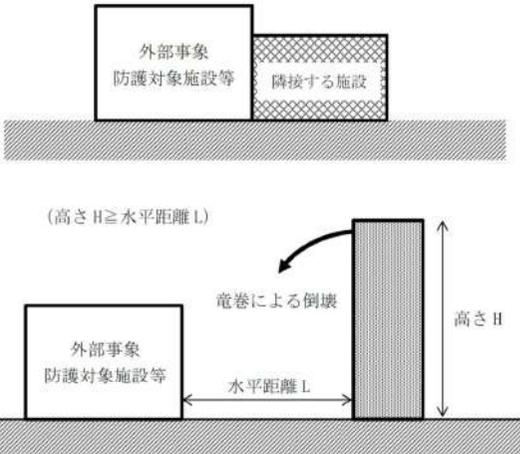
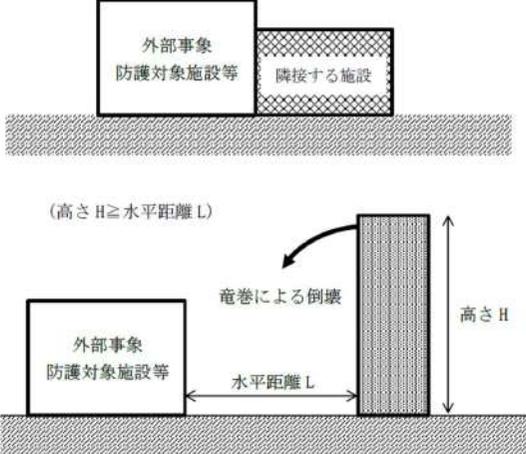
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送配管に対する設計飛来物の影響について</p> <p>1. 概要</p> <p>外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機燃料油移送配管を内包している「A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ」及び「B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ」（以下、「燃料油貯油槽トレンチ」という。）は埋設されているものの、上部開口部には、コンクリート蓋が設置されている。また、点検口（9箇所）については、鋼製蓋が設置されているため（図1参照）、当該トレンチ上部のコンクリート蓋及び鋼製蓋に設計飛来物が衝突した場合の当該配管への影響について確認した。</p>  <p style="text-align: center;">図1 燃料油貯油槽トレンチ上部のコンクリート蓋及び鋼製蓋の概略配置図</p> <p>2. 確認結果</p> <p>当該トレンチ上部のコンクリート蓋及び鋼製蓋について、設計飛来物のうち運動エネルギー、貫通力が最大となる鋼製材が衝突した場合の当該配管への影響について確認した。</p> <p>（1）コンクリート蓋に鋼製材が衝突した場合の影響</p> <p>コンクリート蓋の厚さは270mmであり、コンクリートの貫通限界厚さ（210mm）以上の厚さが確保されているため、当該蓋に鋼製材が衝突しても貫通は発生しないが、裏面剥離限界厚さ（370mm）は確保</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違 対象施設の相違 ・評価対象施設の相違 ・A1, A2/B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチは、外部事象防護対象施設である「ディーゼル発電機燃料油移送配管」を内包しており、設計竜巻に対して外殻となる施設（評価対象施設）として抽出している。一方、女川の類似設備である軽油タンク連絡ダクトは、地中に埋設されており、設計竜巻の影響を受けないため、評価対象施設として抽出していない。（女川以外の先行プラントにおいても、評価対象施設として抽出していない。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>されていないため、裏面剥離が発生する可能性がある。</p> <p>裏面剥離が発生したとしても、当該配管の厚さは6mmあり、剥離したコンクリートの衝突によって当該配管が損傷（貫通）する可能性は低いと考えるものの、当該配管の機能に影響を与える可能性は否定できないため、当該蓋部に対して竜巻飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を実施する。</p> <p>（2）鋼製蓋に鋼製材が衝突した場合の影響</p> <p>鋼製蓋の厚さは6mmであり、鋼板の貫通限界厚さ（22mm）は確保されていない。また、当該蓋部には、鋼板製のカバーが設置されているものの、鋼製材が衝突した場合、当該カバーを貫通し当該蓋も貫通する可能性は否定できないため、当該蓋部に対して竜巻飛来物防護対策設備による竜巻防護対策を実施する。</p> <p>3. 竜巻防護対策（案）</p> <p>当該蓋部に対して実施する竜巻防護対策（案）を以下に示す。</p> <p>（1）コンクリート蓋部</p> <p>裏面剥離が発生しない厚さを確保した蓋に交換する、当該蓋部に当該蓋の厚さを考慮して裏面剥離が発生しないために必要な厚さを確保した鋼板を設置する又はそれらを適切に組み合わせる。（竜巻防護板又は竜巻防護鋼板の設置）</p> <p>（2）鋼製蓋部</p> <p>貫通が発生しない厚さを確保した蓋に交換する、当該蓋部に当該蓋の厚さを考慮して貫通が発生しないために必要な厚さを確保した鋼板を設置する又はそれらを適切に組み合わせる。（竜巻防護鋼板の設置）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付 1.3）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. 竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について</p> <p>竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（以下、「竜巻影響評価ガイド」という）に従い、当該施設の破損等により竜巻防護施設に波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させる可能性が否定できない施設、又はその施設の特定区画として、以下の抽出方法に従い抽出を行った。</p> <p>（1）抽出方法</p> <p>竜巻防護施設（竜巻防護施設を内包する施設に内包された耐震Sクラス設備も含む）に対する波及的影響として、当該施設の倒壊・損傷等により、竜巻防護施設が損傷を受ける物理的影響、当該施設が機能喪失に陥った場合に、竜巻防護施設も機能喪失する機能的影響の観点から波及的影響を及ぼし得る施設を抽出する。なお、当該施設の倒壊・損傷等により発生した2次飛来物の影響は、設計飛来物の検討に含めている。（補足説明資料7：設計飛来物の選定について）</p> <p>具体的には、網羅的に波及的影響を及ぼし得る施設を抽出するために、原子力保全総合システム※を利用する。原子力保全総合システムは、恒常的に点検補修等の保守を実施している設備を網羅的に登録しているため、本システムに登録されている施設を抽出フローのスタートとし、図1に示す波及的影響を及ぼす施設の抽出フローに従い、波及的影響を及ぼし得る施設の抽出を網羅的に行った。また、波及的影響を及ぼし得る施設のイメージを図2に示す。なお、隣接する施設により機械的に竜巻防護施設もしくは竜巻防護施設を内包する施設に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出結果を別紙1に示す。</p> <p>※ 原子力保全総合システムとは、H15年より当社が運用を開始している、設備の点検内容・点検計画等のデータを一元管理し、保全関連業務を支援するシステムである。現在、原子力発電所内に設置している設備約70万機器（11ユニットの合計値）が登録されており、設備の保全計画策定に活用している。</p> <p>（1）抽出結果</p> <p>抽出フローに従い抽出した波及的影響を及ぼし得る施設を抽出フローの番号と共に表1に示す。</p>	<p>添付資料 1.3</p> <p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について</p> <p>1. 抽出方針</p> <p>発電所構内の構築物、系統及び機器のうち外部事象防護対象施設等を除く施設（以下「その他の施設」という。）のうち、外部事象防護対象施設等に対する波及的影響として、以下の観点から波及的影響を及ぼし得る施設を抽出する。</p> <p>1.1 機械的影響の観点での抽出</p> <p>外部事象防護対象施設等に対して、機械的影響の観点から、施設が倒壊することにより、外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある施設及び隣接する施設を抽出する。第1.1-1図に示すとおり、隣接施設及び施設の高さが外部事象防護対象施設等との距離以上である施設を抽出した。</p> <p>抽出フローを第1.1-2図に、抽出結果を第1.1-1表及び第1.1-3図に示す。また、抽出結果の詳細を、別紙1「外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に係る調査結果について」に示す。</p>  <p>第1.1-1図 隣接する施設及び倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼし得る施設</p>	<p>添付資料 1.3</p> <p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について</p> <p>1. 抽出方針</p> <p>発電所構内の構築物、系統及び機器のうち外部事象防護対象施設等を除く施設（以下「その他の施設」という。）のうち、外部事象防護対象施設等に対する波及的影響として、以下の観点から波及的影響を及ぼし得る施設を抽出する。</p> <p>1.1 機械的影響の観点での抽出</p> <p>外部事象防護対象施設等に対して、機械的影響の観点から、施設が倒壊することにより、外部事象防護対象施設等の機能を喪失させる可能性がある施設及び隣接する施設を抽出する。第1.1.1図に示すとおり、隣接施設及び施設の高さが外部事象防護対象施設等との距離以上である施設を抽出した。</p> <p>抽出フローを第1.1.2図に、抽出結果を第1.1.1表及び第1.1.3図に示す。また、抽出結果の詳細を、別紙1「外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に係る調査結果について」に示す。</p>  <p>第1.1.1図 隣接する施設及び倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼし得る施設</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違 図表の記載ルールの相違 （以下、同様の相違理由は省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>図2 波及的影響を及ぼし得る施設のイメージ</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1.1-1表 機械的影響の観点からの抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外部事象防護対象施設等へ損傷を及ぼす可能性のある建物及び構築物等</th> <th>外部事象防護対象施設等</th> <th>地上高 (m)</th> <th>外部事象防護対象施設等までの最短距離 (m)</th> <th>抽出結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号制御建屋</td> <td>制御建屋</td> <td>—</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラー建屋</td> <td>制御建屋</td> <td>—</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋</td> <td>タービン建屋</td> <td>約44</td> <td>約22</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室門型クレーン</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ等</td> <td>約23</td> <td>約36^{※1}</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td>蒸気貯槽</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約4</td> <td>約9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>PLR-VWF 入力変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約3</td> <td>約8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>除塵装置電源室</td> <td>軽油タンク室</td> <td>約5</td> <td>約13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3号炉硫酸貯槽</td> <td>軽油タンク室 (11)</td> <td>約3</td> <td>約13</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機械的影響の観点からの主な抽出結果を記載している。 ※1：通常時機位置における最短距離 ※2：海水ポンプ室門型クレーンはスタッパ等により固定されているが、破損した場合には竜巻の風圧を受け移動し、原子炉補機冷却海水ポンプ等に隣接する可能性があるため抽出する</p> <p>第1.1-3 図 機械的影響の観点からの抽出結果</p>	外部事象防護対象施設等へ損傷を及ぼす可能性のある建物及び構築物等	外部事象防護対象施設等	地上高 (m)	外部事象防護対象施設等までの最短距離 (m)	抽出結果	1号制御建屋	制御建屋	—	隣接	○	補助ボイラー建屋	制御建屋	—	隣接	○	サイトバンカ建屋	タービン建屋	約44	約22	○	海水ポンプ室門型クレーン	原子炉補機冷却海水ポンプ等	約23	約36 ^{※1}	○ ^{※2}	蒸気貯槽	原子炉建屋	約4	約9	—	PLR-VWF 入力変圧器	原子炉建屋	約3	約8	—	除塵装置電源室	軽油タンク室	約5	約13	—	3号炉硫酸貯槽	軽油タンク室 (11)	約3	約13	—	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1.1.1表 機械的影響の観点からの抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外部事象防護対象施設等へ損傷を及ぼす可能性のある建物及び構築物等</th> <th>外部事象防護対象施設等</th> <th>地上高 (m)</th> <th>外部事象防護対象施設等までの最短距離 (m)</th> <th>抽出結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>原子炉建屋</td> <td>40.7</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電気建屋</td> <td>原子炉建屋 原子炉補助建屋</td> <td>18.7</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>出入管理建屋</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>15.8</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却海水ポンプ出口 ストレーナ</td> <td>32.7</td> <td>建屋内設置^{※1}</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機械的影響の観点からの主な抽出結果を記載している。 ※1：循環水ポンプ建屋は、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、原子炉補機冷却海水ポンプ、配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）を内包している。</p> <p>第1.1.3 図 機械的影響の観点からの抽出結果</p>	外部事象防護対象施設等へ損傷を及ぼす可能性のある建物及び構築物等	外部事象防護対象施設等	地上高 (m)	外部事象防護対象施設等までの最短距離 (m)	抽出結果	タービン建屋	原子炉建屋	40.7	隣接	○	電気建屋	原子炉建屋 原子炉補助建屋	18.7	隣接	○	出入管理建屋	原子炉補助建屋	15.8	隣接	○	循環水ポンプ建屋	原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却海水ポンプ出口 ストレーナ	32.7	建屋内設置 ^{※1}	○	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・機器配置の相違 抽出フローは同様であるが、プラント機器配置や建屋設計が異なるため、抽出される機器が異なる。</p> <p>【女川】 ・機器配置の相違 抽出フローは同様であるが、プラント機器配置が異なるため、抽出される機器が異なる。</p>
外部事象防護対象施設等へ損傷を及ぼす可能性のある建物及び構築物等	外部事象防護対象施設等	地上高 (m)	外部事象防護対象施設等までの最短距離 (m)	抽出結果																																																																					
1号制御建屋	制御建屋	—	隣接	○																																																																					
補助ボイラー建屋	制御建屋	—	隣接	○																																																																					
サイトバンカ建屋	タービン建屋	約44	約22	○																																																																					
海水ポンプ室門型クレーン	原子炉補機冷却海水ポンプ等	約23	約36 ^{※1}	○ ^{※2}																																																																					
蒸気貯槽	原子炉建屋	約4	約9	—																																																																					
PLR-VWF 入力変圧器	原子炉建屋	約3	約8	—																																																																					
除塵装置電源室	軽油タンク室	約5	約13	—																																																																					
3号炉硫酸貯槽	軽油タンク室 (11)	約3	約13	—																																																																					
外部事象防護対象施設等へ損傷を及ぼす可能性のある建物及び構築物等	外部事象防護対象施設等	地上高 (m)	外部事象防護対象施設等までの最短距離 (m)	抽出結果																																																																					
タービン建屋	原子炉建屋	40.7	隣接	○																																																																					
電気建屋	原子炉建屋 原子炉補助建屋	18.7	隣接	○																																																																					
出入管理建屋	原子炉補助建屋	15.8	隣接	○																																																																					
循環水ポンプ建屋	原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却海水ポンプ出口 ストレーナ	32.7	建屋内設置 ^{※1}	○																																																																					

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付 1.3）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>2. 機能的影響の観点での抽出</p> <p>2.1 外部事象防護対象施設の付属施設のうち屋外にある設備</p> <p>外部事象防護対象施設に対して、機能的影響の観点（「屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備」）から、機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失する可能性がある施設を抽出した。抽出結果を第2.1-1表に示す。</p> <div data-bbox="69 722 689 874" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>比較のため、基本方針の1.9.1.5(2)から記載を抜粋 （竜巻防護施設を内包する区画の換気空調設備のうち、外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ・バタフライ弁） ・換気空調設備（蓄電池室の換気空調設備の外気と繋がるダクト・ファン及び外気との境界となるダンパ）</p> </div>	<p>2. 機能的影響の観点での抽出</p> <p>2.1 外部事象防護対象施設の付属施設のうち屋外にある設備</p> <p>外部事象防護対象施設に対して、機能的影響の観点（「屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備」）から、機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失する可能性がある施設を抽出した。抽出結果を第2.1-1表に示す。</p> <div data-bbox="707 352 1321 679" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2.1-1表 機能的影響の観点からの抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">外部事象防護対象施設</th> <th style="width: 50%;">屋外にある付属施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常用ディーゼル発電設備</td> <td>排気消音器</td> </tr> <tr> <td>機関ミスト配管</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サブタンクミスト配管</td> </tr> <tr> <td>燃料デイトタンクミスト配管</td> </tr> <tr> <td>燃料油ドレンタンクミスト配管</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備</td> <td>排気消音器</td> </tr> <tr> <td>機関ミスト配管</td> </tr> <tr> <td>潤滑油補給タンクミスト配管</td> </tr> <tr> <td>燃料デイトタンクミスト配管</td> </tr> <tr> <td>軽油タンクA系</td> <td>軽油タンクA系ベント配管</td> </tr> <tr> <td>軽油タンクB系</td> <td>軽油タンクB系ベント配管</td> </tr> <tr> <td>軽油タンクHPCS系</td> <td>軽油タンクHPCS系ベント配管</td> </tr> </tbody> </table> </div>	外部事象防護対象施設	屋外にある付属施設	非常用ディーゼル発電設備	排気消音器	機関ミスト配管	潤滑油サブタンクミスト配管	燃料デイトタンクミスト配管	燃料油ドレンタンクミスト配管	高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備	排気消音器	機関ミスト配管	潤滑油補給タンクミスト配管	燃料デイトタンクミスト配管	軽油タンクA系	軽油タンクA系ベント配管	軽油タンクB系	軽油タンクB系ベント配管	軽油タンクHPCS系	軽油タンクHPCS系ベント配管	<p>2. 機能的影響の観点での抽出</p> <p>2.1 外部事象防護対象施設の付属施設のうち屋外にある設備</p> <p>外部事象防護対象施設に対して、機能的影響の観点（「屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備」）から、機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失する可能性がある施設を抽出した。抽出結果を第2.1.1表に示す。</p> <div data-bbox="1339 352 1953 549" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2.1.1表 機能的影響の観点からの抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">外部事象防護対象施設</th> <th style="width: 50%;">屋外にある付属施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機排気消音器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁消音器</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁排気管</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>タービン動補助給水ポンプ排気管</td> </tr> <tr> <td>A1.A2-燃料油貯油槽タンク室 B1.B2-燃料油貯油槽タンク室</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>2.2 外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備</p> <p>外部事象防護対象施設に対して、機能的影響の観点（外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備）から、機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失する可能性がある施設を抽出した。抽出結果を第2.2.1表に示す。</p> <div data-bbox="1339 906 1953 1027" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2.2.1表 機能的影響の観点からの抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">外部事象防護対象施設</th> <th style="width: 50%;">外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池</td> <td>換気空調設備（蓄電池室排気装置）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	外部事象防護対象施設	屋外にある付属施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機排気消音器	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁消音器	主蒸気安全弁排気管	タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ排気管	A1.A2-燃料油貯油槽タンク室 B1.B2-燃料油貯油槽タンク室	ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管	外部事象防護対象施設	外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備	蓄電池	換気空調設備（蓄電池室排気装置）	<p>【女川】 ・設備の相違 プラント内における施設配置の違いにより波及的影響を及ぼし得る施設が異なる。</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>【女川】 評価方針の相違 ・泊では、機能的影響の観点で、換気空調設備を抽出している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・実質的な相違なし。</p>
外部事象防護対象施設	屋外にある付属施設																																				
非常用ディーゼル発電設備	排気消音器																																				
	機関ミスト配管																																				
	潤滑油サブタンクミスト配管																																				
	燃料デイトタンクミスト配管																																				
	燃料油ドレンタンクミスト配管																																				
高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備	排気消音器																																				
	機関ミスト配管																																				
	潤滑油補給タンクミスト配管																																				
	燃料デイトタンクミスト配管																																				
軽油タンクA系	軽油タンクA系ベント配管																																				
軽油タンクB系	軽油タンクB系ベント配管																																				
軽油タンクHPCS系	軽油タンクHPCS系ベント配管																																				
外部事象防護対象施設	屋外にある付属施設																																				
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機排気消音器																																				
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁消音器																																				
	主蒸気安全弁排気管																																				
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ排気管																																				
A1.A2-燃料油貯油槽タンク室 B1.B2-燃料油貯油槽タンク室	ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管																																				
外部事象防護対象施設	外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備																																				
蓄電池	換気空調設備（蓄電池室排気装置）																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p style="text-align: center;">表1 竜巻防護施設に機能的に影響を及ぼし得る施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">系統</th> <th style="width: 15%;">抽出結果</th> <th style="width: 60%;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>原子炉本体</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>原子炉冷却系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>化学体積制御系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>余熱除去系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>格納容器圧力低減装置</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>安全注入系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>原子炉補機冷却水系統</td><td>対象外① 又は②</td><td>外殻による防護機能が期待できる。ただし、海水ポンプ及び付属設備については、竜巻防護施設として抽出。</td></tr> <tr><td>8</td><td>1次系燃料採取系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>1次系補給水系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>燃料貯蔵・取扱設備</td><td>対象外①</td><td>使用済燃料ピット、ラックについて竜巻防護施設として抽出済。</td></tr> <tr><td>11</td><td>燃料取替用水系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>使用済燃料ピット浄化冷却系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>原子炉格納設備</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>換気空調系統</td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">格納容器内空調系統</td><td>対象外②</td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">アニュラス空気浄化系統</td></tr> <tr><td>ダンパ</td><td></td><td>①</td><td>・格納容器排気止めダンパ ・補助排気排気流量調節ダンパ</td></tr> <tr><td>弁</td><td></td><td>①</td><td>・アニュラス全量排気弁 ・アニュラス少量排気弁</td></tr> <tr><td>ダクト</td><td></td><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>排気筒</td><td></td><td>①、②</td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">安全補機室冷却系統</td></tr> <tr><td>ダンパ</td><td></td><td>①</td><td>・安全補機室給気第1段階ダンパ ・安全補機室給気第2段階ダンパ</td></tr> <tr><td>ダクト</td><td></td><td>①</td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">ディーゼル発電機室他換気系統</td></tr> <tr><td>ファン</td><td></td><td>①</td><td>・ディーゼル発電機室給気ファン</td></tr> <tr><td>ダンパ</td><td></td><td>①</td><td>・ディーゼル発電機室給気ファン出口逆</td></tr> </tbody> </table>	No.	系統	抽出結果	設備名	1	原子炉本体	対象外②		2	原子炉冷却系統	対象外②		3	化学体積制御系統	対象外②		4	余熱除去系統	対象外②		5	格納容器圧力低減装置	対象外②		6	安全注入系統	対象外②		7	原子炉補機冷却水系統	対象外① 又は②	外殻による防護機能が期待できる。ただし、海水ポンプ及び付属設備については、竜巻防護施設として抽出。	8	1次系燃料採取系統	対象外②		9	1次系補給水系統	対象外②		10	燃料貯蔵・取扱設備	対象外①	使用済燃料ピット、ラックについて竜巻防護施設として抽出済。	11	燃料取替用水系統	対象外②		12	使用済燃料ピット浄化冷却系統	対象外②		13	原子炉格納設備	対象外②		14	換気空調系統			格納容器内空調系統		対象外②		アニュラス空気浄化系統				ダンパ		①	・格納容器排気止めダンパ ・補助排気排気流量調節ダンパ	弁		①	・アニュラス全量排気弁 ・アニュラス少量排気弁	ダクト		①		排気筒		①、②		安全補機室冷却系統				ダンパ		①	・安全補機室給気第1段階ダンパ ・安全補機室給気第2段階ダンパ	ダクト		①		ディーゼル発電機室他換気系統				ファン		①	・ディーゼル発電機室給気ファン	ダンパ		①	・ディーゼル発電機室給気ファン出口逆			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 <p>女川審査実績の反映 泊の抽出結果の記載は、6竜巻-別1-添付1.3-4のみであり本ページには泊の記載はない。</p>
No.	系統	抽出結果	設備名																																																																																																												
1	原子炉本体	対象外②																																																																																																													
2	原子炉冷却系統	対象外②																																																																																																													
3	化学体積制御系統	対象外②																																																																																																													
4	余熱除去系統	対象外②																																																																																																													
5	格納容器圧力低減装置	対象外②																																																																																																													
6	安全注入系統	対象外②																																																																																																													
7	原子炉補機冷却水系統	対象外① 又は②	外殻による防護機能が期待できる。ただし、海水ポンプ及び付属設備については、竜巻防護施設として抽出。																																																																																																												
8	1次系燃料採取系統	対象外②																																																																																																													
9	1次系補給水系統	対象外②																																																																																																													
10	燃料貯蔵・取扱設備	対象外①	使用済燃料ピット、ラックについて竜巻防護施設として抽出済。																																																																																																												
11	燃料取替用水系統	対象外②																																																																																																													
12	使用済燃料ピット浄化冷却系統	対象外②																																																																																																													
13	原子炉格納設備	対象外②																																																																																																													
14	換気空調系統																																																																																																														
格納容器内空調系統		対象外②																																																																																																													
アニュラス空気浄化系統																																																																																																															
ダンパ		①	・格納容器排気止めダンパ ・補助排気排気流量調節ダンパ																																																																																																												
弁		①	・アニュラス全量排気弁 ・アニュラス少量排気弁																																																																																																												
ダクト		①																																																																																																													
排気筒		①、②																																																																																																													
安全補機室冷却系統																																																																																																															
ダンパ		①	・安全補機室給気第1段階ダンパ ・安全補機室給気第2段階ダンパ																																																																																																												
ダクト		①																																																																																																													
ディーゼル発電機室他換気系統																																																																																																															
ファン		①	・ディーゼル発電機室給気ファン																																																																																																												
ダンパ		①	・ディーゼル発電機室給気ファン出口逆																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	系統	抽出結果	設備名			【大飯】 ・記載方針の相違 女川審査実績の反映 泊の抽出結果の記載は、 6巻-別1-添付1.3-4 のみであり本ページには 泊の記載はない。
			止ダンパ ・ディーゼル発電機室排気ダンパ ・ディーゼル発電機室排気防火ダンパ ・制御用空気圧縮機室給気ファン入口逆止ダンパ ・電動補助給水ポンプ室給気ファン入口逆止ダンパ ・電動補助給水ポンプ室排気ダンパ ・制御用空気圧縮機室排気ダンパ ・制御用空気圧縮機室排気防火ダンパ			
	ダクト	①				
	安全補機閉閉器室空調系統					
	ファン	①				
	ダンパ	①	・ディーゼル発電機制御室排気逆止ダンパ ・蓄電池室防火絞りダンパ ・安全補機閉閉器室外取入流量調節ダンパ ・蓄電池室排気防火ダンパ ・蓄電池室排気系充電器室防火絞りダンパ ・蓄電池室排気系A-1次系充電器室防火ダンパ ・蓄電池室排気ファン出口逆止ダンパ ・ディーゼル発電機室制御室排気防火ダンパ ・蓄電池室連絡防火絞りダンパ			
	ダクト	①				
	中央制御室空調系統					
	ダンパ	①	・中央制御室大気放出流量調節ダンパ ・中央制御室外気取入止めダンパ ・キッチン排気第1隔断ダンパ ・中央制御室運転員便所排気防火ダンパ			
	ダクト	①				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	系統	抽出標準	設備名			
	放射線管理室					
	ダンパ	①	・放射線管理室排気流量制御ダンパ			
	ダクト	①				
	原子炉周辺陸域他空調系統	対象外②				
15	気体廃棄物処理系統	対象外②				
16	液体廃棄物処理系統	対象外②				
17	固体廃棄物処理系統	対象外②				
18	抽気・ドレン系統	対象外④				
19	タービン本体	対象外④				
20	タービン抽系統	対象外③ 又は④				
21	E Hガバナ系統	対象外④				
22	タービン補助蒸気系統	対象外④				
23	復水器本体	対象外④				
24	復水系統	対象外 ④				
25	復水浄化設備	対象外④				
26	復水器空気抽出系統	対象外④				
27	S Gブローダウン系統	対象外④				
28	2次系薬品注入系統	対象外③ 又は④				
29	主蒸気・主給水系統					
30	配管	②	・主蒸気安全弁排気管 ・主蒸気過がし弁消音器			
31	その他	対象外② 又は④				
32	2次系冷却水系統	対象外③ 又は④				
33	取水・飲料水系統	対象外③ 又は④				
34	計器用空気系統	対象外②				
35	補助蒸気・補助給水系統					

【大飯】
 ・記載方針の相違
 女川審査実績の反映
 泊の抽出結果の記載は、
 6竜巻-別1-添付1.3-4
 のみであり本ページには
 泊の記載はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	系統	抽出結果	設備名			【大飯】 ・記載方針の相違 女川審査実績の反映 泊の抽出結果の記載は、 6竜巻-別1-添付1.3-4 のみであり本ページには 泊の記載はない。
	配管	②	タービン駆動補助水ポンプ蒸気大気放出管			
36	循環水系統	対象外③ 又は④				
37	発電機設備	対象外② 又は④				
38	密封油系統	対象外④				
39	非常用ディーゼル発電機設備					
	配管	②	・ディーゼル発電機排気消音器 ・燃料油貯蔵タンクベント管 ・重油タンクベント管			
40	主変圧器設備	対象外②、 ③、④				
41	所内変圧器設備	対象外②、 ③、④				
42	特高設備	対象外③				
43	エリアプロセスモニタ	対象外②				
44	所内電源系統	対象外②				
45	照明電源系統	対象外② 又は④				
46	作業用電源系統	対象外②、 ③、④				
47	直流電源系統	対象外②				
48	制御棒駆動装置	対象外②				
49	系統独立制御盤	対象外② 又は④				
50	電気関係付属設備	対象外②、 ③、④				
51	火災検知設備	対象外② 又は④				
52	炭酸ガス消火装置	対象外② 又は④				
53	ヒートトレース設備	対象外②、				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	系統	抽出結果	設備名			【大飯】 ・記載方針の相違 女川審査実績の反映 泊の抽出結果の記載は、 6竜巻-別1-添付1.3-4 のみであり本ページには 泊の記載はない。
54	運転指令装置	対象外②				
55	情報通信設備	対象外② 又は④				
56	炉内中性子束監視装置	対象外②				
57	炉内温度監視装置	対象外②				
58	炉外積算装置	対象外②				
59	1次系ポンプ検視計器	対象外② 又は③				
60	1次系現地計測制御装置	対象外② 又は④				
61	計算機	対象外② 又は④				
62	タービン制御装置	対象外④				
63	タービン監視計器	対象外④				
64	熱管理計器	対象外② 又は④				
65	2次系ポンプ振動監視装置	対象外④				
66	2次系補助計測制御装置	対象外② 又は④				
67	2次系現地計測制御装置	対象外④				
68	水質監視計器	対象外④				
69	消火水系統	対象外②、 ③、④				
70	純水設備	対象外② 又は④				
71	雑用空気系統	対象外②、 ③、④				
72	取水口・放水口設備	対象外③ 又は④				
73	補助ボイラ設備	対象外② 又は④				
74	雑固体焼却設備	対象外③、				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	系統	抽出結果	設備名			
		④				
75	建物					
	タービン建屋	③				
	廃棄物処理建屋	対象外①				
	固体廃棄物貯蔵庫	対象外⑤				
	蒸気発生器保管庫	対象外⑤				
	給排水処理設備	対象外⑤				
	補助ボイラ建屋	対象外⑤				
	事務所	対象外⑤				
76	構築物					
	永久構台	③				
77	耐火隔壁	④				
78	タンクローリー	②				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付 1.3）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="color: green;">竜巻防護施設に機械的影響を及ぼし得る施設の抽出について</p> <p>機械的影響の観点から、竜巻防護施設に波及的影響を与える可能性がある設備及び建屋・構築物について、「竜巻防護施設を内包する施設に隣接している施設」、「倒壊により竜巻防護施設の損傷を損傷させる可能性がある施設」に区別をし、確認した結果を表1及び表2に示す。</p> <p>確認の結果、「竜巻防護施設を内包する施設に隣接している施設」として、タービン建屋、永久構台を抽出し、「倒壊により竜巻防護施設を損傷させる可能性がある施設」として耐火隔壁を抽出した。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に係る調査結果について</p> <p style="color: green;">女川原子力発電所における波及的影響を及ぼし得る施設に係るウォークダウンは、平成25年9月10日～12日、平成27年2月12日～13日に実施した。</p> <p>調査では、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設の外殻に波及的影響を及ぼし得る施設を抽出し、倒壊による影響を及ぼす可能性について確認を行った。</p> <p>1. 調査範囲 外部事象防護対象施設等の周りの最も高い建物である事務建屋の高さを基準として、約40mの範囲とした。</p> <p>また地上からの高さがある施設（1号炉排気筒及び送電鉄塔）は倒壊した場合に波及的影響を及ぼし得る可能性があるため調査対象とした。（別紙2参照）</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に係る調査結果について</p> <p style="color: green;">泊発電所における波及的影響を及ぼし得る施設に係るウォークダウンは、平成25年6月24～25日、平成27年7月24日～11月17日及び令和4年11月22日に実施した。</p> <p>調査では、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設の外殻に波及的影響を及ぼし得る施設を抽出し、倒壊による影響を及ぼす可能性について確認を行った。</p> <p>1. 調査範囲 外部事象防護対象施設等の周りの最も高い構築物である補助ボイラー煙突の高さを基準として、約45mの範囲とした。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】日付の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】 ・設備の相違 女川では、外部事象防護対象施設等の周りの最も高い建物の高さを基準として調査範囲を定めており、泊も同様に最も高い構築物である補助ボイラー煙突の高さ（約43m）を基準として、保守的に45mを調査範囲とした。（以下、同様の相違理由は省略する。）</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊では、地上から高さがある施設として、他号炉の排気筒は原子炉建屋の屋上から外部しゃべい外壁に沿わせて設置されていること、また最も近い1号機西側送電鉄塔の高さは約29mであり、かつ距離が離れている（約400m）ことから、波及的影響を及ぼし得る可能性はないため記載していない。（以下、同様の相違理由は記載しない。）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

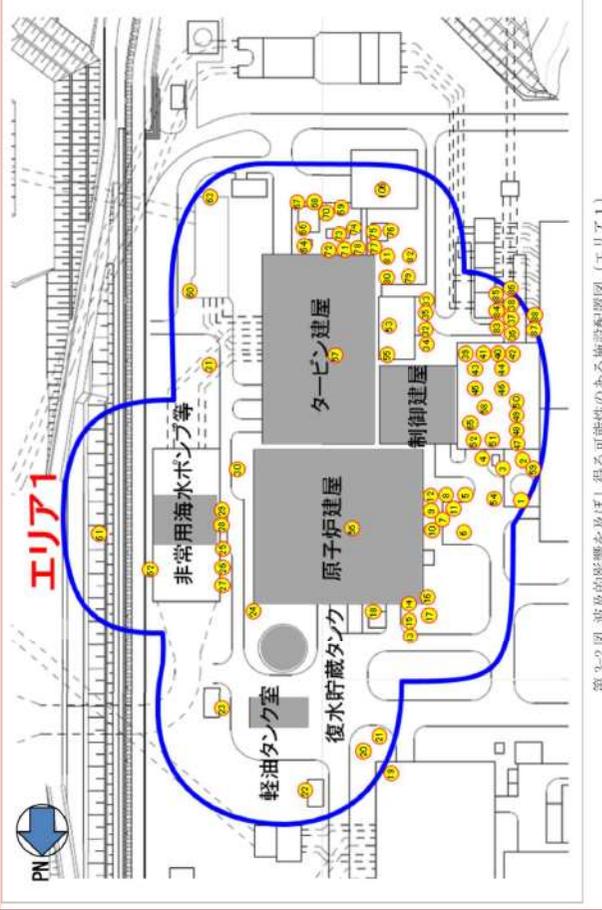
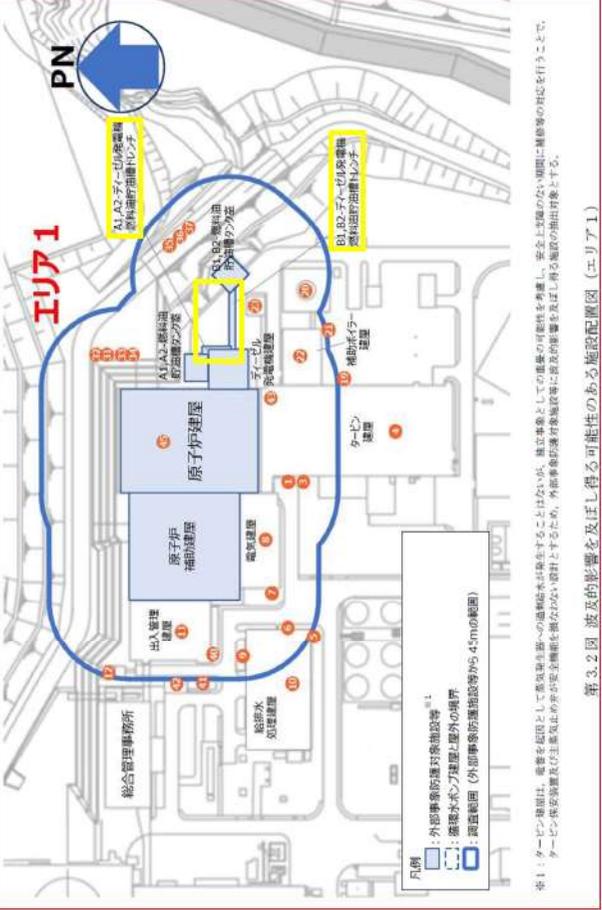
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 調査方法</p> <p>調査範囲内にある施設について、外部事象防護対象施設等の周辺の状況を確認し、隣接施設及び比較的近接している施設を抽出するとともに、倒壊による影響の可能性の観点から寸法測定、設置場所の確認、写真撮影等を行った。具体的な内容については以下のとおり。</p> <p>(1) 寸法測定</p> <p>外部事象防護対象施設等からの離隔距離の測定、対象物の平面寸法及び高さを、計測器による測定及び図面等により確認した。</p> <p>(2) 設置場所</p> <p>確認した施設について、配置図の作成及び、写真撮影を実施した。その他、現地で確認できない情報（重量、寸法等）については、設計図書等により確認した。</p> <p>3. 調査結果</p> <p>本調査で抽出された、波及的影響を及ぼし得る施設を第3-1図～第3-3図及び第3-1表～第3-3表に示す。外部事象防護対象施設等から約40mの範囲内に設置されている設備、建物・構築物及び地上からの高さがある施設（1号炉排気筒及び送電鉄塔）を合わせて109施設を抽出し、第3-4図のフローに基づいて評価を行った。</p> <p>その結果、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の評価対象として、1号制御建屋、2号補助ボイラー建屋、サイトバンカ建屋及び海水ポンプ室門型クレーンに加え、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み自主的に機能維持のための配慮を行う防潮堤及び防潮壁の6施設を選定した。</p>	<p>2. 調査方法</p> <p>調査範囲内にある施設について、外部事象防護対象施設等の周辺の状況を確認し、隣接施設及び比較的近接している施設を抽出するとともに、倒壊による影響の可能性の観点から寸法測定、設置場所の確認、写真撮影等を行った。具体的な内容については以下のとおり。</p> <p>(1) 寸法測定</p> <p>外部事象防護対象施設等からの離隔距離の測定、対象物の平面寸法及び高さを、計測器による測定及び図面等により確認した。</p> <p>(2) 設置場所</p> <p>確認した施設について、配置図の作成及び、写真撮影を実施した。その他、現地で確認できない情報（重量、寸法等）については、設計図書等により確認した。</p> <p>3. 調査結果</p> <p>本調査で抽出された、波及的影響を及ぼし得る施設を第3.1図～第3.3図及び第3.1表～第3.3表に示す。外部事象防護対象施設等から約45mの範囲内に設置されている設備及び建物・構築物を合わせて45施設を抽出し、第3.4図のフローに基づいて評価を行った。</p> <p>その結果、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の評価対象として、タービン建屋、電気建屋、出入管理建屋及び補助ボイラー建屋に加え、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み自主的に機能維持のための配慮を行う防潮堤及び3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の6施設を選定した。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備及び建屋配置の相違、プラント施設配置等の理由により抽出結果が異なる。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>・外部事象防護対象施設を内包する区画を含む</p> <p>【女川】 ・設備及び建屋配置の相違 プラント施設配置等の理由により抽出結果が異なる。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

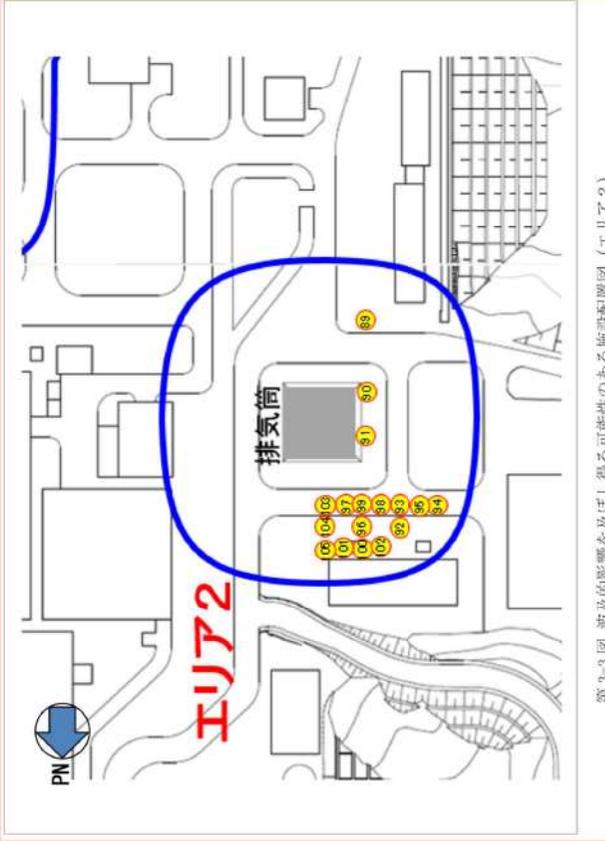
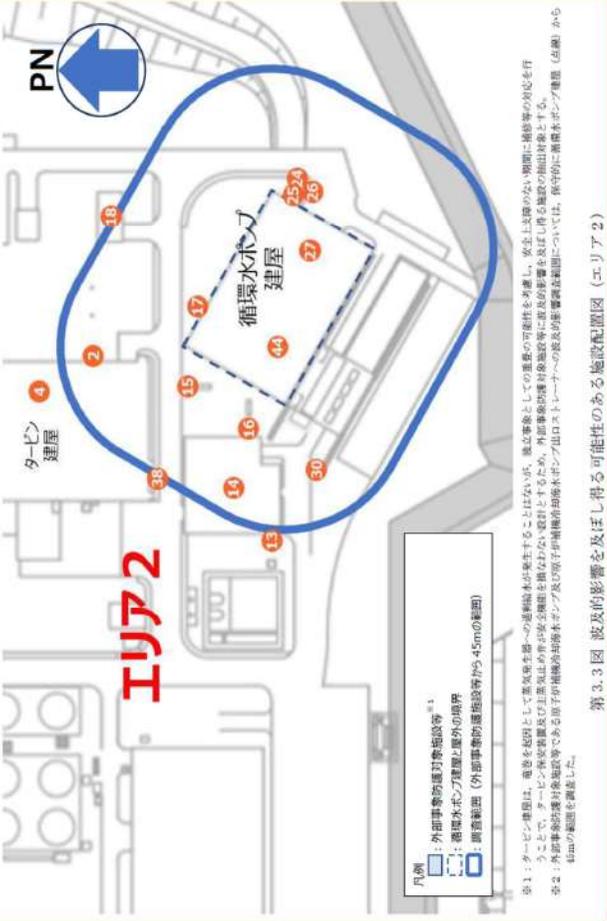
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p>表1 「竜巻防護施設を内包する施設に隣接している施設」の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋、構築物等</th> <th>近傍の竜巻防護施設を内包する施設</th> <th>高さ</th> <th>竜巻防護施設を内包する施設までの最短距離W</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0号廃棄物処理建屋</td> <td>原子炉周辺建屋</td> <td>24.25m</td> <td>約40m</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>機内排水処理建屋</td> <td>原子炉周辺建屋</td> <td>11.8m</td> <td>約15m</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>永久構台</td> <td>原子炉周辺建屋</td> <td>23.6m</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>原子炉周辺建屋</td> <td>29.9m</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2事務所</td> <td>原子炉周辺建屋</td> <td>25.4m</td> <td>約45m</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 「閉鎖により竜巻防護施設を損傷させる可能性がある施設」の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋、構築物等</th> <th>近傍の竜巻防護施設</th> <th>高さ</th> <th>施設までの最短距離W</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溜火施設</td> <td>海水ポンプ</td> <td>隣接</td> <td>隣接</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ取気室</td> <td>海水ポンプ</td> <td>0.1m</td> <td>約30m</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ海水電解装置室</td> <td>海水ポンプ</td> <td>5.5m</td> <td>約26m</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>図1 竜巻防護施設を内包する施設周辺の建屋・構築物等</p>	建屋、構築物等	近傍の竜巻防護施設を内包する施設	高さ	竜巻防護施設を内包する施設までの最短距離W	評価対象施設	1.0号廃棄物処理建屋	原子炉周辺建屋	24.25m	約40m	×	機内排水処理建屋	原子炉周辺建屋	11.8m	約15m	×	永久構台	原子炉周辺建屋	23.6m	隣接	○	タービン建屋	原子炉周辺建屋	29.9m	隣接	○	第2事務所	原子炉周辺建屋	25.4m	約45m	×	建屋、構築物等	近傍の竜巻防護施設	高さ	施設までの最短距離W	評価対象施設	溜火施設	海水ポンプ	隣接	隣接	○	海水ポンプ取気室	海水ポンプ	0.1m	約30m	×	海水ポンプ海水電解装置室	海水ポンプ	5.5m	約26m	×	<p>第3-1図 波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設配置図（調査エリア）</p>	<p>第3.1図 波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設配置図（調査エリア）</p> <p>凡例 ■ 外部からの竜巻防護施設等 □ 調査対象施設（外部からの竜巻防護施設等） ○ 調査対象施設（外部からの竜巻防護施設等）</p> <p>※1：タービン建屋は、竜巻を起因として蒸気発生部への過剰給水が発生することはない。独立事業としての重要度の観点から、安全上の観点のみ、事前に補修等の対応を行うこと、 ※2：タービン建屋及び主変圧器室が安全機能を損なうおそれがあるため、外部からの竜巻防護施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出対象とする。 ※3：外部からの竜巻防護施設等である原子炉周辺建屋の排水ポンプ出入口ストレーナーへの波及的影響調査については、後述の通り調査を実施した。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・設備及び建屋配置の相違</p>
建屋、構築物等	近傍の竜巻防護施設を内包する施設	高さ	竜巻防護施設を内包する施設までの最短距離W	評価対象施設																																																	
1.0号廃棄物処理建屋	原子炉周辺建屋	24.25m	約40m	×																																																	
機内排水処理建屋	原子炉周辺建屋	11.8m	約15m	×																																																	
永久構台	原子炉周辺建屋	23.6m	隣接	○																																																	
タービン建屋	原子炉周辺建屋	29.9m	隣接	○																																																	
第2事務所	原子炉周辺建屋	25.4m	約45m	×																																																	
建屋、構築物等	近傍の竜巻防護施設	高さ	施設までの最短距離W	評価対象施設																																																	
溜火施設	海水ポンプ	隣接	隣接	○																																																	
海水ポンプ取気室	海水ポンプ	0.1m	約30m	×																																																	
海水ポンプ海水電解装置室	海水ポンプ	5.5m	約26m	×																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 竜巻の襲来施設周辺の建屋・構築物等</p>	 <p>第3.2回 波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設配置図（エリア1）</p>	 <p>第3.2回 波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設配置図（エリア1）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び建屋配置の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-3図 波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設配置図（エリア2）</p>	 <p>第3-3図 波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設配置図（エリア2）</p> <p>凡例 ：外部衝撃防護対象施設等^{※1} ：循環水ポンプ建屋と屋外の構架 ：調査範囲（外部衝撃防護施設等から45mの範囲）</p> <p>※1：タービン建屋は、竜巻を起因とした高気圧水蒸気の運動が本建屋に発生することはない。暴風雨等としての運動の可能性を考慮し、吹上は建屋の内部期間に換気等の対応を行う。 ※2：タービン建屋の設置は、日本原子力発電株式会社（以下「原子力発電所」）の設計方針に基づき、外部衝撃防護施設等（本設計）の設置を必要としない旨を設計の前提としている。 ※3：外部衝撃防護対象施設等である原子力発電所内のポンプ建屋及びタービン建屋の設置位置については、保守的に調査範囲（エリア2）から45mの範囲を調査した。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び建屋配置の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>外部事象防護対象施設等の約40mの範囲内に設置されている設備、建物・構築物及び地上からの高さがある施設</p> <p>波及的影響評価判定</p> <p>例題により 外部事象防護対象施設又は外部事象防護対象施設の外殻となる施設に損傷を及ぼす可能性があるか（高さH≧水平距離L）</p> <p>Yes → 外部事象防護対象施設の外殻となる施設の損傷が、内包する外部事象防護対象施設に直接影響を及ぼす可能性があるか※</p> <p>No → 【評価対象外】 第3-1表 参照 <<88施設>>^{※1} 3：1号及び2号炉Bゲート前検査所 4：MH排水ポンプ制御盤 等</p> <p>第3-2表 参照 <<15施設>> 9：バーゾ用液体窒素蒸発器（※A） 30：泡栗屑タンク（※B） 等</p> <p>Yes → <<4施設>> 【評価対象】 31：海水ポンプ室門型クレーン^{※1} 55：補助ボイラー建屋 65：1号炉制御建屋 106：サイトバシカ建屋</p> <p>※：判断理由 A：外殻となる層の内側に隣接して外部事象防護対象施設が設置されており、影響を及ぼさない。 B：外殻による防護が可能であり影響を及ぼさない。</p> <p>※1：海水ポンプ室門型クレーンについては、ストッパー等により固定されるが、ストッパーが破損した場合には竜巻の風により移動し、原子炉建屋や海水ポンプ等に隣接する可能性があるため抽出する。 ※2：津波防護施設等については、基準施設の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p> <p>第3-4図 例題による波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設の評価判定フロー</p>	<p>外部事象防護対象施設等の約45mの範囲内に設置されている設備及び建物・構築物</p> <p>波及的影響評価判定</p> <p>例題により 外部事象防護対象施設又は外部事象防護対象施設の外殻となる施設に損傷を及ぼす可能性があるか（高さH≧水平距離L）</p> <p>Yes → 外部事象防護対象施設の外殻となる施設の損傷が、内包する外部事象防護対象施設に直接影響を及ぼす可能性があるか※</p> <p>No → 【評価対象外】 第3.1表 参照 <<37施設>>^{※1} 1：Aダクト給気塔 2：浄化ブローアー庫（東） 等</p> <p>第3.2表 参照 <<4施設>> 43：タービン建屋避雷針（※A） 44：循環水ポンプ建屋避雷針（※A） 等</p> <p>Yes → <<4施設>> 【評価対象】 4：タービン建屋 9：電気建屋 11：出入管理建屋 27：循環水ポンプ建屋</p> <p>※：判断理由 A：外殻による防護が可能であり影響を及ぼさない。</p> <p>※1：津波防護施設等については、基準施設の高さや防護範囲の広さ等の重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p> <p>第3.4図 例題による波及的影響を及ぼし得る可能性のある施設の評価判定フロー</p>	<p>【女川】 ・設備の相違 女川では、外部事象防護対象施設等の周りの最も高い建物の高さを基準として調査範囲を定めており、泊も同様に最も高い構築物である補助ボイラー煙突の高さ（約43m）を基準として、保守的に45mを調査範囲とした。 泊では、地上から高さがある施設として、他号炉の排気筒は原子炉建屋の屋上から外部しゃへい外壁に沿わせて設置されていること、また最も近い1号機西側送電鉄塔の高さは約29mであり、かつ距離が離れている（約400m）ことから、波及的影響を及ぼし得る可能性はないため記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>第3-1表 例題により外部事象防護対象施設又は外部事象防護対象施設の外設となる施設に相違を及ぼす可能性がある施設 評価対象外一覧表【88施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1号炉発生機水タンク</td><td>38</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用入流管電圧検出</td><td>81</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>2</td><td>1号炉化学分給ポンプベール</td><td>37</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td><td>82</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>3</td><td>1号及び2号炉ボイラードレン集積</td><td>28</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td><td>83</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td></tr> <tr><td>4</td><td>M101排水ポンプ制御盤</td><td>38</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>84</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td></tr> <tr><td>5</td><td>蒸気ガス排気装置制御盤</td><td>40</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>85</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td></tr> <tr><td>6</td><td>冷却水ポンプ</td><td>41</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>86</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td></tr> <tr><td>7</td><td>常時給戻管用排水ポンプ駆動機（送水機）</td><td>42</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>87</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td></tr> <tr><td>8</td><td>常時給戻管用排水ポンプ駆動機（加圧機）</td><td>43</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>88</td><td>1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機</td></tr> <tr><td>9</td><td>冷却水ポンプ</td><td>44</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>89</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>10</td><td>冷却水ポンプ</td><td>45</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>90</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>11</td><td>冷却水ポンプ</td><td>46</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>91</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>12</td><td>冷却水ポンプ</td><td>47</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>92</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>13</td><td>冷却水ポンプ</td><td>48</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>93</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>14</td><td>冷却水ポンプ</td><td>49</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>94</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>15</td><td>冷却水ポンプ</td><td>50</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>95</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>16</td><td>冷却水ポンプ</td><td>51</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>96</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>17</td><td>冷却水ポンプ</td><td>52</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>97</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>18</td><td>冷却水ポンプ</td><td>53</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>98</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>19</td><td>冷却水ポンプ</td><td>54</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>99</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>20</td><td>冷却水ポンプ</td><td>55</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>100</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>21</td><td>冷却水ポンプ</td><td>56</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>101</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>22</td><td>冷却水ポンプ</td><td>57</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>102</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>23</td><td>冷却水ポンプ</td><td>58</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>103</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>24</td><td>冷却水ポンプ</td><td>59</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>104</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>25</td><td>冷却水ポンプ</td><td>60</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>105</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>26</td><td>冷却水ポンプ</td><td>61</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>106</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>27</td><td>冷却水ポンプ</td><td>62</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>107</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>28</td><td>冷却水ポンプ</td><td>63</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>108</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>29</td><td>冷却水ポンプ</td><td>64</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>109</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>30</td><td>冷却水ポンプ</td><td>65</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>110</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>31</td><td>冷却水ポンプ</td><td>66</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>111</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>32</td><td>冷却水ポンプ</td><td>67</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>112</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>33</td><td>冷却水ポンプ</td><td>68</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>113</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>34</td><td>冷却水ポンプ</td><td>69</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>114</td><td>凝縮計装機</td></tr> <tr><td>35</td><td>冷却水ポンプ</td><td>70</td><td>1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出</td><td>115</td><td>凝縮計装機</td></tr> </tbody> </table> <p>※：防風壁及び防風網については、風速検出の高さや防風網の長さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配電を行う。</p>	No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名	1	1号炉発生機水タンク	38	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用入流管電圧検出	81	凝縮計装機	2	1号炉化学分給ポンプベール	37	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	82	凝縮計装機	3	1号及び2号炉ボイラードレン集積	28	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	83	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	4	M101排水ポンプ制御盤	38	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	84	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	5	蒸気ガス排気装置制御盤	40	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	85	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	6	冷却水ポンプ	41	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	86	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	7	常時給戻管用排水ポンプ駆動機（送水機）	42	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	87	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	8	常時給戻管用排水ポンプ駆動機（加圧機）	43	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	88	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	9	冷却水ポンプ	44	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	89	凝縮計装機	10	冷却水ポンプ	45	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	90	凝縮計装機	11	冷却水ポンプ	46	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	91	凝縮計装機	12	冷却水ポンプ	47	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	92	凝縮計装機	13	冷却水ポンプ	48	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	93	凝縮計装機	14	冷却水ポンプ	49	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	94	凝縮計装機	15	冷却水ポンプ	50	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	95	凝縮計装機	16	冷却水ポンプ	51	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	96	凝縮計装機	17	冷却水ポンプ	52	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	97	凝縮計装機	18	冷却水ポンプ	53	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	98	凝縮計装機	19	冷却水ポンプ	54	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	99	凝縮計装機	20	冷却水ポンプ	55	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	100	凝縮計装機	21	冷却水ポンプ	56	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	101	凝縮計装機	22	冷却水ポンプ	57	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	102	凝縮計装機	23	冷却水ポンプ	58	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	103	凝縮計装機	24	冷却水ポンプ	59	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	104	凝縮計装機	25	冷却水ポンプ	60	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	105	凝縮計装機	26	冷却水ポンプ	61	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	106	凝縮計装機	27	冷却水ポンプ	62	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	107	凝縮計装機	28	冷却水ポンプ	63	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	108	凝縮計装機	29	冷却水ポンプ	64	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	109	凝縮計装機	30	冷却水ポンプ	65	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	110	凝縮計装機	31	冷却水ポンプ	66	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	111	凝縮計装機	32	冷却水ポンプ	67	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	112	凝縮計装機	33	冷却水ポンプ	68	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	113	凝縮計装機	34	冷却水ポンプ	69	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	114	凝縮計装機	35	冷却水ポンプ	70	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	115	凝縮計装機	<p>第3.1表 例題により外部事象防護対象施設又は外部事象防護対象施設の外設となる施設に相違を及ぼす可能性がある施設 評価対象外一覧表【35施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>Aダクト給気室</td><td>16</td><td>Gダクト給気室</td><td>32</td><td>代替給電用接続箱3(3)(4)</td></tr> <tr><td>2</td><td>浄化槽ブローヤ室（東）</td><td>17</td><td>電気防炎装置</td><td>33</td><td>3-代替非常用発電機保守分電盤(1)</td></tr> <tr><td>3</td><td>電気防炎装置</td><td>18</td><td>3号機発電機ガスボンベ貯蔵庫</td><td>34</td><td>3号機移動用発電機車用保守分電盤</td></tr> <tr><td>4</td><td>Gダクト排気室</td><td>19</td><td>電気防炎装置</td><td>35</td><td>新調整（P P A 2 5 6）</td></tr> <tr><td>5</td><td>Aダクト排気室</td><td>20</td><td>3号機補助ボイラードレンタンク</td><td>36</td><td>新調整（P P A 2 5 3）</td></tr> <tr><td>6</td><td>CVケーブダクト排気室</td><td>21</td><td>補助ボイラードレン</td><td>37</td><td>新調整（P P J 2 0 1）</td></tr> <tr><td>7</td><td>Gダクト給気室</td><td>22</td><td>補助ボイラードレン</td><td>38</td><td>Gダクト給気室（タービン連用南）</td></tr> <tr><td>8</td><td>給排水処理建屋</td><td>23</td><td>新調整（P P A 2 1 7）</td><td>39</td><td>Gダクト排気室（タービン連用南）</td></tr> <tr><td>10</td><td>保潔用ポンプ建屋</td><td>25</td><td>浄化槽装置収納庫（S T 2 2 2）</td><td>40</td><td>Fダクト給気室（出入管理建屋南）</td></tr> <tr><td>13</td><td>Gダクト給気室</td><td>26</td><td>小屋</td><td>41</td><td>旧3号出入管理建屋</td></tr> <tr><td>14</td><td>給排水処理設備建屋</td><td>30</td><td>3-代替非常用発電機保守分電盤</td><td>42</td><td>新調整</td></tr> <tr><td>15</td><td>Gダクト給気室</td><td>31</td><td>代替非常用発電機保守分電盤</td><td>43</td><td>新調整</td></tr> </tbody> </table> <p>※：防風壁及び防風網については、風速検出の高さや防風網の長さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配電を行う。</p>	No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名	1	Aダクト給気室	16	Gダクト給気室	32	代替給電用接続箱3(3)(4)	2	浄化槽ブローヤ室（東）	17	電気防炎装置	33	3-代替非常用発電機保守分電盤(1)	3	電気防炎装置	18	3号機発電機ガスボンベ貯蔵庫	34	3号機移動用発電機車用保守分電盤	4	Gダクト排気室	19	電気防炎装置	35	新調整（P P A 2 5 6）	5	Aダクト排気室	20	3号機補助ボイラードレンタンク	36	新調整（P P A 2 5 3）	6	CVケーブダクト排気室	21	補助ボイラードレン	37	新調整（P P J 2 0 1）	7	Gダクト給気室	22	補助ボイラードレン	38	Gダクト給気室（タービン連用南）	8	給排水処理建屋	23	新調整（P P A 2 1 7）	39	Gダクト排気室（タービン連用南）	10	保潔用ポンプ建屋	25	浄化槽装置収納庫（S T 2 2 2）	40	Fダクト給気室（出入管理建屋南）	13	Gダクト給気室	26	小屋	41	旧3号出入管理建屋	14	給排水処理設備建屋	30	3-代替非常用発電機保守分電盤	42	新調整	15	Gダクト給気室	31	代替非常用発電機保守分電盤	43	新調整	<p>【女川】 設備の相違</p>
No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	1号炉発生機水タンク	38	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用入流管電圧検出	81	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	1号炉化学分給ポンプベール	37	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	82	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	1号及び2号炉ボイラードレン集積	28	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機	83	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	M101排水ポンプ制御盤	38	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	84	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	蒸気ガス排気装置制御盤	40	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	85	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	冷却水ポンプ	41	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	86	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	常時給戻管用排水ポンプ駆動機（送水機）	42	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	87	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	常時給戻管用排水ポンプ駆動機（加圧機）	43	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	88	1号炉主変圧機冷却水ポンプ用給戻管直流電圧計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	冷却水ポンプ	44	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	89	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	冷却水ポンプ	45	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	90	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	冷却水ポンプ	46	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	91	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	冷却水ポンプ	47	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	92	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	冷却水ポンプ	48	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	93	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	冷却水ポンプ	49	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	94	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	冷却水ポンプ	50	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	95	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	冷却水ポンプ	51	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	96	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	冷却水ポンプ	52	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	97	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	冷却水ポンプ	53	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	98	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	冷却水ポンプ	54	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	99	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	冷却水ポンプ	55	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	100	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	冷却水ポンプ	56	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	101	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	冷却水ポンプ	57	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	102	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	冷却水ポンプ	58	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	103	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	冷却水ポンプ	59	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	104	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	冷却水ポンプ	60	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	105	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	冷却水ポンプ	61	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	106	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	冷却水ポンプ	62	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	107	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	冷却水ポンプ	63	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	108	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	冷却水ポンプ	64	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	109	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	冷却水ポンプ	65	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	110	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	冷却水ポンプ	66	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	111	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	冷却水ポンプ	67	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	112	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33	冷却水ポンプ	68	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	113	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
34	冷却水ポンプ	69	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	114	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
35	冷却水ポンプ	70	1号炉炉内ポンプ給戻管電圧検出	115	凝縮計装機																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	Aダクト給気室	16	Gダクト給気室	32	代替給電用接続箱3(3)(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	浄化槽ブローヤ室（東）	17	電気防炎装置	33	3-代替非常用発電機保守分電盤(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	電気防炎装置	18	3号機発電機ガスボンベ貯蔵庫	34	3号機移動用発電機車用保守分電盤																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	Gダクト排気室	19	電気防炎装置	35	新調整（P P A 2 5 6）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	Aダクト排気室	20	3号機補助ボイラードレンタンク	36	新調整（P P A 2 5 3）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	CVケーブダクト排気室	21	補助ボイラードレン	37	新調整（P P J 2 0 1）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	Gダクト給気室	22	補助ボイラードレン	38	Gダクト給気室（タービン連用南）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	給排水処理建屋	23	新調整（P P A 2 1 7）	39	Gダクト排気室（タービン連用南）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	保潔用ポンプ建屋	25	浄化槽装置収納庫（S T 2 2 2）	40	Fダクト給気室（出入管理建屋南）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	Gダクト給気室	26	小屋	41	旧3号出入管理建屋																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	給排水処理設備建屋	30	3-代替非常用発電機保守分電盤	42	新調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	Gダクト給気室	31	代替非常用発電機保守分電盤	43	新調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>第3-2表 外部事象防護対象施設の外設の損傷が、内包する外部事象防護対象施設に直接影響を及ぼす可能性がある施設 評価対象外一覧表【10施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>8</td><td>バーン用給排水ポンプ駆動機（東A）</td><td>36</td><td>タービン建屋建屋計（東B）</td><td>71</td><td>炉内変圧器2A中性点接地装置（東A）</td></tr> <tr><td>12</td><td>冷却水ポンプ駆動機（東A）</td><td>37</td><td>タービン建屋建屋計（東B）</td><td>72</td><td>炉内変圧器2B中性点接地装置（東A）</td></tr> <tr><td>14</td><td>冷却水ポンプ駆動機（東B）</td><td>38</td><td>凝縮計装機建屋計（東B）</td><td>73</td><td>炉内変圧器（東A）</td></tr> <tr><td>20</td><td>冷却水ポンプ駆動機（東B）</td><td>44</td><td>凝縮計装機建屋計（東A）</td><td>74</td><td>凝縮計装機（東A）</td></tr> <tr><td>45</td><td>1号炉中水調整用給戻機（A）（東B）</td><td>66</td><td>主変圧器（東A）</td><td>78</td><td>凝縮計装機中性点接地装置 2-2（東A）</td></tr> </tbody> </table> <p>※：判断理由 A：外設となる隔壁内面に隣接して外部事象防護対象施設が設置されており影響を及ぼさない。 B：外設による防護が可能であり影響を及ぼさない。</p>	No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名	8	バーン用給排水ポンプ駆動機（東A）	36	タービン建屋建屋計（東B）	71	炉内変圧器2A中性点接地装置（東A）	12	冷却水ポンプ駆動機（東A）	37	タービン建屋建屋計（東B）	72	炉内変圧器2B中性点接地装置（東A）	14	冷却水ポンプ駆動機（東B）	38	凝縮計装機建屋計（東B）	73	炉内変圧器（東A）	20	冷却水ポンプ駆動機（東B）	44	凝縮計装機建屋計（東A）	74	凝縮計装機（東A）	45	1号炉中水調整用給戻機（A）（東B）	66	主変圧器（東A）	78	凝縮計装機中性点接地装置 2-2（東A）	<p>第3.2表 外部事象防護対象施設の外設の損傷が、内包する外部事象防護対象施設に直接影響を及ぼす可能性がある施設 評価対象外一覧表【4施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>44</td><td>凝縮計装機（建屋併設含む）（東A）</td><td>44</td><td>凝縮計装機建屋建屋計（東A）</td><td>45</td><td>炉内ポンプ建屋建屋計（東A）</td></tr> <tr><td>45</td><td>タービン建屋建屋計（東A）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※：判断理由 A：外設による防護が可能であり影響を及ぼさない。</p>	No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名	44	凝縮計装機（建屋併設含む）（東A）	44	凝縮計装機建屋建屋計（東A）	45	炉内ポンプ建屋建屋計（東A）	45	タービン建屋建屋計（東A）					<p>【女川】 設備の相違</p>																																																																																																																																																																																																																																																
No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	バーン用給排水ポンプ駆動機（東A）	36	タービン建屋建屋計（東B）	71	炉内変圧器2A中性点接地装置（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	冷却水ポンプ駆動機（東A）	37	タービン建屋建屋計（東B）	72	炉内変圧器2B中性点接地装置（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	冷却水ポンプ駆動機（東B）	38	凝縮計装機建屋計（東B）	73	炉内変圧器（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	冷却水ポンプ駆動機（東B）	44	凝縮計装機建屋計（東A）	74	凝縮計装機（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45	1号炉中水調整用給戻機（A）（東B）	66	主変圧器（東A）	78	凝縮計装機中性点接地装置 2-2（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
44	凝縮計装機（建屋併設含む）（東A）	44	凝縮計装機建屋建屋計（東A）	45	炉内ポンプ建屋建屋計（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45	タービン建屋建屋計（東A）																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第3-3表 現地調査結果における波及的影響を及ぼし得る施設の抽出結果(1/5)						
施設名	設備名称	安全 重要度 クラス	風速の増幅を及ぼす付 属(外周壁の透射距離、 窓の外壁となる壁面及 び構造物等)	地上高(H) H	外部衝撃的風速(風 速)での吹送距離(L) L	評価対象 詳細内容
1	1号炉再循環水タンク	MS	制給装置	11.8	27.0	評価対象 -
2	1号炉化学物質処理センター	MS	制給装置	2.6	22.0	評価対象 -
3	1号炉E2号炉冷却水ポンプ	MS	制給装置	3.0	16.0	評価対象 -
4	MH排水ポンプ制給装置	MS	制給装置	1.7	11.0	評価対象 -
5	蒸留水/冷却水循環ポンプ	MS-3	原子炉建屋	2.7	13.0	評価対象 -
6	蒸留水ポンプ	MS-3	原子炉建屋	4.0	9.0	評価対象 -
7	蒸留水ポンプ	MS-3	原子炉建屋	2.0	7.0	評価対象 -
8	即時凝縮用蒸気発生装置(新設)	MS	原子炉建屋	2.7	3.8	評価対象 -
9	バーン用冷却水ポンプ	MS	原子炉建屋	3.4	0.8	評価対象 -
10	計装用給水ポンプ	MS	原子炉建屋	1.8	4.0	評価対象 -
11	計装用給水ポンプ	MS-3	原子炉建屋	1.8	18.0	評価対象 -
12	交換タンクユニット	MS	原子炉建屋	3.7	0.6	評価対象 -
13	同化処理用タンク	MS	原子炉建屋	6.5	18.0	評価対象 -
14	同化処理用タンク	MS	原子炉建屋	9.0	4.3	評価対象 -
15	同化処理用タンク	MS	原子炉建屋	6.6	6.1	評価対象 -
16	SO ₂ 還元タンク水取計装置	MS	原子炉建屋	1.9	18.0	評価対象 -
17	同化処理用タンク	MS	原子炉建屋	1.6	1.7	評価対象 -
18	同化処理用タンク	MS-3	原子炉建屋	2.3	8.0	評価対象 -
19	3号炉タービン	PS-2	凝縮機/空室	24.5	35.0	評価対象 -
20	3号炉凝縮機	MS	凝縮機/空室	2.1	38.0	評価対象 -
21	3号炉冷却水ポンプ	MS	凝縮機/空室	2.7	35.0	評価対象 -
22	3号炉冷却水ポンプ	MS	凝縮機/空室	4.7	24.0	評価対象 -
○：該当 □：該当せず						
第3-3表 現地調査結果における波及的影響を及ぼし得る施設の抽出結果(1/5)						
施設名	設備名称	安全 重要度 クラス	波及的影響を及ぼす付 属(外周壁の透射距離、 窓の外壁となる壁面及 び構造物等)	地上高(H) H	外部衝撃的風速(風 速)での吹送距離(L) L	評価対象 詳細内容
1	Aダクト排気塔	MS	原子炉建屋	3.5	13.3	評価対象 -
2	浄化槽/ロープーラー	MS	原子炉建屋/設備水塔	1.8	66.8	評価対象 -
3	電機設備	MS	原子炉建屋	1.7	21.9	評価対象 -
4	タービン建屋	PS-2	原子炉建屋	60.7	評価対象 ○	評価対象 -
5	Dダクト排気塔	MS	原子炉建屋	3.4	43.9	評価対象 ○
6	Aダクト排気塔	MS	原子炉建屋	3.4	28.2	評価対象 -
7	Eダクト排気塔	MS	原子炉建屋	2.8	14.1	評価対象 -
8	電機設備	PS-3	原子炉建屋	10.7	評価対象 ○	評価対象 ○
9	Fダクト排気塔	MS	原子炉建屋	3.5	29.3	評価対象 -
10	凝縮機/設備水塔	PS-3	原子炉建屋	13.2	14.2	評価対象 -
11	出入管理棟	MS-3	原子炉建屋	13.6	評価対象 ○	評価対象 ○
12	同化処理用タンク	PS-3	原子炉建屋	10.9	40.4	評価対象 -
13	Eダクト排気塔	MS	原子炉建屋/設備水塔	3.5	48.8	評価対象 -
14	浄化槽/設備水塔	PS-3	原子炉建屋/設備水塔	15.4	16.8	評価対象 -
15	Gダクト排気塔	MS	原子炉建屋/設備水塔	3.7	7.6	評価対象 -
16	Gダクト排気塔	MS	原子炉建屋/設備水塔	3.7	9.9	評価対象 -
17	電機設備	MS	原子炉建屋/設備水塔	1.7	29.0	評価対象 -
18	3号炉凝縮機/設備水塔	MS	原子炉建屋/設備水塔	5.2	70.4	評価対象 -
○：該当 □：該当せず						
【女川】 設備の相違						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第3-3表 現地調査結果における波及的影響を及ぼし得る施設の抽出結果(4/5)						
No	設備名称	安全 重要度 クラス	波及的影響を及ぼす 可能性のある 設備等	種上値(%) 目	抽出率 (%)	評価結果
66	主変圧器	PS-3	9ー11号機	9.5	0.6	○
67	主変圧器制御盤	PS-3	9ー11号機	2.7	22.6	○
68	屋外変圧器内入れ制御	MS-3	9ー11号機	2.6	22.3	○
69	所内変圧器2号内入れ制御盤	PS-3	9ー11号機	2.7	11.5	○
70	所内変圧器2号内入れ制御盤	PS-3	9ー11号機	2.7	11.5	○
71	所内変圧器2号中性点接地装置	PS-3	9ー11号機	2.2	1.8	○
72	所内変圧器2号中性点接地装置	PS-3	9ー11号機	2.2	1.8	○
73	所内変圧器	PS-3	9ー11号機	5.8	4.5	○
74	屋外変圧器分電盤	MS	9ー11号機	1.6	18.0	○
75	屋外変圧器	PS-3	9ー11号機	2.5	4.8	○
76	屋外変圧器制御盤	PS-3	9ー11号機	2.7	18.0	○
77	屋外変圧器中性点接地装置 2-1	PS-3	9ー11号機	2.2	4.2	○
78	屋外変圧器中性点接地装置 2-2	PS-3	9ー11号機	2.2	4.2	○
79	屋外変圧器中性点接地装置	MS	9ー11号機	2.0	13.6	○
80	中性点接地装置	MS	9ー11号機	4.2	5.5	○
81	制御装置	MS	9ー11号機	1.4	5.5	○
82	制御装置	MS	9ー11号機	2.9	8.3	○
83	1号炉主変圧器	MS	制御装置	1.7	18.0	○
84	1号炉主変圧器中性点接地装置	MS	制御装置	2.4	28.0	○
85	1号炉主変圧器中性点接地装置	MS	制御装置	2.7	19.0	○
86	1号炉主変圧器中性点接地装置	MS	制御装置	2.7	28.0	○

【女川】
 設備の相違
 ・抽出される施設が少ないため、表も少なく、本ページに泊の記載はない。

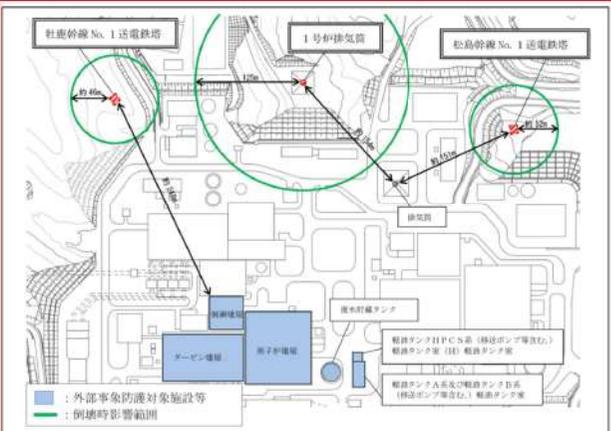
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
第3-3表 現地調査結果における波及的影響を及ぼし得る施設の抽出結果(5/5)									
No.	設備名称	安全 重要度 クラス	歴史的価値 （※重要施設 の破壊による 影響が大きい 場合のみ）	地上高(m) 目	L ₁ (m)	L ₂ (m)	L ₃ (m)	風圧の影響	
								風速による風圧 （風速は日本気象協会 のデータによる）	風圧による風圧 （風速は日本気象協会 のデータによる）
87	1号炉5号機本炉炉脚壁	NMR	制震壁	2.1	7.0	4.3	—	—	—
88	1号炉5号機コンベア	NMR	制震壁	2.6	9.0	6.4	—	—	—
89	機房本館	NMR	機房	20.0	28.0	8.0	—	—	—
90	6号炉2号機機室	MS	機室	4.3	4.6	0.3	—	—	—
91	3号炉2号機機室	MS	機室	4.7	5.1	0.4	—	—	—
92	3号炉2号機機室	MS	機室	6.9	33.6	26.7	—	—	—
93	3号炉2号機機室	MS	機室	2.7	29.9	27.2	—	—	—
94	3号炉2号機機室	MS	機室	3.2	32.4	29.2	—	—	—
95	3号炉2号機機室	MS	機室	2.2	30.1	27.9	—	—	—
96	3号炉2号機機室	MS	機室	6.9	26.2	19.3	—	—	—
97	3号炉2号機機室	MS	機室	2.7	22.8	20.1	—	—	—
98	3号炉2号機機室	MS	機室	2.2	24.0	21.8	—	—	—
99	3号炉2号機機室	MS	機室	2.2	23.5	21.3	—	—	—
100	3号炉2号機機室	MS	機室	2.0	30.9	28.9	—	—	—
101	3号炉2号機機室	MS	機室	2.0	35.3	33.3	—	—	—
102	3号炉2号機機室	MS	機室	2.0	36.7	34.7	—	—	—
103	3号炉2号機機室	MS	機室	2.4	23.5	21.1	—	—	—
104	3号炉2号機機室	MS	機室	2.3	26.7	24.4	—	—	—
105	3号炉2号機機室	MS	機室	2.4	29.8	27.4	—	—	—
106	3号炉2号機機室	MS	機室	20.9	22.6	1.7	—	—	—
107	1号炉2号機機室	MS	機室	125	154.9	29.9	—	—	—
108	1号炉2号機機室	MS	機室	12.1	114.4	99.3	—	—	—
109	1号炉2号機機室	MS	機室	45.8	248.0	202.2	—	—	—

【女川】
 設備の相違
 ・抽出される施設が少ないため、表も少なく、本ページに泊の記載はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">1号炉排気筒及び送電鉄塔の波及的影響について</p> <p>女川原子力発電所における波及的影響を及ぼし得る施設の調査対象として抽出した1号炉排気筒及び送電鉄塔による影響について以下に示す。</p> <p>1. 設置場所</p> <p>女川2号炉の外部事象防護対象施設等と1号炉排気筒及び送電鉄塔の位置関係を図1に示す。1号炉排気筒の高さは125mであり、原子炉建屋等を設置する敷地高さに対して、35mの高台に設置している。送電鉄塔は2か所あり、松島幹線No.1送電鉄塔は約52m、牡鹿幹線No.1送電鉄塔は約46mである。</p>  <p style="text-align: center;">図1 外部事象防護対象施設等と1号炉排気筒及び送電鉄塔の位置関係</p> <p>2. 影響評価</p> <p>(1) 1号炉排気筒</p> <p>排気筒は支持構造物（鉄塔）で支持されており、鉄塔の脚部はコンクリート基礎にボルトで固定されている。1号炉排気筒から最も隣接する外部事象防護対象施設等は2号炉排気筒であり、1号炉排気筒（筒身外面）から2号炉排気筒（筒身外面）までの距離は約154mである。1号炉排気筒の全長が125mであることから、倒壊したとしても2号炉排気筒に損傷を及ぼす可能性はない。</p> <p>(2) 送電鉄塔</p> <p>送電鉄塔の脚部はコンクリート基礎にボルトで固定されている。松島幹線No.1送電鉄塔から最も隣接する外部事象防護対象施設等は2号炉排気筒であり、2号炉排気筒（筒身外面）までの距離は約151mである。また、牡鹿幹線No.1送電鉄塔から最も隣接する外</p>		<p>【女川】</p> <p>・設備の相違</p> <p>女川では、外部事象防護対象施設等の周りの最も高い建物の高さを基準として調査範囲を定めており、泊も同様に最も高い構造物である補助ボイラ一煙突の高さ（約43m）を基準として、保守的に45mを調査範囲とした。泊では、地上から高さがある施設として、他号炉の排気筒は原子炉建屋の屋上から外部しゃへい外壁に沿わせて設置されていること、また最も近い1号機西側送電鉄塔の高さは約29mであり、かつ距離が離れている（約400m）ことから、波及的影響を及ぼし得る可能性はないため記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付1.3）

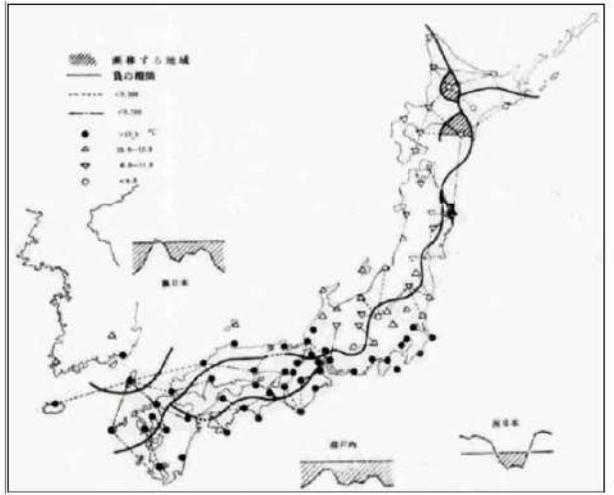
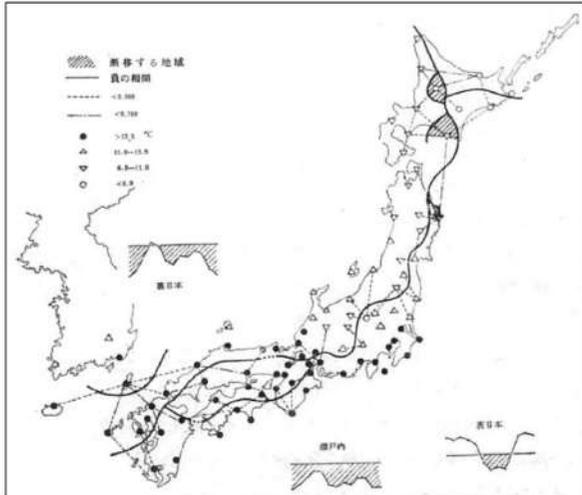
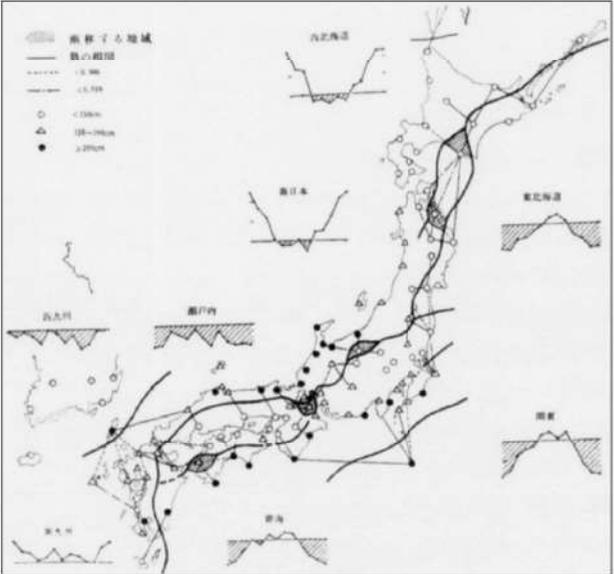
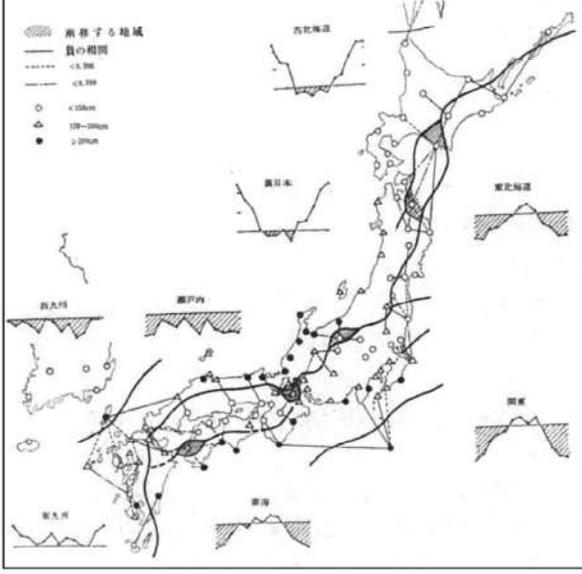
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>部事象防護対象施設等は2号炉制御建屋であり、2号炉制御建屋（壁面）までは約248mである。よって、いずれも倒壊したとしても外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性はない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料2.1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料 2.1</p> <p style="text-align: center;">気候区分について</p> <p>気候区分（関口 1959）は、以下の4種類の気候要素を基に、気候の境界を表したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気温の日較差（1日の最高気温と最低気温の差） ② 雨天日数 ③ 日照率 ④ 気候の乾湿 <p>4つの気候要素を基に作成された気候区分を第1図に示す。</p> <p>第1図より、女川原子力発電所は区分IV3に属している。また、日本海側（裏日本）と太平洋側（表日本）は判然と区別されていることが分かる。</p> <p>なお、第2図～第5図に示すとおり、①～④の各気候要素の気候区分、いずれにおいても日本海側（裏日本）と太平洋側（表日本）は判然と区別されている。</p> <div data-bbox="712 619 1294 960" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">I. 裏日本気候区 1 オホーツク海沿岸地方, 2 西北海道地方, 3 出羽地方, 4 北陸地方, 5 山陰地方</p> <p style="font-size: small;">II. 九州地方気候区 1 北九州地方, 2 西九州地方</p> <p style="font-size: small;">III, IV. 表日本気候区 1 東北海道地方, 2 三陸地方, 3 関東地方, 4 中部内陸地方, 5 東海地方, 6 豆南地方, 7 南海地方, 8 四国・九州太平洋岸地方</p> <p style="font-size: small;">V. 瀬戸内気候区</p> <p style="font-size: small;">VI. 瀬移気候区 1 日高地方, 2 北上地方, 3 中央高地, 4 伊賀地方, 5 徳島地方, 6 宇和島地方, 7 大分地方</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">出典：関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）</p> <p style="text-align: center;">第1図 日本の気候区分（関口）</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 2.1</p> <p style="text-align: center;">気候区分について</p> <p>気候区分（関口 1959）は、以下の4種類の気候要素を基に、気候の境界を表したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気温の日較差（1日の最高気温と最低気温の差） ② 雨天日数 ③ 日照率 ④ 気候の乾湿 <p>4つの気候要素を基に作成された気候区分を第1図に示す。</p> <p>第1図より、泊発電所は区分12に属している。また、日本海側（裏日本）と太平洋側（表日本）は判然と区別されていることが分かる。</p> <p>なお、第2図～第5図に示すとおり、①～④の各気候要素の気候区分、いずれにおいても日本海側（裏日本）と太平洋側（表日本）は判然と区別されている。</p> <div data-bbox="1355 614 1944 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">I. 裏日本気候区 1 オホーツク海沿岸地方, 2 西北海道地方, 3 出羽地方, 4 北陸地方, 5 山陰地方</p> <p style="font-size: small;">II. 九州地方気候区 1 北九州地方, 2 西九州地方</p> <p style="font-size: small;">III, IV. 表日本気候区 1 東北海道地方, 2 三陸地方, 3 関東地方, 4 中部内陸地方, 5 東海地方, 6 豆南地方, 7 南海地方, 8 四国・九州太平洋岸地方</p> <p style="font-size: small;">V. 瀬戸内気候区</p> <p style="font-size: small;">VI. 瀬移気候区 1 日高地方, 2 北上地方, 3 中央高地, 4 伊賀地方, 5 徳島地方, 6 宇和島地方, 7 大分地方</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">第1図 日本の気候区分（関口） （内閣官房「第5回 道州制ビジョン懇談会 区割り基本方針検討専門委員会資料[※]」より引用） ※出典：関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）</p>	<p>【女川】 立地地域の相違 ・属する気候区分の相違</p> <p>【女川】 立地地域の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は引用元を詳細に記述</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

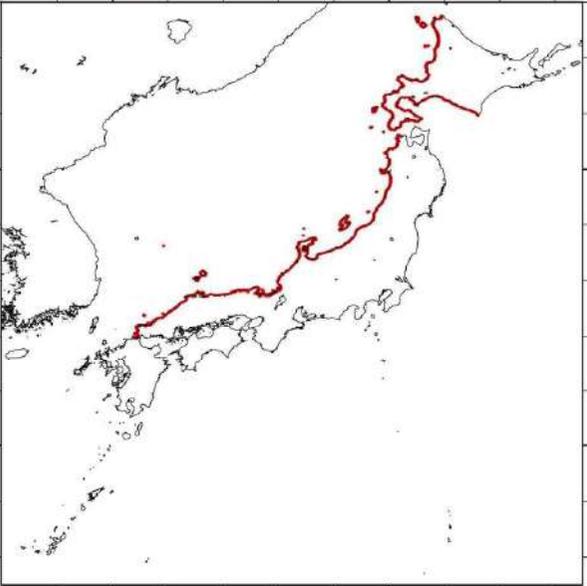
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 683 1265 710">第2図 気温の日較差の年変化型による気候区分</p>	 <p data-bbox="1422 683 1915 710">第2図 気温の日較差の年変化型による気候区分</p>	
	 <p data-bbox="772 1321 1265 1348">第3図 雨天日数による気候区分</p>	 <p data-bbox="1422 1321 1915 1348">第3図 雨天日数による気候区分</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第4図 日照率による気候区分</p>	<p>第4図 日照率による気候区分</p>	
	<p>第5図 気候の乾湿による気候区分</p>	<p>第5図 気候の乾湿による気候区分</p>	

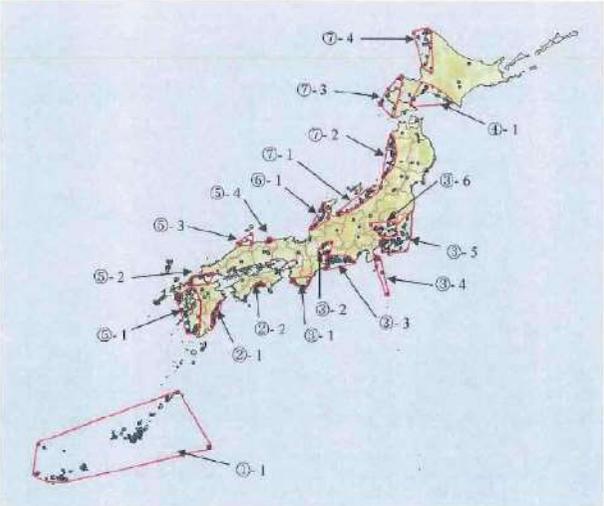
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料2.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 竜巻検討地域について</p> <p>大飯発電所に対する竜巻検討地域について、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づいて大飯発電所が立地する地域（地形条件）と気象条件の類似性を検討した。その結果、北海道から本州の日本海側および北海道の襟裳岬以西の海岸に沿った海側5kmと陸側5kmの地域（面積38,895km²）（図1の赤線部分）と設定することとした。以下にその理由を記す。</p>  <p>図1 竜巻検討地域</p> <p>(1) 地域（地形条件）に関する類似性</p> <p>独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」において、図2のとおり竜巻の発生地点と竜巻が集中する19個の地域が示されている。大飯発電所が立地する地域は竜巻が集中する地域とは異なっている。</p> <p>大飯発電所の立地する地域は、狭隘形状を呈する複雑な地形であるリアス式海岸である。</p> <p>竜巻は狭隘な形状を呈する地形では、竜巻の移動に伴って竜巻を取り巻く渦が地形により遮蔽された結果、漏斗雲および雲内の渦度の保持が難しくなることが考えられるため、竜巻の発生が少ないと言える。一般的に、竜巻の渦は地表面粗度の影響を受けやすい。内陸・山岳部</p>	<p>添付資料 2.2</p> <p>数値気象解析にもとづく竜巻検討地域の設定について</p>	<p>添付資料 2.2</p> <p>数値気象解析にもとづく竜巻検討地域の設定について</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・泊と女川は竜巻検討地域の設定に関する一連の記載は別添資料に集約した。本資料は別添資料を補足する情報のみを取りまとめた。（女川と同様） ・大飯資料のうち、突風関連指数の検討については泊、女川と共通するため、同じ位置にて、比較する。

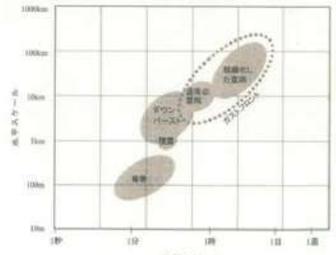
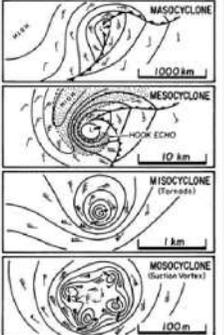
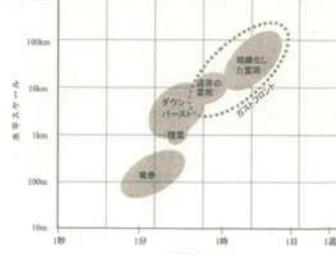
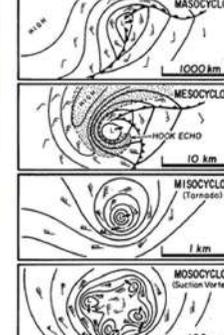
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料2.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>での竜巻発生数が海岸線付近に比べて少なく、F3 規模の竜巻が発生していないのはこの影響によるところが大きいと考えられる。</p> <p>従って、狭隘な海岸線地形を地域（地形条件）に関する類似条件として、狭隘形状である地形を有しかつ大飯発電所の周辺地域である福井県、京都府、兵庫県の日本海側を大飯発電所が立地する地域の類似地域として選定した。</p>  <p>図2 竜巻の発生地点と竜巻が集中する19個の地域</p> <p>(2) 気象条件の類似性</p> <p>竜巻は、台風、前線、低気圧等様々なパターンで発生する。そこで、比較的大きな竜巻(F2 以上)を網羅した総観場による竜巻発生状況について調査した。その結果を図3に示す。なお、1961年～2012年度の竜巻事例を対象に、気象庁データベースで総観場が複数挙げられているものは全て勘案して図示した。また、竜巻のFスケールに関しては、不明、F0未滿、F0以下およびF0はF0、F0～F1およびF1はF1、F1～F2およびF2はF2、F2～F3およびF3はF3として示している。図3によれば、太平洋側では台風起因の大きな竜巻が多く発生しているのに対し、日本海側や北海道では全く発生していない。台風を取り巻く暖かく湿った風が太平洋に開けた平野部で流入したことが主な要因として挙げられる。また、前線や低気圧起因の竜巻は日本全国で起こっているが、規模的には、太平洋側ではF2を超える（F2～F3、F3）竜巻が観測されているのに対し、日本海側ではF2が最大となっている。九州の日本海側は台風起因の竜巻が発生しており、一方、北海道の日本海側から本州の日本海側では多く発生している寒気移流起因の竜巻が九州の日本海側ではほとんど発生していない。従って、竜巻発生総観場の特徴から、北海道および本州の日本海側が類似していると言える。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料2.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. はじめに</p> <p>一般的に、大気現象の水平方向の広がりについては「水平スケール」と呼ばれ、寿命や周期は「時間スケール」と呼ばれる。第1-1図は雷雨とその関連事象の時空間スケールの関係を表したものである。個々の積雲の時空間スケールは1km・10分程度であり、発達・組織化（マルチセル化・スーパーセル化）すると10～100km・数時間～半日程度にまで大きくなる。それに対し、竜巻の時空間スケールは数分・100m程度である。</p> <p>竜巻の発生メカニズムを考える際、時空間スケールの階層構造が重要である（第1-2図）。ある大気現象は、スケールのより小さな現象を内包しており、竜巻の場合、竜巻の漏斗雲内の気流は数十メートル～数百メートル規模（マイクロスケールと呼ばれる（Orlanski 1975）；第1-2図では“MISOCYCLONE”と記載されている）の現象であるのに対し、竜巻を引き起こすもの積乱雲である親雲のスケールは数キロメートル～数十キロメートル規模（メソスケールと呼ばれる。第1-2図では“MESOCYCLONE”と記載されている）である。台風、低気圧、前線等のいわゆる総観場は、数百キロメートル～数千キロメートル規模（総観スケールと呼ばれる。第1-2図では“MASOCYCLONE”と記載されている）として扱われる。また、竜巻内部には吸い込み渦（第1-2図では“Suction Vortex”と記載されている）と呼ばれるさらに強い渦が形成されることもある。</p>  <p>第1-1図 雷雨とその関連現象の時空間スケール（大野 2001）</p>  <p>第1-2図 竜巻発生時の渦の多重構造（Fujita 1981）</p> <p>このように、竜巻の発生にはさまざまなスケールの現象が介在し、異なるスケールの現象が相互作用しているため、竜巻の発生頻度や強度の地域性は複数の時空間スケールで議論する必要がある。気象学における現状として、観測データの欠如や数値シミュレーション技術の不十分さゆえにマイクロスケールの現象の理解が難しく、未知なメカニズムもあると認識されている。一方、総観場の観点では、さまざまなパターンで竜巻が発生していることがわかっており、「日本海側では台風性竜巻の発生が確認されていない」ことや、地域に応じて総観場</p>	<p>1. はじめに</p> <p>一般的に、大気現象の水平方向の広がりについては「水平スケール」と呼ばれ、寿命や周期は「時間スケール」と呼ばれる。第1-1図は雷雨とその関連事象の時空間スケールの関係を表したものである。個々の積雲の時空間スケールは1km・10分程度であり、発達・組織化（マルチセル化・スーパーセル化）すると10～100km・数時間～半日程度にまで大きくなる。それに対し、竜巻の時空間スケールは数分・100m程度である。</p> <p>竜巻の発生メカニズムを考える際、時空間スケールの階層構造が重要である（第1-2図）。ある大気現象は、スケールのより小さな現象を内包しており、竜巻の場合、竜巻の漏斗雲内の気流は数十メートル～数百メートル規模（マイクロスケールと呼ばれる（Orlanski 1975）；第1-2図では“MISOCYCLONE”と記載されている）の現象であるのに対し、竜巻を引き起こすもの積乱雲である親雲のスケールは数キロメートル～数十キロメートル規模（メソスケールと呼ばれる。第1-2図では“MESOCYCLONE”と記載されている）である。台風、低気圧、前線等のいわゆる総観場は、数百キロメートル～数千キロメートル規模（総観スケールと呼ばれる。第1-2図では“MASOCYCLONE”と記載されている）として扱われる。また、竜巻内部には吸い込み渦（第1-2図では“Suction Vortex”と記載されている）と呼ばれるさらに強い渦が形成されることもある。</p>  <p>第1-1図 雷雨とその関連現象の時空間スケール（大野 2001）</p>  <p>第1-2図 竜巻発生時の渦の多重構造（Fujita 1981）</p> <p>このように、竜巻の発生にはさまざまなスケールの現象が介在し、異なるスケールの現象が相互作用しているため、竜巻の発生頻度や強度の地域性は複数の時空間スケールで議論する必要がある。気象学における現状として、観測データの欠如や数値シミュレーション技術の不十分さゆえにマイクロスケールの現象の理解が難しく、未知なメカニズムもあると認識されている。一方、総観場の観点では、さまざまなパターンで竜巻が発生していることがわかっており、「日本海側では台風性竜巻の発生が確認されていない」ことや、地域に応じて総観場</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料2.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の割合が異なる等の分析結果が得られている。しかし、例えば、寒冷前線起因のF3竜巻が実際に発生している（1990年茂原竜巻や2006年佐呂間竜巻等）が、寒冷前線自体は国内どこでも通過しうるため、ある地域においてF3竜巻が発生し難いことを総観場の分析結果だけで示すのは難しい。</p> <p>竜巻影響評価ガイドでは、基準竜巻風速 V_{BI} の設定の際に国内最大規模の竜巻ではなく竜巻検討地域内における記録等を参照する場合には、その明確な根拠を提示する必要があると記載されている。そのため、総観スケールの気象場の分析結果のみではなく、メソスケールあるいはマイクロスケールの気象場の特徴から地域性が見られる理由、及び竜巻検討地域内の記録を参照して V_{BI} を設定できる根拠をより気象力学的に明らかにすることが必要である。ただし、上述のように、マイクロスケールでの議論は極めて困難である。</p> <p>そこで、マイクロスケールで発生する竜巻現象を包含する気象場（以下、「環境場」という。）として、親雲の水平スケールに対応するメソスケールの気象場を対象として、F3規模以上の竜巻の発生に適した環境場が生起する頻度についてその地域性の有無を検討する。以下、第2節では竜巻の発生メカニズムについて簡単に触れ、竜巻発生環境場を議論する上で重要な視点について述べる。第3節では、発生環境場の指標として活用されている突風関連指数について、本検討で用いる突風関連指数の概要を述べる。第4節では、気象モデルを用いて顕著な竜巻の数値シミュレーションを行い、気象場や突風関連指数解析結果を考察する。この結果をもとに、第5節において過去50年間の気象解析データを用いて、突風関連指数の地域性について分析し、F3規模以上の竜巻発生に適した環境場の生成のし易さを観点とした地域性の有無について考察する。第6節では北海道網走支庁佐呂間町にて発生したF3竜巻の特殊性、及び竜巻検討地域設定に対する取り扱いについて述べる。</p> <p>なお、メソスケールでの地域性を検討するに際し、ヨーロッパ中期予報センターの長期再解析データをもとに、気象モデルを用いたダウンスケーリングと呼ばれる手法により当該スケールに対する空間分解能（水平解像度5km）を有する気象データを作成した。今回、1961年～2010年の1時間毎のデータを使用した。その検討フローを第1-3図に示す。</p> <p>過去の既往文献や、国内外で発生した大きな竜巻を対象とした発生環境場に関する解析結果をもとに、不確かさも考慮して突風関連指数の閾値を設定し、長期間にわたる気象データにおいて、その閾値を超過する頻度を算出し、得られた頻度分布において定性的に十分に差があるかどうかを観点として地域性の有無を考察した。</p>	<p>の割合が異なる等の分析結果が得られている。しかし、例えば、寒冷前線起因のF3竜巻が実際に発生している（1990年茂原竜巻や2006年佐呂間竜巻等）が、寒冷前線自体は国内どこでも通過しうるため、ある地域においてF3竜巻が発生し難いことを総観場の分析結果だけで示すのは難しい。</p> <p>竜巻影響評価ガイドでは、基準竜巻風速 V_{BI} の設定の際に国内最大規模の竜巻ではなく竜巻検討地域内における記録等を参照する場合には、その明確な根拠を提示する必要があると記載されている。そのため、総観スケールの気象場の分析結果のみではなく、メソスケールあるいはマイクロスケールの気象場の特徴から地域性が見られる理由、及び竜巻検討地域内の記録を参照して V_{BI} を設定できる根拠をより気象力学的に明らかにすることが必要である。ただし、上述のように、マイクロスケールでの議論は極めて困難である。</p> <p>そこで、マイクロスケールで発生する竜巻現象を包含する気象場（以下、「環境場」という。）として、親雲の水平スケールに対応するメソスケールの気象場を対象として、F3規模以上の竜巻の発生に適した環境場が生起する頻度についてその地域性の有無を検討する。以下、第2節では竜巻の発生メカニズムについて簡単に触れ、竜巻発生環境場を議論する上で重要な視点について述べる。第3節では、発生環境場の指標として活用されている突風関連指数について、本検討で用いる突風関連指数の概要を述べる。第4節では、気象モデルを用いて顕著な竜巻の数値シミュレーションを行い、気象場や突風関連指数解析結果を考察する。この結果をもとに、第5節において過去50年間の気象解析データを用いて、突風関連指数の地域性について分析し、F3規模以上の竜巻発生に適した環境場の生成のし易さを観点とした地域性の有無について考察する。第6節では北海道網走支庁佐呂間町にて発生したF3竜巻の特殊性、及び竜巻検討地域設定に対する取り扱いについて述べる。</p> <p>なお、メソスケールでの地域性を検討するに際し、ヨーロッパ中期予報センターの長期再解析データをもとに、気象モデルを用いたダウンスケーリングと呼ばれる手法により当該スケールに対する空間分解能（水平解像度5km）を有する気象データを作成した。今回、1961年～2010年の1時間毎のデータを使用した。その検討フローを第1-3図に示す。</p> <p>過去の既往文献や、国内外で発生した大きな竜巻を対象とした発生環境場に関する解析結果をもとに、不確かさも考慮して突風関連指数の閾値を設定し、長期間にわたる気象データにおいて、その閾値を超過する頻度を算出し、得られた頻度分布において定性的に十分に差があるかどうかを観点として地域性の有無を考察した。</p>	<p>の割合が異なる等の分析結果が得られている。しかし、例えば、寒冷前線起因のF3竜巻が実際に発生している（1990年茂原竜巻や2006年佐呂間竜巻等）が、寒冷前線自体は国内どこでも通過しうるため、ある地域においてF3竜巻が発生し難いことを総観場の分析結果だけで示すのは難しい。</p> <p>竜巻影響評価ガイドでは、基準竜巻風速 V_{BI} の設定の際に国内最大規模の竜巻ではなく竜巻検討地域内における記録等を参照する場合には、その明確な根拠を提示する必要があると記載されている。そのため、総観スケールの気象場の分析結果のみではなく、メソスケールあるいはマイクロスケールの気象場の特徴から地域性が見られる理由、及び竜巻検討地域内の記録を参照して V_{BI} を設定できる根拠をより気象力学的に明らかにすることが必要である。ただし、上述のように、マイクロスケールでの議論は極めて困難である。</p> <p>そこで、マイクロスケールで発生する竜巻現象を包含する気象場（以下、「環境場」という。）として、親雲の水平スケールに対応するメソスケールの気象場を対象として、F3規模以上の竜巻の発生に適した環境場が生起する頻度についてその地域性の有無を検討する。以下、第2節では竜巻の発生メカニズムについて簡単に触れ、竜巻発生環境場を議論する上で重要な視点について述べる。第3節では、発生環境場の指標として活用されている突風関連指数について、本検討で用いる突風関連指数の概要を述べる。第4節では、気象モデルを用いて顕著な竜巻の数値シミュレーションを行い、気象場や突風関連指数解析結果を考察する。この結果をもとに、第5節において過去50年間の気象解析データを用いて、突風関連指数の地域性について分析し、F3規模以上の竜巻発生に適した環境場の生成のし易さを観点とした地域性の有無について考察する。第6節では北海道網走支庁佐呂間町にて発生したF3竜巻の特殊性、及び竜巻検討地域設定に対する取り扱いについて述べる。</p> <p>なお、メソスケールでの地域性を検討するに際し、ヨーロッパ中期予報センターの長期再解析データをもとに、気象モデルを用いたダウンスケーリングと呼ばれる手法により当該スケールに対する空間分解能（水平解像度5km）を有する気象データを作成した。今回、1961年～2010年の1時間毎のデータを使用した。その検討フローを第1-3図に示す。</p> <p>過去の既往文献や、国内外で発生した大きな竜巻を対象とした発生環境場に関する解析結果をもとに、不確かさも考慮して突風関連指数の閾値を設定し、長期間にわたる気象データにおいて、その閾値を超過する頻度を算出し、得られた頻度分布において定性的に十分に差があるかどうかを観点として地域性の有無を考察した。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻：別添資料1 添付資料2.2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>気象学的観点では、(上昇気流を伴う激しい対流活動の生成にとって重要な) 大気下層における暖かく湿った大気の流入と過度の生成が大きな竜巻発生の重要な要素であり、両方満たすことがF3以上の竜巻を引き起こす巨大積乱雲（スーパーセル）の形成に必要である。太平洋側で大きな竜巻が発生しているのは、スーパーセル形成に寄与する大気下層の大気状態が日本海側に比べて不安定である影響が反映されているといえる。<u>このことは、海水温の高い太平洋上で生み出された不安定性の高い下層大気が高い山岳等で遮蔽されることなく流入する太平洋側に開けた平野部（関東平野、濃尾平野、富嶺平野等）において大きな竜巻が発生している傾向としても理解できる。</u></p> <p>【泊資料付録Dにて再掲し比較する】</p> <p>なお、基本的な気象学的知識として、太平洋側から流入した大気下層の空気塊が山岳を越えようとした場合、空気塊の上昇に伴い気温が低下し、昇り斜面上空で空気塊が飽和して降水粒子が生成され、湿潤不安定な状態が解消される。この場合、空気塊が山岳を乗り越えたとしても乾燥・安定化の進んだ空気塊になるため、太平洋沿岸部で竜巻を引き起こした大気が、例えば日本列島の中央部に存在する高く複雑な山岳域を湿潤不安定な状態のまま乗り越えて日本海側に流入して大きな竜巻を引き起こすことは考えられない。</p> <p>上記について、ヨーロッパ中期予報センター（ECMWF）による再解析データ ECMWF-Interim をもとに、気象モデル WRF (Weather Research and Forecasting model; Skamarock et al. 2005) を用いて、9km×9km のグリッド毎に風向・風速および相当温位を算出した気象解析結果をもとに具体的に説明する。</p>	<div data-bbox="750 151 1288 502" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>過去知見の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな竜巻を引き起こすスーパーセルの発生によって、上空風の鉛直シアや大気不安定度が大きな要因である。 突風関連指数として、SRHおよびCAPE、あるいはそれらの複合的な指数が挙げられる。 指数値が大きいほど大きな竜巻が発生することを示唆する文献がある。 <p>国内外の竜巻発生時のCAPE、SRH、EHIの分析・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> F3竜巻発生時は、CAPEおよびSRHの片方が小さい場合、あるいはEHIが小さい場合に発生し難い傾向が見られる。 F2規模以下の竜巻でも、指数値が小さい場合でも発生している。 過去のF3竜巻発生時の解析結果等を用いて、F3規模以上の竜巻発生環境場に対する突風関連指数の関係を探索。 <p>長期・高解像度データの分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパ中期予報センターの長期再解析データと気象モデルWRFを用いて、長期・高分解能の気象データを作成。 上記気象データをもとに、50年間、1時間毎の突風関連指数のメッシュデータ(水平解像度5km)を算出 突風関連指数の閾値を超過する頻度を算出 <p>超過頻度分布の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> SRHおよびCAPEに対するそれぞれの閾値を同時に超過する頻度を季節毎に算出した結果を考察。 EHIに対する閾値を超過する頻度の分布を考察。 十分に精度差が認められる場合に地域差があるとする。 </div> <p>第1-3図 メソスケールでの分析フロー</p> <p>2. 竜巻の発生メカニズム・分類とメソスケール分析の有効性</p> <p>2.1 竜巻の発生メカニズム</p> <p>竜巻の発生メカニズムは二つに大別されると考えられている（新野2007）。一つは、スーパーセルと呼ばれる特徴的な構造を有する巨大積乱雲に伴うもの（第2.3-1図に例示した模式図参照）であり、もう一つは、気温・湿度や風向・風速が急変する局地的な前線（第2.3-2図に例示した模式図参照）に伴うものである。</p> <p>スーパーセルを伴う竜巻では、大気下層における鉛直シア（風向が上下で逆転する、あるいは風速が上下で大きく異なる場合に生じる）に伴って水平軸を有した渦管が形成され、それが上昇気流によって数キロメートル上空まで持ち上がる。その際、メソサイクロンと呼ばれる直径3・4km～10km程度の鉛直軸回りの強い渦が積乱雲中にでき、その下部に竜巻が発生する（Klemp and Wilhelmson 1978；第2.3-1図参照）。このように、メソサイクロンの形成がこの種の竜巻の最大の特徴である（新野2007）。第2.3-1図に示すように、鉛直シアによりスーパーセル内では降水粒子の落下域（下降流域）と上昇流域が分離されるため、巨大な積乱雲にまで発達し、長時間持続しうる。国内で発生したF2規模以上の竜巻に対し、スーパーセルあるいはミニチュア（ミニ）スーパーセルが存在したことを観測・解析した成果も得られている（Suzuki et al. 2000, Mashiko et al. 2009等）。また、水平風速のマイクロスケールの空間スケールを有する竜巻漏斗雲の形成メカニズムについては、水平渦が上昇気流により引き伸ばされることの影響、あるいはメソサイクロンが地表面付近の上昇気流への影響等が指摘されている（Noda and Niino 2010）が、多くは未解明であり、レーダ観測や数値実験による研究が行われている。しかし、メソサイクロンが強いほど竜巻強度が大きくなるという関係性が、最先端のドップラーレーダを用いた詳細観測により分かっている。（Burgess et al. 2002）</p> <p>一方、局地前線に伴う竜巻では、気温・湿度、風向・風速が水平方</p>	<div data-bbox="1344 151 1948 502" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>過去知見の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな竜巻を引き起こすスーパーセルの発生によって、上空風の鉛直シアや大気不安定度が大きな要因である。 突風関連指数として、SRH及びCAPE、あるいはそれらの複合的な指数が挙げられる。 指数値が大きいほど大きな竜巻が発生することを示唆する文献がある。 <p>国内外の竜巻発生時のCAPE、SRH、EHIの分析・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> F3竜巻発生時は、CAPE及びSRHの片方が小さい場合、あるいはEHIが小さい場合に発生し難い傾向が見られる。 F2規模以下の竜巻でも、指数値が小さい場合でも発生している。 過去のF3竜巻発生時の解析結果等を用いて、F3規模以上の竜巻発生環境場に対する突風関連指数の関係を探索。 <p>長期・高解像度データの分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパ中期予報センターの長期再解析データと気象モデルWRFを用いて、長期・高分解能の気象データを作成。 上記気象データをもとに、50年間、1時間毎の突風関連指数のメッシュデータ(水平解像度5km)を算出 突風関連指数の閾値を超過する頻度を算出 <p>超過頻度分布の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> SRH及びCAPEに対するそれぞれの閾値を同時に超過する頻度を季節毎に算出した結果を考察。 EHIに対する閾値を超過する頻度の分布を考察。 十分に精度差が認められる場合に地域差があるとする。 </div> <p>第1-3図 メソスケールでの分析フロー</p> <p>2. 竜巻の発生メカニズム・分類とメソスケール分析の有効性</p> <p>2.1 竜巻の発生メカニズム</p> <p>竜巻の発生メカニズムは二つに大別されると考えられている（新野2007）。一つは、スーパーセルと呼ばれる特徴的な構造を有する巨大積乱雲に伴うもの（第2.3-1図に例示した模式図参照）であり、もう一つは、気温・湿度や風向・風速が急変する局地的な前線（第2.3-2図に例示した模式図参照）に伴うものである。</p> <p>スーパーセルを伴う竜巻では、大気下層における鉛直シア（風向が上下で逆転する、あるいは風速が上下で大きく異なる場合に生じる）に伴って水平軸を有した渦管が形成され、それが上昇気流によって数キロメートル上空まで持ち上がる。その際、メソサイクロンと呼ばれる直径3・4km～10km程度の鉛直軸回りの強い渦が積乱雲中にでき、その下部に竜巻が発生する（Klemp and Wilhelmson 1978；第2.3-1図参照）。このように、メソサイクロンの形成がこの種の竜巻の最大の特徴である（新野2007）。第2.3-1図に示すように、鉛直シアによりスーパーセル内では降水粒子の落下域（下降流域）と上昇流域が分離されるため、巨大な積乱雲にまで発達し、長時間持続しうる。国内で発生したF2規模以上の竜巻に対し、スーパーセルあるいはミニチュア（ミニ）スーパーセルが存在したことを観測・解析した成果も得られている（Suzuki et al. 2000, Mashiko et al. 2009等）。また、水平風速のマイクロスケールの空間スケールを有する竜巻漏斗雲の形成メカニズムについては、水平渦が上昇気流により引き伸ばされることの影響、あるいはメソサイクロンが地表面付近の上昇気流への影響等が指摘されている（Noda and Niino 2010）が、多くは未解明であり、レーダ観測や数値実験による研究が行われている。しかし、メソサイクロンが強いほど竜巻強度が大きくなるという関係性が、最先端のドップラーレーダを用いた詳細観測により分かっている。（Burgess et al. 2002）</p> <p>一方、局地前線に伴う竜巻では、気温・湿度、風向・風速が水平方</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・記載の趣旨は泊、女川と同様である。</p> <p>【大飯】 記載位置の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>